官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○令和七年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（三〇）　三
○特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令の一部を改正する政令（三一）　四
○子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（三二）　六
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（三三）　六

〔府令・省令〕
○独立行政法人男女共同参画機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（内閣府・文部科学三）　六
○私立学校法施行規則の一部を改正する省令（文部科学八）　一〇
○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令（同九）　一三
○漁業災害補償法施行規則の一部を改正する省令（農林水産一五）　一三
○陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部組織規則等の一部を改正する省令（防衛五）　一四〇

〔法規的告示〕
○学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示（文部科学四五）　一四
○大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示（同四六）　一五
○学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の一部を改正する告示（同四七）　一六
○独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示（同四八）　一六
○大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（同四九）　一六
○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（厚生労働八七）　一六
○介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額等の一部を改正する件（同八八）　一四一

〔その他告示〕
○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の規定に基づき、令和七年に発生した激甚災害に係る特定地方公共団体の指定をする件（文部科学・国土交通一）　一四三
○令和七年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条第三項の地域を指定する件（農林水産二七三）　一四三
○令和七年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第五条の三第一項の市町村を告示する件（同三七四）　一四四
○令和七年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件（同三七五）　一四五
○令和七年に発生した林道についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条第三項の地域を指定する件（同三七六）　一四六
○令和七年に発生した林道についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第五条の三第一項の市町村を告示する件（同三七七）　一四七
○令和七年に発生した林道についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件（同三七八）　一四七
○令和七年に発生した農林水産業共同利用施設についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十九条第一項第一号の区域を告示する件（同三七九）　一四八
○海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁九）　一四八

〔官庁報告〕
官庁事項
官報サービスセンターの変更の公表について（内閣府）　一四九
国家試験
令和七年度技術士第二次試験合格者（文部科学省）　一五〇
第二十一回紛争解決手続代理業務試験合格者（厚生労働省）　一五三

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

（前のページより続き）
令和八年度裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分）公告（最高裁判所）　二三
令和八年度裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分）公告（同）　二四
令和八年度裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）公告（同）　二六
令和八年度裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補、大卒程度区分）公告（同）　二七
令和八年度裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）公告（同）　二六
令和八年度裁判所書記官等試験委員会臨時委員（同）　二九
令和八年度家庭裁判所調査官試験委員会臨時委員（同）

〔公　告〕

諸　事　項

官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　一七
裁判所
破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等
日本弁護士連合会公示送達関係　二〇六
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、押収物還付関係　二〇六
会社その他
会社決算公告　二〇八

本号で公布された法令のあらまし

◇令和七年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第三十号）（内閣府本府）

1　令和七年等に発生した地滑り、豪雨、融雪等による災害で特定地域に係る災害を激甚災害として指定する。（本則関係）

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用する。（本則関係）

⑴　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

⑵　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

⑶　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

⑷　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令の一部を改正する政令（政令第三十一号）（国土交通省）

1　区域整備計画の認定を申請することができる期間の追加

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第九条第十項の政令で定める期間に、令和九年五月六日から同年十一月五日までの期間を追加する。（本則関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（政令第三十二号）（こども家庭庁）

1　子ども・子育て支援法施行令の一部改正

子ども・子育て支援納付金の額の算定について、健康保険者等に合併、分割又は解散があった場合は、既に割り当てられた子ども・子育て支援納付金の額を基に加算、控除又は加入者数で按分（あんぶん）することで、合併、分割又は解散により成立した健康保険者等の子ども・子育て支援納付金の額を算定すること等の特例を定める。（第四十三条関係）

2　施行期日等

⑴　この政令は、一部の規定を除き、公布日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　国民健康保険制度の繰入金及び補助並びに後期高齢者医療制度の繰入金のうち、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第四十七条第四項第三号及び第五号の政令で定める部分を定める。（附第二項及び第三項関係）

◇武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三十三号）（内閣官房）

1　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十九号）の一部の施行に伴い、地方公共団体が支弁した国民の保護のための措置等に要する費用のうち地方公共団体が負担するものの範囲に関する規定の整理を行う。（本則関係）

2　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

政令

令和七年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年三月十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三十号

令和七年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条　次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
令和二年七月七日から令和七年一月二十三日までの間の地滑りによる災害で、愛媛県伊予市の区域に係るもの	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置
令和三年八月十四日から令和七年一月八日までの間の地滑りによる災害で、佐賀県嬉野市の区域に係るもの	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
令和三年八月十四日から令和七年七月四日までの間の地滑りによる災害で、佐賀県杵島郡江北町の区域に係るもの	法第三条から第五条まで、第十二条及び第二十四条に規定する措置
令和四年九月十七日から令和七年四月十四日までの間の地滑りによる災害で、宮崎県東臼杵郡椎葉村の区域に係るもの	法第十二条に規定する措置
令和四年九月二十日から令和七年三月十三日までの間の地滑りによる災害で、高知県吾川郡仁淀川町の区域に係るもの	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
令和七年四月十七日及び同月十八日の融雪による災害で、山形県西村山郡朝日町の区域に係るもの	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
令和七年九月三十日及び十月一日の豪雨による災害で、北海道白老郡白老町の区域に係るもの	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
令和元年十二月二日から令和七年一月三十一日までの間の地滑りによる災害で、三重県度会郡度会町の区域に係るもの	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
令和五年四月十一日から令和七年二月二十八日までの間の地滑りによる災害で、徳島県美馬市の区域に係るもの	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
令和六年十二月十六日から令和七年五月十五日までの間の地滑りによる災害で、福井県大飯郡高浜町の区域に係るもの	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
令和七年七月九日から同月十二日までの間の豪雨による災害で、長野県木曽郡南木曽町及び岐阜県加茂郡東白川村の区域に係るもの	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
令和七年七月十三日から同月十八日までの間の豪雨による災害で、山梨県南巨摩郡身延町、高知県土佐郡大川村及び長崎県対馬市の区域に係るもの	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による災害で、次に掲げる町村の区域に係るもの イ　東京都八丈町 ロ　東京都青ヶ島村	法第三条から第五条まで、第十二条及び第二十四条に規定する措置 法第十二条に規定する措置
備考　令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、令和七年台風第二十二号及び同年台風第二十三号によるものをいう。	

（都道府県に係る特例）

第二条　前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（関係政令の廃止）

2　令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和七年政令第三百九十九号）は、廃止する。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三十一号

特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第九条第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令（令和二年政令第三百六十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「まで」の下に「及び令和九年五月六日から同年十一月五日まで」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　金子　恭之

内閣総理大臣　高市　早苗

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三十二号

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の七並びに子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第四十七条第四項第三号及び第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第四十四条を第四十五条とし、第四十三条を第四十四条とし、第四十二条の次に次の一条を加える。

（健康保険者等の合併等の場合における子ども・子育て支援納付金の額の算定の特例）

第四十三条　成立健康保険者等（合併若しくは分割により成立した健康保険者等（法第七十一条の二第五項に規定する健康保険者等をいう。以下この条において同じ。）、合併若しくは分割後存続する健康保険者等又は解散をした健康保険者等の権利義務を承継した健康保険者等をいう。以下この条において同じ。）に係る合併、分割又は解散が行われた年度（以下この条において「合併等年度」という。）の子ども・子育て支援納付金の額は、次の各号に掲げる成立健康保険者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、合併、分割又は解散が合併等年度の初日に行われたときは、この限りでない。

一　合併により成立した健康保険者等　当該健康保険者等が当該合併により消滅した各健康保険者等から承継した合併等年度の子ども・子育て支援納付金に係る債務の額を合計した額

二　合併後存続する健康保険者等又は解散をした健康保険者等の権利義務を承継した健康保険者等　当該合併又は解散前における当該健康保険者等に係る合併等年度の子ども・子育て支援納付金の額に当該合併又は解散により消滅した健康保険者等から承継した合併等年度の子ども・子育て支援納付金に係る債務の額を加えて得た額

三　分割により成立した健康保険者等　当該分割により消滅した健康保険者等又は当該分割後存続する健康保険者等から承継した合併等年度の子ども・子育て支援納付金に係る債務の額

四　分割後存続する健康保険者等　当該分割前における当該健康保険者等に係る合併等年度の子ども・子育て支援納付金の額から当該分割により成立した健康保険者等に係る債務の額を控除して得た額

2　前項ただし書に規定する場合における次の表の上欄に掲げる成立健康保険者等の区分に該当する成立健康保険者等に係る合併等年度の子ども・子育て支援納付金の額の算定については、当該区分に応じ、法第七十一条の四第一項ただし書中「徴収年度の前々年度の概算支援納付金の額」とあるのは同表の中欄に掲げる字句と、「当該年度の確定支援納付金の額」とあるのは同表の下欄に掲げる字句とする。

合併により成立した健康保険者等	当該合併により消滅した各健康保険者等に係る当該合併が行われた年度の前々年度の概算支援納付金の額の合計額	当該合併により消滅した各健康保険者等に係る当該年度の確定支援納付金の額の合計額
合併後存続する健康保険者等	当該健康保険者等に係る当該合併が行われた年度の前々年度の概算支援納付金の額に当該合併により消滅した健康保険者等に係る当該年度の概算支援納付金の額を加えて得た額	当該健康保険者等に係る当該年度の確定支援納付金の額に当該合併により消滅した健康保険者等に係る当該年度の確定支援納付金の額を加えて得た額
分割により成立した健康保険者等（分割後存続する健康保険者等がある場合を除く。）	当該分割により消滅した健康保険者等に係る当該分割が行われた年度の前々年度の概算支援納付金の額を当該分割により成立した各健康保険者等に係る当該分割時における加入者等の数に応じて按分して得た額	当該分割により消滅した健康保険者等に係る当該年度の確定支援納付金の額を当該分割により成立した各健康保険者等に係る当該分割時における加入者等の数に応じて按分して得た額
解散をした健康保険者等の権利義務を承継した健康保険者等	当該健康保険者等に係る当該解散が行われた年度の前々年度の概算支援納付金の額に当該解散により消滅した健康保険者等に係る当該年度の概算支援納付金の額を加えて得た額	当該健康保険者等に係る当該年度の確定支援納付金の額に当該解散により消滅した健康保険者等に係る当該年度の確定支援納付金の額を加えて得た額

3　前項の規定は、同項の表の上欄に掲げる成立健康保険者等の区分に該当する成立健康保険者等に係る合併等年度の翌年度の子ども・子育て支援納付金の額の算定について準用する。この場合において、同表中「前々年度」とあるのは、「前年度」と読み替えるものとする。

4　成立健康保険者等に係る合併等年度の翌々年度の子ども・子育て支援納付金の額の算定については、次の表の上欄に掲げる成立健康保険者等の区分に応じ、法第七十一条の四第一項ただし書中「徴収年度の前々年度の概算支援納付金の額」とあるのは同表の中欄に掲げる字句と、「当該年度の確定支援納付金の額」とあるのは同表の下欄に掲げる字句とする。ただし、合併、分割又は解散が合併等年度の初日に行われたときは、この限りでない。

合併により成立した健康保険者等	当該合併により消滅した各健康保険者等に係る当該合併が行われた年度の概算支援納付金に係る債務の額として当該合併前に算定された額の合計額	当該健康保険者等に係る当該年度の確定支援納付金の額に当該合併により消滅した各健康保険者等に係る当該年度の確定支援納付金の額を加えて得た額

合併後存続する健康保険者等	分割により成立した健康保険者等（分割後存続する健康保険者等がある場合を除く。）	分割後存続する健康保険者等がある場合における分割により成立した健康保険者等及び当該分割後存続する健康保険者等	解散をした健康保険者等の権利義務を承継した健康保険者等
当該健康保険者等に係る当該合併が行われた年度の概算支援納付金として当該合併前に算定された額を当該合併により消滅した健康保険者等に係る当該年度の概算支援納付金の額を加えて得た額	当該分割により消滅した健康保険者等に係る当該分割が行われた年度の概算支援納付金として当該分割前に算定された額を当該分割により成立した各健康保険者等に係る当該分割時における加入者等の数に応じて按分して得た額	当該分割後存続する健康保険者等に係る当該分割が行われた年度の概算支援納付金として当該分割前に算定された額を当該分割により消滅した健康保険者等及び当該分割後存続する健康保険者等に係る当該分割時における加入者等の数及び当該分割の時期に応じて按分して得た額	当該健康保険者等に係る当該解散が行われた年度の概算支援納付金として当該解散前に算定された額に当該解散をした健康保険者等に係る当該年度の概算支援納付金として当該解散前に算定された額を加えて得た額
当該健康保険者等に係る当該年度の確定支援納付金の額に当該合併により消滅した健康保険者等に係る当該年度の確定支援納付金の額を加えて得た額	当該健康保険者等に係る当該年度の確定支援納付金の額に当該分割により消滅した健康保険者等に係る当該年度の確定支援納付金の額を当該分割により成立した各健康保険者等に係る当該分割時における加入者等の数に応じて按分して得た額を加えて得た額	当該健康保険者等に係る当該年度の確定支援納付金の額	当該健康保険者等に係る当該年度の確定支援納付金の額に当該解散をした健康保険者等に係る当該年度の確定支援納付金の額を加えて得た額

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、令和八年四月一日から施行する。

（改正法附則第四十七条第四項第三号及び第五号の政令で定める部分）

2　子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第四十七条第四項第三号の政令で定める部分は、次の各号に掲げる繰入金又は補助の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

一　改正法第八条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号。以下「新国民健康保険法」という。）第七十二条の三第一項の規定による繰入金　次のイ又はロに掲げる市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区分に応じ、当該イ又はロに定める額を全ての市町村について合算した額に相当する部分

イ　新国民健康保険法の規定により保険料を徴収する市町村　国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第二号）第二条の規定による改正後の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「新国保算定政令」という。）第四条の三第一項第一号に掲げる額（国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令第一条の規定による改正後の国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号。以下「新国保令」という。）第二十九条の七第五項の規定に基づき算定される被保険者均等割額及び世帯別平等割額に係る部分に限る。）

ロ　改正法第五条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「新地方税法」という。）の規定により国民健康保険税を課する市町村　新国保算定政令第四条の三第一項第二号に掲げる額（新地方税法第七百三条の四第三十三項、第三十五項及び第三十六項の規定により算定される被保険者均等割額、十八歳以上被保険者均等割額及び世帯別平等割額に係る部分に限る。）

二　新国民健康保険法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金　次のイ又はロに掲げる市町村の区分に応じ、当該イ又はロに定める額を全ての市町村について合算した額に相当する部分

イ　新国民健康保険法の規定により保険料を徴収する市町村　新国保算定政令第四条の四第一項第一号に掲げる額（新国保令第二十九条の七第五項の規定に基づき算定される被保険者均等割額に係る部分に限る。）

ロ　新地方税法の規定により国民健康保険税を課する市町村　新国保算定政令第四条の四第二号に掲げる額（新地方税法第七百三条の四第三十三項の規定により算定される被保険者均等割額に係る部分に限る。）

三　新国民健康保険法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金　次のイ又はロに掲げる市町村の区分に応じ、当該イ又はロに定める額を全ての市町村について合算した額に相当する部分

イ　新国民健康保険法の規定により保険料を徴収する市町村　新国保算定政令第四条の五第一項第一号に掲げる額（新国保令第二十九条の七第五項の規定に基づき算定される所得割額、被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額に係る部分に限る。）

ロ　新地方税法の規定により国民健康保険税を課する市町村　新国保算定政令第四条の五第一項第二号に掲げる額（新地方税法第七百三条の四第三十一項、第三十三項及び第三十五項の規定により算定される所得割額、被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額に係る部分に限る。）

四　新国民健康保険法第七十二条の四第一項の規定による繰入金　次のイ又はロに掲げる市町村の区分に応じ、当該イ又はロに定める額を全ての市町村について合算した額に相当する部分

イ　新国民健康保険法の規定により保険料を徴収する市町村　新国保算定政令第四条の六第一項第一号に掲げる額（新国保令第二十九条の七第五項の規定に基づき算定される所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額に係る部分に限る。）

ロ　新地方税法の規定により国民健康保険税を課する市町村　新国保算定政令第四条の六第一項第三号に掲げる額（新地方税法第七百三条の四第三十一項から第三十三項まで及び第三十六項の規定により算定される所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額に係る部分に限る。）

五　新国民健康保険法第七十三条第一項の規定による補助　次に掲げる額を全ての国民健康保険組合について合算した額に相当する部分

イ　新国保算定政令第五条第一項第一号ロ(1)に掲げる額（子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額に限り、新国保算定政令第五条第一項第一号イに規定する被用者保険等保険者である組合にあっては、同号ロ(1)に掲げる額から同号ロ(2)の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額とする。）から同号ロ(3)に掲げる額（同条第五項第三号ニの厚生労働省令で定めるところにより算定した額に限る。ロにおいて「子ども・子育て支援納付金特定納付費用額」という。）を控除して得た額に同条第一項第一号ハに掲げる割合を乗じて得た額

ロ　子ども・子育て支援納付金特定納付費用額に新国保算定政令第五条第五項第三号ヘに掲げる割合を乗じて得た額

（注）　この政令は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十三号）による改正後の子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十条第一項の規定に基づき、子ども・子育て支援納付金の納付義務者等に対する子ども・子育て支援納付金の賦課及び徴収並びに子ども・子育て支援納付金特定納付費用額の算定について定めるものである。

3　改正法附則第四十七条第四項第五号の政令で定める部分は、次の各号に掲げる繰入金の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

一　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第九十九条第一項の規定による繰入金　高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第四号）第二条の規定による改正後の前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号。以下「新高齢者算定政令」という。）第十条第一項に規定する額（高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令第一条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号。以下「新高確法施行令」という。）第十八条第一項第八号の被保険者均等割額に係る部分に限る。）を全ての市町村について合算した額に相当する部分

二　高齢者の医療の確保に関する法律第九十九条第二項の規定による繰入金　新高齢者算定政令第十条第二項に規定する額（新高確法施行令第十八条第一項第八号の被保険者均等割額に係る部分に限る。）を全ての市町村について合算した額に相当する部分

内閣総理大臣　高市　早苗

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三十三号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百六十八条第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四十八条中「手当は、」の下に「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項の」を加える。

第五十三条中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

府令・省令

○内閣府・文部科学省令第三号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第八条第三項、第十九条第四項及び第六項第二号、第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第八号、第三十一条第一項、第三十二条第二項、第三十七条、第三十八条第一項から第三項まで、第四十八条、第五十条並びに第五十条の六第一号及び第二号（これらの規定を独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）附則第六条により読み替えて適用する場合を含む。）、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第二十一条第二項並びに独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和七年政令第三百九十五号）第十条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、独立行政法人男女共同参画機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令を次のように定める。

令和八年三月十三日

内閣総理大臣　高市　早苗
文部科学大臣　松本　洋平

独立行政法人男女共同参画機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第一条　独立行政法人男女共同参画機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他内閣総理大臣が定める財産とする。

（監査報告の作成）

第二条　機構に係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号並びに第五項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　機構の役員及び職員

二　前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4　監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、機構の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5　監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　監事の監査の方法及びその内容

二　機構の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三　機構の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四　機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六　監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

第三条　機構に係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人男女共同参画機構法（以下「機構法」という。）及びこの命令の規定に基づき内閣総理大臣又は文部科学大臣に提出する書類とする。

（業務方法書に記載すべき事項）

第四条　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　機構法第十二条第一号に規定する啓発活動及び広報活動に関する事項
二　機構法第十二条第二号に規定する関係者相互間の連携及び協働の促進に関する事項
三　機構法第十二条第三号に規定する研修に関する事項
四　機構法第十二条第四号に規定する調査及び研究に関する事項
五　機構法第十二条第五号に規定する情報及び資料の収集、整理及び提供に関する事項
六　機構法第十二条第六号に規定する助言に関する事項
七　機構法第十二条第七号に規定する附帯業務に関する事項
八　業務委託の基準
九　競争入札その他契約に関する基本的事項
十　その他機構の業務の執行に関して必要な事項

（中期計画の作成・変更に係る事項）

第五条　機構は、通則法第三十条第一項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに（機構の最初の事業年度の属する中期計画については、機構の成立後遅滞なく）、内閣総理大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。

2　機構は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとする場合において、当該変更しようとする事項が次の各号に掲げるものであるときは、当該変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書をそれぞれ当該各号に定める大臣（第七条第二項において「主務大臣」という。）に提出しなければならない。

一　次号に掲げるもの以外のもの　内閣総理大臣
二　機構法第十二条第三号に掲げる業務（女性教育関係者に対する研修に係る部分に限る。）及び同条第四号から第六号までに掲げる業務（女性教育に関する業務に係る部分に限る。）並びにこれらの業務に附帯する業務に関する事項　文部科学大臣

（中期計画記載事項）

第六条　機構に係る通則法第三十条第二項第八号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　施設及び設備に関する計画
二　人事に関する計画
三　中期目標期間を超える債務負担
四　積立金の使途
五　その他機構の業務の運営に関し必要な事項

（年度計画の作成・変更に係る事項）

第七条　機構に係る通則法第三十一条第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2　機構は、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

（業務実績等報告書）

第八条　機構に係る通則法第三十二条第二項に規定する報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。その際、機構は、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。

事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	一　当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中期計画及び年度計画の実施状況 ロ　当該事業年度における業務運営の状況 ハ　当該業務の実績に係る指標があるときは、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値 二　当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報 二　当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況
中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書	一　中期目標の期間の終了時に見込まれる当該業務の実績。なお、当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中期目標及び中期計画の実施状況 ロ　当該期間における業務運営の状況 ハ　当該業務の実績に係る指標があるときは、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値

ニ　当該期間における毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報	中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書
二　当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況	一　中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中期目標及び中期計画の実施状況 ロ　当該期間における業務運営の状況 ハ　当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値 二　当該期間における毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報 二　当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

2　機構は、前項に規定する報告書を内閣総理大臣及び文部科学大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（会計の原則）

第九条　機構の会計については、この命令の定めるところにより、この命令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3　平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（第十三条において「独立行政法人会計基準」という。）は、この命令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

（償却資産の指定等）

第十条　内閣総理大臣は、機構が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2　前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第十一条　内閣総理大臣は、機構が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第十二条　内閣総理大臣は、機構が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

（財務諸表）

第十三条　機構に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。

（事業報告書の作成）

第十四条　機構に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　機構の目的及び業務内容
二　国の政策における機構の位置付け及び役割
三　中期目標の概要
四　理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略
五　中期計画及び年度計画の概要
六　持続的に適正なサービスを提供するための源泉
七　業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策
八　業績の適正な評価に資する情報
九　業務の成果及び当該業務に要した資源
十　予算及び決算の概要
十一　財務諸表の要約
十二　財政状態及び運営状況の理事長による説明
十三　内部統制の運用状況
十四　機構に関する基礎的な情報

（財務諸表等の閲覧期間）

第十五条　機構に係る通則法第三十八条第三項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。

（短期借入金の認可の申請）

第十六条　機構は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　借入れを必要とする理由

二　借入金の額

三　借入先

四　借入金の利率

五　借入金の償還の方法及び期限

六　利息の支払いの方法及び期限

七　その他必要な事項

（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産）

第十七条　機構に係る通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産は、土地及び建物並びに内閣総理大臣が指定するその他の財産とする。

（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）

第十八条　機構は、通則法第四十八条の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下この条において「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　処分等に係る財産の内容及び評価額

二　処分等の条件

三　処分等の方法

四　機構の業務運営上支障がない旨及びその理由

（通則法第五十条の六第一号に規定する主務省令で定める内部組織）

第十九条　機構に係る通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として内閣総理大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2　直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織として内閣総理大臣が定めるものであって再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（通則法第五十条の六第二号に規定する主務省令で定める管理又は監督の地位）

第二十条　機構に係る通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして内閣総理大臣が定めるものとする。

（積立金の処分に係る申請書の添付書類）

第二十一条　機構に係る独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（以下この条において「令」という。）第二十一条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　令第二十一条第一項に規定する中期目標の期間の最後の事業年度（以下単に「期間最後の事業年度」という。）の事業年度末の貸借対照表

二　期間最後の事業年度の損益計算書

三　期間最後の事業年度末の利益の処分に関する書類

四　承認を受けようとする金額の計算の基礎を明らかにした書類

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和八年四月一日から施行する。

（独立行政法人国立女性教育会館に関する省令の廃止に伴う経過措置）

第二条　独立行政法人国立女性教育会館に関する省令（平成十三年文部科学省令第三十一号）は、廃止する。

（独立行政法人国立女性教育会館に関する省令の廃止に伴う経過措置）

第三条　機構法附則第三条第四項の規定により機構が行う報告書の提出及び公表並びに同条第五項第一号の規定により機構が行う業務については、前条の規定による廃止前の独立行政法人国立女性教育会館に関する省令第五条及び第十条から第十一条までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同令第五条第一項中「会館は」とあるのは「独立行政法人男女共同参画機構（以下この条において「機構」という。）は」と、同項の表及び第二項中「会館」とあるのは「機構」とする。

（承継時の償却資産に関する経過措置）

第四条　機構の成立の際機構法附則第四条第一項の規定により機構に出資されたものとされる資産のうち償却資産については、第十条第一項の指定があったものとみなす。

（機構の内部組織等に関する経過措置）

第五条　機構に係る機構法附則第六条において読み替えて適用する通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人国立女性教育会館（以下この項及び次条において「旧会館」という。）の内部組織として文部科学省令で定めるものは、機構法の施行の日の前日に存していた旧会館の理事長の直近下位の内部組織として文部科学大臣が定めるもの（次項において「解散時内部組織」という。）であって再就職者（離職後二年を経過した者を除く。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2　機構に係る機構法附則第六条において読み替えて適用する通則法第五十条の六第一号に規定する当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織のうち、解散時内部組織が行っていた業務を行うものとして内閣総理大臣が定めるものとする。

（機構の管理又は監督の地位に関する経過措置）

第六条　機構についての旧会館に係る機構法附則第六条において読み替えて適用する通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして文部科学大臣が定めるものとする。

（積立金の処分に関する経過措置）

第七条　独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第十条第二項に規定する添付書類は、次に掲げるものとする。

一　独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）の令和七年四月一日に始まる事業年度（以下「最終事業年度」という。）の事業年度末の貸借対照表

二　会館の最終事業年度の損益計算書

三　会館の最終事業年度の事業年度末の利益の処分に関する書類

四　承認を受けようとする金額の計算の基礎を明らかにした書類

省令

○文部科学省令第八号

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第百五十四条の規定に基づき、私立学校法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月十三日

文部科学大臣　松本　洋平

私立学校法施行規則の一部を改正する省令

私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（寄附行為認可申請手続） **第三条**　法第二十三条第一項の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の九月一日から同月三十日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。 一～十一　［略］ ２　［略］ ３　第一項の寄附行為が、他の学校法人が設置している私立大学等の目的、位置、職員組織並びに施設及び設備の現状を変更することなく、当該私立大学等の設置を目的とする新たな学校法人を設立する場合に係るものであるときは、同項中「前々年度の九月一日から同月三十日」とあるのは、「前々年度の一月一日から同月三十一日」とする。 ４～７　［略］ （子法人） **第十一条**　法第三十一条第四項第二号（法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の学校法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定める法人は、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える他の法人（財務上又は事業上の関係からみて当該学校法人がその法人の経営を支配していないことが明らかであると認められるものを除く。） イ～ニ　［略］ （寄附行為変更認可申請手続等） **第四十四条**　［略］ ２　前項の寄附行為の変更が、学校法人が私立大学等を設置する場合に係るものであるときは、同項の規定にかかわらず、認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類に次に掲げる書類を添付して、当該私立大学等の開設年度の前々年度の九月一日から同月三十日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。 一～三　［略］ ３　［略］	（寄附行為認可申請手続） **第三条**　法第二十三条第一項の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。 一～十一　［同上］ ２　［同上］ ３　第一項の寄附行為が、他の学校法人が設置している私立大学等の目的、位置、職員組織並びに施設及び設備の現状を変更することなく、当該私立大学等の設置を目的とする新たな学校法人を設立する場合に係るものであるときは、同項中「前々年度の十月一日から」とあるのは、「前々年度の三月一日から」とする。 ４～７　［同上］ （子法人） **第十一条**　法第三十一条第四項第二号（法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の学校法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定める法人は、次に掲げるものとする。 一　［同上］ 二　意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える他の法人 イ～ニ　［同上］ （寄附行為変更認可申請手続等） **第四十四条**　［同上］ ２　前項の寄附行為の変更が、学校法人が私立大学等を設置する場合に係るものであるときは、同項の規定にかかわらず、認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類に次に掲げる書類を添付して、当該私立大学等の開設年度の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。 一～三　［同上］ ３　［同上］

4　前二項の規定は、第一項の寄附行為の変更が、私立大学の学部若しくは学科、大学院若しくは大学院の研究科又は私立高等専門学校の学科（以下「私立大学の学部等」と総称する。）を設置する場合に係るものであるときの申請について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
第二項	当該私立大学等の開設年度の前々年度の九月一日から同月三十日までの間	当該私立大学の学部等の開設年度の前々年度の一月一日から同月三十一日までの間
前項	当該私立大学等	当該私立大学の学部等

5　第一項の寄附行為の変更が、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十条第一項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十三条第一項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第六十二条第一項又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第五十九条第一項に規定する国際連携学科の設置に係る場合における前項の規定の適用については、同項の表中「当該私立大学の学部等の開設年度の前々年度の一月一日から同月三十一日まで」とあるのは「当該学科の開設年度の前々年度の一月一日から同月三十一日まで又は当該学科の開設年度の前年度の八月一日から同月三十一日まで若しくは一月一日から同月三十一日まで又は当該学科の開設年度の八月一日から同月三十一日まで」と、同表前項の項中「当該私立大学等」とあるのは「当該私立大学等の開設年度の前年度の六月三十日までに」と、「当該私立大学の学部等」とあるのは「当該学科の設置の認可に係る申請時に」とする。この場合において、第三条第二項第六号中「開設年度の前年度」とあるのは「開設年度の前年度（開設年度に申請する場合にあつては開設年度）」と、第三項第一号中「開設年度の前々年度」とあるのは「申請年度の前年度」と、「開設年度の前年度」とあるのは「申請年度」とする。

6～12　［略］

（学校法人及び準学校法人の組織変更認可申請手続等）

第五十七条　［略］

2　前項の組織変更が、当該準学校法人が文部科学大臣の所轄に属する学校法人になろうとする場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、開設年度の前々年度の九月一日から同月三十日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一・二　［略］

3・4　［略］

5　第一項の組織変更が、他の学校法人が設置している私立大学等の目的、位置、職員組織並びに施設及び設備の現状を変更することなく、当該私立大学等を設置することを目的とする場合に係るものであるときは、第二項中「前々年度の九月一日から同月三十日」とあるのは、「前々年度の一月一日から同月三十一日」とする。

6・7　［略］

備考　表中の［　］の記載及び表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にされている改正前の私立学校法施行規則の規定による認可の申請又は開設年度を令和九年度とする第三条、第四十四条及び第五十七条の規定による学校法人の寄附行為の変更の認可の申請に係る手続等については、なお従前の例による。

4　前二項の規定は、第一項の寄附行為の変更が、私立大学の学部若しくは学科、大学院若しくは大学院の研究科又は私立高等専門学校の学科（以下「私立大学の学部等」と総称する。）を設置する場合に係るものであるときの申請について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
第二項	当該私立大学等の開設年度の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間	当該私立大学の学部等の開設年度の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間
前項	当該私立大学等	当該私立大学の学部等

5　第一項の寄附行為の変更が、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十条第一項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十三条第一項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第六十二条第一項又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第五十九条第一項に規定する国際連携学科の設置に係る場合における前項の規定の適用については、同項の表中「当該私立大学の学部等の開設年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで」とあるのは「当該学科の開設年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は当該学科の開設年度の前年度の八月一日から同月三十一日まで若しくは三月一日から同月三十一日まで又は当該学科の開設年度の八月一日から同月三十一日まで」と、同表前項の項中「当該私立大学等」とあるのは「当該私立大学等の開設年度の前年度の六月三十日までに」と、「当該私立大学の学部等」とあるのは「当該学科の設置の認可に係る申請時に」とする。この場合において、第三条第二項第六号中「開設年度の前年度」とあるのは「開設年度の前年度（開設年度に申請する場合にあつては開設年度）」と、第三項第一号中「開設年度の前々年度」とあるのは「申請年度の前年度」と、「開設年度の前年度」とあるのは「申請年度」とする。

6～12　［同上］

（学校法人及び準学校法人の組織変更認可申請手続等）

第五十七条　［同上］

2　前項の組織変更が、当該準学校法人が文部科学大臣の所轄に属する学校法人になろうとする場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、開設年度の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一・二　［同上］

3・4　［同上］

5　第一項の組織変更が、他の学校法人が設置している私立大学等の目的、位置、職員組織並びに施設及び設備の現状を変更することなく、当該私立大学等を設置することを目的とする場合に係るものであるときは、第二項中「前々年度の十月一日から」とあるのは、「前々年度の三月一日から」とする。

6・7　［同上］

○文部科学省令第九号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四十二条の規定に基づき、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月十三日

文部科学大臣　松本　洋平

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（大学又は高等専門学校の設置の認可の申請） **第二条**　大学又は高等専門学校の設置の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該大学又は高等専門学校を開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の九月一日から同月三十日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。 一～八　［略］ 2～7　［略］ （学部等の設置の認可の申請及び届出） **第三条**　学部等の設置の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該学部等を開設する年度（以下「学部等開設年度」という。）の前々年度の一月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。 一～八　［略］ 2～4　［略］ 5　第一項の申請をしようとする者のうち、大学設置基準第五十条第一項、短期大学設置基準第四十三条第一項、専門職大学設置基準第六十二条第一項又は専門職短期大学設置基準第五十九条第一項に規定する国際連携学科を設置しようとする者は、第一項の規定にかかわらず、当該学科を開設する年度の前々年度の一月一日から同月三十一日まで又は当該学科を開設する年度の前年度の八月一日から同月三十一日まで若しくは一月一日から同月三十一日まで又は当該学科を開設する日の属する年度の八月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。 6～13　［略］ （専門職大学の課程の設置及び変更の認可及び届出） **第四条の二**　専門職大学の課程の設置及び変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該専門職大学の課程を開設し、又は変更する年度（第十条第一項において「専門職大学の課程開設年度」という。）の前々年度の一月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。 一～五　［略］ 2　［略］ （大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の認可の申請及び届出） **第六条**　大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の認可を受けようとする者（第二条第七項及び第三条第八項に規定するものを除く。）は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該通信教育を開設する年度（以下「通信教育開設年度」という。）の前々年度の一月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。 一～十　［略］ 2　［略］	（大学又は高等専門学校の設置の認可の申請） **第二条**　大学又は高等専門学校の設置の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該大学又は高等専門学校を開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。 一～八　［同上］ 2～7　［同上］ （学部等の設置の認可の申請及び届出） **第三条**　学部等の設置の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該学部等を開設する年度（以下「学部等開設年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。 一～八　［同上］ 2～4　［同上］ 5　第一項の申請をしようとする者のうち、大学設置基準第五十条第一項、短期大学設置基準第四十三条第一項、専門職大学設置基準第六十二条第一項又は専門職短期大学設置基準第五十九条第一項に規定する国際連携学科を設置しようとする者は、第一項の規定にかかわらず、当該学科を開設する年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は当該学科を開設する年度の前年度の八月一日から同月三十一日まで若しくは三月一日から同月三十一日まで又は当該学科を開設する日の属する年度の八月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。 6～13　［同上］ （専門職大学の課程の設置及び変更の認可及び届出） **第四条の二**　専門職大学の課程の設置及び変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該専門職大学の課程を開設し、又は変更する年度（第十条第一項において「専門職大学の課程開設年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。 一～五　［同上］ 2　［同上］ （大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の認可の申請及び届出） **第六条**　大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の認可を受けようとする者（第二条第七項及び第三条第八項に規定するものを除く。）は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該通信教育を開設する年度（以下「通信教育開設年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。 一～十　［同上］ 2　［同上］

（私立の大学の学部若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可の申請及び届出）

第七条　私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の収容定員（通信教育に係るものを除く。）に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の五月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一～六　［略］

2～7　［略］

附　則

1・2　［略］

3　令和八年度に令和十三年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可を受けようとする場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の五月一日から同月三十一日までの間」とあるのは、「文部科学大臣が定める期間内」とする。

4　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（私立の大学の学部若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可の申請及び届出）

第七条　私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の収容定員（通信教育に係るものを除く。）に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一～六　［同上］

2～7　［同上］

附　則

1・2　［同上］

3　令和八年度に令和十三年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可を受けようとする場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十日までの間」とあるのは、「文部科学大臣が定める期間内」とする。

4　［同上］

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行し、令和十年度における大学の設置等に係る認可の申請から適用する。

（経過措置）

2　令和九年度における大学の設置等に係る認可の申請（第二条第一項の規定による申請を除く。）は、なお従前の例による。

○農林水産省令第十五号

漁業災害補償法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十一号）及び漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第四百四十六号）の施行に伴い、並びに漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）及び漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、漁業災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

漁業災害補償法施行規則の一部を改正する省令

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　漁業共済組合等の組織及び監督（第一条―第十八条）	第一章　漁業共済組合等の組織及び監督（第一条―第十八条）
第二章　漁業共済組合の漁業共済事業	第二章　漁業共済組合の漁業共済事業
第一節　通則（第十九条―第四十三条の四）	第一節　通則（第十九条―第四十三条）

第二節　漁獲・特定養殖共済（第四十四条―第五十六条の六）
第三節　養殖共済（第五十七条―第七十一条の二の二）
（削る）
第四節　漁業施設共済（第七十二条―第八十一条）
第三章　漁業共済組合連合会の漁業再共済事業及び漁業共済事業（第八十二条―第八十四条）
第三章の二　政府の漁業共済保険事業（第八十四条の二―第八十四条の七）
第四章　国の助成（第八十五条―第八十九条）
第五章　雑則（第九十条―第九十三条）
附則
（議事録）
第五条の二　組合の総会又は総代会の議事録は、次の事項を記載したものでなければならない。
一　開会の日時及び場所
二　組合員の総数又は総代の定数及び出席者の員数
三　議事の要領
四　議決した事項
五　賛否の数
（総代会の設置）
第五条の三　（略）
（創立総会の議事録）
第六条の二　創立総会の議事録については、第五条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「総会又は総代会」とあるのは「創立総会」と、「組合員」とあるのは「組合員たる資格を有する者」と読み替えるものとする。
（組合の事業計画に記載すべき事項）
第八条　法第四十六条の事業計画には、次の事項を記載しなければならない。
一　法第百四条各号に掲げる漁業に属する漁業の種類及び法第百十四条に規定する政令で定める養殖業に属する養殖業の種類ごと並びに組合の地区に係る都道府県の区域ごとのその漁業又は養殖業を営む中小漁業者で当該区域内に住所を有するものの数、その中小漁業者によるその漁業又は養殖業に係る生産金額の総額及びその中小漁業者のうちその漁業又は養殖業を主として営むものの数並びに共済目的の種類ごとのその中小漁業者が営む漁業又は養殖業に供用する養殖施設又は漁具の数
二・三　（略）
（組合の設立の認可の要件に関する特例）
第九条　法第四十七条第三号の農林水産省令で定める都道府県の区域は、その都道府県の区域（二以上の都道府県の区域をその地区とする組合については、当該二以上の都道府県の区域。以下同じ。）内に住所を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会で次の各号のいずれかに該当するものの数がその都道府県の区域内に住所を有する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会の総数の三分の一以上である都道府県の区域とする。
一　（略）

第二節　漁獲共済（第四十四条―第五十四条の六）
第三節　養殖共済（第五十五条―第七十一条の二の二）
第四節　特定養殖共済（第七十一条の三―第七十一条の十二）
第五節　漁業施設共済（第七十二条―第八十一条）
第三章　漁業共済組合連合会の漁業再共済事業及び漁業共済事業（第八十二条―第八十四条）
第三章の二　政府の漁業共済保険事業（第八十四条の二―第八十四条の七）
第四章　国の助成（第八十五条―第八十九条）
第五章　雑則（第九十条―第九十三条）
附則
（新設）
（総代会の設置）
第五条の二　（略）
（新設）
（組合の事業計画に記載すべき事項）
第八条　法第四十六条の事業計画には、次の事項を記載しなければならない。
一　法第百四条各号に掲げる漁業の種類並びに法第百十四条に規定する養殖業の種類及び法第百二十五条の二に規定する特定養殖業（以下「特定養殖業」という。）の種類ごと並びに組合の地区に係る都道府県の区域ごとのその漁業又は養殖業を営む中小漁業者で当該区域内に住所を有するものの数、その中小漁業者によるその漁業又は養殖業に係る漁獲金額の総額及びその中小漁業者のうちその漁業又は養殖業を主として営むものの数並びに共済目的の種類ごとのその中小漁業者が営む漁業又は養殖業に供用する養殖施設又は漁具の数
二・三　（略）
（組合の設立の認可の要件に関する特例）
第九条　法第四十七条第三号の農林水産省令で定める都道府県の区域は、その都道府県の区域（二以上の都道府県の区域をその地区とする組合については、当該二以上の都道府県の区域。以下同じ。）内に住所を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会で次の各号のいずれかに該当するものの数がその都道府県の区域内に住所を有する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会の総数の三分の一以上である都道府県の区域とする。
一　（略）

二　漁業災害補償法施行令（以下「令」という。）第五条第二項第一号の内水面において漁業を営み若しくはこれに従事し、若しくは河川において水産動植物の採捕若しくは養殖をする者を主たる構成員とする漁業協同組合又は当該漁業協同組合を主たる会員とする漁業協同組合連合会

三　（略）

（組合の解散事由の要件に関する特例）

第十一条の二　法第五十条第四項ただし書の農林水産省令で定める要件は、当該組合における組合員の全てを通ずる直接の構成員たる中小漁業者（法第百四条各号に掲げる漁業、法第百十四条に規定する政令で定める養殖業又は法第百二十六条第一項に規定する養殖施設若しくは漁具を使用する漁業若しくは養殖業を営む者に限る。）の合計数が、当該組合の地区たる都道府県の区域内に住所を有する中小漁業者（組合員たる資格を有する者の直接の構成員たる中小漁業者であつて、法第百四条各号に掲げる漁業、法第百十四条に規定する政令で定める養殖業又は法第百二十六条第一項に規定する養殖施設若しくは漁具を使用する漁業若しくは養殖業を営む者に限る。）の合計数の三分の一以上であることとする。

（申込証拠金）

第二十条　法第八十条第二項の農林水産省令で定める共済契約は、法第百四条第二号に掲げる漁業（以下「第二号漁業」という。）に係るものにあつては令第四十四条第三項第一号に規定する申込みに係る共済契約、法第百四条第三号に規定する特定養殖業（以下「特定養殖業」という。）に係るものにあつては同項第二号に規定する申込みに係る共済契約、法第百十四条に規定する政令で定める養殖業に係るものにあつては同項第三号に規定する申込みに係る共済契約とする。

（共済契約を締結することができない事由）

第二十二条　法第八十一条第一項の農林水産省令で定める事由は、漁獲・特定養殖共済にあつては法第百十一条第二項（法第百十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による組合の認定を適正に行うことが著しく困難であると認められることのほか、次に掲げるとおりとする。

一　法第百四条第一号に掲げる漁業（以下「第一号漁業」という。）に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約にあつては、次に掲げるとおりとする。

イ　被共済資格者（法第百五条第一項の被共済資格者をいう。以下この号から第六号までにおいて同じ。）が同項第一号イに掲げる組合員である場合には、当該共済責任期間の開始日（周年操業をする漁業に係るものについては、当該共済責任期間の開始日の二月前の日。以下この条及び第五十一条において同じ。）前五年間のうちにその営む当該漁業に係る非操業年（被共済資格者の営む当該漁業の操業が行われなかつた年をいう。次号、第三号、第五号及び次節において同じ。）又は異常操業年（被共済資格者の営む当該漁業の基本的な操業の条件又は方法が当該共済契約に係る漁業の基本的な操業の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。次号、第三号、第五号、第六号及び次節において同じ。）でない年が三年以上ないこと。

二　漁業災害補償法施行令（以下「令」という。）第六条第一号の内水面において漁業を営み若しくはこれに従事し、若しくは河川において水産動植物の採捕若しくは養殖をする者を主たる構成員とする漁業協同組合又は当該漁業協同組合を主たる会員とする漁業協同組合連合会

三　（略）

（組合の解散事由の要件に関する特例）

第十一条の二　法第五十条第四項ただし書の農林水産省令で定める要件は、当該組合における組合員の全てを通ずる直接の構成員たる中小漁業者（法第百四条各号に掲げる漁業、法第百十四条に規定する養殖業、特定養殖業又は法第百二十六条第一項に規定する養殖施設若しくは漁具を使用する漁業若しくは養殖業を営む者に限る。）の合計数が、当該組合の地区たる都道府県の区域内に住所を有する中小漁業者（組合員たる資格を有する者の直接の構成員たる中小漁業者であつて、法第百四条各号に掲げる漁業、法第百十四条に規定する養殖業、特定養殖業又は法第百二十六条第一項に規定する養殖施設若しくは漁具を使用する漁業若しくは養殖業を営む者に限る。）の合計数の三分の一以上であることとする。

（申込証拠金）

第二十条　法第八十条第二項の農林水産省令で定める共済契約は、法第百四条第二号に掲げる漁業（以下「第二号漁業」という。）に係るものにあつては令第二十五条第二項第一号に規定する申込みに係る共済契約、法第百十四条の政令で定める養殖業に係るものにあつては同項第二号に規定する申込みに係る共済契約、特定養殖業に係るものにあつては同項第四号に規定する申込みに係る共済契約とする。

（共済契約を締結することができない事由）

第二十二条　法第八十一条第一項の農林水産省令で定める事由は、漁獲共済にあつては法第百十一条第二項（法第百十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定、特定養殖共済にあつては法第百二十五条の九第二項（法第百二十五条の十一第三項において準用する場合を含む。）の規定による組合の認定を適正に行うことが著しく困難であると認められることのほか、次に掲げるとおりとする。

一　法第百四条第一号に掲げる漁業（以下「第一号漁業」という。）に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあつては、次に掲げるとおりとすること。

イ　被共済資格者（法第百五条第一項の被共済資格者をいう。以下この号から第四号までにおいて同じ。）が法同項第一号イに掲げる組合員である場合には、当該共済責任期間の開始日（周年操業をする漁業に係るものについては、当該共済責任期間の開始日の二月前の日。以下この条及び第五十一条において同じ。）前五年間のうちにその営む当該漁業に係る非操業年（被共済資格者の営む当該漁業の操業が行われなかつた年をいう。次号、第三号及び次節において同じ。）又は異常操業年（被共済資格者の営む当該漁業の基本的な操業の条件又は方法が当該共済契約に係る漁業の基本的な操業の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。次号、第三号及び次節において同じ。）でない年が三年以上ないとき。

ロ　被共済資格者が法第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員である場合には、当該共済責任期間の開始日前五年間のうちに同号ロに規定する中小漁業者の営む当該漁業に係る全員非操業年（当該中小漁業者のいずれもが当該漁業の操業を行わなかつた年をいう。）又は全員異常操業年（当該中小漁業者の全てを通ずる当該漁業の基本的な操業の条件又は方法が当該共済契約に係る漁業の基本的な操業の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。）でない年が三年以上ないこと。

二　第二号漁業（令第五条第二項第二号に掲げる漁業（以下「定置漁業」という。）を除く。）に属する漁業の種類（釣りによつてぶりをとることを目的とする飼付漁業（以下「ぶり飼付漁業」という。）を除く。）に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約にあつては、次に掲げるとおりとする。

イ・ロ　（略）

三　ぶり飼付漁業に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約にあつては、次に掲げるとおりとする。

イ　（略）

ロ　被共済資格者が法第百五条第一項第二号ロに掲げる団体である場合には、当該共済責任期間の開始日前五年間のうちにその構成員の営む当該漁業に係る全員非操業年又は全員異常操業年でない年が四年以上ないこと。

四　定置漁業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約にあつては、当該共済責任期間の開始日前五年間のうちに当該被共済資格者による同位置定置漁業（当該共済契約に係る定置漁業とその漁場の位置その他の基本的な操業の条件又はその方法をおおむね同じくする定置漁業をいう。以下同じ。）の操業が行われた年（被共済資格者が法第百五条第一項第二号ロに掲げる団体であるときは、その構成員のいずれかが当該同位置定置漁業の操業を行つた年。第六号において同じ。）がないこと。

五　特定養殖業に属する養殖業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約にあつては、当該共済責任期間の開始日前五年間のうちに当該被共済資格者の営む当該養殖業に係る非操業年又は異常操業年でない年がないこと。

六　二以上の漁業の種類を一括して対象とする漁獲・特定養殖共済に係る共済契約にあつては、当該共済責任期間の開始日前五年間のうちに当該被共済資格者の営む当該漁業（当該漁業に第四号に規定する漁業が含まれる場合にあつては同位置定置漁業）に係る非操業年（被共済資格者の営む当該漁業のいずれかの漁業の操業が行われなかつた年をいう。）、異常操業年、全員非操業年（被共済資格者が法第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員にあつては同号ロに規定する中小漁業者のいずれもが、同項第二号ロに掲げる団体にあつてはその構成員のいずれもが当該漁業のいずれかの漁業の操業を行わなかつた年をいう。）又は全員異常操業年（第一号ロに規定する全員異常操業年及び第二号ロに規定する全員異常操業年をいう。）でない年が三年（当該漁業にぶり飼付漁業が含まれる場合にあつては四年）以上ないこと。

ロ　被共済資格者が法第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員である場合には、当該共済責任期間の開始日前五年間のうちに同号ロに規定する中小漁業者の営む当該漁業に係る全員非操業年（当該中小漁業者のいずれもが当該漁業の操業を行わなかつた年をいう。）又は全員異常操業年（当該中小漁業者の全てを通ずる当該漁業の基本的な操業の条件又は方法が当該共済契約に係る漁業の基本的な操業の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。）でない年が三年以上ないとき。

二　第二号漁業のうち釣りによつてぶりをとることを目的とする飼付漁業（以下「ぶり飼付漁業」という。）及び令第六条第二号に掲げる漁業（以下「定置漁業」という。）以外の漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあつては、次に掲げるとおりとする。

イ・ロ　（略）

三　ぶり飼付漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあつては、次に掲げるとおりとする。

イ　（略）

ロ　被共済資格者が法第百五条第一項第二号ロに掲げる団体である場合には、当該共済責任期間の開始日前五年間のうちにその構成員の営む当該漁業に係る全員非操業年又は全員異常操業年でない年が二年以上ないこと。

四　定置漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあつては、当該共済責任期間の開始日前五年間のうちに当該被共済資格者による同位置定置漁業（当該共済契約に係る定置漁業とその漁場の位置その他の基本的な操業の条件又はその方法をおおむね同じくする定置漁業をいう。以下同じ。）の操業が行われた年（被共済資格者が法第百五条第一項第二号ロに掲げる団体であるときは、その構成員のいずれかが当該同位置定置漁業の操業を行つた年）がないこと。

五　特定養殖共済の共済契約にあつては、当該共済責任期間の開始日前五年間のうちに当該被共済資格者（法第百二十五条の三第一項の被共済資格者をいう。以下この号において同じ。）の営む当該養殖業に係る非操業年（被共済資格者の営む当該特定養殖業の養殖が行われなかつた年をいう。）又は異常操業年（被共済資格者の営む当該特定養殖業の基本的な養殖の条件又は方法が当該共済契約に係る特定養殖業の基本的な養殖の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。）でない年がないこと。

（新設）

（共済掛金の概算金額）

第二十三条　法第八十二条第一項後段の概算金額は、次により定めなければならない。

一　漁獲・特定養殖共済にあつては、当該被共済者（法第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員にあつては同号ロに規定する中小漁業者、同項第二号ロに掲げる団体にあつてはその構成員。以下この号において同じ。）の営む当該漁業又は当該被共済者と当該漁業に関し近似する事情の存する当該漁業に係る漁獲・特定養殖共済の他の被共済資格者（同項第一号イ若しくは第二号イ又は同条第三項の被共済資格者をいい、同条第一項第一号ロに規定する中小漁業者を含む。）の営む当該漁業の操業に関する過去における実績を基礎として組合が定める共済限度額の概算額及び共済掛金率の概算率並びに当該共済契約で定める共済金額又は共済金額の共済限度額に対する割合により算出すること。

二　（略）

（削る）

三　（略）

（共済証書の記載事項）

第二十七条　法第八十四条第一項の共済証書には、漁獲・特定養殖共済、養殖共済又は漁業施設共済の別、共済掛金の金額及びその支払の方法、共済責任期間の開始日及び終了日、共済契約者の氏名又は名称、共済契約の締結の年月日並びに共済証書の作成の年月日のほか、次に掲げる事項を記載し、組合の代表権を有する者が記名押印しなければならない。

一　漁獲・特定養殖共済にあつては、次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

ニ　法第百十一条第三項又は第百十三条第二項の特約があるときは、当該特約の内容

二　養殖共済にあつては、次に掲げる事項

イ～チ　（略）

リ　法第百二十四条第三項、第四項又は第五項の特約があるときは、当該特約の内容

（削る）

三　漁業施設共済にあつては、次に掲げる事項

イ～ニ　（略）

ホ　令第二十七条の特約の有無

ヘ　（略）

2　（略）

（損害防止等の費用の負担）

第二十八条　法第八十六条後段の規定により組合の負担とする費用の金額は、同条前段の指示に基づき処置をしたため同条の被共済者が負担した費用のうち当該処置をするために通常必要とされるものの金額に、漁獲・特定養殖共済にあつては共済金額の共済限度額に対する割合、養殖共済にあつては共済金額の共済価額に対する割合、漁業施設共済にあつては法第百三十一条第一項の割合を乗じて得た金額とする。

（共済掛金の概算金額）

第二十三条　法第八十二条第一項後段の概算金額は、次により定めなければならない。

一　漁獲共済にあつては、当該被共済者（法第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員にあつては同号ロに規定する中小漁業者、同項第二号ロに掲げる団体にあつてはその構成員。以下この号において同じ。）の営む当該漁業又は当該被共済者と当該漁業に関し近似する事情の存する当該漁業に係る漁獲共済の他の被共済資格者（同項第一号イ又は第二号イの被共済資格者をいい、同項第一号ロに規定する中小漁業者を含む。）の営む当該漁業の操業に関する過去における実績を基礎として組合が定める共済限度額の概算額及び共済掛金率の概算率並びに当該共済契約で定める共済金額又は共済金額の共済限度額に対する割合により算出すること。

二　（略）

三　特定養殖共済にあつては、当該被共済者の営む当該特定養殖業又は当該被共済者と当該特定養殖業に関し近似する事情の存する当該特定養殖業に係る特定養殖共済の他の被共済資格者（法第百二十五条の三第一項の被共済資格者をいう。次号において同じ。）の営む当該特定養殖業の養殖に関する過去における実績を基礎として組合が定める共済限度額の概算額及び共済掛金率の概算率並びに当該共済契約で定める共済金額又は共済金額の共済限度額に対する割合により算出すること。

四　（略）

（共済証書の記載事項）

第二十七条　法第八十四条第一項の共済証書には、漁獲共済、養殖共済、特定養殖共済又は漁業施設共済の別、共済掛金の金額及びその支払の方法、共済責任期間の開始日及び終了日、共済契約者の氏名又は名称、共済契約の締結の年月日並びに共済証書の作成の年月日のほか、次に掲げる事項を記載し、組合の代表権を有する者が記名押印しなければならない。

一　漁獲共済にあつては、次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

ニ　法第百十三条第二項の特約があるときは、当該特約の内容

二　養殖共済にあつては、次に掲げる事項

イ～チ　（略）

リ　法第百二十四条第三項又は第四項の特約があるときは、当該特約の内容

三　特定養殖共済にあつては、次に掲げる事項

イ　特定養殖業の種類

ロ　共済限度額

ハ　共済金額又は当該共済金額の共済限度額に対する割合

ニ　法第百二十五条の十一第二項の特約があるときは、当該特約の内容

四　漁業施設共済にあつては、次に掲げる事項

イ～ニ　（略）

ホ　令第十九条の特約の有無

ヘ　（略）

2　（略）

（損害防止等の費用の負担）

第二十八条　法第八十六条後段の規定により組合の負担とする費用の金額は、同条前段の指示に基づき処置をしたため同条の被共済者が負担した費用のうち当該処置をするために通常必要とされるものの金額に、漁獲共済にあつては共済金額の共済限度額に対する割合、養殖共済にあつては共済金額の共済価額に対する割合、特定養殖共済にあつては共済金額の共済限度額に対する割合、漁業施設共済にあつては法第百三十一条第一項の割合を乗じて得た金額とする。

（共済掛金の払戻し）

第三十一条　被共済者が死亡し、合併により解散し、又は分割（当該共済契約に係る漁業の経営の全部を承継させ、又は当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設若しくは漁具を承継させるものに限る。）をした場合において法第九十条第一項の規定により共済契約がその効力を失つたときは当該共済契約に係る共済契約者の承継人、当該共済契約に係る漁業の経営の廃止があつたときは当該共済契約に係る共済契約者は、当該共済契約に係る共済掛金（当該共済掛金が法第百九十五条第一項又は第百九十五条の二第一項の規定による補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。次条、第三十三条、第五十六条の五及び第七十一条の二の二において同じ。）のうち次に掲げる部分（当該共済契約について既に支払われた又は支払われるべき共済金（法第九十三条第一項の規定により組合が支払の責めを免れた共済金を含む。次条、第三十三条、第五十六条の五及び第七十一条の二の二において同じ。）があるときは、その共済金の金額を超える部分）の払戻しを請求することができる。ただし、当該共済契約が漁獲・特定養殖共済に係るものである場合において当該被共済者の営む当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る生産金額（第一号漁業に係る漁獲・特定養殖共済については、被共済者が法第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する中小漁業者の全てを通ずる当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る生産金額の合計額とし、第二号漁業に係る漁獲・特定養殖共済については、被共済者が同項第二号ロに掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該

生産金額の合計額とし、第二号漁業に係る漁獲・特定養殖共済については、被共済者が同項第二号ロに掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る生産金額の合計額とする。）がその共済限度額に百分の九十を乗じて得た金額を超えているときは、この限りでない。

2　（略）

（共済金の金額の削減）

第三十六条　（略）

2　前項の規定による共済金の金額の削減は、当該共済事故に係る共済金の全てについて、当該共済金の金額に対する支払う共済金の金額の割合が単一となるようにしなければならない。

（勘定区分）

第三十八条　法第九十七条の農林水産省令で定める勘定区分は、次に掲げるとおりとする。

一　漁獲・特定養殖共済に関する勘定

二　（略）

（削る）

三・四　（略）

（責任準備金の積立て）

第三十九条　法第九十八条の規定により積み立てなければならない責任準備金の金額は、次に掲げるとおりとする。ただし、定款で定めるところにより、共済掛金（法第八十二条第一項後段の規定により共済掛金が概算金額をもつて支払われている場合にあつては、その概算金額。以下この項において同じ。）のうち附加共済掛金に相当する部分の一部の金額を減ずることができる。

一　漁獲・特定養殖共済については、次に掲げる金額の合計額

イ・ロ　（略）

二～四　（略）

2　（略）

（事務の委託）

第四十二条　法第百一条第一項の農林水産省令で定める事項は、共済掛金又は申込証拠金の受理、払戻し又は返還、共済証書の交付、法第八十七条第一項、法第八十八条、法第九十一条第二項及び法第百二条において準用する保険法（平成二十年法律第五十六号）第十四条の規定による通知の受理、法第八十九条第一項及び法第百十八条の二第一項の規定による申出の受理、法第九十条第二項、法第九十一条第四項及び法第百十三条の二第七項（法第百二十四条の二第五項又は法第百三十六条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による払戻し又は返還の請求の受理、共済金の交付並びに第三十四条の規定による通知とする。

（第一号漁業に係る漁獲・特定養殖共済における水産動植物の保護義務）

第四十三条　（略）

（令第五条第二項第一号の大臣許可漁業）

第四十三条の二　令第五条第二項第一号の農林水産省令で定める漁業は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

し、第二号漁業に係る漁獲共済については、被共済者が同項第二号ロに掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額の合計額とする。）がその共済限度額に百分の九十を乗じて得た金額を超えているときは、この限りでない。

2　（略）

（共済金の金額の削減）

第三十六条　（略）

2　前項の規定による共済金の金額の削減は、当該共済事故に係る共済金のすべてについて、当該共済金の金額に対する支払う共済金の金額の割合が単一となるようにしなければならない。

（勘定区分）

第三十八条　法第九十七条の農林水産省令で定める勘定区分は、次に掲げるとおりとする。

一　漁獲共済に関する勘定

二　（略）

三　特定養殖共済に関する勘定

四・五　（略）

（責任準備金の積立て）

第三十九条　法第九十八条の規定により積み立てなければならない責任準備金の金額は、次に掲げるとおりとする。ただし、定款で定めるところにより、共済掛金（法第八十二条第一項後段の規定により共済掛金が概算金額をもつて支払われている場合にあつては、その概算金額。以下この項において同じ。）のうち附加共済掛金に相当する部分の一部の金額を減ずることができる。

一　漁獲共済又は特定養殖共済については、次に掲げる金額の合計額

イ・ロ　（略）

二～四　（略）

2　（略）

（事務の委託）

第四十二条　法第百一条第一項の農林水産省令で定める事項は、共済掛金又は申込証拠金の受理、払戻し又は返還、共済証書の交付、法第八十七条第一項、法第八十八条、法第九十一条第二項及び法第百二条において準用する保険法（平成二十年法律第五十六号）第十四条の規定による通知の受理、法第八十九条第一項及び法第百十八条の二第一項の規定による申出の受理、法第九十条第二項、法第九十一条第四項及び法第百十三条の二第七項（法第百二十四条の二第五項、法第百二十五条の十二第五項又は法第百三十六条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による払戻し又は返還の請求の受理、共済金の交付並びに第三十四条の規定による通知とする。

（第一号漁業に係る漁獲共済における水産動植物の保護義務）

第四十三条　（略）

（令第六条第一号の大臣許可漁業）

第四十三条の二　令第六条第一号の農林水産省令で定める漁業は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（特定かき養殖業の基準）

第四十三条の三　令第五条第三項の農林水産省令で定める基準は、過去五年間における組合の組合員たる漁業協同組合及び当該漁業協同組合の組合員の養殖するかきの生産量のおおむね全量につき第五十二条の四に規定する資料の提供の協力が得られるものとして農林水産大臣が指定する漁業協同組合又は当該漁業協同組合の組合員であり、かつ、当該漁業協同組合及び当該漁業協同組合の組合員の養殖するかきの生産量の全量を当該漁業協同組合において把握できることが確実であると見込まれることとする。

（令第六条第二号の漁業の種類）

第四十三条の四　令第六条第二号の農林水産省令で定める区分は、次のとおりとする。

一　令第五条第二項第一号に掲げる漁業については、次に掲げるとおりとする。

イ　まき網漁業（まき網を使用して営む漁業をいう。）

ロ　さんま棒受網漁業（棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業をいう。）

ハ　敷網漁業（敷網を使用して営む漁業（ロに掲げるものを除く。）をいう。）

ニ　船びき網漁業（船びき網を使用して営む漁業をいう。）

ホ　ほたて貝けた網漁業（けた網を使用してほたて貝をとることを目的とする漁業をいう。）

ヘ　底びき網漁業（底びき網を使用して営む漁業（ホに掲げるものを除く。）をいう。）

ト　太平洋さけます流し網漁業（流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業（その操業区域の全部又は一部が日本海の海域（北海道桧山郡と同道松前郡との最大高潮時海岸線における境界点と同郡松前町松前小島灯台中心点を経て青森県東津軽郡外ヶ浜町竜飛埼灯台中心点とを結んだ線以東の津軽海峡の海域を除く。）に係るものを除く。）をいう。）

チ　すけとうだら刺し網漁業（刺し網を使用してすけとうだらをとることを目的とする漁業をいう。）

リ　刺し網漁業（刺し網を使用して営む漁業（ト及びチに掲げるものを除く。）をいう。）

ヌ　すけとうだらはえ縄漁業（はえ縄を使用してすけとうだらをとることを目的とする漁業をいう。）

ル　ふぐあまだいはえ縄漁業（はえ縄を使用してふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業をいう。）

ヲ　いか釣り漁業（釣りによつていかをとることを目的とする漁業をいう。）

ワ　かつお・まぐろ漁業（浮きはえ縄を使用して又は釣りによつてかつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業をいう。）

カ　釣り漁業（はえ縄を使用して又は釣りによつて営む漁業（ヌからワに掲げるものを除く。）をいう。）

ヨ　かにかご漁業（かごを使用してかにをとることを目的とする漁業をいう。）

タ　その他漁業（イからヨまで及びレに掲げる漁業以外の漁業をいう。）

レ　小型合併漁業（十トン未満の漁船によりイからタまでに掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業をいう。）

二　令第五条第二項第二号に掲げる漁業については、次に掲げるとおりとする。

イ　小型定置漁業（漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業以外の定置漁業をいう。）

ロ　さけ定置漁業（漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業であつてさけをとることを目的とするものをいう。）

ハ　大型定置漁業（漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業（ロに掲げるものを除く。）をいう。）

（新設）

（新設）

第二節　漁獲・特定養殖共済

（特定第二号漁業者の要件の特例）

第四十八条　都道府県知事は、法第百五条第一項第二号ロの規定により定められた区域に係る特定組合の水産業協同組合法第十八条第一項第一号の定款で定める日数（以下この条において単に「定款で定める日数」という。）が九十日と異なるときは、当該定款で定める日数（当該区域が令第九条第一項ただし書又は第三項の規定により定められた場合であつて当該区域に係る特定組合のいずれかの定款で定める日数が他の当該特定組合の定款で定める日数と異なるときは、それぞれの特定組合の定款で定める日数、特定第二号漁業者となるべき者の数その他当該区域における漁業事情を勘案して定める日数）を令第十条第二号の規定により当該区域につき定める日数とすることができる。

（準用）

第四十八条の二　第四十六条及び第四十七条の規定は、法第百八条第二項の規定による特定第二号漁業者の同意及び同条第四項の規定による区域内特定養殖業者の同意について準用する。この場合において、第四十六条第一項第二号及び第四十七条第二号中「法第百五条第一項第一号ロの規定により定める一定の水域又は区域」とあるのは、「特定第二号漁業者については「法第百五条第一項第二号ロの規定により定める区域及び区分」と、区域内特定養殖業者については「法第百八条第四項の規定により定める一定の区域」と、それぞれ読み替えるものとする。

（区域内特定養殖業者の要件の特例）

第四十八条の三　都道府県知事は、法第百八条第四項の規定により定められた区域に係る特定養殖業組合の水産業協同組合法第十八条第一項第一号の定款で定める日数（以下この条において単に「定款で定める日数」という。）が九十日と異なるときは、当該定款で定める日数（当該区域が令第十一条第一項ただし書又は第三項の規定により定められた場合であつて当該区域に係る特定養殖業組合のいずれかの定款で定める日数が他の当該特定養殖業組合の定款で定める日数と異なるときは、それぞれの特定養殖業組合の定款で定める日数、区域内特定養殖業者となるべき者の数その他当該区域における特定養殖業の事情を勘案して定める日数）を令第十二条第一号の規定により当該区域につき定める日数とすることができる。

（共済責任期間）

第四十九条　漁獲・特定養殖共済の共済責任期間は、法第百九条の漁業時期の全て（特定養殖業に属する養殖業の種類に係る漁獲・特定養殖共済にあつては、当該漁業の種類の標準的な経営における養殖時期の全て）を含むように定めなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合における漁獲・特定養殖共済の共済責任期間は、それぞれ当該各号に定める期間とすることができる。

一　第一号漁業に属する漁業の種類で周年操業をするもの以外のものにあつては、その漁業の目的とする水産動植物の成育の状況によりその漁況を予見することができない場合　当該漁業時期から当該漁況を予見することができない期間を除いた期間

二　周年操業をする漁業にあつては、都道府県知事が法第百五条第一項第一号ロの規定により定める一定の水域若しくは区域、都道府県知事が同項第二号ロの規定により定める区域及び区分又は法第百八条第四項の規定により定める区域において対象とする漁業の種類（二以上の漁業の種類を一括して共済契約の対象とする場合は、対象とする漁業の種類）に係る漁獲・

第二節　漁獲共済

（特定第二号漁業者の要件の特例）

第四十八条　都道府県知事は、法第百五条第一項第二号ロの規定により定められた区域に係る特定組合の水産業協同組合法第十八条第一項第一号の定款で定める日数（以下この条において単に「定款で定める日数」という。）が九十日と異なるときは、当該定款で定める日数（当該区域が令第九条第一項ただし書又は第三項の規定により定められた場合であつて当該区域に係る特定組合のいずれかの定款で定める日数が他の当該特定組合の定款で定める日数と異なるときは、それぞれの特定組合の定款で定める日数、特定第二号漁業者となるべき者の数その他当該区域における漁業事情を勘案して定める日数）を令第九条の二第二号の規定により当該区域につき定める日数とすることができる。

（準用）

第四十八条の二　第四十六条及び第四十七条の規定は、法第百八条第二項の規定による特定第二号漁業者の同意について準用する。この場合において、第四十六条第一項第二号及び第四十七条第二号中「法第百五条第一項第一号ロの規定により定める一定の水域又は区域」とあるのは、「法第百五条第一項第二号ロの規定により定める区域及び区分」と読み替えるものとする。

（新設）

（共済責任期間）

第四十九条　漁獲共済の共済責任期間は、法第百九条の漁業時期のすべてを含むように定めなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合における漁獲共済の共済責任期間は、当該各号に定める期間とすることができる。

一　第一号漁業に属する漁業で周年操業をするもの以外のものにあつては、その漁業の目的とする水産動植物の成育の状況によりその漁況を予見することができない場合　当該漁業時期から当該漁況を予見することができない期間を除いた期間

二　周年操業をする漁業にあつては、都道府県知事が法第百五条第一項第一号ロの規定により定める一定の水域若しくは区域又は都道府県知事が同項第二号ロの規定により定める区域及び区分において同一の種類の漁業に係る漁獲共済の共済責任期間の開始日を統一するため、当該漁業に係る漁獲共済の共済責任期間の開始日の変更をする必要が生じた場合（法第百十

特定養殖共済の共済責任期間の開始日を統一するため、当該漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済責任期間の開始日の変更をする必要が生じた場合（法第百十三条の三第一項の包括継続申込特約をしていない場合に限る。）当該変更をする日の一年前の日を共済責任期間に含む共済契約に係る共済責任期間の終了日の翌日から当該変更をする日の前日までの期間

（共済限度額の算定に用いる組合が定める金額に係る一定年間）

第五十条　令第十四条の農林水産省令で定める一定年間は、当該共済契約に係る被共済資格者（法第百五条第一項の被共済資格者をいう。以下この節において同じ。）の営む当該漁業の操業に係るもの及び当該被共済資格者と当該漁業に関し近似する事情の存する当該漁業に係る漁獲・特定養殖共済の他の被共済資格者（以下この条において「近似被共済資格者」という。）の営む当該漁業の操業に係るもののいずれについても、次に掲げるとおりとする。

一　定置漁業以外の漁業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約にあつては、五年間（令第十四条に規定する期間のうちに当該被共済資格者又は近似被共済資格者の営む当該漁業に係る非操業年又は異常操業年（被共済資格者又は近似被共済資格者が法第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する中小漁業者の営む当該漁業に係る全員非操業年（当該中小漁業者のいずれもが当該漁業の操業を行わなかつた年をいう。次条第一号において同じ。）又は全員異常操業年（当該中小漁業者の全てを通ずる当該漁業の基本的な操業の条件又は方法が当該共済契約に係る漁業の基本的な操業の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。次条第一号において同じ。）とし、被共済資格者又は近似被共済資格者が同項第二号ロに掲げる団体であるときは、その構成員の営む対象漁業に係る全員非操業年（当該構成員のいずれもが当該漁業の操業を行わなかつた年をいう。次条第二号及び第三号において同じ。）又は全員異常操業年（当該構成員の全てを通ずる当該漁業の基本的な操業の条件又は方法が当該共済契約に係る漁業の基本的な操業の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。次条第二号及び第三号において同じ。）とする。）があるときは、これらを除いた期間）

二　定置漁業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約にあつては、五年間（令第十四条に規定する期間のうちに当該被共済資格者又は近似被共済資格者による同位置定置漁業の操業が行われなかつた年（被共済資格者又は近似被共済資格者が法第百五条第一項第二号ロに掲げる団体であるときは、その構成員のいずれもが当該同位置定置漁業の操業を行わなかつた年。次条第四号において同じ。）があるときは、これを除いた期間）

三　特定養殖業に属する養殖業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約にあつては、五年間（令第十四条に規定する期間のうちに当該被共済資格者又は近似被共済資格者の営む当該養殖業に係る非操業年又は異常操業年があるときは、これらを除いた期間）

四　二以上の漁業の種類を一括して対象とする共済契約にあつては、五年間（令第十四条に規定する期間のうちに第一号若しくは第三号に規定する非操業年若しくは異常操業年又は第二号に規定する同位置定置漁業の操業が行われなかつた年があるときは、これらを除いた期間）

（組合が定める金額の算定の基準となるべき金額の算出方法）

第五十一条　令第十四条の規定により法第百十一条第一項の組合が定める金額の算定の基準となるべき金額の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

一　第一号漁業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約にあつては、当該共済責任期間の開始日前の当該被共済資格者に係る前条第一号に掲げる期間の当該被共済資格者の営む当該漁業の操業に係る年ごとの生産金額（被共済資格者が法第百五条第一項第一号三条の三第一項の包括継続申込特約をしていない場合に限る。）当該変更をする日の一年前の日を共済責任期間に含む共済契約に係る共済責任期間の終了日の翌日から当該変更をする日の前日までの期間

（共済限度額の算定に用いる組合が定める金額に係る一定年間）

第五十条　令第十一条の農林水産省令で定める一定年間は、当該共済契約に係る被共済資格者（法第百五条第一項の被共済資格者をいう。以下この節において同じ。）の営む当該漁業の操業に係るもの及び当該被共済資格者と当該漁業に関し近似する事情の存する当該漁業に係る漁獲共済の他の被共済資格者（以下この条において「近似被共済資格者」という。）の営む当該漁業の操業に係るもののいずれについても、次に掲げるとおりとする。

一　定置漁業以外の漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあつては、五年間（令第十一条に規定する期間のうちに当該被共済資格者又は近似被共済資格者の営む当該漁業に係る非操業年又は異常操業年（被共済資格者又は近似被共済資格者が法第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する中小漁業者の営む当該漁業に係る全員非操業年（当該中小漁業者のいずれもが当該漁業の操業を行わなかつた年をいう。次条第一号において同じ。）又は全員異常操業年（当該中小漁業者の全てを通ずる当該漁業の基本的な操業の条件又は方法が当該共済契約に係る漁業の基本的な操業の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。次条第一号において同じ。）とし、被共済資格者又は近似被共済資格者が同項第二号ロに掲げる団体であるときは、その構成員の営む当該漁業に係る全員非操業年（当該構成員のいずれもが当該漁業の操業を行わなかつた年をいう。次条第二号及び第三号において同じ。）又は全員異常操業年（当該構成員の全てを通ずる当該漁業の基本的な操業の条件又は方法が当該共済契約に係る漁業の基本的な操業の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。次条第一号において同じ。）とする。）があるときは、これらを除いた期間）

二　定置漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあつては、五年間（令第十一条に規定する期間のうちに当該被共済資格者又は近似被共済資格者による同位置定置漁業の操業が行われなかつた年（被共済資格者又は近似被共済資格者が法第百五条第一項第二号ロに掲げる団体であるときは、その構成員のいずれもが当該同位置定置漁業の操業を行わなかつた年。次条第四号において同じ。）があるときは、これを除いた期間）

（新設）

（組合が定める金額の算定の基準となるべき金額の算出方法）

第五十一条　令第十一条の規定により法第百十一条第一項の組合が定める金額の算定の基準となるべき金額の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

一　第一号漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあつては、当該共済責任期間の開始日前の当該被共済資格者に係る前条第一号に掲げる期間の当該被共済資格者の営む当該漁業の操業に係る年ごとの漁獲金額（被共済資格者が法第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員

ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する中小漁業者の全てを通ずる当該漁業の操業に係る生産金額の合計額。以下この号において同じ。）のうち最高のもの及び最低のものを除いたもの（当該期間のうちに非操業年又は異常操業年（被共済資格者が同項第一号ロに掲げる組合員であるときは、全員非操業年又は全員異常操業年）があるときは、これらを除いた期間の当該被共済資格者の営む当該漁業の操業に係る年ごとの生産金額）を総和平均して算出すること。

二　第二号漁業（定置漁業を除く。）に属する漁業の種類（ぶり飼付漁業を除く。）に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約にあつては、当該共済責任期間の開始日前の当該被共済資格者に係る前条第一号に掲げる期間の当該被共済資格者の営む当該漁業の操業に係る年ごとの生産金額（被共済資格者が法第百五条第一項第二号ロに掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業の操業に係る生産金額の合計額。以下この号及び次号において同じ。）（その合計総トン数（被共済資格者が同号ロに掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業に使用する漁船（令第十条第一号の規定により農林水産大臣が定める附属漁船以外の漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数の合計。以下この号において同じ。）が当該共済契約に係る当該漁業に使用する漁船の合計総トン数を下回る漁船（以下「大型化前漁船」という。）を使用して操業した年にあつては、当該年の生産金額に大型化割合（当該共済契約に係る当該漁業に使用する漁船（以下「大型化後漁船」という。）の合計総トン数から大型化前漁船の合計総トン数を差し引いて得たトン数の大型化前漁船の合計総トン数に対する割合をいう。）の別表第一の上欄に掲げる区分に応じて大型化後漁船の合計総トン数の区分によりそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる割合を乗じて得た額。次号において同じ。）のうち最高のもの及び最低のものを除いたもの（当該期間のうちに非操業年又は異常操業年（被共済資格者が法第百五条第一項第二号ロに掲げる団体であるときは、全員非操業年又は全員異常操業年）があるときは、これらを除いた期間の操業に係る年ごとの生産金額）を総和平均して算出すること。

三　ぶり飼付漁業に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約にあつては、当該共済責任期間の開始日前の当該被共済資格者に係る前条第一号に掲げる期間の当該被共済資格者の営む当該漁業の操業に係る年ごとの生産金額のうち最高のもの及び最低のものを除いたもの（当該期間のうちに非操業年又は異常操業年（被共済資格者が同号ロに掲げる団体であるときは、全員非操業年又は全員異常操業年）があるときは、これらを除いた期間の操業に係る年ごとの生産金額）を総和平均して算出すること。

四　定置漁業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約にあつては、当該共済責任期間の開始日前の当該被共済資格者に係る前条第二号に掲げる期間の当該被共済資格者による同位置定置漁業の操業に係る年ごとの生産金額（被共済資格者が法第百五条第一項第二号ロに掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該同位置定置漁業の操業に係る生産金額の合計額）のうち最高のもの及び最低のものを除いたもの（当該期間のうちに当該被共済資格者による同位置定置漁業の操業が行われなかつた年があるときは、これを除いた期間の操業に係る年ごとの生産金額）を総和平均して算出すること。

であるときは、同号ロに規定する中小漁業者の全てを通ずる当該漁業の操業に係る漁獲金額の合計額。以下この号において同じ。）のうち最高のもの及び最低のものを除いたもの（当該期間のうちに非操業年又は異常操業年（被共済資格者が同項第一号ロに掲げる組合員であるときは、全員非操業年又は全員異常操業年）があるときは、これらを除いた期間の当該被共済資格者の営む当該漁業の操業に係る年ごとの漁獲金額）を総和平均し、これに別表第一の上欄に掲げる漁業の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて算出すること。

二　第二号漁業のうちぶり飼付漁業及び定置漁業以外の漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあつては、当該共済責任期間の開始日前の当該被共済資格者に係る前条第一号に掲げる期間の当該被共済資格者の営む当該漁業の操業に係る年ごとの漁獲金額（被共済資格者が法第百五条第一項第二号ロに掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業の操業に係る漁獲金額の合計額。以下この号において同じ。）（その合計総トン数（被共済資格者が同号ロに掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業に使用する漁船（令第九条の二第一号の規定により農林水産大臣が定める附属漁船以外の漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数の合計。以下この号において同じ。）が当該共済契約に係る当該漁業に使用する漁船の合計総トン数を下回る漁船（以下「大型化前漁船」という。）を使用して操業した年にあつては、当該年の漁獲金額に大型化割合（当該共済契約に係る当該漁業に使用する漁船（以下「大型化後漁船」という。）の合計総トン数から大型化前漁船の合計総トン数を差し引いて得たトン数の大型化前漁船の合計総トン数に対する割合をいう。）の別表第二の上欄に掲げる区分に応じて大型化後漁船の合計総トン数の区分によりそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる割合を乗じて得た額。次号において同じ。）のうち最高のもの及び最低のものを除いたもの（当該期間のうちに非操業年又は異常操業年（被共済資格者が同項第二号ロに掲げる団体であるときは、全員非操業年又は全員異常操業年）があるときは、これらを除いた期間の操業に係る年ごとの漁獲金額（被共済資格者が法第百五条第一項第二号ロに掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該同位置定置漁業の操業に係る漁獲金額の合計額。以下この号において同じ。）のうち最高のもの及び最低のものを除いたもの（当該期間のうちに当該被共済資格者による同位置定置漁業の操業が行われなかつた年があるときは、これを除いた期間の操業に係る年ごとの漁獲金額）を総和平均し、これに別表第一の上欄に掲げる漁業の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて算出すること。

三　ぶり飼付漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあつては、当該共済責任期間の開始日前の当該被共済資格者に係る前条第一号に掲げる期間の当該被共済資格者の営む当該漁業の操業に係る年ごとの漁獲金額（被共済資格者が法第百五条第一項第二号ロに掲げる団体であるときは、全員非操業年又は全員異常操業年）があるときは、これらを除いた期間の操業に係る年ごとの漁獲金額）を総和平均し、これに別表第一の上欄に掲げる漁業の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて算出すること。

四　定置漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあつては、当該共済責任期間の開始日前の当該被共済資格者に係る前条第二号に掲げる期間の当該被共済資格者による同位置定置漁業の操業に係る年ごとの漁獲金額（被共済資格者が法第百五条第一項第二号ロに掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該同位置定置漁業の操業に係る漁獲金額の合計額。以下この号において同じ。）のうち最高のもの及び最低のものを除いたもの（当該期間のうちに当該被共済資格者による同位置定置漁業の操業が行われなかつた年があるときは、これを除いた期間の操業に係る年ごとの漁獲金額）を総和平均して算出すること。

五　特定養殖業に属する養殖業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約にあつては、当該共済責任期間の開始日前の当該被共済資格者に係る前条第三号に掲げる期間の当該被共済資格者の営む当該養殖業の養殖に係る年ごとの養殖単位当たりの生産金額のうち最高のもの及び最低のものを除いたもの（当該期間のうちに非操業年又は異常操業年があるときは、これらを除いた期間の養殖に係る年ごとの養殖単位当たりの生産金額）を総和平均し、これに当該共済責任期間の開始時における養殖単位の数量を乗じて算出すること。

六　二以上の漁業の種類を一括して対象とする共済契約にあつては、次に掲げる金額を合計して算出すること。

イ　当該共済責任期間の開始日前の当該被共済資格者に係る前条第四号に掲げる期間の当該被共済資格者の営む全ての当該漁業（特定養殖業に属する養殖業の種類の養殖業を除く。）の操業に係る年ごとの生産金額（当該漁業に含まれる漁業の種類の漁業に応じて第一号から第四号までにそれぞれ規定する年ごとの生産金額をいう。以下この号において同じ。）を合計したもののうち最高のもの及び最低のものを除いたもの（当該期間のうちに前条第一号若しくは第三号に規定する非操業年若しくは異常操業年又は前条第二号に規定する同位置定置漁業の操業が行われなかつた年があるときは、これらを除いた期間の当該被共済資格者の営む全ての当該漁業の操業に係る年ごとの生産金額を合計したもの）を総和平均して算出した金額

ロ　当該共済責任期間の開始日前の当該被共済資格者に係る前条第四号に掲げる期間の当該被共済資格者の営む当該漁業のうち特定養殖業に属する養殖業の種類の養殖業ごとに第五号に規定する方法により算出した金額。この場合において、第五号中「前条第三号に掲げる期間」とあるのは、「前条第四号に掲げる期間」とする。

七　二以上の漁業の種類を一括して対象とする共済契約（特定養殖業に属する養殖業の種類の養殖業を含むものに限る。）にあつて、当該共済責任期間の開始日前の当該被共済資格者に係る前条第四号に掲げる期間（当該期間のうちに非操業年又は異常操業年があるときは、これらを除いた期間）の当該被共済資格者の営む当該漁業のうち特定養殖業に属する養殖業の種類の養殖業に係る年ごとの養殖単位の数量が当該共済責任期間の開始時における当該養殖業に係る養殖単位の数量とおおむね同一である場合は、前号の規定にかかわらず、前号イの規定の例により算出することができる。

2　農林水産大臣が指定する漁業の種類についての前項の金額の算出方法は、前項の規定に基づき当該漁業の種類に係る金額の算出を行つた上で、さらに当該漁業の種類の目的とする水産動植物の価格の動向その他の事情を勘案して農林水産大臣が定める割合を乗じて算出するものとする。

3　第一項第五号から七号までの養殖単位は、のり等養殖業にあつては網ひびの柵単位、わかめ養殖業及びこんぶ養殖業にあつては幹縄単位、真珠母貝養殖業、ほたて貝等養殖業、うに養殖業及びほや養殖業にあつてはいかだ又は幹縄単位、特定かき養殖業にあつてはいかだ、幹縄又はくい打ち式養殖施設単位、くるまえび養殖業にあつては養殖池単位とする。

（共済限度額の算定に用いる割合）

第五十二条　法第百十一条第一項の農林水産省令で定める割合は、次の各号に掲げる共済契約の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　二以上の漁業の種類を一括して対象とする共済契約　対象漁業（法第百十一条第一項の対象漁業をいう。以下同じ。）のうち生産金額が最大となる漁業の種類の漁業（以下「主たる漁業」という。）の生産金額が全ての対象漁業の生産金額の合計額に三分の二を乗じて得た額以

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（共済限度額の算定に用いる割合）

第五十二条　法第百十一条第一項の農林水産省令で定める割合は、別表第三の上欄に掲げる漁業の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる割合（第五十四条の六に規定する種類の漁業にあつては、当該種類の漁業の属する漁業の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる割合から百分の五を差し引いて得た割合）とする。

（新設）

上である場合にあつては主たる漁業の属する漁業の区分に応じそれぞれ別表第二の下欄に掲げる割合とし、主たる漁業の生産金額が全ての対象漁業の生産金額の合計額に三分の二を乗じて得た額に満たない場合にあつては主たる漁業の属する漁業の区分に応じそれぞれ別表第二の下欄に掲げる割合と主たる漁業の次に生産金額の大きい漁業の種類の漁業（以下「従たる漁業」という。）の属する漁業の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる割合を総和平均して得た割合とする。

二　前号に掲げる共済契約以外のもの　別表第二の上欄に掲げる漁業の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる割合（第五十六条の六に規定する漁業の種類にあつては、当該漁業の種類の属する漁業の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる割合から百分の五を差し引いて得た割合）とする。

（収入とみなされるもの）

第五十二条の二　法第百十一条第二項（法第百十三条第三項（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する農林水産省令で定めるところにより収入とみなされるものは、次に掲げるものとする。

一　当該漁業の操業に係る漁獲又は養殖に係る水産動植物が陸揚げ（蓄養いけすへの移替えその他陸揚げに準ずるものを含む。以下次号において同じ。）を行う前に暴風雨その他やむを得ない事由により滅失し、流失し、逃亡し、若しくは腐敗し、若しくは廃棄され、又は損傷し、又は鮮度若しくは品質が低下したことによる損害に対し支払われた又は支払われるべき保険金その他の給付金

二　当該漁業の操業に係る漁獲又は養殖に係る水産動植物が陸揚げを行う前又は陸揚げを行つた後に前号に規定する事由以外の事由により滅失し、流失し、逃亡し、若しくは腐敗し、又は廃棄されたもの及び陸揚げされたものの販売されなかつたもの（現物給与、贈与及び家事消費に係るものにあつては、通常の量を超えるものに限る。）の時価（当該漁獲又は養殖に係る水産動植物が販売されるとしたならばそれによることとされる価格をいう。）による評価額

三　当該漁業の操業に係る漁獲又は養殖に係る水産動植物が陸揚げを行う前又は陸揚げを行つた後に第一号に規定する事由以外の事由により損傷し、又は鮮度若しくは品質が低下したものの時価（当該漁獲又は養殖に係る水産動植物が損傷せず、又はその鮮度が低下しないで販売されるとしたならばそれによることとされる価格をいう。）による評価額から当該漁獲又は養殖に係る水産動植物の販売金額を差し引いて得た額

四　当該漁業の操業に係る漁獲又は養殖に係る水産動植物の数量又は品質が通常の当該漁業の操業に係る漁獲又は養殖に係る水産動植物より減少又は低下したことによる損失に対し支払われた又は支払われるべき賠償金

（生産金額の認定基準）

第五十二条の三　法第百十一条第二項の規定に基づき組合が金額を認定するには、当該漁業の操業に係る漁獲又は養殖に係る水産動植物の販売金額の合計額を基準とし、次に掲げる事項を勘案して算定した金額に、前条の規定により収入とみなされるものの金額を加えて得た金額により行わなければならない。

一　当該水産動植物の販売方法及び販売場所その他の販売事情

二　事故その他の事由による当該水産動植物の品質の低下又は品質の低下の有無に係る状況が正しく認識されないことに起因する当該水産動植物の販売価格の低下による損失に対し支払われた若しくは支払われるべき賠償金の支払の状況

（新設）

（新設）

第五十二条の四　組合は、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は市場において卸売の業務を行う者に対し、前条の認定のため必要と認められる資料の提供その他必要な協力を求めなければならない。

（漁獲・特定養殖共済の共済限度額の算定に関する特約に係る要件）

第五十三条　法第百十一条第三項の農林水産省令で定める要件は、当該特約の対象とする令第十六条に規定する漁業の種類の漁業に係る生産金額が対象漁業に係る生産金額に二分の一を乗じて得た額を超えないものであることとする。

（二以上の漁業の種類を対象とする共済契約に係る基準共済掛金率を用いた算定の方法）

第五十四条　二以上の漁業の種類を一括して対象とする共済契約に係る純共済掛金率は、主たる漁業の生産金額が全ての対象漁業の生産金額の合計額に三分の二を乗じて得た額以上である場合にあつては主たる漁業の属する区分の基準共済掛金率を用いるものとし、主たる漁業の生産金額が全ての対象漁業の生産金額の合計額に三分の二を乗じて得た額に満たない場合にあつては主たる漁業の属する区分の基準共済掛金率と従たる漁業の属する区分の基準共済掛金率を総和平均して得たものを用いるものとする。

（共済金の金額の算定に用いる割合）

第五十五条　法第百十三条第一項の農林水産省令で定める割合は、次の各号に掲げる共済契約の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　二以上の漁業の種類を一括して対象とする共済契約　主たる漁業の生産金額が全ての対象漁業の生産金額の合計額に三分の二を乗じて得た額以上である場合にあつては主たる漁業の漁業の種類に応じ次号に規定する割合とし、主たる漁業の生産金額が全ての対象漁業の生産金額の合計額に三分の二を乗じて得た額に満たない場合にあつては主たる漁業の漁業の種類に応じ次号に規定する割合と従たる漁業の漁業の種類に応じ次号に規定する割合を総和平均して得た割合とする。

二　前号に掲げる共済契約以外のもの　第一号漁業に属する漁業の種類にあつては百分の七十、第二号漁業に属する漁業及び特定養殖業に属する養殖業の種類にあつては百分の八十とする。

（共済金の支払に関する特約の要件）

第五十六条　法第百十三条第二項の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　当該特約に係る共済金は法第百十三条第一項に規定する場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額はその共済限度額に百分の十、百分の二十又は百分の三十のいずれかのうち当該特約で定める割合を乗じて得た金額（その共済限度額から当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る生産金額を差し引いて得た金額（以下この条において「事故額」という。）がその共済限度額に当該特約で定める割合を乗じて得た金額に達しないときは、当該事故額）とすること。

二～四　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（共済金の金額の算定に用いる割合）

第五十三条　法第百十三条第一項の農林水産省令で定める割合は、第一号漁業にあつては百分の七十、第二号漁業にあつては百分の八十とする。

（新設）

（共済金の支払に関する特約の要件）

第五十四条　法第百十三条第二項の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　当該特約に係る共済金は法第百十三条第一項に規定する場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額はその共済限度額に百分の十、百分の二十又は百分の三十のいずれかのうち当該特約で定める割合を乗じて得た金額（その共済限度額から当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額を差し引いて得た金額（以下この条において「事故額」という。）がその共済限度額に当該特約で定める割合を乗じて得た金額に達しないときは、当該事故額）とすること。

二～四　（略）

（継続契約の共済金額の共済限度額に対する割合の変更）

第五十六条の二　法第百十三条の二第四項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるとおりとする。

一　継続契約（法第百十三条の二第二項の継続契約をいう。以下この条から第五十六条の五までにおいて同じ。）の共済金額が法第百十条第二項の農林水産大臣が定める共済金額の最高限度を超える場合

二　（略）

三　法第百十一条第一項の割合、法第百十二条第二項の基準共済掛金率、第五十一条第二項の農林水産大臣が定める割合又は別表第一の中欄若しくは下欄に掲げる割合の引上げにより共済契約者の負担が著しく増大する場合

2　法第百十三条の二第四項の規定による変更後の継続契約の共済金額の共済限度額に対する割合は、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

二　前項第二号に掲げる事由のみに該当する場合　令第十三条の共済限度額に乗ずべき割合に相当する割合

三　（略）

第五十六条の三・第五十六条の四　（略）

第五十六条の五　当初契約の被共済者は、法第百十三条の二第七項の規定により、自己の責めに帰する事由がなくて、当該当初契約及び継続契約のいずれの共済責任期間においても、組合から共済金の支払を受けないとき、又は支払を受けた共済金が前条で定める額に満たないときは、組合に対し、当該当初契約に係る共済責任期間の終了日の翌日以降法第百十三条の二第二項の農林水産大臣が定める期間を経過した日の一年前の日以降にその共済責任期間の開始日が到来することとなる継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分（当該部分が当該当初契約及び全ての継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の金額の合計額の四分の一を超えるときは、当該超える部分を除くものとし、かつ、当該当初契約又は継続契約について既に支払われた又は支払われるべき共済金があるときは、その共済金の金額を超える部分とする。）の払戻しを請求することができる。

（包括継続申込特約をすることができる漁業の種類）

第五十六条の六　法第百十三条の三第一項の農林水産省令で定める漁業の種類は、けた網を使用してほたて貝をとることを目的とする漁業（その区域が北海道の地先水面であるものに限る。）とする。

（共済契約の締結に係る養殖業の種類）

第五十七条　法第百十八条第一項の農林水産省令で定める養殖業の種類は、令第十九条各号に掲げる養殖業とする。

（削る）

（疾病による死亡を共済事故としない旨の申出の方法）

第五十八条　養殖共済の被共済資格者は、法第百十八条の二第一項の規定により、共済規程の定めるところにより、法第八十条第一項の規定による申込みと同時に申出書を提出して、令第十九条第一号から第五号まで、第六号ロ及びハ、第七号から第十一号まで、第十五号並びに第十

（継続契約の共済金額の共済限度額に対する割合の変更）

第五十四条の二　法第百十三条の二第四項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるとおりとする。

一　継続契約（法第百十三条の二第二項の継続契約をいう。以下この条から第五十四条の五までにおいて同じ。）の共済金額が法第百十条第二項の農林水産大臣が定める共済金額の最高限度を超える場合

二　（略）

三　法第百十一条第一項の割合、法第百十二条第二項の基準共済掛金率、別表第一の下欄に掲げる割合又は別表第二の中欄若しくは下欄に掲げる割合の引上げにより共済契約者の負担が著しく増大する場合

2　法第百十三条の二第四項の規定による変更後の継続契約の共済金額の共済限度額に対する割合は、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

二　前項第二号に掲げる事由のみに該当する場合　令第十条の共済限度額に乗ずべき割合に相当する割合

三　（略）

第五十四条の三・第五十四条の四　（略）

第五十四条の五　当初契約の被共済者は、法第百十三条の二第七項の規定により、自己の責めに帰する事由がなくて、当該当初契約及び継続契約のいずれの共済責任期間においても、組合から共済金の支払を受けないとき、又は支払を受けた共済金が前条で定める額に満たないときは、組合に対し、当該当初契約に係る共済責任期間の終了日の翌日以降法第百十三条の二第二項の農林水産大臣が定める期間を経過した日の一年前の日以降にその共済責任期間の開始日が到来することとなる継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分（当該部分が当該当初契約及びすべての継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の金額の合計額の四分の一を超えるときは、当該超える部分を除くものとし、かつ、当該当初契約又は継続契約について既に支払われた又は支払われるべき共済金があるときは、その共済金の金額を超える部分とする。）の払戻しを請求することができる。

（包括継続申込特約をすることができる漁業の種類）

第五十四条の六　法第百十三条の三第一項の農林水産省令で定める漁業は、北海道の地先水面においてけた網を使用してほたて貝をとることを目的とする漁業とする。

（共済契約の締結に係る養殖業の種類）

第五十五条　法第百十八条第一項の農林水産省令で定める養殖業の種類は、令第十三条各号に掲げる養殖業とする。

第五十六条・第五十七条

（疾病による死亡を共済事故としない旨の申出の方法）

第五十八条　養殖共済の被共済資格者は、法第百十八条の二第一項の規定により、共済規程の定めるところにより、法第八十条第一項の規定による申込みと同時に申出書を提出して、令第十三条第一号から第十号まで、第十二号から第二十六号まで、第三十三号から第三十六号まで及

九号に掲げる養殖業ごとに疾病による死亡の全部を、又は次の表の上欄に掲げる養殖業の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる疾病による死亡を共済事故としない旨の申出をすることができる。

養殖業の種類	疾病
小割り式一年魚はまち養殖業（令第十九条第三号イに掲げる小割り式一年魚はまち養殖業をいう。）、小割り式二年魚はまち養殖業（同号ロに掲げる小割り式二年魚はまち養殖業をいう。）及び小割り式三年魚はまち養殖業（同号ハに掲げる小割り式三年魚はまち養殖業をいう。）	イリドウイルス症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
小割り式一年魚たい養殖業（令第十九条第四号イに掲げる小割り式一年魚たい養殖業をいう。）、小割り式二年魚たい養殖業（同号ロに掲げる小割り式二年魚たい養殖業をいう。）及び小割り式三年魚たい養殖業（同号ハに掲げる小割り式三年魚たい養殖業をいう。）	イリドウイルス症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
小割り式さけ・ます養殖業（令第十九条第五号に掲げる小割り式さけ・ます養殖業をいう。）	肝臓障害、ビブリオ病、せつそう病、細菌性腎臓病
小割り式二年魚ふぐ養殖業（令第十九条第六号ロに掲げる小割り式二年魚ふぐ養殖業をいう。以下同じ。）及び小割り式三年魚ふぐ養殖業（同号ハに掲げる小割り式三年魚ふぐ養殖業をいう。以下同じ。）	白点病、トリコジナ症
小割り式一年魚かんぱち養殖業（令第十九条第七号イに掲げる小割り式一年魚かんぱち養殖業をいう。）、小割り式二年魚かんぱち養殖業（同号ロに掲げる小割り式二年魚かんぱち養殖業をいう。）及び小割り式三年魚かんぱち養殖業（同号ハに掲げる小割り式三年魚かんぱち養殖業をいう。）	イリドウイルス症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
（削る）	（削る）
小割り式一年魚すずき養殖業（令第十九条第八号イに掲げる小割り式一年魚すずき養殖業をいう。）、小割り式二年魚すずき養殖業（同号ロに掲げる小割り式二年魚すずき養殖業をいう。）及び小割り式三年魚すずき養殖業（同号ハに掲げる小割り式三年魚すずき養殖業をいう。）	連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症

び第四十一号に掲げる養殖業ごとに疾病による死亡の全部を、又は次の表の上欄に掲げる養殖業の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる疾病による死亡を共済事故としない旨の申出をすることができる。

養殖業の種類	疾病
小割り式一年魚はまち養殖業（令第十三条第四号に掲げる小割り式一年魚はまち養殖業をいう。）、小割り式二年魚はまち養殖業（同条第五号に掲げる小割り式二年魚はまち養殖業をいう。）及び小割り式三年魚はまち養殖業（同条第六号に掲げる小割り式三年魚はまち養殖業をいう。）	イリドウイルス症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
小割り式一年魚たい養殖業（令第十三条第七号に掲げる小割り式一年魚たい養殖業をいう。）、小割り式二年魚たい養殖業（同条第八号に掲げる小割り式二年魚たい養殖業をいう。）及び小割り式三年魚たい養殖業（同条第九号に掲げる小割り式三年魚たい養殖業をいう。）	イリドウイルス症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
小割り式さけ・ます養殖業（令第十三条第十号に掲げる小割り式さけ・ます養殖業をいう。）	肝臓障害、ビブリオ病、せつそう病、細菌性腎臓病
小割り式二年魚ふぐ養殖業（令第十三条第十二号に掲げる小割り式二年魚ふぐ養殖業をいう。以下同じ。）及び小割り式三年魚ふぐ養殖業（同条第十三号に掲げる小割り式三年魚ふぐ養殖業をいう。以下同じ。）	白点病、トリコジナ症
小割り式一年魚かんぱち養殖業（令第十三条第十四号に掲げる小割り式一年魚かんぱち養殖業をいう。）、小割り式二年魚かんぱち養殖業（同条第十五号に掲げる小割り式二年魚かんぱち養殖業をいう。）及び小割り式三年魚かんぱち養殖業（同条第十六号に掲げる小割り式三年魚かんぱち養殖業をいう。）	イリドウイルス症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
小割り式ひらめ養殖業（令第十三条第十七号に掲げる小割り式ひらめ養殖業をいう。以下同じ。）	エドワジエラ症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、トリコジナ症
小割り式一年魚すずき養殖業（令第十三条第十八号に掲げる小割り式一年魚すずき養殖業をいう。）、小割り式二年魚すずき養殖業（同条第十九号に掲げる小割り式二年魚すずき養殖業をいう。）及び小割り式三年魚すずき養殖業（同条第二十号に掲げる小割り式三年魚すずき養殖業をいう。）	連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症

小割り式二年魚ひらまさ養殖業（令第十九条第九号イに掲げる小割り式二年魚ひらまさ養殖業をいう。）及び小割り式三年魚ひらまさ養殖業（同号ロに掲げる小割り式三年魚ひらまさ養殖業をいう。）	イリドウイルス症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症	
小割り式まあじ養殖業（令第十九条第十号に掲げる小割り式まあじ養殖業をいう。）	連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症	
小割り式一年魚しまあじ養殖業（令第十九条第十一号イに掲げる小割り式一年魚しまあじ養殖業をいう。）、小割り式二年魚しまあじ養殖業（同号ロに掲げる小割り式二年魚しまあじ養殖業をいう。）及び小割り式三年魚しまあじ養殖業（同号ハに掲げる小割り式三年魚しまあじ養殖業をいう。）	イリドウイルス症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症	
小割り式二年魚くろまぐろ養殖業（令第十九条第十五号イに掲げる小割り式二年魚くろまぐろ養殖業をいう。）、小割り式三年魚くろまぐろ養殖業（同号ロに掲げる小割り式三年魚くろまぐろ養殖業をいう。）、小割り式四年魚くろまぐろ養殖業（同号ハに掲げる小割り式四年魚くろまぐろ養殖業をいう。）及び小割り式五年魚くろまぐろ養殖業（同号ニに掲げる小割り式五年魚くろまぐろ養殖業をいう。）	連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症	

2　（略）

第六十条　法第百十九条の農林水産省令で定める養殖業は、うなぎ養殖業（令第十九条第十九号に掲げるうなぎ養殖業をいう。以下同じ。）とする。

（単位当たり共済価額に乗ずべき数量）

第六十二条　（略）

一・二　（略）

2　（略）

3　当該共済責任期間中に、組合が塡補する責めを負わない損害（その損害につき法第九十三条第一項の規定により組合が共済金の全部又は一部の支払の責めを免れるものを除く。以下この項において同じ。）に係る共済目的たる養殖水産動植物（令第十九条各号に掲げる養殖業に係る養殖共済の共済契約にあつては、同一の原因による共済事故によつて受ける組合が塡補する責めを負わない損害に係る共済目的たる養殖水産動植物の数量の第六十六条の規定により算定する当該共済事故の発生の直前の共済目的たる養殖水産動植物の数量に対する割合が百分の十五（第六十九条の三の特約を付しているものにあつては、百分の十）以上である場合における当該損害に係るものに限る。）又は当該共済契約に係る単位漁場区域（内水面において営む養殖業にあつては、事業場。以下この項及び次条において同じ。）から移出された共済目的たる養殖水産動植物（共済事故の発生の防止又は軽減の目的で緊急に避難するため当該共済契約に係る単位漁場区域に近接する他の区域に移されるもの及び共済目的たる養殖水産動植物の育成又は販売の目的で共済契約の締結の申込みに際し共済規程で定めるところにより組合に申出がありその申出に従い当該単位漁場区域以外の区域に移されるものを除く。）の補充として追加される共

小割り式二年魚ひらまさ養殖業（令第十三条第二十一号に掲げる小割り式二年魚ひらまさ養殖業をいう。）及び小割り式三年魚ひらまさ養殖業（同条第二十二号に掲げる小割り式三年魚ひらまさ養殖業をいう。）	イリドウイルス症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症	
小割り式まあじ養殖業（令第十三条第二十三号に掲げる小割り式まあじ養殖業をいう。）	連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症	
小割り式一年魚しまあじ養殖業（令第十三条第二十四号に掲げる小割り式一年魚しまあじ養殖業をいう。）、小割り式二年魚しまあじ養殖業（同条第二十五号に掲げる小割り式二年魚しまあじ養殖業をいう。）及び小割り式三年魚しまあじ養殖業（同条第二十六号に掲げる小割り式三年魚しまあじ養殖業をいう。）	イリドウイルス症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症	
小割り式二年魚くろまぐろ養殖業（令第十三条第三十三号に掲げる小割り式二年魚くろまぐろ養殖業をいう。）、小割り式三年魚くろまぐろ養殖業（同条第三十四号に掲げる小割り式三年魚くろまぐろ養殖業をいう。）、小割り式四年魚くろまぐろ養殖業（同条第三十五号に掲げる小割り式四年魚くろまぐろ養殖業をいう。）及び小割り式五年魚くろまぐろ養殖業（同条第三十六号に掲げる小割り式五年魚くろまぐろ養殖業をいう。）	連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症	

2　（略）

第六十条　法第百十九条の農林水産省令で定める養殖業は、うなぎ養殖業（令第十三条第四十一号に掲げるうなぎ養殖業をいう。以下同じ。）とする。

（単位当たり共済価額に乗ずべき数量）

第六十二条　（略）

一・二　（略）

2　（略）

3　当該共済責任期間中に、組合が塡補する責めを負わない損害（その損害につき法第九十三条第一項の規定により組合が共済金の全部又は一部の支払の責めを免れるものを除く。以下この項において同じ。）に係る共済目的たる養殖水産動植物（令第十三条各号に掲げる養殖業に係る養殖共済の共済契約にあつては、同一の原因による共済事故によつて受ける組合が塡補する責めを負わない損害に係る共済目的たる養殖水産動植物の数量の第六十六条の規定により算定する当該共済事故の発生の直前の共済目的たる養殖水産動植物の数量に対する割合が百分の十五（第六十九条の三の特約を付しているものにあつては、百分の十）以上である場合における当該損害に係るものに限る。）又は当該共済契約に係る単位漁場区域（内水面において営む養殖業にあつては、事業場。以下この項及び次条において同じ。）から移出された共済目的たる養殖水産動植物（共済事故の発生の防止又は軽減の目的で緊急に避難するため当該共済契約に係る単位漁場区域に近接する他の区域に移されるもの及び共済目的たる養殖水産動植物の育成又は販売の目的で共済契約の締結の申込みに際し共済規程で定めるところにより組合に申出がありその申出に従い当該単位漁場区域以外の区域に移されるものを除く。）の補充として追加される共

済目的たる養殖水産動植物がある場合には、第一項の単位当たり共済価額に乗ずべき数量は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる数量の合計数量から当該追加される共済目的たる養殖水産動植物の数量を差し引いて得た数量とする。

（異常な赤潮による損害を塡補する旨の特約を締結できる水域）

第六十四条　法第百二十三条第二項ただし書の農林水産省令で定める水域は、別表第三のとおりとする。

（異常な赤潮による損害を塡補する旨の特約を締結できる養殖業）

第六十五条　法第百二十三条第二項ただし書の農林水産省令で定める養殖業は、令第十九条第一号から第十七号までに掲げる養殖業とする。

（塡補の割合を乗ずる養殖水産動植物）

第六十七条　法第百二十四条第一項及び第四項の農林水産省令で定める養殖水産動植物は、かき（令第二十条第一項の表に掲げるかきをいう。以下同じ。）、真珠貝（同表に掲げる真珠貝をいう。以下同じ。）、ぶり（同表に掲げるぶりをいう。）、まだい等（同表に掲げるまだい等をいう。）、ぎんざけ等（同表に掲げるぎんざけ等をいう。）、とらふぐ（同表に掲げるとらふぐをいう。以下同じ。）、かんぱち（同表に掲げるかんぱちをいう。）、すずき（同表に掲げるすずきをいう。）、ひらまさ（同表に掲げるひらまさをいう。）、まあじ（同表に掲げるまあじをいう。）、しまあじ（同表に掲げるしまあじをいう。）、まはた等（同表に掲げるまはた等をいう。）、すぎ（同表に掲げるすぎをいう。）、まさば（同表に掲げるまさばをいう。）、くろまぐろ（同表に掲げるくろまぐろをいう。）、めばる等（同表に掲げるめばる等をいう。）、かわはぎ等（同表に掲げるかわはぎ等をいう。）、ひらめ（同表に掲げるひらめをいう。以下同じ。）又はにほんうなぎ（同表に掲げるにほんうなぎをいう。）に属する養殖水産動植物とする。

（塡補の割合）

第六十八条　法第百二十四条第一項及び第四項の農林水産省令で定める割合は、百分の八十（同条第五項の特約を付しているものにあつては、百分の七十）とする。

（共済金の支払の特例に係る養殖業に係る疾病）

第六十八条の二　令第二十四条第二項の農林水産省令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる養殖業の種類に応じ、同表の下欄に掲げる疾病とする。

養殖業の種類	疾病
かき養殖業（令第十九条第一号に掲げるかき養殖業をいう。以下同じ。）	夏期の高水温による環境性疾病（赤潮によるものを除く。）
一年貝真珠養殖業（令第十九条第二号イに掲げる一年貝真珠養殖業をいう。以下同じ。）及び二年貝真珠養殖業（同号ロに掲げる二年貝真珠養殖業をいう。以下同じ。）	夏期の高水温による環境性疾病（赤潮によるものを除く。）
（略）	（略）

済目的たる養殖水産動植物がある場合には、第一項の単位当たり共済価額に乗ずべき数量は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる数量の合計数量から当該追加される共済目的たる養殖水産動植物の数量を差し引いて得た数量とする。

（異常な赤潮による損害をてん補する旨の特約を締結できる水域）

第六十四条　法第百二十三条第二項ただし書の農林水産省令で定める水域は、別表第四のとおりとする。

（異常な赤潮による損害を塡補する旨の特約を締結できる養殖業）

第六十五条　法第百二十三条第二項ただし書の農林水産省令で定める養殖業は、令第十三条第一号から第四十号までに掲げる養殖業とする。

（塡補の割合を乗ずる養殖水産動植物）

第六十七条　法第百二十四条第一項及び第四項の農林水産省令で定める養殖水産動植物は、かき（令第十四条第一項の表に掲げるかきをいう。以下同じ。）、真珠貝（同表に掲げる真珠貝をいう。以下同じ。）、ぶり（同表に掲げるぶりをいう。）、まだい等（同表に掲げるまだい等をいう。）、ぎんざけ等（同表に掲げるぎんざけ等をいう。）、とらふぐ（同表に掲げるとらふぐをいう。以下同じ。）、かんぱち（同表に掲げるかんぱちをいう。）、ひらめ（同表に掲げるひらめをいう。以下同じ。）、すずき（同表に掲げるすずきをいう。）、ひらまさ（同表に掲げるひらまさをいう。）、まあじ（同表に掲げるまあじをいう。）、しまあじ（同表に掲げるしまあじをいう。）、まはた等（同表に掲げるまはた等をいう。）、すぎ（同表に掲げるすぎをいう。）、まさば（同表に掲げるまさばをいう。）、くろまぐろ（同表に掲げるくろまぐろをいう。）、めばる等（同表に掲げるめばる等をいう。）、かわはぎ等（同表に掲げるかわはぎ等をいう。）、ひらめ（同表に掲げるひらめをいう。以下同じ。）又はにほんうなぎ（同表に掲げるにほんうなぎをいう。）に属する養殖水産動植物とする。

（てん補の割合）

第六十八条　法第百二十四条第一項及び第四項の農林水産省令で定める割合は、百分の八十とする。

（共済金の支払の特例に係る養殖業に係る疾病）

第六十八条の二　令第十八条第二項の農林水産省令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる養殖業の種類に応じ、同表の下欄に掲げる疾病とする。

養殖業の種類	疾病
かき養殖業（令第十三条第一号に掲げるかき養殖業をいう。以下同じ。）	夏期の高水温による環境性疾病（赤潮によるものを除く。）
一年貝真珠養殖業（令第十三条第二号に掲げる一年貝真珠養殖業をいう。以下同じ。）及び二年貝真珠養殖業（令第十三条第三号に掲げる二年貝真珠養殖業をいう。以下同じ。）	夏期の高水温による環境性疾病（赤潮によるものを除く。）
（略）	（略）

（削る）

（削る）

（共済金の支払の特例に係る養殖業に係る塡補の割合を乗ずる養殖水産動植物）

第六十九条　法第百二十四条第二項第二号の農林水産省令で定める養殖水産動植物は、かき、真珠貝及びとらふぐとする。

第六十九条の四　法第百二十四条第四項の農林水産省令で定める要件は、当該特約に従い算定した金額をその損害額（法第百二十四条第六項の損害額をいい、当該損害額に係る共済事故が疾病（赤潮によるものを除く。）による死亡である場合にあつては、当該損害額に二分の一を乗じて得た金額）とすることとする。

第六十九条の五　法第百二十四条第五項各号列記以外の部分の農林水産省令で定める養殖水産動植物は、ぶり（令第二十条第一項の表に掲げるぶりをいう。）、まだい等（同表に掲げるまだい等をいう。）、ぎんざけ等（同表に掲げるぎんざけ等をいう。）、とらふぐ（同表に掲げるとらふぐをいう。）、かんぱち（同表に掲げるかんぱちをいう。）、すずき（同表に掲げるすずきをいう。）、ひらまさ（同表に掲げるひらまさをいう。）、まあじ（同表に掲げるまあじをいう。）、しまあじ（同表に掲げるしまあじをいう。）、まはた等（同表に掲げるまはた等をいう。）、すぎ（同表に掲げるすぎをいう。）、まさば（同表に掲げるまさばをいう。）、くろまぐろ（同表に掲げるくろまぐろをいう。）、めばる等（同表に掲げるめばる等をいう。）又はかわはぎ等（同表に掲げるかわはぎ等をいう。）に属する養殖水産動植物とする。

第六十九条の六　法第百二十四条第五項各号列記以外の部分の農林水産省令で定める割合は、百分の七十とする。

第六十九条の七　法第百二十四条第五項第三号の農林水産省令で定める要件は、同条第一項の規定により共済金を支払う場合に当該特約による共済金を支払うものでないこととする。

（損害額を算出するための割合）

第七十条　法第百二十四条第六項の割合は、第一号に掲げる割合に第二号に掲げる割合を乗じて定めなければならない。

一・二　（略）

第七十一条の二の二　当初契約の被共済者は、法第百二十四条の二第五項で準用する法第百十三条の二第七項の規定により、自己の責めに帰する事由がなくて、当該当初契約及び継続契約のいずれの共済責任期間においても、組合から共済金の支払を受けないとき、又は支払を受けた共済金が前条で定める額に満たないときは、組合に対し、当該当初契約に係る共済責任期間の終了日の翌日以降法第百二十四条の二第二項の農林水産大臣が定める期間を経過した日の一年前の日以降にその共済責任期間の開始日が到来することとなる継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分（当該部分が当該当初契約及び全ての継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の金額の合計額の四分の一を超えるときは、当該超える部分を除くものとし、かつ、当該当初契約又は継続契約について既に支払われた又は支払われるべき共済金があるときは、その共済金の金額を超える部分とする。）の払戻しを請求することができる。

小割り式ひらめ養殖業

エドワジエラ症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病

（共済金の支払の特例に係る養殖業に係る塡補の割合を乗ずる養殖水産動植物）

第六十九条　法第百二十四条第二項第二号の農林水産省令で定める養殖水産動植物は、かき、真珠貝、とらふぐ及びひらめとする。

第六十九条の四　法第百二十四条第四項の農林水産省令で定める要件は、当該特約に従い算定した金額をその損害額（法第百二十四条第五項の損害額をいい、当該損害額に係る共済事故が疾病（赤潮によるものを除く。）による死亡である場合にあつては、当該損害額に二分の一を乗じて得た金額）とすることとする。

（新設）

（新設）

（損害額を算出するための割合）

第七十条　法第百二十四条第五項の割合は、第一号に掲げる割合に第二号に掲げる割合を乗じて定めなければならない。

一・二　（略）

第七十一条の二の二　当初契約の被共済者は、法第百二十四条の二第五項で準用する法第百十三条の二第七項の規定により、自己の責めに帰する事由がなくて、当該当初契約及び継続契約のいずれの共済責任期間においても、組合から共済金の支払を受けないとき、又は支払を受けた共済金が前条で定める額に満たないときは、組合に対し、当該当初契約に係る共済責任期間の終了日の翌日以降法第百二十四条の二第二項の農林水産大臣が定める期間を経過した日の一年前の日以降にその共済責任期間の開始日が到来することとなる継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分（当該部分が当該当初契約及びすべての継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の金額の合計額の四分の一を超えるときは、当該超える部分を除くものとし、かつ、当該当初契約又は継続契約について既に支払われた又は支払われるべき共済金があるときは、その共済金の金額を超える部分とする。）の払戻しを請求することができる。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

第四節　特定養殖共済

（特定かき養殖業の基準）

第七十一条の三　令第十八条の四の農林水産省令で定める基準は、過去五年間におけるその組合員の養殖するかきの生産量のおおむね全量につき漁獲金額等の認定基準等に関する省令（昭和三十九年農林省令第四十四号）第三条に規定する資料の提供の協力が得られるものとして農林水産大臣が指定する漁業協同組合の組合員であり、かつ、当該組合員の養殖するかきの生産量の全量を当該漁業協同組合において把握できることが確実であると見込まれることとする。

（区域内特定養殖業者の要件の特例）

第七十一条の四　都道府県知事は、法第百二十五条の六第一項の規定により定められた区域に係る特定養殖業組合（令第十八条の五第一項に規定する特定養殖業組合をいう。以下この条において同じ。）の水産業協同組合法第十八条第一項第一号の定款で定める日数（以下この条において単に「定款で定める日数」という。）が九十日と異なるときは、当該定款で定める日数（当該区域が令第十八条の五第一項ただし書又は第三項の規定により定められた場合であつて当該区域に係る特定養殖業組合のいずれかの定款で定める日数が他の当該特定養殖業組合の定款で定める日数と異なるときは、それぞれの特定養殖業組合の定款で定める日数、区域内特定養殖業者となるべき者の数その他当該区域における特定養殖業の事情を勘案して定める日数）を令第十八条の六第一号の規定により当該区域につき定める日数とすることができる。

（準用）

第七十一条の五　第四十六条及び第四十七条の規定は、法第百二十五条の六第一項の規定による区域内特定養殖業者の同意について準用する。この場合において、第四十六条第一項第二号及び第四十七条第二号中「法第百五条第一項第一号ロの規定により定める一定の水域又は区域」とあるのは、「法第百二十五条の六第一項の規定により定める一定の区域」と読み替えるものとする。

（共済責任期間）

第七十一条の六　特定養殖共済の共済責任期間は、当該種類の特定養殖業に係る標準的な経営における養殖時期の全てを含むように定めなければならない。ただし、都道府県知事が法第百二十五条の六第一項の規定により定める一定の区域において周年操業をする同一の種類の特定養殖業に係る特定養殖共済の共済責任期間の開始日を統一するため、当該特定養殖業に係る特定養殖共済の共済責任期間の開始日の変更をする必要が生じた場合には、当該変更をする日の一年前の日を共済責任期間に含む共済契約に係る共済責任期間の終了日の翌日から当該変更をする日の前日までの期間を当該特定養殖業に係る特定養殖共済の共済責任期間とすることができる。

（共済限度額の算定に用いる組合が定める金額に係る一定年間）

第七十一条の七　令第十八条の七の農林水産省令で定める一定年間は、当該共済契約に係る被共済資格者（法第百二十五条の三第一項の被共済資格者をいう。以下この節において同じ。）の営む当該特定養殖業の養殖に係るもの及び当該被共済資格者と当該特定養殖業に関し近似する事情の存する当該特定養殖業に係る特定養殖共済の他の被共済資格者（以下この条において「近似被共済資格者」という。）の営む当該特定養殖業の養殖に係るもののいずれについても、五年間（令第十八条の七に規定する期間のうちに当該被共済資格者又は近似被共済資格者の営む当該特定養殖業に係る非操業年（被共済資格者の営む当該特定養殖業の養殖が行われなかつた年をいう。以下同じ。）又は異常操業年（被共済資格者の営む当該特定養殖業の基本的な養殖の条件又は方法が当該共済契約に係る特定養殖業の基本的な養殖の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。以下同じ。）があるときは、これらを除いた期間）とする。

（削る）

（削る）

（削る）

（組合が定める金額の算定の基準となるべき金額の算出方法）

第七十一条の八　令第十八条の七の規定により法第百二十五条の九第一項の組合が定める金額の算定の基準となるべき金額は、当該共済責任期間の開始日前の当該被共済資格者に係る前条に規定する期間の当該被共済資格者の営む当該特定養殖業の養殖に係る年ごとの養殖単位当たりの生産金額のうち最高のもの及び最低のものを除いたもの（当該期間のうちに非操業年又は異常操業年があるときは、これらを除いた期間の養殖に係る年ごとの養殖単位当たりの生産金額）を総和平均し、これに当該共済責任期間の開始時における養殖単位の数量を乗じて算出するものとする。

２　前項の養殖単位は、のり等養殖業（令第十八条の四に規定するのり等養殖業をいう。以下同じ。）にあつては網ひびの柵単位、わかめ養殖業（同条に規定するわかめ養殖業をいう。以下同じ。）及びこんぶ養殖業（同条に規定するこんぶ養殖業をいう。以下同じ。）にあつては幹縄単位、真珠母貝養殖業（同条に規定する真珠母貝養殖業をいう。以下同じ。）、ほたて貝等養殖業（同条に規定するほたて貝等養殖業をいう。以下同じ。）、うに養殖業（同条に規定するうに養殖業をいう。以下同じ。）及びほや養殖業（同条に規定するほや養殖業をいう。以下同じ。）にあつてはいかだ又は幹縄単位、特定かき養殖業（同条に規定する特定かき養殖業をいう。以下同じ。）にあつてはいかだ、幹縄又はくい打ち式養殖施設単位、くるまえび養殖業（同条に規定するくるまえび養殖業をいう。以下同じ。）にあつては養殖池単位とする。

（共済限度額の算定に用いる割合）

第七十一条の九　法第百二十五条の九第一項の農林水産省令で定める割合は、百分の八十とする。

第七十一条の十　法第百二十五条の十一第一項の農林水産省令で定める割合は、百分の八十とする。

（共済金の支払に関する特約の要件）

第七十一条の十一　法第百二十五条の十一第二項の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　当該特約に係る共済金は法第百二十五条の十一第一項に規定する場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額はその共済限度額に百分の十、百分の二十又は百分の三十のいずれかのうち当該特約で定める割合を乗じて得た金額（その共済限度額から当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額を差し引いて得た金額（以下この条において「事故額」という。）がその共済限度額に当該特約で定める割合を乗じて得た金額に達しないときは、当該事故額）とすること。

二　当該特約に係る共済金は法第百二十五条の十一第一項に規定する場合に該当し、かつ、事故額がその共済限度額に百分の十、百分の二十又は百分の三十のいずれかのうち当該特約で定める割合を乗じて得た金額（以下この号において「基準金額」という。）を超える場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額はその共済限度額に百分の五十を乗じて得た金額（事故額がその共済限度額に百分の五十を乗じて得た金額に達しないときは、当該事故額）から基準金額を差し引いて得た金額とすること。

三　当該特約に係る共済金は法第百二十五条の十一第一項に規定する場合に該当し、かつ、被共済者が地震若しくは噴火又はこれらによる津波で共済規程で定めるものにより操業の制限（共済規程で定める程度のものに限る。次号において同じ。）を受けた場合であつて、事故額がその共済限度額に百分の三十を乗じて得た金額（以下この号において「基準金額」という。）を超えるときに支払うものとし、当該特約に従い算定した金額は事故額から基準金額を差し引いて得た金額とすること。

（削る）

（養殖施設の沈没の程度）

第七十三条　令第二十八条の農林水産省令で定める程度は、沈没に係る養殖施設をその沈没前の状態に復旧するために必要な費用の金額が、当該養殖施設のその沈没前の価額として組合が共済規程で定めるところにより定める金額を超える程度とする。

（共済責任期間）

第七十四条　漁業施設共済の共済責任期間は、法第百三十条の漁業時期のうち当該種類の養殖施設又は漁具をその用に供する期間の全てを含むように定めなければならない。ただし、第四十九条ただし書の規定により周年操業をする漁業に係る漁獲・特定養殖共済の共済責任期間を第四十九条第二号又は第三号に定める期間とする場合には、当該期間を当該漁業に供用する養殖施設又は漁具に係る漁業施設共済の共済責任期間とすることができる。

（可分養殖施設等）

第七十八条　法第百三十六条の農林水産省令で定める養殖施設又は漁具（以下「可分養殖施設等」という。）は、次に掲げる養殖施設及び漁網とする。

一　浮流し式養殖施設（令第二十七条第一号に掲げる浮流し式養殖施設をいう。以下同じ。）

二　はえ縄式養殖施設（令第二十七条第二号に掲げるはえ縄式養殖施設をいう。以下同じ。）

三　くい打ち式養殖施設（令第二十七条第三号に掲げるくい打ち式養殖施設をいう。以下同じ。）

四　いかだ（令第二十七条第四号に掲げるいかだをいう。以下同じ。）

五　網いけす（令第二十七条第五号に掲げる網いけすをいう。以下同じ。）

六　（略）

七　まき網（令第二十七条第七号に掲げるまき網をいう。以下同じ。）

（継続申込特約に関する規定の準用）

第八十一条　第五十六条の四、第五十六条の五及び第七十一条の規定は、漁業施設共済の共済契約について準用する。この場合において、第七十一条第一項第一号中「の共済金額が法第百二十条第二項の農林水産大臣が定める共済金額の」とあるのは「に係る法第百三十一条第一項の四　当該特約に係る共済金は法第百二十五条の十一第一項に規定する場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額は次に掲げる金額とすること。

イ　被共済者が地震若しくは噴火又はこれらによる津波で共済規程で定めるものにより操業の制限を受けた場合であつて、事故額がその共済限度額に百分の三十を乗じて得た金額を超えるときは、当該事故額

ロ　イに掲げるとき以外のときは、その共済限度額に百分の十、百分の二十又は百分の三十のいずれかのうち当該特約で定める割合を乗じて得た金額（事故額がその共済限度額に当該特約で定める割合を乗じて得た金額に達しないときは、当該事故額）

（継続申込特約に関する規定の準用）

第七十一条の十二　第五十四条の二（第一項第二号及び第二項第二号を除く。）から第五十四条の五までの規定は、特定養殖共済の共済契約について準用する。この場合において、第五十四条の二第一項第一号中「第百十条第二項」とあるのは「第百二十五条の八第二項」と、同項第三号中「第百十一条第一項」とあるのは「第百二十五条の九第一項」と、「第百十二条第二項の基準共済掛金率、別表第一の下欄に掲げる割合又は別表第二の中欄若しくは下欄に掲げる割合」とあるのは「第百二十五条の十第二項の基準共済掛金率」と、同条第二項第一号中「第百十条第二項」とあるのは「第百二十五条の八第二項」と読み替えるものとする。

（養殖施設の沈没の程度）

第七十三条　令第十九条の二の農林水産省令で定める程度は、沈没に係る養殖施設をその沈没前の状態に復旧するために必要な費用の金額が、当該養殖施設のその沈没前の価額として組合が共済規程で定めるところにより定める金額を超える程度とする。

（共済責任期間）

第七十四条　漁業施設共済の共済責任期間は、法第百三十条の漁業時期のうち当該種類の養殖施設又は漁具をその用に供する期間の全てを含むように定めなければならない。ただし、第四十九条ただし書又は第七十一条の六ただし書の規定により周年操業をする漁業に係る漁獲共済又は特定養殖共済の共済責任期間を第四十九条第二号又は第七十一条の六ただし書に定める期間とする場合には、当該期間を当該漁業に供用する養殖施設又は漁具に係る漁業施設共済の共済責任期間とすることができる。

（可分養殖施設等）

第七十八条　法第百三十六条の農林水産省令で定める養殖施設又は漁具（以下「可分養殖施設等」という。）は、次に掲げる養殖施設及び漁網とする。

一　浮流し式養殖施設（令第十九条第一号に掲げる浮流し式養殖施設をいう。以下同じ。）

二　はえ縄式養殖施設（令第十九条第二号に掲げるはえ縄式養殖施設をいう。以下同じ。）

三　くい打ち式養殖施設（令第十九条第三号に掲げるくい打ち式養殖施設をいう。以下同じ。）

四　いかだ（令第十九条第四号に掲げるいかだをいう。以下同じ。）

五　網いけす（令第十九条第五号に掲げる網いけすをいう。以下同じ。）

六　（略）

七　まき網（令第十九条第七号に掲げるまき網をいう。以下同じ。）

（継続申込特約に関する規定の準用）

第八十一条　第五十四条の四、第五十四条の五及び第七十一条の規定は、漁業施設共済の共済契約について準用する。この場合において、第七十一条第一項第一号中「の共済金額が法第百二十条第二項の農林水産大臣が定める共済金額の」とあるのは「に係る法第百三十一条第一項の

割合が同条第二項の農林水産大臣が定める」と、同項第二号中「第百二十一条第一項の単位当たり共済価額又は法第百二十二条第二項の基準共済掛金率」とあるのは「第百三十三条第二項の規定により農林水産大臣が定める純共済掛金率の基準となる率」と、同条第二項第一号中「第百二十条第二項」とあるのは「第百三十一条第二項」と、「共済金額の最高限度の共済価額に対する」とあるのは「最高限度の」と読み替えるものとする。

（通知義務）

第八十四条の三　法第百四十七条の九第一項の規定により通知すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

二　漁獲・特定養殖共済にあつてはその対象とする漁業の種類、養殖共済にあつてはその対象とする養殖業の種類、漁業施設共済にあつてはその共済目的の種類

三　（略）

四　漁獲・特定養殖共済にあつては法第百十一条第一項の組合が定める金額及び共済限度額、養殖共済にあつては共済目的の数量及び共済価額、漁業施設共済にあつては共済目的の数量及び共済価額

五～七　（略）

2　（略）

（二以上の漁業の種類を一括して共済契約の対象とする漁獲・特定養殖共済に係る共済掛金の補助）

第八十五条　二以上の漁業の種類を一括して対象とする漁獲・特定養殖共済（当該漁業の種類に第二号漁業又は特定養殖業に属する漁業の種類が含まれるものに限る。）に係る法第百九十五条第一項の規定による補助金の金額は、主たる漁業の生産金額が全ての対象漁業の生産金額の合計額に三分の二を乗じて得た額以上である場合にあつては主たる漁業に応じて令第四十一条各項の規定により共済掛金に係る法第百九十五条第一項の規定による補助金の金額を算定するときに適用される補助限度率及び補助率（令第四十一条各項に定める率をいい、以下この条において「補助限度率等」という。）を当該漁獲・特定養殖共済に適用される補助限度率等と、主たる漁業の生産金額が全ての対象漁業の生産金額の合計額に三分の二を乗じて得た額に満たない場合にあつては主たる漁業に応じて令第四十一条各項の規定により共済掛金に係る法第百九十五条第一項の規定による補助金の金額を算定するときに適用される補助限度率等と従たる漁業に応じて令第四十一条各項の規定により共済掛金に係る法第百九十五条第一項の規定による補助金の金額を算定するときに適用される補助限度率等を総和平均して得た率を当該漁獲・特定養殖共済に適用される補助限度率等とみなして令第四十一条の規定の例により算定するものとする。

2　前項の場合において、主たる漁業又は従たる漁業が第一号漁業である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、第一号漁業を除く対象漁業のうち生産金額が最大となる漁業の種類の漁業に令第四十一条各項の規定により共済掛金に係る法第百九十五条第一項の規定による補助金の金額を算定するときに適用される補助限度率等を当該漁獲・特定養殖共済に適用される補助限度率等とみなして令第四十一条の規定の例により算定するものとする。

（補助率の適用の要件等）

第八十六条　令第四十一条第三項第二号の農林水産省令で定めるものは、当該共済責任期間中において当該漁業の操業を行わないもの、共済契約を締結するとすればその共済契約に係る漁業につき共済事故の発生する見込みが確実であるもの、法第百十一条第二項（法第百十三条第三

割合が同条第二項の農林水産大臣が定める」と、同項第二号中「第百二十一条第一項の単位当たり共済価額又は法第百二十二条第二項の基準共済掛金率」とあるのは「第百三十三条第二項の規定により農林水産大臣が定める純共済掛金率の基準となる率」と、同条第二項第一号中「第百二十条第二項」とあるのは「第百三十一条第二項」と、「共済金額の最高限度の共済価額に対する」とあるのは「最高限度の」と読み替えるものとする。

（通知義務）

第八十四条の三　法第百四十七条の九第一項の規定により通知すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

二　漁獲共済にあつてはその対象とする漁業の種類、養殖共済にあつてはその対象とする養殖業の種類、特定養殖共済にあつてはその共済目的の種類

三　（略）

四　漁獲共済にあつては法第百十一条第一項の組合が定める金額及び共済限度額、養殖共済にあつては共済目的の数量及び共済価額、特定養殖共済にあつては法第百二十五条の九第一項の組合が定める金額及び共済限度額、漁業施設共済にあつては共済目的の数量及び共済価額

五～七　（略）

2　（略）

（新設）

（補助率の適用の要件等）

第八十五条　令第二十三条第三項第二号の農林水産省令で定めるものは、当該共済責任期間中において当該漁業の操業を行わないもの、共済契約を締結するとすればその共済契約に係る漁業につき共済事故の発生する見込みが確実であるもの、法第百十一条第二項（法第百十三条第三

項において準用する場合を含む。）の規定による組合の認定を適正に行うことが著しく困難であると認められるもの及び第二十二条第二号から第四号までに掲げる事由に該当するものとする。

第八十六条の二　令第四十一条第三項第三号の農林水産省令で定めるものは、当該共済責任期間中において当該養殖業の養殖を行わないもの及び共済契約を締結するとすればその共済契約に係る養殖水産動植物につき共済事故の発生する見込みが確実であるものとする。

第八十六条の三　令第四十一条第三項第四号の農林水産省令で定めるものは、当該共済責任期間中において当該特定養殖業の養殖を行わないもの、共済契約を締結するとすればその共済契約に係る養殖水産動植物につき共済事故の発生する見込みが確実であるもの、法第百十一条第二項（法第百十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による組合の認定を行うことが著しく困難であると認められるもの及び第二十二条第五号に掲げる事由に該当するものとする。

第八十七条　令第四十一条第四項の当該漁業の共済責任期間中における通常の生産金額として算出する金額は、法第百十一条第一項の組合が定める金額の算出の例により算出するものとする。

（共済掛金に係る補助を受ける漁業の規模等）

第八十八条　令第四十四条第二項第三号の農林水産省令で定める養殖業の区分は、一の単位漁場区域内又は事業場内において営まれる令第十九条第一号から第十八号までに掲げる養殖業とする。

2　令第四十四条第二項第四号の農林水産省令で定める養殖業の区分は、一の事業場内において営まれるうなぎ養殖業とする。

第八十九条　令第四十三条第一項並びに第四十四条第二項第二号及び第三号並びに第三項第二号のいかだ（はえ縄式養殖施設その他いかだに代えて供用する養殖施設を含む。以下「いかだ等」という。）の共済責任期間中の最高の台数は、当該いかだ等の次の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる面積又は長さのいかだ等をいかだの単位とし、かつ、いかだ等の台数がその面積又は長さに比例するものとして換算して算定するものとする。

区分	面積又は長さ
（略）	（略）

（削る）

2　令第四十四条第二項第二号の網ひびの共済責任期間中における最高の柵数は、その面積が二十二平方メートルの網ひびを単位とし、かつ、網ひびの柵数がその面積に比例するものとして換算して算定するものとする。

3　令第四十四条第二項第二号の養殖池の共済責任期間中における最高の面数は、その面積が千平方メートルの養殖池を単位とし、かつ、養殖池の面数がその面積に比例するものとして換算して算定するものとする。

4　令第四十四条第二項第三号の網いけす又は養殖池の共済責任期間中の最高の台数又は面数は、その面積が五十平方メートルの網いけす又は養殖池を単位とし、かつ、網いけす又は養殖池の台数又は面数がその面積に比例するものとして換算して算定するものとする。

項において準用する場合を含む。）の規定による組合の認定を適正に行うことが著しく困難であると認められるもの及び第二十二条第二号から第四号までに掲げる事由に該当するものとする。

第八十五条の二　令第二十三条第三項第三号の農林水産省令で定めるものは、当該共済責任期間中において当該養殖業の養殖を行わないもの及び共済契約を締結するとすればその共済契約に係る養殖水産動植物につき共済事故の発生する見込みが確実であるものとする。

第八十六条　令第二十三条第三項第四号の農林水産省令で定めるものは、当該共済責任期間中において当該特定養殖業の養殖を行わないもの、共済契約を締結するとすればその共済契約に係る養殖水産動植物につき共済事故の発生する見込みが確実であるもの、法第百二十五条の九第二項（法第百二十五条の十一第三項において準用する場合を含む。）の規定による組合の認定を行うことが著しく困難であると認められるもの及び第二十二条第五号に掲げる事由に該当するものとする。

第八十七条　令第二十三条第四項の当該漁業の共済責任期間中における通常の漁獲金額として算出する金額は、法第百十一条第一項の組合が定める金額の算出の例により算出するものとする。

（共済掛金に係る補助を受ける漁業の規模等）

第八十八条　令第二十五条第一項第二号の農林水産省令で定める養殖業の区分は、一の単位漁場区域内において営まれる令第十三条第一号から第四十号までに掲げる養殖業とする。

2　令第二十五条第一項第三号の農林水産省令で定める養殖業の区分は、一の事業場内において営まれるうなぎ養殖業とする。

第八十九条　令第二十四条の二第一項並びに第二十五条第一項第二号及び第四号並びに第二項第四号のいかだ（はえ縄式養殖施設その他いかだに代えて供用する養殖施設を含む。以下「いかだ等」という。）の共済責任期間中の最高の台数は、当該いかだ等の次の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる面積又は長さのいかだ等をいかだの単位とし、かつ、いかだ等の台数がその面積又は長さに比例するものとして換算して算定するものとする。

区分	面積又は長さ
（略）	（略）

2　令第二十五条第一項第二号の網いけすの共済責任期間中の最高の台数は、その面積が五十平方メートルの網いけすを単位とし、かつ、網いけすの台数がその面積に比例するものとして換算して算定するものとする。

3　令第二十五条第一項第四号の網ひびの共済責任期間中における最高の柵数は、その面積が二十二平方メートルの網ひびを単位とし、かつ、網ひびの柵数がその面積に比例するものとして換算して算定するものとする。

4　令第二十五条第一項第四号の養殖池の共済責任期間中における最高の面数は、その面積が千平方メートルの養殖池を単位とし、かつ、養殖池の面数がその面積に比例するものとして換算して算定するものとする。

（新設）

第八十九条の二　二以上の漁業の種類を一括して共済契約の対象とする場合は、主たる漁業が令第四十四条第三項第一号に規定する第二号漁業に属する漁業の種類である場合にあつては同号の規定を、令第四十四条第三項第二号に規定する特定養殖業に属する養殖業の種類である場合にあつては同号の規定を適用するものとする。

（地域共済事業についての準用）

第九十一条　地域共済事業については、第五条、第三十六条、第三十七条、第三十九条、第四十条及び第四十一条（第四号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第五条中「定款又は共済規程の変更」とあるのは「地域共済事業に係る共済規程の設定又は変更」と、「変更の理由」とあるのは「設定又は変更の理由」と、第三十六条第一項中「養殖共済」とあるのは「地域共済事業」と、「共済規程」とあるのは「地域共済事業に係る共済規程」と、第三十七条中「共済規程」とあるのは「地域共済事業に係る共済規程」と、第三十九条第一項第一号中「漁獲・特定養殖共済」とあるのは「地域共済事業のうち漁獲又は養殖に係る生産金額の減少で漁業共済事業によつて塡補されないものにつき被共済者に対し共済金を交付する事業（次号に掲げるものを除く。）」と、同項第二号中「養殖共済」とあるのは「地域共済事業のうち生産金額の減少（操業の制限を受けた期間に応じて算定するものに限る。）又は養殖水産動植物に係る損害で漁業共済事業によつて塡補されないものにつき被共済者に対し共済金を交付する事業」と、同項第三号中「漁業施設共済」とあるのは「地域共済事業のうち養殖施設又は漁具に係る損害で漁業共済事業によつて塡補されないものにつき被共済者に対し共済金を交付する事業」と、同項第四号中「漁業施設共済（定置網に属する漁網を共済目的とするものに限る。）」とあるのは「地域共済事業のうち養殖施設又は漁具（危険の程度が時期ごとに著しく異なる漁業又は養殖業に供用するものに限る。）に係る損害で漁業共済事業によつて塡補されないものにつき被共済者に対し共済金を交付する事業」と読み替えるものとする。

（削る）

（新設）

（地域共済事業についての準用）

第九十一条　地域共済事業については、第五条、第三十六条、第三十七条、第三十九条、第四十条及び第四十一条（第四号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第五条中「定款又は共済規程の変更」とあるのは「地域共済事業に係る共済規程の設定又は変更」と、「変更の理由」とあるのは「設定又は変更の理由」と、第三十六条第一項中「養殖共済」とあるのは「地域共済事業」と、「共済規程」とあるのは「地域共済事業に係る共済規程」と、第三十七条中「共済規程」とあるのは「地域共済事業に係る共済規程」と、第三十九条第一項第一号中「漁獲共済又は特定養殖共済」とあるのは「地域共済事業のうち漁獲金額又は養殖に係る生産金額の減少で漁業共済事業によつててん補されないものにつき被共済者に対し共済金を交付する事業（次号に掲げるものを除く。）」と、同項第二号中「養殖共済」とあるのは「地域共済事業のうち漁獲金額の減少（操業の制限を受けた期間に応じて算定するものに限る。）又は養殖水産動植物に係る損害で漁業共済事業によつててん補されないものにつき被共済者に対し共済金を交付する事業」と、同項第三号中「漁業施設共済」とあるのは「地域共済事業のうち養殖施設又は漁具に係る損害で漁業共済事業によつててん補されないものにつき被共済者に対し共済金を交付する事業」と、同項第四号中「漁業施設共済（定置網に属する漁網を共済目的とするものに限る。）」とあるのは「地域共済事業のうち養殖施設又は漁具（危険の程度が時期ごとに著しく異なる漁業又は養殖業に供用するものに限る。）に係る損害で漁業共済事業によつててん補されないものにつき被共済者に対し共済金を交付する事業」と読み替えるものとする。

別表第一（第五十一条関係）

漁業の区分	割合
一　第一号漁業	
(一)　令第五条に規定するわかめをとる漁業	百分の百
(二)　(一)に掲げる漁業以外の漁業	百分の百
二　第二号漁業	
(一)　底びき網を使用して営む漁業	百分の百
(二)　流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業（その操業区域の全部又は一部が日本海の海域（北海道桧山郡と同道松前郡との最大高潮時海岸線における境界点と同郡松前町松前小島灯台中心点を経て青森県東津軽郡外ヶ浜町竜飛埼灯台中心点とを結んだ線以東の津軽海峡の海域を除く。）に係るものを除く。）	百分の百
(三)　さし網を使用してすけとうだらをとることを目的とする漁業	百分の百
(四)　さし網を使用して営む漁業であつて(二)又は(三)に掲げるもの以外のもの	百分の百
(五)　まき網を使用して営む漁業	百分の百

別表第一（第五十一条関係）　（略）

別表第二（第五十二条関係）

漁業の区分	割合
一　第一号漁業	
(一)　令第六条第一号ニに掲げるあわびをとる漁業	（略）
(二)　（略）	（略）
二　第二号漁業のうち令第五条第二項第一号に掲げる漁業	
(一)　まき網漁業	百分の八十五
(二)　さんま棒受網漁業	百分の九十
(三)　敷網漁業	百分の八十五
(四)　船びき網漁業	百分の八十
(六)　はえ縄を使用してすけとうだらをとることを目的とする漁業	百分の百
(七)　はえ縄を使用してふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業	百分の百
(八)　釣りによつていかをとることを目的とする漁業	百分の百
(九)　浮はえ縄を使用して又は釣りによつてかつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業	百分の百
(十)　はえ縄を使用して又は釣りによつて営む漁業であつて(六)から(九)までに掲げるもの以外のもの	百分の百
(十一)　棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業	百分の百
(十二)　敷網を使用して営む漁業であつて(十一)に掲げるもの以外のもの	百分の百
(十三)　船びき網を使用して営む漁業	百分の百
(十四)　漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業以外の定置漁業	百分の百
(十五)　漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業	百分の百
(十六)　(一)から(十五)までに掲げる漁業以外の漁業（(十七)及び(十八)に掲げるものを除く。）	百分の百
(十七)　十トン未満の漁船により(一)から(十三)まで及び(十五)に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業であつて底びき網を使用して営む漁業を主とするもの	百分の百
(十八)　十トン未満の漁船により(一)から(十三)まで及び(十五)に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業であつて(十七)に掲げるもの以外のもの	百分の百

別表第二（第五十一条関係）　（略）

別表第三（第五十二条関係）

漁業の区分	割合
一　第一号漁業	
(一)　令第五条に規定するあわびをとる漁業	（略）
(二)　（略）	（略）
二　第二号漁業	
(一)　底びき網を使用して営む漁業	百分の九十
(二)　流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業（その操業区域の全部又は一部が日本海の海域（北海道桧山郡と同道松前郡との最大高潮時海岸線における境界点と同郡松前町松前小島灯台中心点を経て青森県東津軽郡外ヶ浜町竜飛埼灯台中心点とを結んだ線以東の津軽海峡の海域を除く。）に係るものを除く。）	百分の八十
(三)　さし網を使用してすけとうだらをとることを目的とする漁業	百分の八十
(四)　さし網を使用して営む漁業であつて(二)又は(三)に掲げるもの以外のもの	百分の七十

(五)　ほたて貝けた網漁業	百分の九十
(六)　底びき網漁業	百分の九十
(七)　太平洋さけます流し網漁業	（略）
(八)　すけとうだら刺し網漁業	百分の八十
(九)　刺し網漁業	百分の七十
(十)　すけとうだらはえ縄漁業	百分の八十
(十一)　ふぐあまだいはえ縄漁業	百分の九十
(十二)　いか釣り漁業	百分の八十五
(十三)　かつお・まぐろ漁業	百分の九十
(十四)　釣り漁業	（略）
(十五)　かにかご漁業	百分の八十
(十六)　その他漁業	百分の八十
(十七)　小型合併漁業であつて底びき網を使用して営む漁業を主とするもの	百分の九十
(十八)　小型合併漁業であつて(七)に掲げるもの以外のもの	百分の八十五
三　第二号漁業のうち令第五条第二項第二号に掲げる漁業	
(一)　小型定置漁業	百分の七十五
(二)　さけ定置漁業	百分の七十五
(三)　大型定置漁業	百分の七十五
四　特定養殖業	百分の八十

別表第三（第六十四条関係）　（略）

（新設）	百分の八十五
(五)　まき網を使用して営む漁業	（略）
(六)　はえ縄を使用してすけとうだらをとることを目的とする漁業	百分の九十
(七)　はえ縄を使用してふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業	百分の八十五
(八)　釣りによつていかをとることを目的とする漁業	百分の九十
(九)　浮はえ縄を使用して又は釣りによつてかつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業	百分の八十
(十)　はえ縄を使用して又は釣りによつて営む漁業であつて(六)から(九)までに掲げるもの以外のもの	百分の八十
(十一)　棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業	百分の九十
(十二)　敷網を使用して営む漁業であつて(十一)に掲げるもの以外のもの	百分の八十五
(十三)　船びき網を使用して営む漁業	（略）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
(十四)　漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業以外の定置漁業	百分の七十五
(十五)　漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業	百分の七十五
（新設）	
（新設）	（新設）
(十六)　(一)から(十五)までに掲げる漁業以外の漁業(七)及び(九)に掲げるものを除く。	百分の八十
(十七)　十トン未満の漁船により(一)から(十三)まで及び(十五)に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業であつて底びき網を使用して営む漁業を主とするもの	百分の九十
(十八)　十トン未満の漁船により(一)から(十三)まで及び(十五)に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業であつて(七)に掲げるもの以外のもの	百分の八十五

別表第四（第六十四条関係）　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、漁業災害補償法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

（漁獲金額等の認定基準等に関する省令の廃止）

2　漁獲金額等の認定基準等に関する省令（昭和三十九年農林省令第四十四号）は、廃止する。

○防衛省令第五号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十条の二第二項、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第十三条及び第二十条第四項並びに防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第四条第一項及び第二項の規定に基づき、陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月十三日

防衛大臣　小泉進次郎

陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部組織規則等の一部を改正する省令

（陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部組織規則の一部改正）

第一条　陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部組織規則（昭和三十四年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（部） **第三条**　陸上総隊司令部に、次の六部を置く。 総務部 情報部 運用部 後方運用部 情報作戦調整部 日米共同部 （総務課） **第五条**　総務課においては、次の事務をつかさどる。 一　［略］ 二　公文書の認証、接受、発送、編集及び保存に関すること（情報第一課、防衛課、後方運用課、情報作戦調整部及び日米共同部の所掌に属するものを除く。）。 三～十一　［略］ （運用部の分課） **第十一条**　運用部に、次の五課及び陸上作戦運用室を置く。 防衛課 運用第一課 運用第二課 システム通信課 訓練課 （防衛課） **第十二条**　防衛課においては、次の事務をつかさどる。 一・二　［略］ ［号を削る。］ ［号を削る。］ 三・四　［略］	（部） **第三条**　陸上総隊司令部に、次の五部を置く。 総務部 情報部 運用部 後方運用部 日米共同部 （総務課） **第五条**　総務課においては、次の事務をつかさどる。 一　［同上］ 二　公文書の認証、接受、発送、編集及び保存に関すること（情報第一課、防衛課、後方運用課及び日米共同部の所掌に属するものを除く。）。 三～十一　［同上］ （運用部の分課） **第十一条**　運用部に、次の四課を置く。 防衛課 運用課 国際協力課 システム通信課 （防衛課） **第十二条**　防衛課においては、次の事務をつかさどる。 一・二　［同上］ 三　教育訓練の実施計画に関すること。 四　教育訓練の検閲、演習並びに教育訓練用器材及び教育訓練資料に関すること。 五・六　［同上］

（運用第一課）

第十三条　運用第一課においては、次の事務をつかさどる。

一　［略］

二　武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第八号に規定する対処措置（同号ロに掲げる措置を除く。）又は同法第二十二条第三項に規定する緊急対処措置（同項第二号に掲げる措置を除く。）に係る陸上総隊の行動に関すること。

三　［略］

四　前二号に掲げるもののほか、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十八条の規定による命令による治安出動、同法第七十九条の規定による治安出動待機命令、同法第七十九条の二の規定による治安出動下令前に行う情報収集、同法第八十一条の規定による要請による治安出動、同法第八十一条の二の規定による自衛隊の施設等の警護出動、同法第八十二条の規定による海上における警備行動、同法第八十二条の三の規定による弾道ミサイル等に対する破壊措置及び同法第八十四条の規定による領空侵犯に対する措置に係る陸上総隊の行動に関すること。

五・六　［略］

（運用第二課）

第十四条　運用第二課においては、次の事務をつかさどる。

一　陸上総隊の行動に関すること（運用第一課の所掌に属するものを除く。）。

二　陸上自衛隊の部隊及び機関が自衛隊法第三条第二項第二号に掲げる活動を円滑に実施するために行う、当該活動が実施される外国の住民その他の関係者の理解及び協力を確保するための業務に関する見積り及び計画に関すること。

（システム通信課）

第十五条　［略］

（訓練課）

第十五条の二　訓練課においては、次の事務をつかさどる。

一　教育訓練の実施計画に関すること。

二　教育訓練の検閲、演習並びに教育訓練用器材及び教育訓練資料に関すること。

（陸上作戦運用室）

第十五条の三　陸上作戦運用室においては、次の事務をつかさどる。

一　部隊の運用状況の把握に関すること。

二　前号に掲げる事務に関する関係部隊及び機関との連絡調整に関すること。

（装備課）

第十八条　［略］

（情報作戦調整部）

第十八条の二　情報作戦調整部においては、次の事務をつかさどる。

一　防衛及び警備の実施に関する情報作戦見積り及び情報作戦計画に関すること。

二　防衛及び警備の実施に関する情報作戦の調整に関すること。

（運用課）

第十三条　運用課においては、次の事務をつかさどる。

一　［同上］

二　武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第八号に規定する対処措置又は同法第二十二条第三項に規定する緊急対処措置に係る陸上総隊の行動に関すること。

三　［同上］

四　前二号に掲げるもののほか、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十八条の規定による命令による治安出動、同法第七十九条の規定による治安出動待機命令、同法第七十九条の二の規定による治安出動下令前に行う情報収集、同法第八十一条の規定による要請による治安出動、同法第八十一条の二の規定による自衛隊の施設等の警護出動、同法第八十二条の規定による海上における警備行動、同法第八十二条の三の規定による弾道ミサイル等に対する破壊措置、同法第八十三条の規定による災害派遣、同法第八十三条の二の規定による地震防災派遣、同法第八十三条の三の規定による原子力災害派遣及び同法第八十四条の規定による領空侵犯に対する措置に係る陸上総隊の行動に関すること。

五・六　［同上］

（国際協力課）

第十四条　国際協力課においては、次の事務をつかさどる。

一　陸上総隊の行動に関すること（運用課の所掌に属するものを除く。）。

二　陸上自衛隊の部隊等が自衛隊法第三条第二項第二号に掲げる活動を円滑に実施するために行う、当該活動が実施される外国の住民その他の関係者の理解及び協力を確保するための業務に関する見積り及び計画に関すること。

（システム通信課）

第十五条　［同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

（装備課）

第十八条　［同上］

［条を加える。］

（日米共同部）

第十九条　日米共同部においては、次の事務をつかさどる。

一　防衛及び警備の実施に必要なアメリカ合衆国の軍隊との調整に関すること。

二　防衛の分野における国際的な交流に係る調整に関すること。

（部長、副部長、課長及び室長）

第二十条　部に部長（うち情報部長及び情報作戦調整部長は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を、課に課長を、室に室長を置く。

二～五　［略］

六　課長又は室長は、部長の命を受け、それぞれ課務又は室務を掌理する。

（幕僚副長）

第二十九条　［略］

２　東部方面総監部、中部方面総監部及び西部方面総監部の幕僚副長は、陸将補をもつて充てる。

３　北部方面総監部及び東北方面総監部の幕僚副長は、陸将補一人及び一等陸佐一人をもつて充てる。

４　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（日米共同部）

第十九条　日米共同部においては、防衛及び警備の実施に必要なアメリカ合衆国の軍隊との調整に関する事務をつかさどる。

（部長、副部長及び課長）

第二十条　部に部長（うち情報部長は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を、課に課長を置く。

二～五　［同上］

六　課長は、部長の命を受け、課務を掌理する。

（幕僚副長）

第二十九条　［同上］

２　幕僚副長は、陸将補をもつて充てる。

［項を加える。］

３　［同上］

（指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令の一部改正）

第二条　指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令（昭和三十九年総理府令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第三条第十一項の防衛省令で定める官職並びに第四条第一項及び第二項の防衛省令で定める官職は、官房長、防衛研究所長、自衛隊中央病院長及び次に掲げる官職のうち防衛大臣が定める官職とする。 一～四　［略］ 五　陸上幕僚副長、陸上幕僚監部人事教育部長、陸上幕僚監部運用支援・訓練部長、陸上幕僚監部防衛部長、陸上幕僚監部装備計画部長、陸上総隊司令部幕僚長、北部方面総監部幕僚長、東北方面総監部幕僚長、東部方面総監部幕僚長、中部方面総監部幕僚長、西部方面総監部幕僚長、師団長、旅団長、陸上自衛隊富士学校長、陸上自衛隊後方支援学校長、陸上自衛隊補給本部長、陸上自衛隊補給本部副本部長、陸上自衛隊教育訓練研究本部長及び陸上自衛隊教育訓練研究本部副本部長 六　海上幕僚副長、海上幕僚監部人事教育部長、海上幕僚監部防衛部長、海上幕僚監部装備計画部長、自衛艦隊司令部幕僚長、水上艦隊司令官、航空集団司令官、潜水艦隊司令官、水陸両用戦機雷戦群司令、舞鶴地方総監、横須賀地方総監部幕僚長、佐世保地方総監部幕僚長、大湊地区総監、情報作戦集団司令官、教育航空集団司令官、海上自衛隊幹部学校長、海上自衛隊第一術科学校長及び海上自衛隊補給本部長	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第三条第十一項の防衛省令で定める官職並びに第四条第一項及び第二項の防衛省令で定める官職は、官房長、防衛研究所長、自衛隊中央病院長及び次に掲げる官職のうち防衛大臣が定める官職とする。 一～四　［同上］ 五　陸上幕僚副長、陸上幕僚監部人事教育部長、陸上幕僚監部運用支援・訓練部長、陸上幕僚監部防衛部長、陸上幕僚監部装備計画部長、陸上総隊司令部幕僚長、北部方面総監部幕僚長、東北方面総監部幕僚長、東部方面総監部幕僚長、中部方面総監部幕僚長、西部方面総監部幕僚長、師団長、旅団長、陸上自衛隊富士学校長、陸上自衛隊関東補給処長、陸上自衛隊教育訓練研究本部長、陸上自衛隊補給統制本部副本部長及び陸上自衛隊補給統制本部副本部長 六　海上幕僚副長、海上幕僚監部人事教育部長、海上幕僚監部防衛部長、海上幕僚監部装備計画部長、自衛艦隊司令部幕僚長、護衛艦隊司令官、航空集団司令官、潜水艦隊司令官、掃海隊群司令、舞鶴地方総監、横須賀地方総監部幕僚長、佐世保地方総監部幕僚長、大湊地区総監、教育航空集団司令官、海上自衛隊幹部学校長、海上自衛隊第一術科学校長及び海上自衛隊補給本部長

改正後	改正前
七　航空幕僚副長、航空幕僚監部人事教育部長、航空幕僚監部防衛部長、航空幕僚監部装備計画部長、航空総隊副司令官、航空総隊司令部幕僚長、航空支援集団副司令官、航空教育集団司令部幕僚長、航空開発実験集団司令官、北部航空方面隊司令官、中部航空方面隊司令官、西部航空方面隊司令官、南西航空方面隊司令官、警戒航空団司令、航空救難団司令、航空自衛隊幹部学校長及び航空自衛隊補給本部副本部長 八～十　［略］	七　航空幕僚副長、航空幕僚監部人事教育部長、航空幕僚監部防衛部長、航空幕僚監部装備計画部長、航空総隊副司令官、航空総隊司令部幕僚長、航空支援集団副司令官、航空教育集団司令部幕僚長、航空開発実験集団司令官、北部航空方面隊司令官、中部航空方面隊司令官、西部航空方面隊司令官、南西航空方面隊司令官、航空救難団司令、航空自衛隊幹部学校長及び航空自衛隊補給本部副本部長 八～十　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（地方総監部組織規則の一部改正）

第三条　地方総監部組織規則（昭和四十五年総理府令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（防衛部） **第九条**　防衛部に、次の四室を置く。 第一幕僚室 第二幕僚室 第三幕僚室 第四幕僚室	（防衛部） **第九条**　防衛部に、次の五室を置く。 第一幕僚室 第二幕僚室 第三幕僚室 第四幕僚室 第五幕僚室 （第五幕僚室） **第十四条**　第五幕僚室においては、次の事務をつかさどる。 一　防衛及び警備の実施に関する通信計画に関すること。 二　通信及び電波使用の計画及び監理に関すること。
［条を削る。］	
第十四条～第二十三条　［略］	**第十五条～第二十四条**　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（標準的な官職を定める省令の一部改正）

第四条　標準的な官職を定める省令（平成二十六年防衛省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			
自衛隊法第三十条の二第二項に規定する防衛省令で定める標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。			
職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
一　二の項から十一の項までに掲げる職務以外の職務	［略］	［略］	
九　自衛艦隊司令部、航空集団司令部、潜水艦隊司令部、航空群司令			

改正前			
自衛隊法第三十条の二第二項に規定する防衛省令で定める標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。			
職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
一　二の項から十一の項までに掲げる職務以外の職務	［同上］	［同上］	
九　自衛艦隊司令部、護衛艦隊司令部、航空集団司令部、潜水艦隊司			

部、潜水隊群司令部、開発隊群司令部、情報作戦集団司令部、作戦情報群司令部、サイバー防護群司令部、教育航空集団司令部、教育航空群司令部及び練習艦隊司令部			
［略］	［略］	［略］	［略］

令部、掃海隊群司令部、護衛隊群司令部、海上訓練指導隊群司令部、航空群司令部、潜水隊群司令部、艦隊情報群司令部、海洋業務・対潜支援群司令部、開発隊群司令部、教育航空群司令部、教育航空集団司令部、教育航空群司令部、練習艦隊司令部及び通信隊群司令部			
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

十四　航空団、航空警戒管制団、警戒航空団、航空救難団、輸送航空隊、飛行教育団、航空教育隊、飛行開発実験団及び宇宙作戦団			
［略］	［略］	［略］	［略］

十四　航空団、航空警戒管制団、警戒航空団、航空救難団、航空戦術教導団、輸送航空隊、飛行教育団、航空教育隊及び飛行開発実験団			
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

二十一　補給本部	八十三　補給本部の所掌事務を分掌する部の長の属する職制上の段階	部長	
	八十四　補給本部の部の所掌事務を分掌する課の長の属する職制上の段階	課長	
	八十五　補給本部の課の所掌事務を分掌する班の長の属する職制上の段階	班長	

二十一　自衛隊中央病院及び自衛隊地区病院	八十三　自衛隊中央病院長の属する職制上の段階	病院長	
	八十四　自衛隊中央病院の所掌事務を分掌する部の長の属する職制上の段階	部長	
	八十五　この項第二欄第二十一号に掲げる部局又は機関等（以下「自衛隊病院」という。）の部の所掌事	課長	

八十六　補給本部の班の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長
八十七　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員
二十二　自衛隊中央病院及び自衛隊地区病院	
八十八　自衛隊中央病院長の属する職制上の段階	病院長
八十九　自衛隊中央病院の所掌事務を分掌する部の長の属する職制上の段階	部長
九十　この項第二欄第二十二号に掲げる部局又は機関等（以下「自衛隊病院」という。）の部の所掌事務を分掌する課の長の属する職制上の段階	課長
九十一　自衛隊病院の課の所掌事務を分掌する班の長の属する職制上の段階	班長
九十二　自衛隊病院の班の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長
九十三　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員
二十三　自衛隊地方協力本部	
九十四　自衛隊地方協力本部長の属する職制上の段階	本部長
九十五　自衛隊地方協力本部長を助け、自	副本部長

務を分掌する課の長の属する職制上の段階	
八十六　自衛隊病院の課の所掌事務を分掌する班の長の属する職制上の段階	班長
八十七　自衛隊病院の班の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長
八十八　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員
二十二　自衛隊地方協力本部	
八十九　自衛隊地方協力本部長の属する職制上の段階	本部長
九十　自衛隊地方協力本部長を助け、自衛隊地方協力本部の事務を整理する官職の属する職制上の段階	副本部長
九十一　自衛隊地方協力本部の所掌事務を分掌する課の長の属する職制上の段階	課長
九十二　前号に規定する官職の指揮監督を受け、専門的事務を処理し、次号又は第九十四号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階	専門官
九十三　自衛隊地方協力本部の課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長

衛隊地方協力本部の事務を整理する官職の属する職制上の段階	
九十六　自衛隊地方協力本部の所掌事務を分掌する課の長の属する職制上の段階	課長
九十七　前号に規定する官職の指揮監督を受け、専門的事務を処理し、次号又は第九十九号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階	専門官
九十八　自衛隊地方協力本部の課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長
九十九　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員
二十四　教育訓練研究本部	
百　教育訓練研究本部の所掌事務を分掌する課の長の属する職制上の段階	課長
百一　教育訓練研究本部の部の所掌事務を分掌する課の所掌事務を分掌する班の長の属する職制上の段階	班長
百二　教育訓練研究本部の班の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長

九十四　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員
二十三　教育訓練研究本部	
九十五　教育訓練研究本部の所掌事務を分掌する課の長の属する職制上の段階	課長
九十六　教育訓練研究本部の部の所掌事務を分掌する課の所掌事務を分掌する班の長の属する職制上の段階	班長
九十七　教育訓練研究本部の班の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長
九十八　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員
九十九　補給本部の所掌事務を分掌する部の長の属する職制上の段階	部長
二十四　補給統制本部及び補給本部	
百　補給統制本部及び補給本部（以下この項において「補給統制本部等」という。）の部の所掌事務を分掌する課の長の属する職制上の段階	課長
百一　補給統制本部等の課の所掌事務を分掌する班の長の属する職制上の段階	班長
百二　補給統制本部等の班の所掌事務を分	係長

［略］	［略］
百三　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員

二　調査、試験又は研究に関する事務をつかさどる官職の職務

［略］	［略］
四　自衛艦隊司令部、情報作戦集団司令部、航空総隊司令部及び航空開発実験集団司令部	十一の二　情報作戦集団司令部の研究に関する所掌事務を分掌する部の長の属する職制上の段階	部長
［略］	［略］
十二　この項第二欄第四号に掲げる部局又は機関等の所掌事務を分掌する幕僚又は部長（以下この項において「自衛艦隊司令部等の幕僚等」という。）の指揮監督を受け、次号及び第十四号に規定する官職の事務を総括し、研究を行う官職の属する職制上の段階	総括主任研究官
［略］	［略］
八　学校、陸上自衛隊の補給本部及び教育訓練研究本部	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］

［同上］	［同上］
掌する係の長の属する職制上の段階	
百三　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員

二　調査、試験又は研究に関する事務をつかさどる官職の職務

［同上］	［同上］
四　自衛艦隊司令部、艦隊情報群司令部、航空総隊司令部及び航空開発実験集団司令部	十二　この項第二欄第四号に掲げる部局又は機関等の所掌事務を分掌する幕僚又は部長（以下この項において「自衛艦隊司令部等の幕僚等」という。）の指揮監督を受け、次号及び第十四号に規定する官職の事務を総括し、研究を行う官職の属する職制上の段階	総括主任研究官
［同上］	［同上］
八　学校、教育訓練研究本部、補給統制本部及び海上自衛隊補給本部	［同上］
［同上］	［同上］
［同上］	［同上］

五　調剤に関する事務をつかさどる官職の職務	防衛大学校、防衛医科大学校、海上自衛隊の部隊、陸上自衛隊の補給処及び補給本部並びに自衛隊病院	［略］
［略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和八年三月二十三日から施行する。

五　調剤に関する事務をつかさどる官職の職務	防衛大学校、防衛医科大学校、海上自衛隊の部隊、補給処、自衛隊病院及び補給統制本部	［同上］
［同上］		

法規的告示

○文部科学省告示第四十五号

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月十三日

文部科学大臣　松本　洋平

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一　学校法人の寄附行為を認可する場合 大学、短期大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）を設置する学校法人の設立に係る寄附行為の認可については、次の基準によって審査する。 三　経営に必要な財産について ㈠　大学等（独立大学院大学を除く。）の開設年度及び開設年度の翌年度の経常経費は、別表第二に定める標準経常経費額以上の額を計上していること。 ㈡　［略］ ㈢　大学等の開設年度及び開設年度の翌年度の経常経費の財源は、寄附金収入により積み立てられた資産を充てるものとし、申請時までに開設年度及び開設年度の翌年度の経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。 ㈣　大学等の開設年度の翌々年度から完成年度までの各年度における経常経費の資金計画の財源は学生納付金収入、寄附金収入、資産運用収入その他の確実に収納される見込みのある資金を充てるものとし、原則として、借入金を充てるものでないこと。 ㈤　［略］ ㈥　大学等の開設年度から完成年度までの各年度における資金収支分析及び学校法人の適正な運営を確保するための対応策等が、次に定める事項を踏まえ、合理的に示されていると認められること。 ア　設置する大学等において経常収支が均衡する学生数及びその時の収容定員の充足の状況、経常収支が均衡する学生数以上の学生を確保できない場合の資金の収支並びに当該収支が学校法人全体の収支に与える影響	第一　学校法人の寄附行為を認可する場合 大学、短期大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）を設置する学校法人の設立に係る寄附行為の認可については、次の基準によって審査する。 三　経営に必要な財産について ㈠　大学等（独立大学院大学を除く。）の開設年度の経常経費は、別表第二に定める標準経常経費額以上の額を計上していること。 ㈡　［同上］ ㈢　大学等の開設年度の経常経費の財源は、寄附金収入により積み立てられた資産を充てるものとし、申請時までに開設年度の経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。 ㈣　大学等の開設年度の翌年度から完成年度までの各年度における経常経費の資金計画の財源は学生納付金収入、寄附金収入、資産運用収入その他の確実に収納される見込みのある資金を充てるものとし、原則として、借入金を充てるものでないこと。 ㈤　［同上］ ［六を加える。］

イ　経営状況を判断する指標
ウ　設置する大学等において経常収支が均衡する学生数以上の学生を確保できない状況が継続し、学校法人の財務状況に影響を与える場合における当該財務状況が教育研究に与える影響
(七)・(八)　［略］
四　役員等について
(一)　［略］
(二)　理事長は、設置する学校等を取り巻く社会の変化や直面する課題も踏まえた私立学校の経営及び学校法人の適正な運営を行うなど学校法人の業務の全般について主導的な役割等を果たすために必要な知識又は経験を有し、その職務を十分に果たすことができると認められる者であること。
(三)～(九)　［略］
(十)　設置する学校等を取り巻く社会の変化や直面する課題も踏まえ、学校法人の管理運営上必要な諸規程の整備その他大学等を設置する学校法人にふさわしい管理運営体制が整えられていること。

第二　文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。

二　設置に必要な財産について
(一)　［略］
(二)　大学等の設置経費並びに開設年度及び開設年度の翌年度の経常経費（以下「設置経費等」という。）に相当する額の寄附金等の資産を保有している場合には、大学等の設置経費の財源に借入金を充てても差し支えない。ただし、当該借入金の額は、当該設置経費等の額の二分の一を超えることができない。
(三)～(四)　［略］
三　経営に必要な財産について
(一)　大学等の開設年度及び開設年度の翌年度の経常経費の財源は、寄附金等の資産を充てるものとし、申請時までに開設年度及び開設年度の翌年度の経常経費に相当する額の寄附金等の資産を保有していること。
(二)　［略］
(三)　大学等の開設年度から完成年度までの各年度における資金収支分析及び学校法人の適正な運営を確保するための対応策等については、申請時における学校法人の財務状況を踏まえた分析を行うものとし、次に定める事項を踏まえ、合理的に示されていると認められること。
ア　申請年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度から申請年度の前年度までの各年度における事業活動の収支に関する状況
イ　申請年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度から申請年度の前年度までのいずれかの年度において、経常収支差額（学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）第二十八条第二項に規定する経常収支差額をいう。第二の五の(五)において同じ。）が零を下回る場合の要因分析の結果とその改善方策
(六)・(七)　［同上］
四　役員等について
(一)　［同上］
(二)　理事長は、学校法人の業務の全般について主導的な役割等を果たすために必要な知識又は経験を有し、その職務を十分に果たすことができると認められる者であること。
(三)～(九)　［同上］
(十)　学校法人の管理運営上必要な諸規程の整備その他大学等を設置する学校法人にふさわしい管理運営体制が整えられていること。

第二　文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。

二　設置に必要な財産について
(一)　［同上］
(二)　大学等の設置経費及び開設年度の経常経費（以下「設置経費等」という。）に相当する額の寄附金等の資産を保有している場合には、大学等の設置経費の財源に借入金を充てても差し支えない。ただし、当該借入金の額は、当該設置経費等の額の二分の一を超えることができない。
(三)～(四)　［同上］
三　経営に必要な財産について
(一)　大学等の開設年度の経常経費の財源は、寄附金等の資産を充てるものとし、申請時までに開設年度の経常経費に相当する額の寄附金等の資産を保有していること。
(二)　［同上］
(三)　［(三)を加える。］

ウ　設置する大学等において経常収支が均衡する学生数及びその時の収容定員の充足の状況、経常収支が均衡する学生数以上の学生を確保できない場合の資金の収支並びに当該収支が学校法人全体の収支に与える影響

エ　経営状況を判断する指標

オ　設置する大学等において経常収支が均衡する学生数以上の学生を確保できない状況が継続し、学校法人の財務状況に影響を与える場合における当該財務状況が教育研究に与える影響

(四)　経営に必要な財産に係るその他の事項については、第一の三（(三)及び(六)を除く。）の規定を準用する。この場合において、第一の三の(五)のウ中「学生募集」とあるのは「第二の五の(一)に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」と、第一の三の(七)中「(三)」とあるのは「第二の三の(一)」と、「寄附金が収納されて」とあるのは「寄附金等の資産を保有して」と、第一の三の(八)中「二の(六)」とあるのは「第一の二の(六)」と、「二の(七)中「(五)」とあるのは、「三の(三)」とあるのは「第一の二の(六)のア中「への」とあるのは「及び既設の学校等への」と、第一の二の(七)中「寄附金等」とあるのは「寄附金等の資産」と、「(五)」とあるのは「第二の三の(一)」と、「収納されている寄附金」とあるのは「保有している寄附金等の資産」と読み替えるものとする。

五　既設の学校等について

(一)　［略］

(二)　既に置かれている学部又は学科（大学設置基準第四十一条に規定する学部等連係課程実施基本組織及び短期大学設置基準第三条の二第一項に規定する学科連係課程実施学科を除く。七の(一)、第五の一の(三)、二の(三)及び三の(三)において同じ。）の収容定員充足率（当該認可に係る大学等の開設年度の前年度の五月一日現在の収容定員（通信教育に係るものを除く。）の数（設置後修業年限に相当する年数を経過していない学部若しくは学科又は収容定員を増加した後修業年限に相当する年数（編入学定員を変更した学部又は学科にあっては、当該学部又は学科の修業年限に相当する年数と編入学定員を設けている年次の年数との差に相当する年数に一年を加えた年数）を経過していない学部若しくは学科については、修業年限における年次別に区分した入学定員（大学が編入学定員を設けている場合における編入学定員を設けている年次以上の年次にあっては、入学定員と編入学定員の合計数）に相当する数の合計の数）に対する学生（通信教育に係る課程に在籍する者を除く。）の数の割合（当該割合の小数点以下二位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）をいい、大学に置かれる学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科について、短期大学に置かれる学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程について算定するものとする。以下同じ。）が、〇・七を上回ること。ただし、次に掲げる要件のすべてに該当する場合は、この限りでない。

ア　収容定員充足率が〇・七以下のすべての学部又は学科等を廃止する計画を有していること。

イ　設置する大学等の収容定員が当該廃止する計画に係る学部又は学科等の収容定員の総数を超えないこと。

ウ　当該認可に係る大学等の開設年度において、学校法人が設置しているすべての大学等の収容定員の総数が増加しないこと。

(三)　経営に必要な財産に係るその他の事項については、第一の三（(三)を除く。）の規定を準用する。この場合において、第一の三の(五)のウ中「学生募集」とあるのは「第二の五の(一)に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」と、第一の三の(六)中「(三)」とあるのは「第二の三の(一)」と、「寄附金が収納されて」とあるのは「寄附金等の資産を保有して」と、第一の三の(七)中「二の(六)」とあるのは「第一の二の(六)」と、「二の(七)中「(五)」とあるのは、「第一の二の(六)のア中「への」とあるのは「及び既設の学校等への」と、第一の二の(七)中「寄附金等」とあるのは「寄附金等の資産」と、「(五)」とあるのは「第二の三の(一)」と、「収納されている寄附金」とあるのは「保有している寄附金等の資産」と読み替えるものとする。

五　既設の学校等について

(一)　［同上］

(二)　既に置かれている学部又は学科（大学設置基準第四十一条に規定する学部等連係課程実施基本組織及び短期大学設置基準第三条の二第一項に規定する学科連係課程実施学科を除く。第五の一の(三)、二の(三)及び三の(三)において同じ。）の収容定員充足率（当該認可の申請をする年度の五月一日現在の収容定員（通信教育に係るものを除く。）の数（設置後修業年限に相当する年数を経過していない学部若しくは学科又は収容定員を変更した後修業年限に相当する年数（編入学定員を変更した学部又は学科にあっては、当該学部又は学科の修業年限に相当する年数と編入学定員を設けている年次の年数との差に相当する年数に一年を加えた年数）を経過していない学部若しくは学科については、修業年限における年次別に区分した入学定員（大学が編入学定員を設けている場合における編入学定員を設けている年次以上の年次にあっては、入学定員と編入学定員の合計数）に相当する数の合計の数）に対する学生（通信教育に係る課程に在籍する者を除く。）の数の割合（当該割合の小数点以下二位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）をいい、大学に置かれる学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科について、短期大学に置かれる学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程について算定するものとする。以下同じ。）が、〇・五を上回ること。

(三)・(四)　［略］

(五)　学校法人の資産の状況等について、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア　開設年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度から申請年度までの各年度のいずれかにおいて、当該年度の経常収支差額が零以上であること。

イ　申請年度において、(ア)に掲げる資産の合計額から(イ)に掲げる負債の合計額を控除した額が零以上であること。

(ア)　学校法人会計基準別表第一に規定する特定資産、その他の固定資産のうち有価証券並びに流動資産のうち現金預金及び有価証券（以下この(ア)において総称して「運用資産」という。）並びに当該学校法人が追加又は細分した小科目であって運用資産に準ずるもの。

(イ)　学校法人会計基準別表第一に規定する固定負債のうち長期借入金、学校債及び長期未払金並びに流動負債のうち短期借入金、一年以内償還予定学校債、手形債務及び未払金（以下この(イ)において総称して「外部負債」という。）並びに当該学校法人が追加又は細分した小科目であって外部負債に準ずるもの。

(六)・(七)　［略］

(八)　開設年度の前々年度及び開設年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度において基本金組入前当年度収支差額が零を上回っており、かつ、開設年度の前年度から完成年度までの各年度において基本金組入前当年度収支差額が零を上回る見込みがあると認められる場合には、(七)の規定にかかわらず、負債率は、〇・三三以下であること。

(九)　校地の再評価（校地について、次に定めるいずれかの方法による評価を行い、当該校地の価額を算出することをいう。）を行った後の総資産額により算出した場合における負債率が〇・二五以下であるときの(七)の規定の適用については、負債率は、〇・二五以下であるとみなす。

ア～エ　［略］

(十)　［略］

(十一)　余裕金等により借入金の償還期限を繰り上げて償還を行った場合であって、借入金等返済支出から当該借入金の元本に相当する金額を控除した額により算出した場合における負債償還率が〇・二以下であるときの(十)の規定の適用については、負債償還率は、〇・二以下であるとみなす。

(十二)　偽りその他不正の手段により私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の規定による補助金（以下(十二)において単に「補助金」という。）の交付を受け、又は補助金の他の用途への使用その他補助金の交付条件に違反したことにより、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第十八条又は第十九条（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による返還又は納付を命ぜられた場合においては、その履行を完了していること。

(十三)　(一)から(十二)までに定めるもののほか、申請者及び既設の学校等の管理運営について、著しく適正を欠く事実がないこと。

六　改組転換について

大学（専門職大学を除く。以下六及び第四の六において同じ。）若しくは大学の学部を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、新たに専門職大学を設置する場合であって、当該専門職大学の入学定員が当該廃止に係る大学若しくは大学の学部の入学定員の百分

(三)・(四)　［同上］

［(五)を加える。］

(五)・(六)　［同上］

(七)　開設年度の前々年度及び開設年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度において基本金組入前当年度収支差額が零を上回っており、かつ、開設年度の前年度から完成年度までの各年度において基本金組入前当年度収支差額が零を上回る見込みがあると認められる場合には、(六)の規定にかかわらず、負債率は、〇・三三以下であること。

(八)　校地の再評価（校地について、次に定めるいずれかの方法による評価を行い、当該校地の価額を算出することをいう。）を行った後の総資産額により算出した場合における負債率が〇・二五以下であるときの(六)の規定の適用については、負債率は、〇・二五以下であるとみなす。

ア～エ　［同上］

(九)　［同上］

(十)　余裕金等により借入金の償還期限を繰り上げて償還を行った場合であって、借入金等返済支出から当該借入金の元本に相当する金額を控除した額により算出した場合における負債償還率が〇・二以下であるときの(九)の規定の適用については、負債償還率は、〇・二以下であるとみなす。

(十一)　偽りその他不正の手段により私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の規定による補助金（以下(十一)において単に「補助金」という。）の交付を受け、又は補助金の他の用途への使用その他補助金の交付条件に違反したことにより、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第十八条又は第十九条（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による返還又は納付を命ぜられた場合においては、その履行を完了していること。

(十二)　(一)から(十一)までに定めるもののほか、申請者及び既設の学校等の管理運営について、著しく適正を欠く事実がないこと。

六　改組転換について

大学（専門職大学を除く。以下六及び第四の六において同じ。）若しくは大学の学部を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、新たに専門職大学を設置する場合であって、当該専門職大学の入学定員が当該廃止に係る大学若しくは大学の学部の入学定員の百分

の百十以下である改組転換又は短期大学（専門職短期大学を除く。以下六及び第四の六において同じ。）若しくは短期大学の学科を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、新たに大学、専門職大学若しくは専門職短期大学を設置する場合であって、当該大学、専門職大学若しくは専門職短期大学の入学定員が当該廃止に係る短期大学若しくは短期大学の学科の入学定員の百分の百十以下である改組転換は、次のとおり取り扱う。

ア・イ　［略］

ウ　五の㈦の規定にかかわらず、設置経費等の財源に借入金を充てない場合には、負債率は、〇・三三以下であること。

七‖

設置者の変更等の認可後に係る特例

学校法人が、大学等及び学部等（学部の学科を除く。以下この七及び第五の三において同じ。）の設置者の変更に係る文部科学大臣の所轄に属する学校法人の寄附行為の変更の認可又は私立学校法第百二十六条第三項に規定する学校法人の合併の認可（以下「設置者の変更等の認可」という。）を受けた後、新たに大学等を設置する場合における五及び六の規定の適用については、次のとおり取り扱う。

㈠　設置者の変更等の認可により、大学等に新たに設置した学部又は学科がある場合においては、当該認可後から当該認可により設置した大学等及び学部等の修業年限に相当する期間に限り、五の㈡の規定は、当該認可前に既に置かれている学部又は学科に限り適用すること。

㈡　設置者の変更等の認可により五の㈤から㈦まで及び六のウの基準を満たせなくなる場合において、当該認可後から当該認可により設置した大学等及び学部等の修業年限に相当する期間に限り、五の㈤から㈦まで及び六のウの規定は、当該認可前の学校法人に限り適用すること。

八‖

その他

㈠・㈡　［略］

第三　都道府県知事の所轄に属する学校法人等が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更等を認可する場合

都道府県知事の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更及び私立学校法第百五十二条第五項の法人が大学等を設置する場合に係る組織変更の認可については、次の基準によって審査する。

三　経営に必要な財産について

経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の㈡中「二の㈡」とあるのは「第二の二の㈡」と、第二の三の㈣中「第一の三の㈤のウ中「学生募集」とあるのは「第二の五の㈠に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」と、第一の三の㈦中」とあるのは「第一の三の㈦中」と、「第二の三の㈠」とあるのは「第三の三において準用する第二の三の㈠」と読み替えるものとする。

五　既設の学校等について

既設の学校等については、第二の五の㈤から㈦までの規定を準用する。

六　その他

その他については、第二の八の規定を準用する。この場合において、第二の八の㈠中「第二の規定」とあるのは、「第三の規定」と読み替えるものとする。

の百十以下である改組転換又は短期大学（専門職短期大学を除く。以下六及び第四の六において同じ。）若しくは短期大学の学科を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、新たに大学、専門職大学若しくは専門職短期大学を設置する場合であって、当該大学、専門職大学若しくは専門職短期大学の入学定員が当該廃止に係る短期大学若しくは短期大学の学科の入学定員の百分の百十以下である改組転換は、次のとおり取り扱う。

ア・イ　［同上］

ウ　五の㈥の規定にかかわらず、設置経費等の財源に借入金を充てない場合には、負債率は、〇・三三以下であること。

［七を加える。］

七‖

その他

㈠・㈡　［同上］

第三　都道府県知事の所轄に属する学校法人等が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更等を認可する場合

都道府県知事の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更及び私立学校法第百五十二条第五項の法人が大学等を設置する場合に係る組織変更の認可については、次の基準によって審査する。

三　経営に必要な財産について

経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の㈡中「二の㈡」とあるのは「第二の二の㈡」と、第二の三の㈢中「第一の三の㈤のウ中「学生募集」とあるのは「第二の五の㈠に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」と、第一の三の㈥中」とあるのは「第一の三の㈥中」と、「第二の三の㈠」とあるのは「第三の三において準用する第二の三の㈠」と読み替えるものとする。

五　既設の学校等について

既設の学校等については、第二の五の㈤から㈦までの規定を準用する。

六　その他

その他については、第二の七の規定を準用する。この場合において、第二の七の㈠中「第二の規定」とあるのは、「第三の規定」と読み替えるものとする。

第四　文部科学大臣の所轄に属する学校法人が学部等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

文部科学大臣の所轄に属する学校法人が学部等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。

二　設置に必要な財産について

設置に必要な財産については、第二の二の規定を準用する。この場合において、第二の二の㈠から㈢まで中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の二の㈡中「並びに開設年度及び開設年度の翌年度」とあるのは「及び開設年度」と、第二の二の㈣中「第一の二の㈥」とあるのは「第一の二の㈠、㈢、㈥及び㈦中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の二の㈠及び㈣中「独立大学院大学」とあるのは「大学院及び大学院の研究科」と、第一の二の㈥と、「第二の二の㈠」とあるのは「第四の二において準用する第二の二の㈠」と読み替えるものとする。

三　経営に必要な財産について

経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の㈠、㈡及び㈢中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の三の㈠中「開設年度及び開設年度の翌年度」とあるのは「開設年度」と、「申請時」とあるのは「開設時」と、「保有している」とあるのは「保有する見込みがある」と、第二の三の㈡中「二の㈡」とあるのは「第二の二の㈡」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、「大学等」とあるのは「学部等」と、「並びに開設年度及び開設年度の翌年度」とあるのは「及び開設年度」と読み替えるものとする」と、第二の三の㈣中「㈠、㈢及び㈥を除く」とあるのは「㈠、㈢、㈥及び㈦を除く」と、「第一の三の㈤」とあるのは「第一の三の㈡中「独立大学院大学」とあり、第一の三の㈣中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の三の㈤中「㈢」とあるのは「第二の三の㈠」と、「寄附金が収納されて」とあるのは「寄附金等の資産を保有して」と、第一の三の㈥中」とあるのは「第一の三の㈥中」と、「第一の二の㈥のア中」とあるのは「第一の二の㈥から㈧まで中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の二の㈥のア中「㈤」とあるのは「第二の三の㈠」とあるのは「㈤」とあるのは「第四の三において準用する第二の三の㈠」と読み替えるものとする。

五　既設の学校等について

既設の学校等については、第二の五の規定を準用する。この場合において、第二の五の㈡（ウを除く。）中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の五の㈡のウ中「大学等の開設年度」とあるのは「学部等の開設年度」と読み替えるものとする。

六　改組転換等について

㈠　大学若しくは大学の学部を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、新たに専門職学部を設置する場合であって、当該専門職学部の入学定員が当該廃止に係る大学若しくは大学の学部の入学定員の百分の百十以下である改組転換又は短期大学若しくは短期大学の学科を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、新たに学部、専門職学部若しくは専門職学科を設置する場合であって、当該学部、専門職学部若しくは専門職学科の入学定員が当該廃止に係る短期大学若しくは短期大学の学科の入学定員の百分の百十以下である改組転換については、第二の六の規定を準用する。この場合において、第二の六のア中「二の㈣において準用する第一の二の㈠」とあるのは「第四の二において準用する第一の二の㈠」と、第二の六のイ中「二の㈢のイ」とあるのは「第四の二において準用する第二の二の㈢のイ」と、第二の六のウ中「五の㈦」とあるのは「第四の五において準用する第二の五の㈦」と読み替えるものとする。

第四　文部科学大臣の所轄に属する学校法人が学部等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

文部科学大臣の所轄に属する学校法人が学部等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。

二　設置に必要な財産について

設置に必要な財産については、第二の二の規定を準用する。この場合において、第二の二の㈠から㈢まで中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の二の㈣中「第一の二の㈥」とあるのは「第一の二の㈠、㈢、㈥及び㈦中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の二の㈠及び㈣中「独立大学院大学」とあるのは「大学院及び大学院の研究科」と、第一の二の㈥と、「第二の二の㈠」とあるのは「第四の二において準用する第二の二の㈠」と読み替えるものとする。

三　経営に必要な財産について

経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の㈠及び㈡中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の三の㈠中「申請時」とあるのは「開設時」と、「保有している」とあるのは「保有する見込みがある」と、第二の三の㈡中「二の㈡」とあるのは「第二の二の㈡」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、「大学等」とあるのは「学部等」と読み替えるものとする」と、第二の三の㈢中「㈢を除く」とあるのは「㈠、㈢及び㈥を除く」と、「第一の三の㈤」とあるのは「第一の三の㈡中「独立大学院大学」とあり、第一の三の㈣中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の三の㈤中「㈢」とあるのは「第二の三の㈠」と、「寄附金が収納されて」とあるのは「寄附金等の資産を保有して」と、第一の三の㈥中」とあるのは「第一の三の㈥中」と、「第一の二の㈥のア中」とあるのは「第一の二の㈥から㈧まで中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の二の㈥のア中「㈤」とあるのは「第二の三の㈠」とあるのは「㈤」とあるのは「第四の三において準用する第二の三の㈠」と読み替えるものとする。

五　既設の学校等について

既設の学校等については、第二の五の規定を準用する。

六　改組転換等について

㈠　大学若しくは大学の学部を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、新たに専門職学部を設置する場合であって、当該専門職学部の入学定員が当該廃止に係る大学若しくは大学の学部の入学定員の百分の百十以下である改組転換又は短期大学若しくは短期大学の学科を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、新たに学部、専門職学部若しくは専門職学科を設置する場合であって、当該学部、専門職学部若しくは専門職学科の入学定員が当該廃止に係る短期大学若しくは短期大学の学科の入学定員の百分の百十以下である改組転換については、第二の六の規定を準用する。この場合において、第二の六のア中「二の㈣において準用する第一の二の㈠」とあるのは「第四の二において準用する第一の二の㈠」と、第二の六のイ中「二の㈢のイ」とあるのは「第四の二において準用する第二の二の㈢のイ」と、第二の六のウ中「五の㈥」とあるのは「第四の五において準用する第二の五の㈥」と読み替えるものとする。

(二)　二以上の大学等を設置する学校法人が、一の大学等（高等専門学校を除く。以下(二)において同じ。）若しくはその学部等（高等専門学校の学科を除く。以下(二)において同じ。）を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、当該学校法人が設置する他の大学等に学部等を設置する場合において、当該学部等について、当該廃止に係る学部等からの授与する学位の種類及び分野の変更並びに収容定員の増加を伴わないとき又は一の高等専門学校若しくはその学科を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、当該学校法人が設置する他の高等専門学校に学科を設置する場合において、当該学科について、当該廃止に係る学科からの分野の変更及び収容定員の増加を伴わないときは、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、次のとおり取り扱う。ただし、(三)に規定する場合は、この限りでない。

ア・イ　［略］

ウ　五において準用する第二の五の(五)から(十)までの規定は、適用しないこと。この場合において、既設の大学等又は既設の学部等のためにした借入金その他の負債は、その償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が策定されていること。

(三)　二以上の大学等を設置する学校法人が、一の大学等（高等専門学校を除く。以下(三)において同じ。）若しくはその学部等（高等専門学校の学科を除く。以下(三)において同じ。）を廃止して、その組織並びに校地並びに施設及び設備の同一性を保持しつつ、当該学校法人が設置する他の大学等に学部等を設置する場合又は一の高等専門学校若しくはその学科を廃止して、その組織並びに校地並びに施設及び設備の同一性を保持しつつ、当該学校法人が設置する他の高等専門学校に学科を設置する場合においては、次のとおり取り扱う。

ア～ウ　［略］

エ　三において準用する第二の三の(四)及び(五)の規定は、適用しないこと。

オ　五において準用する第二の五の(五)から(十)までの規定は、適用しないこと。この場合において、既設の大学等又は既設の学部等のためにした借入金その他の負債は、その償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が策定されていること。

七‖　設置者の変更等の認可後に係る特例

設置者の変更等の認可後に係る特例については、第二の七の規定を準用する。この場合において、第二の七中「大学等を」とあるのは、「学部等を」と読み替えるものとする。

八‖　その他

その他については、第二の八の規定を準用する。この場合において、第二の八の(一)中「第二の規定」とあるのは、「第四の規定」と読み替えるものとする。

第五　設置者の変更に係る文部科学大臣の所轄に属する学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更並びに私立学校法第百五十二条第五項の法人の組織変更の認可については、次の基準によって審査する。ただし、設置者の変更は、大学等又は学部等の組織並びに校地並びに施設及び設備の同一性を保持しつつ行われるものであることを要するものとし、当該変更後の財務状況等を勘案し、必要と認められる場合は、負債率及び負債償還率に係る基準を弾力的に取り扱うことができる。

一　設置者の変更により大学等の設置者となる学校法人の寄附行為の認可について

(一)・(二)　［略］

(二)　二以上の大学等を設置する学校法人が、一の大学等（高等専門学校を除く。以下(二)において同じ。）若しくはその学部等（高等専門学校の学科を除く。以下(二)において同じ。）を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、当該学校法人が設置する他の大学等に学部等を設置する場合において、当該学部等について、当該廃止に係る学部等からの授与する学位の種類及び分野の変更並びに収容定員の増加を伴わないとき又は一の高等専門学校若しくはその学科を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、当該学校法人が設置する他の高等専門学校に学科を設置する場合において、当該学科について、当該廃止に係る学科からの分野の変更及び収容定員の増加を伴わないときは、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、次のとおり取り扱う。ただし、(三)に規定する場合は、この限りでない。

ア・イ　［同上］

ウ　五において準用する第二の五の(五)から(十)までの規定は、適用しないこと。この場合において、既設の大学等又は既設の学部等のためにした借入金その他の負債は、その償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が策定されていること。

(三)　二以上の大学等を設置する学校法人が、一の大学等（高等専門学校を除く。以下(三)において同じ。）若しくはその学部等（高等専門学校の学科を除く。以下(三)において同じ。）を廃止して、その組織並びに校地並びに施設及び設備の同一性を保持しつつ、当該学校法人が設置する他の大学等に学部等を設置する場合又は一の高等専門学校若しくはその学科を廃止して、その組織並びに校地並びに施設及び設備の同一性を保持しつつ、当該学校法人が設置する他の高等専門学校に学科を設置する場合においては、次のとおり取り扱う。

ア～ウ　［同上］

エ　三において準用する第二の三の(四)及び(五)の規定は、適用しないこと。

オ　五において準用する第二の五の(五)から(十)までの規定は、適用しないこと。この場合において、既設の大学等又は既設の学部等のためにした借入金その他の負債は、その償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が策定されていること。

［七を加える。］

七‖　その他

その他については、第二の七の規定を準用する。この場合において、第二の七の(一)中「第二の規定」とあるのは、「第四の規定」と読み替えるものとする。

第五　設置者の変更に係る文部科学大臣の所轄に属する学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更並びに私立学校法第百五十二条第五項の法人の組織変更の認可については、次の基準によって審査する。ただし、設置者の変更は、大学等又は学部等の組織並びに校地並びに施設及び設備の同一性を保持しつつ行われるものであることを要するものとし、当該変更後の財務状況等を勘案し、必要と認められる場合は、負債率及び負債償還率に係る基準を弾力的に取り扱うことができる。

一　設置者の変更により大学等の設置者となる学校法人の寄附行為の認可について

(一)・(二)　［同上］

(三)　経営に必要な財産については、第一の三（(一)及び(五)を除く。）の規定（設置者の変更を行おうとする大学等に置かれている学部又は学科の収容定員充足率が、〇・七を下回っている場合にあっては、第一の三（(一)を除く。）の規定）を準用する。この場合において、第一の三の(二)中「独立大学院大学」とあるのは「大学等」と、第一の三の(三)中「開設年度及び開設年度の翌年度」とあるのは「開設年度」と、「申請時」とあるのは「開設時」と、「収納されている」とあるのは「収納される見込みがある」と、第一の三の(七)中「開設年度」とあるのは「開設年度の翌年度」と、第一の三の(八)中「二」とあるのは「第一の二」と、「(五)とあるのは、「三の(三)」とあるのは「(五)」とあるのは「第五の一の(三)において準用する第一の三の(三)」と、「申請時までに収納されている」とあるのは「開設時までに収納される見込みがある」」と、第一の三の(八)において準用する第一の二の(七)のイ中「申請時までに寄附」とあるのは「開設時までに寄附」と読み替えるものとする。

(四)・(五)　［略］

二　設置者の変更により大学等の設置者となる学校法人の寄附行為の変更及び私立学校法第百五十二条第五項の法人の組織変更の認可について

(一)　［略］

(二)　設置に必要な財産については、第二の二（(三)を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二の二の(二)中「並びに開設年度及び開設年度の翌年度」とあるのは「及び開設年度」と、第二の二の(四)中「(五)を除く」とあるのは「(一)から(三)まで及び(五)を除く」と、「この場合において」とあるのは「この場合において、第一の二の(四)中「独立大学院大学の校舎等経費及び通信教育に係る」とあるのは「大学等の」と」と、「第二の二の(一)」とあるのは「第五の二の(二)において準用する第二の二の(一)」と読み替えるものとする。

(三)　経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の(一)中「開設年度及び開設年度の翌年度」とあるのは「開設年度」と、「申請時」とあるのは「開設時」と、「保有している」とあるのは「保有する見込みがある」と、第二の三の(二)中「二の(二)」とあるのは「第二の二の(二)」と、第二の三の(四)中「(三)及び(六)を除く。）の規定」とあるのは「(一)、(三)、(五)及び(六)を除く。）の規定（設置者の変更を行おうとする大学等に置かれている学部又は学科の収容定員充足率が、〇・七を下回っている場合にあっては、第一の三（(一)、(三)及び(六)を除く。）の規定）」と、「(五)のウ中「学生募集」とあるのは「第二の五の(一)に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」とあるのは「(二)中「独立大学院大学」とあるのは「大学等」と、「第二の三の(一)」とあるのは「第五の二の(三)において準用する第二の三の(一)」と、「寄附金が」とあるのは「開設年度」とあるのは「開設年度の翌年度」と、「寄附金が」と、「収納されている寄附金」とあるのは「申請時までに収納されている寄附金等の資産」と、「保有している寄附金等の資産」とあるのは「開設時までに保有する見込みがある寄附金等の資産」と、第二の三の(四)において準用する第一の三の(六)において準用する第一の二の(七)のイ中「申請時までに寄附」とあるのは「開設時までに寄附」と読み替えるものとする。

(四)・(五)　［略］

(六)　設置者の変更等の認可後に係る特例については、第二の七の規定を準用する。ただし、都道府県知事の所轄に属する学校法人が設置者の変更により文部科学大臣の所轄に属する学校法人となる場合は、準用しない。

(七)　その他については、第二の八の規定を準用する。この場合において、第二の八の(一)中「第二の規定」とあるのは、「第五の規定」と読み替えるものとする。

(三)　経営に必要な財産については、第一の三（(一)及び(五)を除く。）の規定（設置者の変更を行おうとする大学等に置かれている学部又は学科の収容定員充足率が、〇・七を下回っている場合にあっては、第一の三（(一)を除く。）の規定）を準用する。この場合において、第一の三の(二)中「独立大学院大学」とあるのは「大学等」と、第一の三の(三)中「申請時」とあるのは「開設時」と、「収納される見込みがある」と、第一の三の(六)中「開設年度」とあるのは「開設年度の翌年度」と、第一の三の(七)中「二」とあるのは「第一の二」と、「(五)とあるのは、「三の(三)」とあるのは「(五)」とあるのは「第五の一の(三)において準用する第一の三の(三)」と、「申請時までに収納される見込みがある」」と、第一の三の(七)のイ中「申請時までに寄附」とあるのは「開設時までに寄附」と読み替えるものとする。

(四)・(五)　［同上］

二　設置者の変更により大学等の設置者となる学校法人の寄附行為の変更及び私立学校法第百五十二条第五項の法人の組織変更の認可について

(一)　［同上］

(二)　設置に必要な財産については、第二の二（(三)を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二の二の(四)中「(五)を除く」とあるのは「(一)から(三)まで及び(五)を除く」と、「この場合において」とあるのは「この場合において、第一の二の(四)中「独立大学院大学の校舎等経費及び通信教育に係る」とあるのは「大学等の」と」と、「第二の二の(一)」とあるのは「第五の二の(二)において準用する第二の二の(一)」と読み替えるものとする。

(三)　経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の(一)中「申請時」とあるのは「開設時」と、「保有している」とあるのは「保有する見込みがある」と、第二の三の(二)中「二の(二)」とあるのは「第二の二の(二)」と、第二の三の(三)中「(三)を除く。）の規定」とあるのは「(一)、(三)及び(五)を除く。）の規定（設置者の変更を行おうとする大学等に置かれている学部又は学科の収容定員充足率が、〇・七を下回っている場合にあっては、第一の三（(一)及び(三)を除く。）の規定）」と、「(五)のウ中「学生募集」とあるのは「第二の五の(一)に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」とあるのは「(二)中「独立大学院大学」とあるのは「大学等」と、「第二の三の(一)」とあるのは「第五の二の(三)において準用する第二の三の(一)」と、「寄附金が」とあるのは「開設年度」とあるのは「開設年度の翌年度」と、「寄附金が」と、「収納されている寄附金」とあるのは「申請時までに収納されている寄附金等の資産」と、「保有している寄附金等の資産」とあるのは「開設時までに保有する見込みがある寄附金等の資産」と、第一の二の(七)のイ中「申請時までに寄附」とあるのは「開設時までに寄附」と読み替えるものとする。

(四)・(五)　［同上］

［(六)を加える。］

(六)　その他については、第二の七の規定を準用する。この場合において、第二の七の(一)中「第二の規定」とあるのは、「第五の規定」と読み替えるものとする。

三　設置者の変更により学部等の設置者となる学校法人の寄附行為の変更の認可について

(一)　［略］

(二)　設置に必要な財産については、第二の二（(三)を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二の二の(一)及び(二)中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の二の(二)中「並びに開設年度及び開設年度の翌年度」とあるのは「及び開設年度」と、第二の二の(四)中「(五)を除く」とあるのは「(一)から(三)まで及び(五)を除く」と、「この場合において」とあるのは「この場合において、第一の二の(四)中「独立大学院大学の校舎等経費及び通信教育に係る」とあるのは「学部等の」と、第一の二の(六)から(八)まで中「大学等」とあるのは「学部等」と」と、「第二の二の(一)」とあるのは「第五の三の(二)において準用する第二の二の(一)」と読み替えるものとする。

(三)　経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の(一)、(二)及び(三)中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の三の(一)中「開設年度及び開設年度の翌年度」とあるのは「開設年度」と、「申請時」とあるのは「開設時」と、「保有している」とあるのは「保有する見込みがある」と、第二の三の(二)中「二の(二)」とあるのは「第二の二の(二)」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、「大学等」とあるのは、「学部等」と読み替えるものとする」と、第二の三の(四)中「(三)及び(六)を除く。）の規定」とあるのは「(二)及び(四)に限る。）の規定（設置者の変更を行おうとする学部等の収容定員充足率が、〇・七を下回っている場合にあっては、第一の三（(一)、(三)、(六)及び(七)を除く。）の規定）」と、「(五)のウ中「学生募集」とあるのは「第二の五の(一)に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」と、第一の三の(七)中「(三)」とあるのは「第二の三の(一)」と、「寄附金が収納されて」とあるのは「寄附金等の資産を保有して」とあるのは「(二)中「独立大学院大学」とあるのは「学部等」と、第一の三の(四)中「大学等」とあるのは「学部等」と、「第一の二の(六)のア中」とあるのは「第一の二の(六)から(八)まで中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の二の(六)のア中」と、「(五)」とあるのは「第二の三の(一)」とあるのは「(五)」とあるのは「第五の三の(三)において準用する第二の三の(一)」と、「収納されている寄附金」とあるのは「申請時までに収納されている寄附金」と、「保有している寄附金等の資産」とあるのは「開設時までに保有する見込みがある寄附金等の資産」と、第二の三の(四)において準用する第一の三の(八)において準用する第一の二の(七)のイ中「申請時までに寄附」とあるのは「開設時までに寄附」と読み替えるものとする。

(四)　［略］

(五)　既設の学校等については、第二の五（(五)及び(七)から(十)までを除く。）の規定を準用する。

(六)　設置者の変更等の認可後に係る特例については、第二の七の規定を準用する。この場合において、「大学等を」とあるのは、「学部等を」と読み替えるものとする。

(七)　その他については、第二の八の規定を準用する。この場合において、第二の八の(一)中「第二の規定」とあるのは、「第五の規定」と読み替えるものとする。

三　設置者の変更により学部等（学部の学科を除く。以下三において同じ。）の設置者となる学校法人の寄附行為の変更の認可について

(一)　［同上］

(二)　設置に必要な財産については、第二の二（(三)を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二の二の(一)及び(二)中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の二の(四)中「(五)を除く」とあるのは「(一)から(三)まで及び(五)を除く」と、「この場合において」とあるのは「この場合において、第一の二の(四)中「独立大学院大学の校舎等経費及び通信教育に係る」とあるのは「学部等の」と、第一の二の(六)から(八)まで中「大学等」とあるのは「学部等」と」と、「第二の二の(一)」とあるのは「第五の三の(二)において準用する第二の二の(一)」と読み替えるものとする。

(三)　経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の(一)及び(二)中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の三の(一)中「申請時」とあるのは「開設時」と、「保有している」とあるのは「保有する見込みがある」と、第二の三の(二)中「二の(二)」とあるのは「第二の二の(二)」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、「大学等」とあるのは、「学部等」と読み替えるものとする」と、第二の三の(三)中「(三)を除く。）の規定」とあるのは「(一)、(三)、(五)及び(六)を除く。）の規定（設置者の変更を行おうとする学部等の収容定員充足率が、〇・七を下回っている場合にあっては、第一の三（(一)、(三)及び(六)を除く。）の規定）」と、「(五)のウ中「学生募集」とあるのは「第二の五の(一)に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」と、第一の三の(六)中「(三)」とあるのは「第二の三の(一)」と、「寄附金が収納されて」とあるのは「寄附金等の資産を保有して」とあるのは「(二)中「独立大学院大学」とあるのは「学部等」と、第一の三の(四)中「大学等」とあるのは「学部等」と、「第一の二の(六)のア中」とあるのは「第一の二の(六)から(八)まで中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の二の(六)のア中」と、「(五)」とあるのは「第二の三の(一)」とあるのは「第五の三の(三)において準用する第二の三の(一)」と、「収納されている寄附金」とあるのは「申請時までに収納されている寄附金」と、「保有している寄附金等の資産」とあるのは「開設時までに保有する見込みがある寄附金等の資産」と、第一の二の(七)のイ中「申請時までに寄附」と読み替えるものとする。

(四)　［同上］

(五)　既設の学校等については、第二の五（(六)から(十)までを除く。）の規定を準用する。［(六)を加える。］

(六)　その他については、第二の七の規定を準用する。この場合において、第二の七の(一)中「第二の規定」とあるのは、「第五の規定」と読み替えるものとする。

第六　その他

一　［略］

二　文部科学大臣は、第一から第五までの規定に基づく認可を受けた者が、当該認可に係る大学等及び学部等の設置等に関する計画（三及び四において単に「計画」という。）を履行するに当たって遵守すべき事項及び充実することが望まれる事項（三及び四において単に「附帯事項」という。）があると認めるときは、当該者に対し、当該事項の内容を通知するものとする。

三　［略］

四　文部科学大臣は、三の規定に基づく調査を実施した場合において、第一から第五までの規定に基づく認可に係る計画及び附帯事項が履行されていないと認定したときは、認定した日から起算して五年以内で相当と認める期間、第一から第五までの規定に基づく認可をしないものとする。

別表第一　標準設置経費額（第一の二の㈠、第二の二の㈣、第三の二、第四の二、第五の一の㈡、第五の二の㈡及び第五の三の㈡関係）

一　大学

㈠　収容定員が八〇〇人未満（医学関係及び歯学関係にあっては七二〇人未満）の場合

（単位：百万円）

［略］	［略］	［略］	［略］

備考

一～九　［略］

十　大学設置基準等の定めにより基準校舎面積を下回る場合の標準設置経費額は、経費の区分に応じ、第一号から前号までの規定を適用して得た額に、それぞれ次のアⅹはイに定める割合（ア及びイの適用を受ける場合は当該それぞれの割合を合計した割合）を乗じて得た額を合計した額とする。（別表第一の一の㈡の表において同じ。）

ア　［略］

イ　大学設置基準第五十七条又は第五十八条の規定により同令第三十七条の二の規定の全部若しくは一部によらない場合及び専門職大学設置基準第七十六条又は第七十七条の規定により同令第四十七条の規定の全部若しくは一部によらない場合であって、基準校舎面積を下回る場合にあっては、基準校舎面積に対する実際の校舎面積の割合（「大学等特例認定割合」という。）

㈡　［略］

二　短期大学

㈠　収容定員が一五〇人以下の場合

（単位：百万円）

［略］	［略］	［略］	［略］

備考

一～五　［略］

第六　その他

一　［同上］

二　文部科学大臣は、第一から第五までの規定に基づく認可を受けた者が、当該認可に係る大学等及び学部等の設置等に関する計画（三において単に「計画」という。）を履行するに当たって遵守すべき事項及び充実することが望まれる事項（三において単に「附帯事項」という。）があると認めるときは、当該者に対し、当該事項の内容を通知するものとする。

三　［同上］

［四を加える。］

別表第一　標準設置経費額（第一の二の㈠、第二の二の㈣、第三の二、第四の二、第五の一の㈡、第五の二の㈡及び第五の三の㈡関係）

一　大学

㈠　収容定員が八〇〇人未満（医学関係及び歯学関係にあっては七二〇人未満）の場合

（単位：百万円）

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

備考

一～九　［同上］

十　大学設置基準等の定めにより基準校舎面積を下回る場合の標準設置経費額は、経費の区分に応じ、第一号から前号までの規定を適用して得た額に、それぞれ次のアⅹはイに定める割合（ア及びイの適用を受ける場合は当該それぞれの割合を合計した割合）を乗じて得た額を合計した額とする。（別表第一の一の㈡の表において同じ。）

ア　［同上］

イ　大学設置基準第五十七条の二の規定の全部若しくは一部によらない場合及び専門職大学設置基準第七十六条の規定により同令第四十七条の規定の全部若しくは一部によらない場合であって、基準校舎面積を下回る場合にあっては、基準校舎面積に対する実際の校舎面積の割合（「大学等特例認定割合」という。）

㈡　［同上］

二　短期大学

㈠　収容定員が一五〇人以下の場合

（単位：百万円）

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

備考

一～五　［同上］

六　大学設置基準等の定めにより基準校舎面積を下回る場合の標準設置経費額は、経費の区分に応じ、第一号から前号までの規定を適用して得た額に、それぞれ次のア又はイに定める割合（ア及びイの適用を受ける場合は当該それぞれの割合を合計した割合）を乗じて得た額を合計した額とする。（別表第一の二の㈡の表において同じ。）

ア　［略］

イ　短期大学設置基準第五十条又は第五十一条の規定により同令第三十一条の規定の全部若しくは一部によらない場合及び専門職短期大学設置基準第七十三条又は第七十四条の規定により同令第四十五条の規定の全部若しくは一部によらない場合であって、基準校舎面積を下回る場合にあっては、基準校舎面積に対する実際の校舎面積の割合（「短期大学等特例認定割合」という。）

㈡　［略］

三　［略］

別表第二　標準経常経費額（第一の三の㈠、第二の三の㈣、第三の三、第四の三、第五の一の㈢、第五の二の㈢及び第五の三の㈢関係）

（単位：千円）

［略］	［略］

備考

一　［略］

二　教員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める基幹教員の数とする。ただし、大学（独立大学院大学を除く。）、修業年限が三年である短期大学及び高等専門学校の教育研究実施組織を段階的に整備する場合（開設時に複数の学年の学生を受け入れる場合を除く。）の開設年度においては、当該教員数に、修業年限が四年の大学及び高等専門学校にあっては二分の一、修業年限が六年の大学にあっては三分の一、修業年限が三年の短期大学にあっては三分の二を乗じて得た数をもって教員数に代えることができる。

三～五　［略］

備考　表中の［　］の記載及び表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

六　大学設置基準等の定めにより基準校舎面積を下回る場合の標準設置経費額は、経費の区分に応じ、第一号から前号までの規定を適用して得た額に、それぞれ次のア又はイに定める割合（ア及びイの適用を受ける場合は当該それぞれの割合を合計した割合）を乗じて得た額を合計した額とする。（別表第一の二の㈡の表において同じ。）

ア　［同上］

イ　短期大学設置基準第五十条により同令第三十一条の規定の全部若しくは一部によらない場合及び専門職短期大学設置基準第七十三条の規定により同令第四十五条の規定の全部若しくは一部によらない場合であって、基準校舎面積を下回る場合にあっては、基準校舎面積に対する実際の校舎面積の割合（「短期大学等特例認定割合」という。）

㈡　［同上］

三　［同上］

別表第二　標準経常経費額（第一の三の㈠、第二の三の㈢、第三の三、第四の三、第五の一の㈢、第五の二の㈢及び第五の三の㈢関係）

（単位：千円）

［同上］	［同上］

備考

一　［同上］

二　教員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める基幹教員の数とする。ただし、大学（独立大学院大学を除く。）、修業年限が三年である短期大学及び高等専門学校の教育研究実施組織を段階的に整備する場合（開設時に複数の学年の学生を受け入れる場合を除く。）は、当該教員数に、修業年限が四年の大学及び高等専門学校にあっては二分の一、修業年限が六年の大学にあっては三分の一、修業年限が三年の短期大学にあっては三分の二を乗じて得た数をもって教員数に代えることができる。

三～五　［同上］

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、公布の日から施行し、令和十年度に行おうとする私立の大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。次条において同じ。）に係る審査から適用する。

（経過措置）

第二条　令和十年度に行おうとする私立の大学の設置等（大学の大学院の研究科の専攻の設置及び専攻に係る課程の変更を除く。）に伴う学校法人の寄附行為の認可又は寄附行為の変更の認可（次条において「私立大学等の寄附行為の認可等」という。）の申請に係る審査のうち、第二の五の㈡の規定、第四の五において準用する第二の五の㈡の規定、第五の二の㈤において準用する第二の五の㈡の規定、第五の三の㈤において準用する第二の五の㈡の規定に係る審査については、なお従前の例による。

第三条　令和九年度に行おうとする私立大学等の寄附行為の認可等の申請に係る審査については、なお従前の例による。

○文部科学省告示第四十六号

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月十三日

文部科学大臣　松本　洋平

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一　学校設置会社が新たに大学、短期大学又は高等専門学校を設置する場合 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下「法」という。）が新たに大学、短期大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）を設置する場合の当該学校設置会社については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。 三　大学等の経営に必要な財産について ㈠　大学等（独立大学院大学を除く。）の開設年度及び開設年度の翌年度の経常経費は、別表第二に定める標準経常経費額以上の額を計上していること。 ㈡　［略］ ㈢　大学等の開設年度及び開設年度の翌年度の経常経費の財源は、現預金等の資産を充てるものとし、申請時までに開設年度及び開設年度の翌年度の経常経費に相当する額の現預金等の資産を保有していること。 ㈣・㈤　［略］ 第二　現に大学等を設置する学校設置会社が大学等を設置する場合 現に大学等を設置する学校設置会社が大学等を設置する場合の当該学校設置会社については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。 四　既設の学校等について ㈠　［略］ ㈡　既に置かれている学部又は学科（大学設置基準第四十一条に規定する学部等連係課程実施基本組織及び短期大学設置基準第三条の二第一項に規定する学科連係課程実施学科を除く。）の収容定員充足率（当該認可に係る大学等の開設年度の前年度の五月一日現在の収容定員（通信教育に係るものを除く。）の数（設置後修業年限に相当する年数を経過していない学部若しくは学科又は収容定員を増加した後修業年限に相当する年数（編入学定員を変更した学部又は学科にあっては、当該学部又は学科の修業年限に相当する年数と編入学定員を設けている年次の年数との差に相当する年数に一年を加えた年数）を経過していない学部若しくは学科については、修業年限における年次別に区分した入学定員（大学が編入学定員を設けている場合における編入学定員を設けている年次以上の年次にあっては、入学定員と編入学定員の合計数）に相当する数の合計の数）に対する学生（通信教育に係る課程に在籍する者を除く。）の数の割合（当該割合の小数点以下二位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）をいい、大学に置かれる学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科について、短期大学に置かれる学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程について算定するものとする。）㈢において同じ。）が、〇・七を上回ること。ただし、次に掲げる要件のすべてに該当する場合は、この限りでない。 ア　収容定員充足率が〇・七以下のすべての学部又は学科等を廃止する計画を有していること。 イ　設置する大学等の収容定員が当該廃止する計画に係る学部又は学科等の収容定員の総数を超えないこと。 ウ　当該認可に係る大学等の開設年度において、学校法人が設置しているすべての大学等の収容定員の総数が増加しないこと。 ㈢～㈥　［略］	第一　学校設置会社が新たに大学、短期大学又は高等専門学校を設置する場合 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下「法」という。）が新たに大学、短期大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）を設置する場合の当該学校設置会社については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。 三　大学等の経営に必要な財産について ㈠　大学等（独立大学院大学を除く。）の開設年度の経常経費は、別表第二に定める標準経常経費額以上の額を計上していること。 ㈡　［同上］ ㈢　大学等の開設年度の経常経費の財源は、現預金等の資産を充てるものとし、申請時までに開設年度の経常経費に相当する額の現預金等の資産を保有していること。 ㈣・㈤　［同上］ 第二　現に大学等を設置する学校設置会社が大学等を設置する場合 現に大学等を設置する学校設置会社が大学等を設置する場合の当該学校設置会社については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。 四　既設の学校等について ㈠　［同上］ ㈡　既に置かれている学部又は学科（大学設置基準第四十一条に規定する学部等連係課程実施基本組織及び短期大学設置基準第三条の二第一項に規定する学科連係課程実施学科を除く。）の収容定員充足率（当該認可の申請をする年度の五月一日現在の収容定員（通信教育に係るものを除く。）の数（設置後修業年限に相当する年数を経過していない学部若しくは学科又は収容定員を変更した後修業年限に相当する年数（編入学定員を変更した学部又は学科にあっては、当該学部又は学科の修業年限に相当する年数と編入学定員を設けている年次の年数との差に相当する年数に一年を加えた年数）を経過していない学部若しくは学科については、修業年限における年次別に区分した入学定員（大学が編入学定員を設けている場合における編入学定員を設けている年次以上の年次にあっては、入学定員と編入学定員の合計数）に相当する数の合計の数）に対する学生（通信教育に係る課程に在籍する者を除く。）の数の割合（当該割合の小数点以下二位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）をいい、大学に置かれる学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科について、短期大学に置かれる学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程について算定するものとする。㈢において同じ。）が、〇・五を上回ること。 ㈢～㈥　［同上］

別表第一　標準設置経費額（第一の二の㈠、第二の二、第三の二及び第四の二関係）

一　大学

㈠　収容定員が八〇〇人未満（医学関係及び歯学関係にあっては七二〇人未満）の場合

（単位：百万円）

［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

備考

一～九　［略］

十　大学設置基準等の定めにより基準校舎面積を下回る場合の標準設置経費額は、経費の区分に応じ、第一号から前号までの規定を適用して得た額に、それぞれ次のア又はイに定める割合（ア及びイの適用を受ける場合は当該それぞれの割合を合計した割合）を乗じて得た額を合計した額とする。（別表第一の一の㈡の表において同じ。）

ア　［略］

イ　大学設置基準第五十七条又は第五十八条の規定により同令第三十七条の二の規定の全部若しくは一部によらない場合及び専門職大学設置基準第七十六条又は第七十七条の規定により同令第四十七条の規定の全部若しくは一部によらない場合であって、基準校舎面積を下回る場合にあっては、基準校舎面積に対する実際の校舎面積の割合（「大学等特例認定割合」という。）

㈡　［略］

二　短期大学

㈠　収容定員が一五〇人以下の場合

（単位：百万円）

［略］	［略］	［略］	［略］

備考

一～五　［略］

六　大学設置基準等の定めにより基準校舎面積を下回る場合の標準設置経費額は、経費の区分に応じ、第一号から前号までの規定を適用して得た額に、それぞれ次のア又はイに定める割合（ア及びイの適用を受ける場合は当該それぞれの割合を合計した割合）を乗じて得た額を合計した額とする。（別表第一の二の㈡の表において同じ。）

ア　［略］

イ　短期大学設置基準第五十条又は第五十一条の規定により同令第三十一条の規定の全部若しくは一部によらない場合及び専門職短期大学設置基準第七十三条又は第七十四条の規定により同令第四十五条の規定の全部若しくは一部によらない場合であって、基準校舎面積を下回る場合にあっては、基準校舎面積に対する実際の校舎面積の割合（「短期大学等特例認定割合」という。）

㈡　［略］

別表第一　標準設置経費額（第一の二の㈠、第二の二、第三の二及び第四の二関係）

一　大学

㈠　収容定員が八〇〇人未満（医学関係及び歯学関係にあっては七二〇人未満）の場合

（単位：百万円）

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

備考

一～九　［同上］

十　大学設置基準等の定めにより基準校舎面積を下回る場合の標準設置経費額は、経費の区分に応じ、第一号から前号までの規定を適用して得た額に、それぞれ次のア又はイに定める割合（ア及びイの適用を受ける場合は当該それぞれの割合を合計した割合）を乗じて得た額を合計した額とする。（別表第一の一の㈡の表において同じ。）

ア　［同上］

イ　大学設置基準第五十七条により同令第三十七条の二の規定の全部若しくは一部によらない場合及び専門職大学設置基準第七十六条の規定により同令第四十七条の規定の全部若しくは一部によらない場合であって、基準校舎面積を下回る場合にあっては、基準校舎面積に対する実際の校舎面積の割合（「大学等特例認定割合」という。）

㈡　［同上］

二　短期大学

㈠　収容定員が一五〇人以下の場合

（単位：百万円）

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

備考

一～五　［同上］

六　大学設置基準等の定めにより基準校舎面積を下回る場合の標準設置経費額は、経費の区分に応じ、第一号から前号までの規定を適用して得た額に、それぞれ次のア又はイに定める割合（ア及びイの適用を受ける場合は当該それぞれの割合を合計した割合）を乗じて得た額を合計した額とする。（別表第一の二の㈡の表において同じ。）

ア　［同上］

イ　短期大学設置基準第五十条により同令第三十一条の規定の全部若しくは一部によらない場合及び専門職短期大学設置基準第七十三条の規定により同令第四十五条の規定の全部若しくは一部によらない場合であって、基準校舎面積を下回る場合にあっては、基準校舎面積に対する実際の校舎面積の割合（「短期大学等特例認定割合」という。）

㈡　［同上］

別表第二　標準経常経費額（第一の三の㈠、第二の三の㈠、第三の三及び第四の三関係）

（単位：千円）

［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

備考

一　［略］

二　教員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める基幹教員の数とする。ただし、大学（独立大学院大学を除く。）、修業年限が三年である短期大学及び高等専門学校の教育研究実施組織を段階的に整備する場合（開設時に複数の学年の学生を受け入れる場合を除く。）の開設年度においては、当該教員数に、修業年限が四年の大学及び高等専門学校にあっては三分の一、修業年限が六年の大学にあっては三分の一、修業年限が三年の短期大学にあっては三分の二を乗じて得た数をもって教員数に代えることができる。

三～五　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、公布の日から施行し、令和十年度に行おうとする私立の大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。次条において同じ。）に係る審査から適用する。

（経過措置）

第二条　令和十年度に行おうとする私立の大学の設置等（大学の大学院の研究科の専攻の設置及び専攻に係る課程の変更を除く。）に伴う学校法人の寄附行為の認可又は寄附行為の変更の認可（次条において「私立大学等の寄附行為の認可等」という。）の申請に係る審査のうち、第二の四の㈡の規定、第四の四において準用する第二の四の㈡の規定に係る審査については、なお従前の例による。

第三条　令和九年度に行おうとする私立大学等の寄附行為の認可等の申請に係る審査については、なお従前の例による。

○文部科学省告示第四十七号

学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等（平成六年文部省告示第百十七号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月十三日

文部科学大臣　松本　洋平

学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の一部を改正する告示

学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等（平成六年文部省告示第百十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条　私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号。以下「規則」という。）第三条第一項第十一号の書類は、次に掲げる書類とする。	**第一条**　私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号。以下「規則」という。）第三条第一項第十一号の書類は、次に掲げる書類とする。
一～三　［略］	一～三　［同上］
四　同条第二項各号に掲げる書類のうち、特に認可申請書及び寄附行為に添付する必要があると認められる書類（申請の時点で最新のものに限る。）	［号を加える。］

別表第二　標準経常経費額（第一の三の㈠、第二の三の㈠、第三の三及び第四の三関係）

（単位：千円）

［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］

備考

一　［同上］

二　教員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める基幹教員の数とする。ただし、大学（独立大学院大学を除く。）、修業年限が三年である短期大学及び高等専門学校の教育研究実施組織を段階的に整備する場合（開設時に複数の学年の学生を受け入れる場合を除く。）は、当該教員数に、修業年限が四年の大学及び高等専門学校にあっては二分の一、修業年限が六年の大学にあっては三分の一、修業年限が三年の短期大学にあっては三分の二を乗じて得た数をもって教員数に代えることができる。

三～五　［同上］

第四条　規則第四十四条第二項第三号（同条第四項において準用する場合を含む。）の書類は、次に掲げる書類とする。

一　現行の寄附行為

二　同条第三項各号に掲げる書類のうち、特に認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類に添付する必要があると認められる書類（申請の時点で最新のものに限る。）

第十条　規則第五十七条第二項第二号の書類は、次に掲げる書類とする。

一　現行の寄附行為

二　同条第三項各号に掲げる書類のうち、特に認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類に添付する必要があると認められる書類（申請の時点で最新のものに限る。）

第十三条　第一条各号及び第二条各号に掲げる文部科学大臣に提出すべき書類のうち次の表の上欄に掲げるものの様式は、同表の下欄のとおりとする。

提出すべき書類	様式
一　第一条第一号から第三号の書類	様式第九号
［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

様式第二―一号中「申請を行う年度」を「開設年度の前年度」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行し、令和十年度以降の年度に行おうとする私立の大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。次項において同じ。）に伴う学校法人の寄附行為、組織変更又は寄附行為の変更の認可の申請をするときは、改正後の様式を使用するものとする。

（経過措置）

2　令和十年度に行おうとする私立の大学の設置等（大学の大学院の研究科の専攻の設置及び専攻に係る課程の変更を除く。）に伴う学校法人の寄附行為の認可又は寄附行為の変更の認可（以下この項及び次項において「私立大学等の寄附行為の認可等」という。）の申請のうち、学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十一号）第二の五の（二）の規定及び第四の五において準用する第二の五の（二）の規定、第五の二の（五）において準用する第二の五の（二）の規定、第五の三の（五）において準用する第二の五の（二）の規定に係る私立大学等の寄附行為の認可等の申請をするときは、改正前の様式を使用するものとする。

3　令和九年度に行おうとする私立大学等の寄附行為の認可等の申請をするときは、改正前の様式を使用するものとする。

○文部科学省告示第四十八号

独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和八年三月十三日

文部科学大臣　松本　洋平

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示

（社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定の一部改正）

第一条　社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定（平成八年文部省告示第百四十八号。附則第二条第一項及び第二項において「平成八年告示」という。）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　社会教育法第九条の四第一号ロに規定する社会教育主事補の職と同等以上の職は次のとおりとする。 1　文部科学省（文化庁及び国立教育政策研究所を含む。）、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人（以下単に「大学共同利用機関法人」という。）、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、	一　社会教育法第九条の四第一号ロに規定する社会教育主事補の職と同等以上の職は次のとおりとする。 1　文部科学省（文化庁及び国立教育政策研究所を含む。）、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人（以下単に「大学共同利用機関法人」という。）、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、

第四条　規則第四十四条第二項第三号（同条第四項において準用する場合を含む。）の書類は、現行の寄附行為とする。

［号を加える。］

［号を加える。］

第十条　規則第五十七条第二項第二号の書類は、現行の寄附行為とする。

［号を加える。］

［号を加える。］

第十三条　第一条各号及び第二条各号に掲げる文部科学大臣に提出すべき書類のうち次の表の上欄に掲げるものの様式は、同表の下欄のとおりとする。

提出すべき書類	様式
一　第一条各号の書類	様式第九号
［同上］	［同上］

独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人国立青少年教育振興機構及び独立行政法人男女共同参画機構において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職	独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び独立行政法人国立青少年教育振興機構において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
2～12　［略］	2～12　［同上］
二　社会教育法第九条の四第一号ハに規定する社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものは次のとおりとする。	二　社会教育法第九条の四第一号ハに規定する社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものは次のとおりとする。
1　国立教育政策研究所、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人国立青少年教育振興機構及び独立行政法人男女共同参画機構が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導	1　国立教育政策研究所、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
2～7　［略］	2～7　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（司書補の職と同等以上の職の指定の一部改正）

第二条　司書補の職と同等以上の職の指定（平成二十年文部科学省告示第九十号。附則第二条第三項において「平成二十年告示」という。）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　文部科学省（文化庁及び国立教育政策研究所を含む。）、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人国立青少年教育振興機構及び独立行政法人男女共同参画機構において図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第三条に掲げる事項に相当する事項（以下「図書館奉仕相当事項」という。）に関する専門的職務に従事する職員の職	一　文部科学省（文化庁及び国立教育政策研究所を含む。）、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び独立行政法人国立青少年教育振興機構において図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第三条に掲げる事項に相当する事項（以下「図書館奉仕相当事項」という。）に関する専門的職務に従事する職員の職

（文部科学省関係独立行政法人が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額の算定基準等を定める件の一部改正）

第三条　文部科学省関係独立行政法人が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額の算定基準等を定める件（平成二十二年文部科学省告示第百五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
別表一（第一条及び第二条関係） 一～三　［略］ ［号を削る。］ 四～十九　［略］	**別表一**（第一条及び第二条関係） 一～三　［同上］ 四　独立行政法人国立女性教育会館 五～二十　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示の施行前に独立行政法人国立女性教育会館において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職にあった者は、第一条の規定による改正後の平成八年告示一の1に定める職にあった者とみなす。

2　この告示の施行前に独立行政法人国立女性教育会館が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導に従事した者は、第一条の規定による改正後の平成八年告示二の1に定める業務に従事した者とみなす。

3　この告示の施行前に独立行政法人国立女性教育会館において図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第三条に掲げる事項に相当する専門的職務に従事する職員の職にあった者は、第二条の規定による改正後の平成二十年告示一に定める職にあった者とみなす。

○文部科学省告示第四十九号

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月十三日

文部科学大臣　松本　洋平

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
一・二　［略］	一・二　［同上］
三　大学等に関する法第四条第一項の認可の申請（学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号。次号において「令」という。）第二十三条の二第一項第四号及び第六号に規定する文部科学大臣の定める分野に係る私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は法第百八条第二項の大学の学科の収容定員に係る学則の変更であって、当該分野ごとの収容定員の総数の増加を伴わないものを除く。次号において同じ。）に係る大学に置く学部（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科。以下この条において同じ。）（大学設置基準第四十一条に規定する学部等連係課程実施基本組織を除く。以下この条において同じ。）又は短期大学に置く学科（学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程。以下この条において同じ。）（短期大学設置基準第三条の二第一項に規定する学科連係課程実施学科を除く。以下この条において同じ。）若しくは高等専門学校に置く学科の収容定員充足率（当該認可の申請に係る大学等を開設する年度（以下この号において「開設年度」という。）の前年度の五月一日（当該認可の日が開設年度の前年度の五月一日より前の場合は、開設年度の前々年度の五月一日）現在の収容定員（通信教育に係るものを除く。）の数に対する学生（通信教育に係る課程に在籍する者を除く。）の数の割合（当該割合の小数点以下二位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）をいう。以下この条において同じ。）が、一・一五倍（開設年度の前年度において、収容定員（通信教育に係るものを除く。）が四千人以上の大学の学部であって、入学定員が百人以上三百人未満のものにあっては一・一〇倍、入学定員が三百人以上のものにあっては一・〇五倍。）未満であること。	三　大学等に関する法第四条第一項の認可の申請（学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第一項第四号及び第六号に規定する文部科学大臣の定める分野に係る私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は法第百八条第二項の大学の学科の収容定員の総数の増加を伴わないものを除く。次号において同じ。）に係る大学に置く学部（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科。以下この条において同じ。）又は短期大学に置く学科（学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程。以下この条において同じ。）（短期大学設置基準第三条の二第一項に規定する学科連係課程実施学科を除く。以下この条において同じ。）若しくは高等専門学校に置く学科の収容定員充足率（当該認可の申請をする年度の五月一日現在の収容定員（通信教育に係るものを除く。）の数に対する学生（通信教育に係る課程に在籍する者を除く。）の数の割合（当該割合の小数点以下二位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）をいう。以下この条において同じ。）が、一・一五倍（当該認可の申請をする年度において、収容定員（通信教育に係るものを除く。）が四千人以上の大学の学部であって、入学定員が百人以上三百人未満のものにあっては一・一〇倍、入学定員が三百人以上のものにあっては一・〇五倍）未満であること。

四　大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学に置く学部又は短期大学若しくは高等専門学校に置く学科（以下「申請に係る大学等に置く学部等」という。）の収容定員充足率が、〇・七倍を上回ること。ただし、法第四条第一項の認可の申請（令第二十三条第一項第十二号に係るもの及び同項第十三号に係るものを除く。）において、次に掲げる要件の全てに該当する場合は、この限りでない。

ア　当該申請に係る大学等に置く学部等で収容定員充足率が〇・七倍以下のものを全て廃止する計画を有していること。

イ　当該認可の申請に係る大学等の収容定員の総数が増加しないこと。

五・六　［略］

2　［略］

3　大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学等に置く学部等であって当該学部等の設置後当該学部等における修業年限に相当する年数を経過していないもの又は当該学部等の収容定員を増加した後修業年限に相当する年数（編入学定員を変更した学部等にあっては、当該学部等の修業年限に相当する年数と編入学定員を設けている年次の年数との差に相当する年数に一年を加えた年数）を経過していないものに対する第一項第三号及び第四号の規定の適用については、同項第三号中「収容定員（通信教育に係るものを除く。）の数」とあるのは「修業年限における年次別に区分した入学定員（大学が編入学定員を設けている場合における編入学定員を設けている年次以上の年次にあっては、入学定員と編入学定員の合計数）に相当する数の合計の数」とする。

4　大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学等に置く学部等（申請の日において当該学部等の設置後当該学部等における修業年限に相当する年数を経過していないものを除く。）であって当該大学等の国際競争力の向上に資するものとして文部科学大臣が別に定めるところにより認定するものに対する第一項第三号の規定の適用については、同号中「一・一五倍」とあるのは「一・二〇倍」と、「一・一〇倍」とあるのは「一・一五倍」と、「一・〇五倍」とあるのは「一・一〇倍」とする。

5　外国に学部又は学科を設ける大学及び外国に学科を設ける短期大学に対する第一項第三号の規定の適用については、収容定員充足率に当該大学が外国に設ける学部（学部のうち一部の学科のみを外国に設ける場合には当該一部の学科）又は当該短期大学が外国に設ける学科（以下この条において「外国に設ける学部等」という。）のうち設置後修業年限に相当する年数が経過していないものに係る収容定員充足率を含まないものとし、同号中「一・〇五倍」とあるのは、「一・〇五倍、第七項に規定する外国に設ける学部等であって、設置後修業年限に相当する年数が経過したものにあっては一・三〇倍」とする。

6　法第四条第一項に規定する設置者の変更（以下この項において「設置者変更」という。）の認可により、新たに学部等を設置した大学等が同項の認可の申請を行う場合においては、設置者変更の認可後から当該認可により設置した学部等の修業年限に相当する期間に限り、第一項第四号の規定は、当該認可前に既に置かれている学部等に限り適用する。

7・8　［略］

四　大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学に置く学部又は短期大学若しくは高等専門学校に置く学科の収容定員充足率が、〇・五倍を上回ること。

［号の細分を加える。］

五・六　［同上］

2　［同上］

3　大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学等に置く学部等であって当該学部等の設置後当該学部等における修業年限に相当する年数を経過していないもの又は当該学部等の収容定員を変更した後修業年限に相当する年数（編入学定員を変更した学部等にあっては、当該学部等の修業年限に相当する年数と編入学定員を設けている年次の年数との差に相当する年数に一年を加えた年数）を経過していないものに対する第一項第三号及び第四号の規定の適用については、同項第三号中「収容定員（通信教育に係るものを除く。）の数」とあるのは「修業年限における年次別に区分した入学定員（大学が編入学定員を設けている場合における編入学定員を設けている年次以上の年次にあっては、入学定員と編入学定員の合計数）に相当する数の合計の数」とする。

4　大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学等に置く学部等（申請の日において当該学部等の設置後当該学部等における修業年限に相当する年数を経過していないもの又は当該学部等の収容定員を変更した後修業年限に相当する年数（編入学定員を変更した学部等にあっては、当該学部等の修業年限に相当する年数と編入学定員を設けている年次の年数との差に相当する年数に一年を加えた年数）を経過していないものを除く。）であって当該大学等の国際競争力の向上に資するものとして文部科学大臣が別に定めるところにより認定するものに対する第一項第三号の規定の適用については、同号中「一・一五倍」とあるのは「一・二〇倍」と、「一・一〇倍」とあるのは「一・一五倍」と、「一・〇五倍」とあるのは「一・一〇倍」とする。

5　外国に学部又は学科を設ける大学及び外国に学科を設ける短期大学に対する第一項第三号の規定の適用については、収容定員充足率に当該大学が外国に設ける学部（学部のうち一部の学科のみを外国に設ける場合には当該一部の学科）又は当該短期大学が外国に設ける学科（以下この条において「外国に設ける学部等」という。）のうち設置後修業年限に相当する年数が経過していないものに係る収容定員充足率を含まないものとし、同号中「一・〇五倍」とあるのは、「一・〇五倍、第六項に規定する外国に設ける学部等であって、設置後修業年限に相当する年数が経過したものにあっては一・三〇倍」とする。

［項を加える。］

6・7　［同上］

第四条　第一条第八項の規定により同条第一項第五号の規定が適用されない場合における臨床薬学に関する学科の設置等の認可の申請の審査については、当該大学が行おうとする地域における薬剤師の確保のための教育内容及び薬剤師が不足すると見込まれる地域の医療機関又は薬局に将来勤務しようとする当該大学の臨床薬学に関する学科の学生に対する修学資金の貸与その他の支援（第一条第八項の文部科学大臣が別に定める基準に該当する区域の都道府県が行うものの又は当該都道府県の知事が認めたものに限る。）の内容（臨床薬学に関する学科の収容定員増に係る学則の変更にあっては、医療介護総合確保法第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する計画に当該大学の臨床薬学に関する学科の入学定員等の増加として記載された人数の支援に必要な内容を含むものとする。）に照らして行うものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示の施行の際現にされている大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の認可の申請又は令和九年度若しくは令和十年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査についてのこの告示による改正後の大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（次項において「新基準」という。）第一条第一項第三号及び第四号並びに同条第三項の規定の適用については、なお従前の例による。

２　新基準第一条第六項の規定は、令和九年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査については、適用しない。

（大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準第一条第六項の文部科学大臣が定める基準の一部改正）

第三条　大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準第一条第六項の文部科学大臣が定める基準（令和五年文部科学省告示第百三号）の一部を次のように改正する。

次の題名を付する。

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準第一条第八項の文部科学大臣が定める基準

○厚生労働省告示第八十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月十三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第一条　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表 １　訪問介護費 イ～ト　（略）	**別表** 指定居宅サービス介護給付費単位数表 １　訪問介護費 イ～ト　（略）

第四条　第一条第七項の規定により同条第一項第五号の規定が適用されない場合における臨床薬学に関する学科の設置等の認可の申請の審査については、当該大学が行おうとする地域における薬剤師の確保のための教育内容及び薬剤師が不足すると見込まれる地域の医療機関又は薬局に将来勤務しようとする当該大学の臨床薬学に関する学科の学生に対する修学資金の貸与その他の支援（第一条第七項の文部科学大臣が別に定める基準に該当する区域の都道府県が行うものの又は当該都道府県の知事が認めたものに限る。）の内容（臨床薬学に関する学科の収容定員増に係る学則の変更にあっては、医療介護総合確保法第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する計画に当該大学の臨床薬学に関する学科の入学定員等の増加として記載された人数の支援に必要な内容を含むものとする。）に照らして行うものとする。

チ　介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　イからトまでにより算定した単位数の1000分の270に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　イからトまでにより算定した単位数の1000分の287に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イからトまでにより算定した単位数の1000分の249に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　イからトまでにより算定した単位数の1000分の266に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の207に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位数

（削る）

チ　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数

（新設）

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数

（新設）

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数

⑺　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数

⑻　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数

⑼　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数

2　訪問入浴介護費

イ～ホ　（略）

ヘ　介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　イからホまでにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　イからホまでにより算定した単位数の1000分の133に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イからホまでにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　イからホまでにより算定した単位数の1000分の127に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の85に相当する単位数

（削る）

⑽　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　イからトまでにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数

⑾　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　イからトまでにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

⑿　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　イからトまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

⒀　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　イからトまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数

⒁　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　イからトまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

2　訪問入浴介護費

イ～ホ　（略）

ヘ　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数

（新設）

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の94に相当する単位数

（新設）

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴　イからホまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵　イからホまでにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数

	(3)　介護職員等処遇改善加算(V)(3)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
	(4)　介護職員等処遇改善加算(V)(4)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数
	(5)　介護職員等処遇改善加算(V)(5)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数
	(6)　介護職員等処遇改善加算(V)(6)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数
	(7)　介護職員等処遇改善加算(V)(7)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
	(8)　介護職員等処遇改善加算(V)(8)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数
	(9)　介護職員等処遇改善加算(V)(9)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
	(10)　介護職員等処遇改善加算(V)(10)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数
	(11)　介護職員等処遇改善加算(V)(11)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数
	(12)　介護職員等処遇改善加算(V)(12)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数
	(13)　介護職員等処遇改善加算(V)(13)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
	(14)　介護職員等処遇改善加算(V)(14)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
3　訪問看護費	3　訪問看護費
イ～リ　（略）	イ～リ　（略）
ヌ　介護職員等処遇改善加算	（新設）
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問看護事業所が、利用者に対し、指定訪問看護を行った場合は、イからリまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数を所定単位数に加算する。	
4　訪問リハビリテーション費	4　訪問リハビリテーション費
イ～ニ　（略）	イ～ニ　（略）
ホ　介護職員等処遇改善加算	（新設）
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。	
5　（略）	5　（略）

6　通所介護費	6　通所介護費
イ～ニ　（略）	イ～ニ　（略）
ホ　介護職員等処遇改善加算	ホ　介護職員等処遇改善加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　イからニまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数	⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数
⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　イからニまでにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数	（新設）
⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イからニまでにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数	⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　イからニまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数	（新設）
⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数	⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数	⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数
（削る）	２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
	⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
	⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
	⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数
	⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
	⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
	⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
	⑺　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数

7　通所リハビリテーション費

イ～ホ　（略）

ヘ　介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　イからホまでにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　イからホまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イからホまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　イからホまでにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

（削る）

⑻　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻　イからニまでにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

⑼　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼　イからニまでにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数

⑽　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　イからニまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数

⑾　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　イからニまでにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数

⑿　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　イからニまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

⒀　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　イからニまでにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

⒁　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　イからニまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

7　通所リハビリテーション費

イ～ホ　（略）

ヘ　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

（新設）

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

（新設）

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所リハビリテーション事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定通所リ

ハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　介護職員等処遇改善加算(V)(1)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

(2)　介護職員等処遇改善加算(V)(2)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数

(3)　介護職員等処遇改善加算(V)(3)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数

(4)　介護職員等処遇改善加算(V)(4)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

(5)　介護職員等処遇改善加算(V)(5)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(6)　介護職員等処遇改善加算(V)(6)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数

(7)　介護職員等処遇改善加算(V)(7)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数

(8)　介護職員等処遇改善加算(V)(8)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数

(9)　介護職員等処遇改善加算(V)(9)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

(10)　介護職員等処遇改善加算(V)(10)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数

(11)　介護職員等処遇改善加算(V)(11)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

(12)　介護職員等処遇改善加算(V)(12)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数

(13)　介護職員等処遇改善加算(V)(13)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数

(14)　介護職員等処遇改善加算(V)(14)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数

8　短期入所生活介護費（１日につき）

イ～チ　（略）

リ　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　介護職員等処遇改善加算(I)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の140に相当する単位数

8　短期入所生活介護費（１日につき）

イ～チ　（略）

リ　介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　介護職員等処遇改善加算(I)イ　イからチまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　イからチまでにより算定した単位数の1000分の176に相当する単位数
⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イからチまでにより算定した単位数の1000分の159に相当する単位数
⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　イからチまでにより算定した単位数の1000分の172に相当する単位数
⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の136に相当する単位数
⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数
（削る）

（新設）

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の136に相当する単位数
（新設）

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数
⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
2　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所生活介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数
⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数
⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数
⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数
⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数
⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数
⑺　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
⑻　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数
⑼　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
⑽　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
⑾　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
⑿　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

9　短期入所療養介護費

イ　介護老人保健施設における短期入所療養介護費

⑴～⑽　（略）

⑾　介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

㈡　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数

㈢　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

㈣　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数

㈤　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

㈥　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

（削る）

⒀　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　イからチまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

⒁　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　イからチまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

9　短期入所療養介護費

イ　介護老人保健施設における短期入所療養介護費

⑴～⑽　（略）

⑾　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の75に相当する単位数

（新設）

㈡　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数

（新設）

㈢　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数

㈣　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数

㈡　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

㈢　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

㈣　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

㈤　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数

ロ　療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

⑴～⑾　（略）

⑿　介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　⑴から⑾までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数

㈡　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　⑴から⑾までにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数

㈢　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　⑴から⑾までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数

㈣　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　⑴から⑾までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数

㈤　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　⑴から⑾までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

㈥　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　⑴から⑾までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

㈥　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑹　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数

㈦　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数

㈧　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数

㈨　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数

㈩　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

（十一）　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数

（十二）　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

（十三）　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

（十四）　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

ロ　療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

⑴～⑾　（略）

⑿　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　⑴から⑾までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数

（新設）

㈡　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　⑴から⑾までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

（新設）

㈢　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　⑴から⑾までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数

㈣　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　⑴から⑾までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数

（削る）

ハ　診療所における短期入所療養介護費

⑴～⑼　（略）

⑽　介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑴　⑴から⑾までにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数

㈡　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑵　⑴から⑾までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

㈢　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑶　⑴から⑾までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

㈣　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑷　⑴から⑾までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

㈤　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑸　⑴から⑾までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

㈥　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑹　⑴から⑾までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

㈦　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑺　⑴から⑾までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

㈧　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑻　⑴から⑾までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

㈨　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑼　⑴から⑾までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

㈩　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑽　⑴から⑾までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数

（十一）　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑾　⑴から⑾までにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数

（十二）　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑿　⑴から⑾までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

（十三）　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⒀　⑴から⑾までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数

（十四）　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⒁　⑴から⑾までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

ハ　診療所における短期入所療養介護費

⑴～⑼　（略）

⑽　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、

短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数

㈡　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数

㈢　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数

㈣　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数

㈤　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

㈥　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

（削る）

指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数

（新設）

㈡　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

（新設）

㈢　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数

㈣　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数

2　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数

㈡　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

㈢　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

㈣　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

㈤　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

㈥　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

㈦　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

㈧　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

㈨　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

㈩　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数

二　（略）

ホ　介護医療院における短期入所療養介護費

(1)～(15)　（略）

(16)　介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　(1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数

(二)　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　(1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数

(三)　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　(1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数

(四)　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　(1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数

(五)　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　(1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

(六)　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　(1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

（削る）

(十一)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数

(十二)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(十三)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数

(十四)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

二　（略）

ホ　介護医療院における短期入所療養介護費

(1)～(15)　（略）

(16)　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数

（新設）

(二)　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　(1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

（新設）

(三)　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　(1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数

(四)　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　(1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　(1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数

(二)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　(1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

㈢　介護職員等処遇改善加算(V)(3)　(1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

㈣　介護職員等処遇改善加算(V)(4)　(1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

㈤　介護職員等処遇改善加算(V)(5)　(1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

㈥　介護職員等処遇改善加算(V)(6)　(1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

㈦　介護職員等処遇改善加算(V)(7)　(1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

㈧　介護職員等処遇改善加算(V)(8)　(1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

㈨　介護職員等処遇改善加算(V)(9)　(1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

㈩　介護職員等処遇改善加算(V)(10)　(1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数

(十一)　介護職員等処遇改善加算(V)(11)　(1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数

(十二)　介護職員等処遇改善加算(V)(12)　(1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(十三)　介護職員等処遇改善加算(V)(13)　(1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数

(十四)　介護職員等処遇改善加算(V)(14)　(1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

10　特定施設入居者生活介護費

イ～ル　（略）

ヲ　介護職員等処遇改善加算

注1　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(I)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数

（新設）

⑵　介護職員等処遇改善加算(II)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数

10　特定施設入居者生活介護費

イ～ル　（略）

ヲ　介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(I)イ　イからルまでにより算定した単位数の1000分の148に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(I)ロ　イからルまでにより算定した単位数の1000分の159に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(II)イ　イからルまでにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　イからルまでにより算定した単位数の1000分の153に相当する単位数	（新設）
⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の130に相当する単位数	⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数
⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数	⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数
（削る）	２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
	⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数
	⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数
	⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位数
	⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
	⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の91に相当する単位数
	⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の85に相当する単位数
	⑺　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数
	⑻　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の95に相当する単位数
	⑼　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数
	⑽　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数
	⑾　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数
	⑿　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数
	⒀　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数
	⒁　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数
	11　（略）

（指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第二条　指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 指定居宅介護支援介護給付費単位数表 居宅介護支援費 イ～リ　（略） ヌ　介護職員等処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定居宅介護支援事業所が、利用者に対し、指定居宅介護支援を行った場合は、イからリまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。	**別表** 指定居宅介護支援介護給付費単位数表 居宅介護支援費 イ～リ　（略） （新設）

（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第三条　指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表 1　介護福祉施設サービス イ～ヤ　（略） マ　介護職員等処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　イからヤまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数 ⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　イからヤまでにより算定した単位数の1000分の176に相当する単位数 ⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イからヤまでにより算定した単位数の1000分の159に相当する単位数 ⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　イからヤまでにより算定した単位数の1000分の172に相当する単位数 ⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからヤまでにより算定した単位数の1000分の136に相当する単位数 ⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからヤまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数	**別表** 指定施設サービス等介護給付費単位数表 1　介護福祉施設サービス イ～ヤ　（略） マ　介護職員等処遇改善加算 注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからヤまでにより算定した単位数の1000分の140に相当する単位数 （新設） ⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからヤまでにより算定した単位数の1000分の136に相当する単位数 （新設） ⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからヤまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数 ⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからヤまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

（削る）

2　介護保健施設サービス

イ～マ　（略）

ケ　介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービス

2　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴　イからヤまでにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵　イからヤまでにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑶　イからヤまでにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑷　イからヤまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸　イからヤまでにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑹　イからヤまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数

⑺　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺　イからヤまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

⑻　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻　イからヤまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数

⑼　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼　イからヤまでにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

⑽　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　イからヤまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

⑾　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　イからヤまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

⑿　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　イからヤまでにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

⒀　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　イからヤまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

⒁　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　イからヤまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

2　介護保健施設サービス

イ～マ　（略）

ケ　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サー

を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　イからマまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　イからマまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イからマまでにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　イからマまでにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからマまでにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからマまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

（削る）

ビスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからマまでにより算定した単位数の1000分の75に相当する単位数

（新設）

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからマまでにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数

（新設）

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからマまでにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからマまでにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　イからマまでにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　イからマまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　イからマまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　イからマまでにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　イからマまでにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　イからマまでにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数

⑺　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　イからマまでにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数

⑻　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　イからマまでにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数

⑼　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　イからマまでにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数

３　（略）
４　介護医療院サービス
イ～ケ　（略）
フ　介護職員等処遇改善加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　イからケまでにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数
⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　イからケまでにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数
⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イからケまでにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数
⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　イからケまでにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数
⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからケまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数
⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからケまでにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数
（削る）

⑽　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　イからマまでにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
⑾　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　イからマまでにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数
⑿　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　イからマまでにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数
⒀　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　イからマまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
⒁　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　イからマまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

３　（略）
４　介護医療院サービス
イ～ケ　（略）
フ　介護職員等処遇改善加算
注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからケまでにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数
（新設）

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからケまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数
（新設）

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからケまでにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数
⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからケまでにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数
２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴　イからケまでにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数
⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵　イからケまでにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

	⑶　介護職員等処遇改善加算(V)(3)　イからケまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数 ⑷　介護職員等処遇改善加算(V)(4)　イからケまでにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数 ⑸　介護職員等処遇改善加算(V)(5)　イからケまでにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数 ⑹　介護職員等処遇改善加算(V)(6)　イからケまでにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数 ⑺　介護職員等処遇改善加算(V)(7)　イからケまでにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数 ⑻　介護職員等処遇改善加算(V)(8)　イからケまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数 ⑼　介護職員等処遇改善加算(V)(9)　イからケまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数 ⑽　介護職員等処遇改善加算(V)(10)　イからケまでにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数 ⑾　介護職員等処遇改善加算(V)(11)　イからケまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数 ⑿　介護職員等処遇改善加算(V)(12)　イからケまでにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数 ⒀　介護職員等処遇改善加算(V)(13)　イからケまでにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数 ⒁　介護職員等処遇改善加算(V)(14)　イからケまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

（指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第四条　指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 1　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 イ～ヌ　（略） ル　介護職員等処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ⑴　介護職員等処遇改善加算(I)イ　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の267に相当する単位数	**別表** 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 1　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 イ～ヌ　（略） ル　介護職員等処遇改善加算 注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ⑴　介護職員等処遇改善加算(I)　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の278に相当する単位数
⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の246に相当する単位数
⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の257に相当する単位数
⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の204に相当する単位数
⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の167に相当する単位数
（削る）

（新設）

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数
（新設）

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数
⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数
２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数
⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数
⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数
⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数
⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数
⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
⑺　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
⑻　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数
⑼　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数
⑽　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数
⑾　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数
⑿　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

2　夜間対応型訪問介護費

イ～ニ　（略）

ホ　介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　イからニまでにより算定した単位数の1000分の267に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　イからニまでにより算定した単位数の1000分の278に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イからニまでにより算定した単位数の1000分の246に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　イからニまでにより算定した単位数の1000分の257に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の204に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の167に相当する単位数

（削る）

⒀　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数

⒁　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

2　夜間対応型訪問介護費

イ～ニ　（略）

ホ　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数

（新設）

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数

（新設）

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定夜間対応型訪問介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数

２の２　地域密着型通所介護費

イ～ニ　（略）

ホ　介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　イからニまでにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　イからニまでにより算定した単位数の1000分の127に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イからニまでにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　イからニまでにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の105に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑹　イからニまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数

⑺　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺　イからニまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数

⑻　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻　イからニまでにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数

⑼　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼　イからニまでにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数

⑽　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　イからニまでにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数

⑾　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　イからニまでにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

⑿　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　イからニまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

⒀　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　イからニまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数

⒁　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　イからニまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

２の２　地域密着型通所介護費

イ～ニ　（略）

ホ　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

（新設）

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

（新設）

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

（削る）

3　認知症対応型通所介護費

イ～ハ　（略）

ニ　介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定

2　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴　イからニまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵　イからニまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑶　イからニまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑷　イからニまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸　イからニまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑹　イからニまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

⑺　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺　イからニまでにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数

⑻　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻　イからニまでにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

⑼　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼　イからニまでにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数

⑽　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　イからニまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数

⑾　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　イからニまでにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数

⑿　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　イからニまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

⒀　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　イからニまでにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

⒁　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　イからニまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

3　認知症対応型通所介護費

イ～ハ　（略）

ニ　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用

認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　イからハまでにより算定した単位数の1000分の216に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　イからハまでにより算定した単位数の1000分の236に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イからハまでにより算定した単位数の1000分の209に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　イからハまでにより算定した単位数の1000分の229に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の185に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の157に相当する単位数

（削る）

型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の181に相当する単位数

（新設）

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の174に相当する単位数

（新設）

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の150に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の153に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の151に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の130に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の123に相当する単位数

⑺　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の119に相当する単位数

⑻　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の127に相当する単位数

4　小規模多機能型居宅介護費

イ～ヨ　（略）

タ　介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の171に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の186に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の168に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の183に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の156に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数

（削る）

⑼　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の112に相当する単位数

⑽　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

⑾　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数

⑿　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

⒀　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数

⒁　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

4　小規模多機能型居宅介護費

イ～ヨ　（略）

タ　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の149に相当する単位数

（新設）

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数

（新設）

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の134に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の132に相当する単位数

5　認知症対応型共同生活介護費

イ～ソ　（略）

ツ　介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　イからソまでにより算定した単位数の1000分の210に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　イからソまでにより算定した単位数の1000分の228に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イからソまでにより算定した単位数の1000分の202に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の104に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数

⑺　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数

⑻　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

⑼　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の85に相当する単位数

⑽　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数

⑾　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

⑿　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数

⒀　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数

⒁　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数

5　認知症対応型共同生活介護費

イ～ソ　（略）

ツ　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからソまでにより算定した単位数の1000分の186に相当する単位数

（新設）

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからソまでにより算定した単位数の1000分の178に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　イからソまでにより算定した単位数の1000分の220に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからソまでにより算定した単位数の1000分の179に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからソまでにより算定した単位数の1000分の149に相当する単位数

（削る）

（新設）

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからソまでにより算定した単位数の1000分の155に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからソまでにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴　イからソまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵　イからソまでにより算定した単位数の1000分の156に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑶　イからソまでにより算定した単位数の1000分の155に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑷　イからソまでにより算定した単位数の1000分の148に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸　イからソまでにより算定した単位数の1000分の133に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑹　イからソまでにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数

⑺　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺　イからソまでにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数

⑻　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻　イからソまでにより算定した単位数の1000分の132に相当する単位数

⑼　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼　イからソまでにより算定した単位数の1000分の112に相当する単位数

⑽　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　イからソまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数

⑾　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　イからソまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数

⑿　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　イからソまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

⒀　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　イからソまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

⒁　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　イからソまでにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数

6　地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ～ル　（略）

ヲ　介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　イからルまでにより算定した単位数の1000分の148に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　イからルまでにより算定した単位数の1000分の159に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イからルまでにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　イからルまでにより算定した単位数の1000分の153に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の130に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数

（削る）

6　地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ～ル　（略）

ヲ　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数

（新設）

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数

（新設）

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型特定施設（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の91に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の85に相当する単位数

⑺　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数

7　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

イ～フ　（略）

コ　介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　イからフまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　イからフまでにより算定した単位数の1000分の176に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イからフまでにより算定した単位数の1000分の159に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　イからフまでにより算定した単位数の1000分の172に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の136に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数

（削る）

⑻　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻　イからルまでにより算定した単位数の1000分の95に相当する単位数

⑼　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼　イからルまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数

⑽　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　イからルまでにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

⑾　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　イからルまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数

⑿　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　イからルまでにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数

⒀　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　イからルまでにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

⒁　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　イからルまでにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数

7　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

イ～フ　（略）

コ　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の140に相当する単位数

（新設）

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の136に相当する単位数

（新設）

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設（注１の加算を算定しているものを除く。）が、入所者に対し、指定地域密着型介護

老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　介護職員等処遇改善加算(V)(1)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数

(2)　介護職員等処遇改善加算(V)(2)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

(3)　介護職員等処遇改善加算(V)(3)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数

(4)　介護職員等処遇改善加算(V)(4)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数

(5)　介護職員等処遇改善加算(V)(5)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数

(6)　介護職員等処遇改善加算(V)(6)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数

(7)　介護職員等処遇改善加算(V)(7)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

(8)　介護職員等処遇改善加算(V)(8)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数

(9)　介護職員等処遇改善加算(V)(9)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

(10)　介護職員等処遇改善加算(V)(10)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

(11)　介護職員等処遇改善加算(V)(11)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

(12)　介護職員等処遇改善加算(V)(12)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

(13)　介護職員等処遇改善加算(V)(13)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(14)　介護職員等処遇改善加算(V)(14)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

8　複合型サービス費

イ～ウ　（略）

エ　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　介護職員等処遇改善加算(I)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の149に相当する単位数

8　複合型サービス費

イ～ウ　（略）

エ　介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　介護職員等処遇改善加算(I)イ　イからウまでにより算定した単位数の1000分の168に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　イからウまでにより算定した単位数の1000分の177に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イからウまでにより算定した単位数の1000分の165に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　イからウまでにより算定した単位数の1000分の174に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の153に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数

（削る）

（新設）

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数

（新設）

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の134に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の132に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の104に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数

⑺　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数

⑻　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

⑼　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の85に相当する単位数

⑽　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数

⑾　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

	⑿　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　イからウまでにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数 ⒀　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　イからウまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数 ⒁　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　イからウまでにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数

（指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第五条　指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表 1　介護予防訪問入浴介護費 イ～ニ　（略） ホ　介護職員等処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　イからニまでにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数 ⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　イからニまでにより算定した単位数の1000分の133に相当する単位数 ⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イからニまでにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位数 ⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　イからニまでにより算定した単位数の1000分の127に相当する単位数 ⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数 ⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の85に相当する単位数 （削る）	**別表** 指定介護予防サービス介護給付費単位数表 1　介護予防訪問入浴介護費 イ～ニ　（略） ホ　介護職員等処遇改善加算 注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数 （新設） ⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の94に相当する単位数 （新設） ⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数 ⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数 ２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問入浴介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴　イからニまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

	(2)　介護職員等処遇改善加算(V)(2)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数
	(3)　介護職員等処遇改善加算(V)(3)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
	(4)　介護職員等処遇改善加算(V)(4)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数
	(5)　介護職員等処遇改善加算(V)(5)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数
	(6)　介護職員等処遇改善加算(V)(6)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数
	(7)　介護職員等処遇改善加算(V)(7)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
	(8)　介護職員等処遇改善加算(V)(8)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数
	(9)　介護職員等処遇改善加算(V)(9)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
	(10)　介護職員等処遇改善加算(V)(10)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数
	(11)　介護職員等処遇改善加算(V)(11)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数
	(12)　介護職員等処遇改善加算(V)(12)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数
	(13)　介護職員等処遇改善加算(V)(13)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
	(14)　介護職員等処遇改善加算(V)(14)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
2　介護予防訪問看護費	2　介護予防訪問看護費
イ～ト　（略）	イ～ト　（略）
チ　介護職員等処遇改善加算	（新設）
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問看護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問看護を行った場合は、イからトまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数を所定単位数に加算する。	
3　介護予防訪問リハビリテーション費	3　介護予防訪問リハビリテーション費
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
ニ　介護職員等処遇改善加算	（新設）
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、イからハまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。	
4　（略）	4　（略）

5　介護予防通所リハビリテーション費（１月につき）

イ～リ　（略）

ヌ　介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　イからリまでにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　イからリまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イからリまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　イからリまでにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

（削る）

5　介護予防通所リハビリテーション費（１月につき）

イ～リ　（略）

ヌ　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

（新設）

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

（新設）

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所リハビリテーション事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数

⑺　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数

6　介護予防短期入所生活介護費（１日につき）

イ～ト　（略）

チ　介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　イからトまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　イからトまでにより算定した単位数の1000分の176に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イからトまでにより算定した単位数の1000分の159に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　イからトまでにより算定した単位数の1000分の172に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の136に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数

（削る）

⑻　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻　イからリまでにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数

⑼　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼　イからリまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

⑽　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　イからリまでにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数

⑾　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　イからリまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

⑿　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　イからリまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数

⒀　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　イからリまでにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数

⒁　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　イからリまでにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数

6　介護予防短期入所生活介護費（１日につき）

イ～ト　（略）

チ　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の140に相当する単位数

（新設）

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の136に相当する単位数

（新設）

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予

7　介護予防短期入所療養介護費

イ　介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

(1)～(9)　（略）

(10)　介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　介護職員等処遇改善加算(I)イ　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　介護職員等処遇改善加算(V)(1)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数

(2)　介護職員等処遇改善加算(V)(2)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

(3)　介護職員等処遇改善加算(V)(3)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数

(4)　介護職員等処遇改善加算(V)(4)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数

(5)　介護職員等処遇改善加算(V)(5)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数

(6)　介護職員等処遇改善加算(V)(6)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数

(7)　介護職員等処遇改善加算(V)(7)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

(8)　介護職員等処遇改善加算(V)(8)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数

(9)　介護職員等処遇改善加算(V)(9)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

(10)　介護職員等処遇改善加算(V)(10)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

(11)　介護職員等処遇改善加算(V)(11)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

(12)　介護職員等処遇改善加算(V)(12)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

(13)　介護職員等処遇改善加算(V)(13)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(14)　介護職員等処遇改善加算(V)(14)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

7　介護予防短期入所療養介護費

イ　介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

(1)～(9)　（略）

(10)　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　介護職員等処遇改善加算(I)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の75に相当する単位数

㈡　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数

㈢　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

㈣　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数

㈤　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

㈥　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

（削る）

（新設）

㈡　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数

（新設）

㈢　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数

㈣　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

2　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数

㈡　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

㈢　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

㈣　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

㈤　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数

㈥　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数

㈦　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数

㈧　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数

㈨　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数

㈩　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

（十一）　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数

ロ　療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1)～(10)　（略）

(11)　介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数

(二)　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数

(三)　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数

(四)　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数

(五)　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

(六)　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

（削る）

(十二)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

(十三)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

(十四)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

ロ　療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1)～(10)　（略）

(11)　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数

（新設）

(二)　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

（新設）

(三)　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数

(四)　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数

(二)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

(三)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

(四)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

(五)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

ハ　診療所における介護予防短期入所療養介護費

⑴～⑻　（略）

⑼　介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数

㈡　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数

㈢　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数

㈣　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数

㈤　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

㈥　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

㈥　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

㈦　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

㈧　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

㈨　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

㈩　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数

(十一)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数

(十二)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(十三)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数

(十四)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

ハ　診療所における介護予防短期入所療養介護費

⑴～⑻　（略）

⑼　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数

（新設）

㈡　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

（新設）

㈢　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数

㈣　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数

（削る）

二　（略）

ホ　介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

⑴～⒀　（略）

⒁　介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑴　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数

㈡　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑵　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

㈢　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑶　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

㈣　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑷　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

㈤　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑸　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

㈥　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑹　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

㈦　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑺　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

㈧　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑻　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

㈨　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑼　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

㈩　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑽　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数

（十一）　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑾　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数

（十二）　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑿　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

（十三）　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⒀　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数

（十四）　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⒁　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

二　（略）

ホ　介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

⑴～⒀　（略）

⒁　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用

し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　(1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数

㈡　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　(1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数

㈢　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　(1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数

㈣　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　(1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数

㈤　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　(1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

㈥　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　(1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

(削る)

者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数

(新設)

㈡　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　(1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

(新設)

㈢　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　(1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数

㈣　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　(1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数

2　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　(1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数

㈡　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　(1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

㈢　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　(1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

㈣　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　(1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

㈤　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　(1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

㈥　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　(1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

㈦　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　(1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

㈧　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　(1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

㈨　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　(1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

８　介護予防特定施設入居者生活介護費

イ～チ　（略）

リ　介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　イからチまでにより算定した単位数の1000分の148に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　イからチまでにより算定した単位数の1000分の159に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イからチまでにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　イからチまでにより算定した単位数の1000分の153に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の130に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数

（削る）

㈦　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　⑴から⒀までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数

（十一）　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　⑴から⒀までにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数

（十二）　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　⑴から⒀までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

（十三）　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　⑴から⒀までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数

（十四）　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　⑴から⒀までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

８　介護予防特定施設入居者生活介護費

イ～チ　（略）

リ　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数

（新設）

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数

（新設）

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防特定施設（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴　イからチまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵　イからチまでにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数

改正後	改正前
9　（略）	⑶　介護職員等処遇改善加算(V)(3)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位数 ⑷　介護職員等処遇改善加算(V)(4)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数 ⑸　介護職員等処遇改善加算(V)(5)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の91に相当する単位数 ⑹　介護職員等処遇改善加算(V)(6)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の85に相当する単位数 ⑺　介護職員等処遇改善加算(V)(7)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数 ⑻　介護職員等処遇改善加算(V)(8)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の95に相当する単位数 ⑼　介護職員等処遇改善加算(V)(9)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数 ⑽　介護職員等処遇改善加算(V)(10)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数 ⑾　介護職員等処遇改善加算(V)(11)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数 ⑿　介護職員等処遇改善加算(V)(12)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数 ⒀　介護職員等処遇改善加算(V)(13)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数 ⒁　介護職員等処遇改善加算(V)(14)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数 9　（略）

（指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第六条　指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表 1　介護予防認知症対応型通所介護費 イ～ハ　（略） ニ　介護職員等処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対	**別表** 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表 1　介護予防認知症対応型通所介護費 イ～ハ　（略） ニ　介護職員等処遇改善加算 注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防

応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　イからハまでにより算定した単位数の1000分の216に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　イからハまでにより算定した単位数の1000分の236に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イからハまでにより算定した単位数の1000分の209に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　イからハまでにより算定した単位数の1000分の229に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の185に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の157に相当する単位数

（削る）

認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の181に相当する単位数

（新設）

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の174に相当する単位数

（新設）

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の150に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数

2　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の153に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の151に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の130に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の123に相当する単位数

⑺　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の119に相当する単位数

⑻　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の127に相当する単位数

⑼　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の112に相当する単位数

⑽　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

2　介護予防小規模多機能型居宅介護費

イ～ル　（略）

ヲ　介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　イからルまでにより算定した単位数の1000分の171に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　イからルまでにより算定した単位数の1000分の186に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イからルまでにより算定した単位数の1000分の168に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　イからルまでにより算定した単位数の1000分の183に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の156に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数

（削る）

⑾　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　イからハまでにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数

⑿　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　イからハまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

⒀　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　イからハまでにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数

⒁　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　イからハまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

2　介護予防小規模多機能型居宅介護費

イ～ル　（略）

ヲ　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の149に相当する単位数

（新設）

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数

（新設）

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の134に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴　イからルまでにより算定した単位数の1000分の132に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵　イからルまでにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

3　介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ～タ　（略）

レ　介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　イからタまでにより算定した単位数の1000分の210に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　イからタまでにより算定した単位数の1000分の228に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イからタまでにより算定した単位数の1000分の202に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　イからタまでにより算定した単位数の1000分の220に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の104に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数

⑺　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数

⑻　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

⑼　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の85に相当する単位数

⑽　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数

⑾　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

⑿　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数

⒀　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数

⒁　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数

3　介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ～タ　（略）

レ　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからタまでにより算定した単位数の1000分の186に相当する単位数

（新設）

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからタまでにより算定した単位数の1000分の178に相当する単位数

（新設）

(5)　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからタまでにより算定した単位数の1000分の179に相当する単位数

(6)　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからタまでにより算定した単位数の1000分の149に相当する単位数

(削る)

(3)　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからタまでにより算定した単位数の1000分の155に相当する単位数

(4)　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからタまでにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数

2　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　イからタまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数

(2)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　イからタまでにより算定した単位数の1000分の156に相当する単位数

(3)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　イからタまでにより算定した単位数の1000分の155に相当する単位数

(4)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　イからタまでにより算定した単位数の1000分の148に相当する単位数

(5)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　イからタまでにより算定した単位数の1000分の133に相当する単位数

(6)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　イからタまでにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数

(7)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　イからタまでにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数

(8)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　イからタまでにより算定した単位数の1000分の132に相当する単位数

(9)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　イからタまでにより算定した単位数の1000分の112に相当する単位数

(10)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　イからタまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数

(11)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　イからタまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数

(12)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)　イからタまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

(13)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　イからタまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

(14)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　イからタまでにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数

（指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第七条　指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 指定介護予防支援介護給付費単位数表 介護予防支援費 イ～ハ　（略） ニ 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防支援事業所が、利用者に対し、指定介護予防支援を行った場合は、イからハまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。	**別表** 指定介護予防支援介護給付費単位数表 介護予防支援費 イ～ハ　（略） （新設）

（介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額の一部改正）

第八条　介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（平成十二年厚生省告示第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一・二　（略） 三　指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費のイからハまでの注８から注13まで及び注15並びにリ及びヌの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費のイ及びロの注７から注12まで並びにト及びチの規定による加算又は減算に係る費用の額 四　指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問リハビリテーション費のイの注４から注７まで並びに二及びホの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問リハビリテーション費のイの注４から注７まで並びにハ及びニの規定による加算又は減算に係る費用の額 五～十七　（略）	一・二　（略） 三　指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費のイからハまでの注８から注13まで及び注15並びにリの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費のイ及びロの注７から注12まで並びにトの規定による加算又は減算に係る費用の額 四　指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問リハビリテーション費のイの注４から注７まで及びニの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問リハビリテーション費のイの注４から注７まで及びハの規定による加算又は減算に係る費用の額 五～十七　（略）

（介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部改正）

第九条　介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額及び同法第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千五百四十五円とする。	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額及び同法第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千四百四十五円とする。

（介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額の一部改正）

第十条　介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額及び法第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額（以下「食費の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）の区分及び中欄に掲げる要介護被保険者の受ける特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者の受ける特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。	介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額及び法第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額（以下「食費の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）の区分及び中欄に掲げる要介護被保険者の受ける特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者の受ける特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

要介護被保険者又は居宅要支援被保険者の区分	特定介護サービス又は特定介護予防サービスの区分	額
一	（略）	
イ～ニ　（略）		
ホ　施行規則第八十三条の五第二号又は第九十七条の三第二号に掲げる者であって、食費の負担限度額が一日につき千三百六十円であったとすれば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの		一日につき千三百六十円
二	（略）	
イ　（略）		
ロ　施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であって、食費の負担限度額が一日につき千四百二十円であったとすれば保護を必要としない状態となるもの		一日につき千四百二十円
ハ　施行規則第八十三条の五第四号に掲げる者であって、食費の負担限度額が一日につき千四百二十円であったとすれば同号イの規定に該当しないこととなるもの		
三	（略）	
イ～ニ　（略）		
ホ　施行規則第八十三条の五第二号又は第九十七条の三第二号に掲げる者であって、食費の負担限度額が一日につき千三十円であったとすれば保護を必要としない状態となるもの（一の項ホに掲げる者を除く。）		一日につき千三十円

要介護被保険者又は居宅要支援被保険者の区分	特定介護サービス又は特定介護予防サービスの区分	額
一	（略）	
イ～ニ　（略）		
ホ　施行規則第八十三条の五第二号又は第九十七条の三第二号に掲げる者であって、食費の負担限度額が一日につき千三百円であったとすれば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの		一日につき千三百円
二	（略）	
イ　（略）		
ロ　施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であって、食費の負担限度額が一日につき千三百六十円であったとすれば保護を必要としない状態となるもの		一日につき千三百六十円
ハ　施行規則第八十三条の五第四号に掲げる者であって、食費の負担限度額が一日につき千三百六十円であったとすれば同号イの規定に該当しないこととなるもの		
三	（略）	
イ～ニ　（略）		
ホ　施行規則第八十三条の五第二号又は第九十七条の三第二号に掲げる者であって、食費の負担限度額が一日につき千円であったとすれば保護を必要としない状態となるもの（一の項ホに掲げる者を除く。）		一日につき千円

（介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部改正）

第十一条　介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千五百四十五円とする。	介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千四百四十五円とする。

（介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額の一部改正）

第十二条　介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後			改正前		
区分		額	区分		額
一	（略）	一日につき六百八十円	一	（略）	一日につき六百五十円
二	施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であって、食費の特定負担限度額が一日につき六百八十円であったとすれば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの		二	施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であって、食費の特定負担限度額が一日につき六百五十円であったとすれば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの	
三	施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第四号に掲げる者であって、食費の特定負担限度額が一日につき六百八十円であったとすれば同号イの規定に該当しないこととなるもの		三	施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第四号に掲げる者であって、食費の特定負担限度額が一日につき六百五十円であったとすれば同号イの規定に該当しないこととなるもの	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

改正後	改正前
介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千五百四十五円とする。	介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千四百四十五円とする。

（介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額の一部改正）

第十二条　介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後			改正前		
区分		額	区分		額
一	（略）	一日につき六百八十円	一	（略）	一日につき六百五十円
二	施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であって、食費の特定負担限度額が一日につき六百八十円であったとすれば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの		二	施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であって、食費の特定負担限度額が一日につき六百五十円であったとすれば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの	
三	施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第四号に掲げる者であって、食費の特定負担限度額が一日につき六百八十円であったとすれば同号イの規定に該当しないこととなるもの		三	施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第四号に掲げる者であって、食費の特定負担限度額が一日につき六百五十円であったとすれば同号イの規定に該当しないこととなるもの	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数の一部改正）

第十三条　厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数（平成十八年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一 1～3　（略） 4　訪問看護 イ～ニ　（略） ホ　イからニまでについては、訪問看護費のイからハまでの注１から注16まで及び注18から注20まで並びにニからヌまでについては、適用しない。 5　指定訪問リハビリテーション（１回につき） イ　（略） ロ　訪問リハビリテーション費のイの注１から注11まで、注13及び注14並びにロからホまでについては、適用しない。 6～10　（略） **別表第二** 1～4　（略） 5　指定介護予防訪問看護 イ～ニ　（略） ホ　イからニまでについては、介護予防訪問看護費のイ及びロの注１から注13まで、注15から注17まで並びにハからチまでについては、適用しない。 6　指定介護予防訪問リハビリテーション（１回につき） イ　（略） ロ　介護予防訪問リハビリテーション費のイの注１から注９まで及び注11から注13まで並びにロからニまでについては、適用しない。 7～11　（略）	**別表第一** 1～3　（略） 4　訪問看護 イ～ニ　（略） ホ　イからニまでについては、訪問看護費のイからハまでの注１から注16まで及び注18から注20まで並びにニからリまでについては、適用しない。 5　指定訪問リハビリテーション（１回につき） イ　（略） ロ　訪問リハビリテーション費のイの注１から注11まで、注13及び注14並びにロからニまでについては、適用しない。 6～10　（略） **別表第二** 1～4　（略） 5　指定介護予防訪問看護 イ～ニ　（略） ホ　イからニまでについては、介護予防訪問看護費のイ及びロの注１から注13まで、注15から注17まで並びにハからトまでについては、適用しない。 6　指定介護予防訪問リハビリテーション（１回につき） イ　（略） ロ　介護予防訪問リハビリテーション費のイの注１から注９まで及び注11から注13まで並びにロ及びハについては、適用しない。 7～11　（略）

（介護保険法施行規則附則第二十三条第一項各号及び第二項各号並びに附則第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額の一部改正）

第十四条　介護保険法施行規則附則第二十三条第一項各号及び第二項各号並びに附則第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額（平成十八年厚生労働省告示第四百四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後		
介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）附則第二十三条第一項各号及び第二項各号並びに附則第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。		
区　分		額
一	（略）	一日につき六百八十円
（略）	（略）	（略）

改正前		
介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）附則第二十三条第一項各号及び第二項各号並びに附則第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。		
区　分		額
一	（略）	一日につき六百五十円
（略）	（略）	（略）

（介護保険法施行規則附則第二十七条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額の一部改正）

第十五条　介護保険法施行規則附則第二十七条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額（平成十八年厚生労働省告示第四百七号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）附則第二十七条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。	介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）附則第二十七条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。
区分	額	区分	額
一　（略）	一日につき六百八十円	一　（略）	一日につき六百五十円
（略）	（略）	（略）	（略）

（厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第十六条　厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～三の五　（略）	一～三の五　（略）
四　訪問介護費における介護職員等処遇改善加算の基準	四　訪問介護費における介護職員等処遇改善加算の基準
イ　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	イ　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1)～(10)　（略）	(1)～(10)　（略）
ロ　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	（新設）
(1)　イ(1)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	
(2)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	
(一)　公益社団法人国民健康保険中央会（昭和三十四年一月一日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システム（以下「ケアプランデータ連携システム」という。）を利用していること。	
(二)　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百二十八条第一号イに規定する社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）に所属していること。	
ハ　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	（新設）
ニ　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
(1)　イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	
(2)　ロ(2)に掲げる基準に適合すること。	
ホ・ヘ　（略）	ロ　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
	ハ・ニ　（略）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

ホ　介護職員等処遇改善加算(V)(1)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和六年厚生労働省告示第八十六号）による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イ(1)(二)及び(2)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヘ　介護職員等処遇改善加算(V)(2)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(II)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ト　介護職員等処遇改善加算(V)(3)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(II)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イ(1)(二)及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

チ　介護職員等処遇改善加算(V)(4)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(II)、介護職員等特定処遇改善加算(II)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2)　イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

リ　介護職員等処遇改善加算(V)(5)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(II)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヌ　介護職員等処遇改善加算(V)(6)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(II)及び介護職員等特定処遇改善加算(II)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ル　介護職員等処遇改善加算(V)(7)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(III)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

（削る）

（削る）

（削る）

(2)　イ(1)(二)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての介護職員に周知していること。

ヲ　介護職員等処遇改善加算(V)(8)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(II)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イ(1)（一）及び（二）に係る部分を除く。）及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ワ　介護職員等処遇改善加算(V)(9)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(III)、介護職員等特定処遇改善加算(II)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2)　イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての介護職員に周知していること。

カ　介護職員等処遇改善加算(V)(10)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(III)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イ(1)(二)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

（削る）

（削る）

（削る）

(ニ) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

ヨ 介護職員等処遇改善加算(V)(11) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(II)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(II)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イ(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

タ 介護職員等処遇改善加算(V)(12) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(III)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(II)を届け出ていないこと。

(2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

レ 介護職員等処遇改善加算(V)(13) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(III)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(II)を届け出ていないこと。

(2) イ(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

（削る）

四の二～十　（略）

十の二　訪問看護費における介護職員等処遇改善加算の基準

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　当該指定訪問看護事業所の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2)　当該指定訪問看護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3)　介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4)　当該指定訪問看護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5)　算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6)　当該指定訪問看護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。

(7)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一)　当該指定訪問看護事業所の職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（当該指定訪問看護事業所の職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

(二)　(一)の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。

(三)　当該指定訪問看護事業所の職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四)　(三)について、全ての当該指定訪問看護事業所の職員に周知していること。

ソ　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イ(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。）、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての介護職員に周知していること。

四の二～十　（略）

（新設）

(8)　(2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

ロ　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1)　ケアプランデータ連携システムを利用していること。

(2)　連携推進法人に所属していること。

十一～十四　（略）

十四の二　訪問リハビリテーション費における介護職員等処遇改善加算の基準

第十号の二の規定を準用する。

十四の三～十四の六　（略）

十五～三十八　（略）

三十九　短期入所生活介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

イ　介護職員等処遇改善加算(I)イ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)～(9)　（略）

(10)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　（略）

(二)　当該指定短期入所生活介護事業所が、指定居宅サービス等基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては当該特別養護老人ホームが、併設事業所（同条第四項に規定する併設事業所をいう。）である場合にあっては併設本体施設（同条第六項に規定する併設本体施設（病院及び診療所を除く。）をいう。）が、介護職員等処遇改善加算(I)イ又はロを届け出ていること。

ロ　介護職員等処遇改善加算(I)ロ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　イ(1)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　短期入所生活介護費における生産性向上推進体制加算(I)又は(II)を算定していること。

(二)　ケアプランデータ連携システムを利用していること。

(三)　連携推進法人に所属していること。

ハ　介護職員等処遇改善加算(II)イ　イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ニ　介護職員等処遇改善加算(II)ロ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2)　ロ(2)に掲げる基準に適合すること。

ホ・ヘ　（略）

（削る）

十一～十四　（略）

（新設）

十四の二～十四の五　（略）

十五～三十八　（略）

三十九　短期入所生活介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

イ　介護職員等処遇改善加算(I)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)～(9)　（略）

(10)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　（略）

(二)　当該指定短期入所生活介護事業所が、指定居宅サービス等基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては当該特別養護老人ホームが、併設事業所（同条第四項に規定する併設事業所をいう。）である場合にあっては併設本体施設（同条第六項に規定する併設本体施設（病院及び診療所を除く。）をいう。）が、介護職員等処遇改善加算(I)を届け出ていること。

（新設）

ロ　介護職員等処遇改善加算(II)　イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

（新設）

ハ・ニ　（略）

ホ　介護職員等処遇改善加算(V)(1)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イ(1)(二)及び(2)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

ヘ　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2)　イ(1)(ニ)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ト　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イ(1)(ニ)及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

チ　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2)　イ(1)(ニ)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

リ　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イ(1)(ニ)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヌ　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イ(1)(ニ)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ル　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2)　イ(1)(ニ)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての介護職員に周知していること。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

ヲ　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イ(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ワ　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2)　イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての介護職員に周知していること。

カ　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イ(1)(二)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての介護職員に周知していること。

ヨ　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イ(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（削る）

（削る）

（削る）

タ　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての介護職員に周知していること。

レ　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。

(2)　イ(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての介護職員に周知していること。

ソ　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イ(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

三十九の二～四十三　（略）

四十四　特定施設入居者生活介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

イ　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一)　当該指定特定施設が仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。

(二)　当該指定特定施設において、経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

(2)　当該指定特定施設において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該施設の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3)　介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該施設の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4)　当該指定特定施設において、事業年度ごとに当該施設の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5)　算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6)　当該指定特定施設において、労働保険料の納付が適正に行われていること。

(7)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一)　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

(二)　(一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(三)　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四)　(三)について、全ての介護職員に周知していること。

(五)　介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六)　(五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての介護職員に周知していること。

三十九の二～四十三　（略）

四十四　特定施設入居者生活介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四号の規定を準用する。この場合において、同号イ(10)中「訪問介護費における特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれか」とあるのは、「特定施設入居者生活介護費における入居継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又はサービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)のいずれか」と読み替えるものとする。

(8)　(2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

(9)　(8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

(10)　特定施設入居者生活介護費における入居継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又はサービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅲ)のいずれかを届け出ていること。

ロ　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　イ(1)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　特定施設入居者生活介護費における生産性向上推進体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定していること。

(二)　連携推進法人に所属していること。

ハ　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ニ　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2)　ロ(2)に掲げる基準に適合すること。

ホ　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イ(1)(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヘ　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イ(1)(一)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

四十四の二～四十七　（略）

四十八　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員等処遇改善加算の基準

イ　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)～(10)　（略）

ロ　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　イ(1)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　ケアプランデータ連携システムを利用していること。

(二)　連携推進法人に所属していること。

ハ　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ニ　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2)　ロ(2)に掲げる基準に適合すること。

ホ・ヘ　（略）

（削る）

四十四の二～四十七　（略）

四十八　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員等処遇改善加算の基準

イ　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)～(10)　（略）

（新設）

ロ　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

（新設）

ハ・ニ　（略）

ホ　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イ(1)(二)及び(2)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヘ　介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)(2)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2)　イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ト　介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)(3)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イ(1)及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

チ　介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)(4)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2)　イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

リ　介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)(5)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヌ　介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)(6)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ル　介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)(7)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2)　イ(1)(二)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての介護職員に周知していること。

ヲ　介護職員等処遇改善加算(V)(8)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(II)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イ(1)（(一)及び(二)に係る部分を除く。）及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ワ　介護職員等処遇改善加算(V)(9)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(III)、介護職員等特定処遇改善加算(II)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2)　イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての介護職員に周知していること。

カ　介護職員等処遇改善加算(V)(10)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(III)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イ(1)(二)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(削る)

(削る)

(削る)

（削る）

（削る）

（削る）

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての介護職員に周知していること。

ヨ　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イ(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

タ　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イ(1)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての介護職員に周知していること。

レ　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。

(2)　イ(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての介護職員に周知していること。

（削る）

四十八の二～五十七　（略）

五十八　小規模多機能型居宅介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

イ　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一)　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。

(二)　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

(2)　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。

(3)　介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。

(4)　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。

(5)　算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

ソ　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イ(1)（(一)及び(二)に係る部分を除く。）、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての介護職員に周知していること。

四十八の二～五十七　（略）

五十八　小規模多機能型居宅介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四十八号の規定を準用する。

(6)　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。

(7)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一)　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

(二)　(一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(三)　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四)　(三)について、全ての介護職員に周知していること。

(五)　介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六)　(五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(8)　(2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

(9)　(8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

(10)　小規模多機能型居宅介護費におけるサービス提供体制強化加算(I)又は(II)のいずれかを届け出ていること。

ロ　介護職員等処遇改善加算(I)ロ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　イ(1)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　小規模多機能型居宅介護費における生産性向上推進体制加算(I)又は(II)を算定していること。

(二)　ケアプランデータ連携システムを利用していること。

(三)　連携推進法人に所属していること。

ハ　介護職員等処遇改善加算(II)イ　イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ニ　介護職員等処遇改善加算(II)ロ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2)　ロ(2)に掲げる基準に適合すること。

ホ　介護職員等処遇改善加算(III)　イ(1)(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヘ　介護職員等処遇改善加算(IV)　イ(1)(一)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

五十八の二～五十九　（略）

六十　認知症対応型共同生活介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四十四号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)から(4)まで中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、同号イ(10)中「特定施設入居者生活介護費における入居継続支援加算(I)若しくは(II)又はサービス提供体制強化加算(I)若しくは(II)のいずれか」とあるのは「認知症対応型共同生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(I)又は(II)のいずれか」と読み替えるものとする。

五十八の二～五十九　（略）

六十　認知症対応型共同生活介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四十八号の規定を準用する。

六十の二～六十一　（略）

六十二　地域密着型特定施設入居者生活介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四十四号の規定を準用する。この場合において、同号イ⑵から⑷まで中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

六十三～七十二　（略）

七十三　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四十四号の規定を準用する。この場合において、同号イ⑵から⑷まで中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、同号イ⑽中「特定施設入居者生活介護費における入居継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又はサービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)のいずれか」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における日常生活継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又はサービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)のいずれか」と読み替えるものとする。

七十四～八十　（略）

八十一　複合型サービス費における介護職員等処遇改善加算の基準

第五十八号の規定を準用する。

八十二～八十五の三　（略）

八十五の四　居宅介護支援費における介護職員等処遇改善加算の基準

第十号の二の規定を準用する。この場合において、同号イ⑵から⑷まで中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

八十六～八十七　（略）

八十八　介護福祉施設サービスにおける介護職員等処遇改善加算の基準

第四十四号の規定を準用する。この場合において、同号イ⑽中「特定施設入居者生活介護費における入居継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又はサービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)のいずれか」とあるのは、「介護福祉施設サービスにおける日常生活継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又はサービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)のいずれか」と読み替えるものとする。

八十九～九十三　（略）

九十四　介護保健施設サービスにおける介護職員等処遇改善加算の基準

第四十四号の規定を準用する。この場合において、同号イ⑽中「特定施設入居者生活介護費における入居継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又はサービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)のいずれか」とあるのは、「介護保健施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれか」と読み替えるものとする。

六十の二～六十一　（略）

六十二　地域密着型特定施設入居者生活介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四十八号の規定を準用する。この場合において、同号イ⑽中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれか」とあるのは、「地域密着型特定施設入居者生活介護費における入居継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又はサービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)のいずれか」と読み替えるものとする。

六十三～七十二　（略）

七十三　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四十八号の規定を準用する。この場合において、同号イ⑽中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれか」とあるのは、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における日常生活継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又はサービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)のいずれか」と読み替えるものとする。

七十四～八十　（略）

八十一　複合型サービス費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四十八号の規定を準用する。

八十二～八十五の三　（略）

（新設）

八十六～八十七　（略）

八十八　介護福祉施設サービスにおける介護職員等処遇改善加算の基準

第四号の規定を準用する。この場合において、同号イ⑽中「訪問介護費における特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれか」とあるのは「介護福祉施設サービスにおける日常生活継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又はサービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)のいずれか」と、同号ホ⑴中「指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費」とあるのは「指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「旧指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービス」と、同号へからソまで中「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費」とあるのは「旧指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービス」と読み替えるものとする。

九十四　介護保健施設サービスにおける介護職員等処遇改善加算の基準

第四号の規定を準用する。この場合において、同号イ⑽中「訪問介護費における特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれか」とあるのは「介護保健施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれか」と、同号ホ⑴中「指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費」とあるのは「指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「旧指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護保健施設サービス」と、同号へからソまで中「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の介護保健施設サービス」と読み替えるものとする。

九十五～百の六　（略）

百の七　介護医療院サービスにおける介護職員等処遇改善加算の基準

第四十四号の規定を準用する。この場合において、同号イ⑽中「特定施設入居者生活介護費における入居継続支援加算(I)若しくは(II)又はサービス提供体制強化加算(I)若しくは(III)のいずれか」とあるのは、「介護医療院サービスにおけるサービス提供体制強化加算(I)又は(II)のいずれか」と読み替えるものとする。

百の八～百一　（略）

百二　介護予防訪問入浴介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四号の規定を準用する。この場合において、同号イ⑽中「訪問介護費における特定事業所加算(I)又は(II)のいずれか」とあるのは、「介護予防訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算(I)又は(II)のいずれか」と読み替えるものとする。

百二の二～百五　（略）

百五の二　介護予防訪問看護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第十号の二の規定を準用する。

百五の三～百五の五　（略）

百六～百六の三　（略）

百六の三の二　介護予防訪問リハビリテーション費における介護職員等処遇改善加算の基準

第十号の二の規定を準用する。

百六の四～百十三　（略）

百十四　介護予防通所リハビリテーション費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四号の規定を準用する。この場合において、同号イ⑽中「訪問介護費における特定事業所加算(I)又は(II)のいずれか」とあるのは、「介護予防通所リハビリテーション費におけるサービス提供体制強化加算(I)又は(II)のいずれか」と読み替えるものとする。

百十四の二～百十六　（略）

九十五～百の六　（略）

百の七　介護医療院サービスにおける介護職員等処遇改善加算の基準

第四号の規定を準用する。この場合において、同号イ⑽中「訪問介護費における特定事業所加算(I)又は(III)のいずれか」とあるのは「介護医療院サービスにおけるサービス提供体制強化加算(I)又は(III)のいずれか」と、同号ホ(1)中「指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費」とあるのは「指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「旧指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護医療院サービス」と、同号へからソまで中「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費」とあるのは「旧指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービス」と読み替えるものとする。

百の八～百一　（略）

百二　介護予防訪問入浴介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四号の規定を準用する。この場合において、同号イ⑽中「訪問介護費における特定事業所加算(I)又は(III)のいずれか」とあるのは「介護予防訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算(I)又は(III)のいずれか」と、同号ホ(1)中「指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費」とあるのは「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防訪問入浴介護費」と、同号へからソまで中「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費」とあるのは「旧指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費」と読み替えるものとする。

百二の二～百五　（略）

百五の二～百五の四　（略）

百六～百六の三　（略）

（新設）

百六の四～百十三　（略）

百十四　介護予防通所リハビリテーション費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四号の規定を準用する。この場合において、同号イ⑽中「訪問介護費における特定事業所加算(I)又は(III)のいずれか」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション費におけるサービス提供体制強化加算(I)又は(III)のいずれか」と、同号ホ(1)中「指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費」とあるのは「旧指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防通所リハビリテーション費」と、同号へからソまで中「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費」とあるのは「旧指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費」と読み替えるものとする。

百十四の二～百十六　（略）

百十七　介護予防短期入所生活介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第三十九号の規定を準用する。この場合において、同号イ⑽㈡中「指定居宅サービス等基準第百二十一条第二項」とあるのは「指定介護予防サービス等基準第百二十九条第二項」と、「同条第六項」とあるのは「指定介護予防サービス等基準第百三十二条第四項」と読み替えるものとする。

百十七の二～百十八　（略）

百十九　介護予防短期入所療養介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第三十九号の規定を準用する。この場合において、同号イ⑽㈡中「当該指定短期入所生活介護事業所が、指定居宅サービス等基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては当該特別養護老人ホームが、併設事業所（同条第四項に規定する併設事業所をいう。）である場合にあっては併設本体施設（同条第六項に規定する併設本体施設（病院及び診療所を除く。）をいう。）が」とあるのは、「介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては当該介護老人保健施設が、介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては当該介護医療院が」と読み替えるものとする。

百十九の二～百二十　（略）

百二十一　介護予防特定施設入居者生活介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四十四号の規定を準用する。

百二十一の二～百二十二　（略）

百二十三　介護予防認知症対応型通所介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四十八号の規定を準用する。

百十七　介護予防短期入所生活介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第三十九号の規定を準用する。この場合において、同号イ⑽㈡中「指定居宅サービス等基準第百二十一条第二項」とあるのは「指定介護予防サービス等基準第百二十九条第二項」と、「同条第六項」とあるのは「指定介護予防サービス等基準第百三十二条第四項」と、同号ホ⑴中「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防短期入所生活介護費」と、同号へからソまで中「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費」とあるのは「旧指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費」と読み替えるものとする。

百十七の二～百十八　（略）

百十九　介護予防短期入所療養介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第三十九号の規定を準用する。この場合において、同号イ⑽㈡中「当該指定短期入所生活介護事業所が、指定居宅サービス等基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては当該特別養護老人ホームが、併設事業所（同条第四項に規定する併設事業所をいう。）である場合にあっては併設本体施設（同条第六項に規定する併設本体施設（病院及び診療所を除く。）をいう。）が」とあるのは「介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては当該介護老人保健施設が、介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては当該介護医療院が」と、同号ホ⑴中「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費」とあるのは「旧指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費」と読み替えるものとする。

百十七の二～百十八　（略）

百十九　介護予防短期入所療養介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第三十九号の規定を準用する。この場合において、同号イ⑽㈡中「当該指定短期入所生活介護事業所が、指定居宅サービス等基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては当該特別養護老人ホームが、併設事業所（同条第四項に規定する併設事業所をいう。）である場合にあっては併設本体施設（同条第六項に規定する併設本体施設（病院及び診療所を除く。）をいう。）が」とあるのは「介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては当該介護老人保健施設が、介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては当該介護医療院が」と、同号ホ⑴中「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費」とあるのは「旧指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費」と読み替えるものとする。

百十九の二～百二十　（略）

百二十一　介護予防特定施設入居者生活介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四号の規定を準用する。この場合において、同号イ⑽中「訪問介護費における特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)のいずれか」とあるのは「介護予防特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)のいずれか」と、同号ホ⑴中「指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費」とあるのは「指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防特定施設入居者生活介護費」と、同号へからソまで中「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費」とあるのは「旧指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費」と読み替えるものとする。

百二十一の二～百二十二　（略）

百二十三　介護予防認知症対応型通所介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四十八号の規定を準用する。この場合において、同号ホ⑴中「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費」とあるのは「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防認知症対応型通所介護費」と、同号へからソまで中「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費」とあるのは「旧指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費」と読み替えるものとする。

百二十三の二～百二十六　（略）

百二十七　介護予防小規模多機能型居宅介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第五十八号の規定を準用する。

百二十七の二～百二十八　（略）

百二十九　介護予防認知症対応型共同生活介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四十四号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)から(4)まで中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、同号イ(10)中「特定施設入居者生活介護費における入居継続支援加算(I)若しくは(II)又はサービス提供体制強化加算(I)若しくは(II)のいずれか」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(I)又は(II)のいずれか」と読み替えるものとする。

百二十九の二～百二十九の五　（略）

百二十九の五の二　介護予防支援費における介護職員等処遇改善加算の基準

第十号の二の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)から(4)まで中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

百二十九の六～百二十九の九　（略）

百三十　訪問型サービス費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)中「都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。第三十五号を除き、以下同じ。）」とあるのは「市町村長」と、同号イ(3)及び(4)中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、同号イ(10)中「訪問介護費」とあるのは「当該指定相当訪問型サービス事業所に併設する指定訪問介護事業所において訪問介護費」と読み替えるものとする。

百二十三の二～百二十六　（略）

百二十七　介護予防小規模多機能型居宅介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四十八号の規定を準用する。この場合において、同号ホ(1)中「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費」とあるのは「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防小規模多機能型居宅介護費」と、同号へからソまで中「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費」とあるのは「旧指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介護費」と読み替えるものとする。

百二十七の二～百二十八　（略）

百二十九　介護予防認知症対応型共同生活介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四十八号の規定を準用する。この場合において、同号ホ(1)中「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費」とあるのは「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防認知症対応型共同生活介護費」と、同号へからソまで中「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費」とあるのは「旧指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型共同生活介護費」と読み替えるものとする。

百二十九の二～百二十九の五　（略）

（新設）

百二十九の六～百二十九の九　（略）

百三十　訪問型サービス費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)中「都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。第三十五号を除き、以下同じ。）」とあるのは「市町村長」と、同号イ(3)及び(4)中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、同号イ(10)中「訪問介護費」とあるのは「当該指定相当訪問型サービス事業所に併設する指定訪問介護事業所において訪問介護費」と、同号ホ(1)中「指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費」とあるのは「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和三年厚生労働省告示第七十二号）別表単位数表（以下「旧単位数表」という。）の訪問型サービス費」と、同号へからソまで中「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費」とあるのは「旧単位数表の訪問型サービス費」と読み替えるものとする。

百三十一～百三十五　（略）

百三十六　通所型サービス費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四十八号の規定を準用する。

百三十七　介護予防ケアマネジメント費における介護職員等処遇改善加算の基準

第十号の二の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)から(4)まで中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

百三十一～百三十五　（略）

百三十六　通所型サービス費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四十八号の規定を準用する。この場合において、同号ホ(1)中「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費」とあるのは「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表（以下「旧単位数表」という。）の通所型サービス費」と、同号ヘからソまで中「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費」とあるのは「旧単位数表の通所型サービス費」と読み替えるものとする。

（新設）

（介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第十七条　介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和三年厚生労働省告示第七十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 単位数表 1　訪問型サービス費 イ～ホ　（略） ヘ　介護職員等処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　イからホまでにより算定した単位数の1000分の270に相当する単位数 ⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　イからホまでにより算定した単位数の1000分の287に相当する単位数 ⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イからホまでにより算定した単位数の1000分の249に相当する単位数 ⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　イからホまでにより算定した単位数の1000分の266に相当する単位数 ⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の207に相当する単位数 ⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位数	**別表** 単位数表 1　訪問型サービス費 イ～ホ　（略） ヘ　介護職員等処遇改善加算 注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数 （新設） ⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数 （新設） ⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数 ⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数

（削る）

2　通所型サービス費
イ～ヲ　（略）
ワ　介護職員等処遇改善加算
注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所（利用定員が19人以上である場合に限る。）が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

2　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数
⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数
⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数
⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数
⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数
⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
⑺　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
⑻　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数
⑼　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数
⑽　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数
⑾　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数
⑿　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数
⒀　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
⒁　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

2　通所型サービス費
イ～ヲ　（略）
ワ　介護職員等処遇改善加算
注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数
⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数
⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数
⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

２　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所（利用定員が19人未満である場合に限る。）が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数
⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の127に相当する単位数
⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数
⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数
⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の105に相当する単位数
⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

（新設）

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
（新設）

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数
⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
⑺　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数
⑻　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数
⑼　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数
⑽　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数
⑾　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数
⑿　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

(13)　介護職員等処遇改善加算(Ⅶ13) 相当する単位数	イからヲまでにより算定した単位数の1000分の44に
(14)　介護職員等処遇改善加算(Ⅶ14) 相当する単位数	イからヲまでにより算定した単位数の1000分の33に
3　介護予防ケアマネジメント費 イ～ハ　（略） （新設）	

3　介護予防ケアマネジメント費 イ～ハ　（略） ニ 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護予防ケアマネジメント事業所が、利用者に対し、介護予防ケアマネジメントを行った場合は、イからハまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。	

附　則

この告示は、令和八年六月一日から施行する。ただし、第九条から第十二条まで、第十四条及び第十五条の規定は、令和八年八月一日から施行する。

○厚生労働省告示第八十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項第二号及び第六十一条の三第二項第二号の規定に基づき、介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（厚生労働省告示第四百十四号）の一部を次の表のように改正し、令和八年八月一日から適用する。

令和八年三月十三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後		
介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（以下「居住費等の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）の区分及び中欄に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。		
要介護被保険者又は居宅要支援被保険者の区分	居室等の区分	額
一　イ　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の五第一号イに掲げる者 ロ　施行規則第八十三条の五第一号ニに掲げる者であって、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が百二十万円を超えるもの ハ　施行規則第九十七条の三第一号イに掲げる者 ニ　施行規則第九十七条の三第一号ニに掲げる者であって、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が百二十万円を超えるもの	ユニット型個室	一日につき千四百七十円
	ユニット型個室的多床室	一日につき千四百七十円
	従来型個室（特養等）	一日につき九百八十円
	従来型個室（老健・医療院等）	一日につき千四百七十円
	多床室Ⅰ（特養等）	一日につき五百三十円
	多床室Ⅱ（老健・医療院）	一日につき五百三十円
	多床室Ⅲ（老健・医療院等）	一日につき四百三十円
ホ・ヘ　（略）		

改正前		
介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（以下「居住費等の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）の区分及び中欄に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。		
要介護被保険者又は居宅要支援被保険者の区分	居室等の区分	額
一　イ　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の五第一号イ又はロに掲げる者 ロ　施行規則第八十三条の五第一号ニに掲げる者であって、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十万九千円を超えるもの ハ　施行規則第九十七条の三第一号イ又はロに掲げる者 ニ　施行規則第九十七条の三第一号ニに掲げる者であって、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十万九千円を超えるもの	ユニット型個室	一日につき千三百七十円
	ユニット型個室的多床室	一日につき千三百七十円
	従来型個室（特養等）	一日につき八百八十円
	従来型個室（老健・医療院等）	一日につき千三百七十円
	多床室Ⅰ（特養等）	一日につき四百三十円
	多床室Ⅱ（老健・医療院）	一日につき四百三十円
	多床室Ⅲ（老健・医療院等）	一日につき四百三十円
ホ・ヘ　（略）		

二			
イ　施行規則第八十三条の五第一号ロに掲げる者	ユニット型個室	一日につき千三百七十円	
ロ　施行規則第八十三条の五第一号ニに掲げる者であって、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十万九千円を超え百二十万円以下であるもの	ユニット型個室的多床室	一日につき千三百七十円	
ハ　施行規則第九十七条の三第一号ロに掲げる者	従来型個室（特養等）	一日につき八百八十円	
ニ　施行規則第九十七条の三第一号ニに掲げる者であって、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十万九千円を超え百二十万円以下であるもの	従来型個室（老健・医療院等）	一日につき千三百七十円	
	多床室Ⅰ（特養等）	一日につき四百三十円	
ホ　施行規則第八十三条の五第二号又は第九十七条の三第二号に掲げる者であって、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であったとすれば保護を必要としない状態となるもの（前の項ホに掲げる者を除く。）	多床室Ⅱ（老健・医療院）	一日につき四百三十円	（略）
	多床室Ⅲ（老健・医療院等）	一日につき四百三十円	
三			
イ～ニ　（略）	（略）	（略）	（略）
ホ　施行規則第八十三条の五第二号又は第九十七条の三第二号に掲げる者であって、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であったとすれば保護を必要としない状態となるもの（一の項ホ及び前の項ホに掲げる者を除く。）			
四			
イ　（略）	（略）	（略）	（略）
ロ　施行規則第八十三条の五第二号又は第九十七条の三第二号に掲げる者であって、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であったとすれば保護を必要としない状態となるもの（一の項ホ、二の項ホ及び前の項ホに掲げる者を除く。）			
ハ　（略）			

備考　一～七　（略）

（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
二			
イ～ニ　（略）	（略）	（略）	（略）
ホ　施行規則第八十三条の五第二号又は第九十七条の三第二号に掲げる者であって、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であったとすれば保護を必要としない状態となるもの（前の項ホに掲げる者を除く。）			
三			
イ　（略）	（略）	（略）	（略）
ロ　施行規則第八十三条の五第二号又は第九十七条の三第二号に掲げる者であって、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であったとすれば保護を必要としない状態となるもの（一の項ホ及び前の項ホに掲げる者を除く。）			
ハ　（略）			

備考　一～七　（略）

その他告示

○文部科学省国土交通省告示第一号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第二項の規定に基づき、次に掲げる市町村を令和七年に発生した激甚災害に係る同条第一項の市町村として告示する。

令和八年三月十三日

文部科学大臣　松本　洋平
国土交通大臣　金子　恭之

都道府県名	市町村名
北海道	爾志郡乙部町
	枝幸郡中頓別町
	白老郡白老町
	中川郡豊頃町
	十勝郡浦幌町
青森県	三戸郡新郷村
秋田県	北秋田市
山形県	西村山郡西川町
	朝日町
東京都	八丈町
新潟県	佐渡市
石川県	輪島市
	珠洲市
長野県	下伊那郡泰阜村
愛媛県	伊予市
高知県	安芸郡馬路村
	吾川郡仁淀川町
福岡県	高岡郡四万十町
佐賀県	杵島郡嬉野市
熊本県	上天草市
	宇城市
	天草市
	美里町
	下益城郡
	玉東町
	玉名郡
	小国町
	阿蘇郡
	御船町
	甲佐町
	上益城郡
	山都町
	氷川町
	八代市
	諸塚村
	椎葉村
宮崎県	東臼杵郡
	霧島市
鹿児島県	姶良市

○農林水産省告示第三百七十三号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）第三条第四項の規定に基づき、令和七年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る同条第三項の地域を次のとおり指定する。

令和八年三月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

都道府県名	市町村名
北海道	爾志郡乙部町
	留萌郡小平町
	白老郡白老町
青森県	五所川原市
	十和田市
	西津軽郡鰺ヶ沢町
	三戸郡三戸町
岩手県	盛岡市
	九戸郡軽米町
	九戸村
秋田県	鹿角市
	北秋田市
	仙北市
山形県	八峰町
	山本郡
福島県	郡山市
群馬県	沼田市
東京都	八丈町
新潟県	新潟市
	上越市
	佐渡市
	南魚沼市
富山県	中魚沼郡津南町
	高岡市
	魚津市
	氷見市
	小矢部市
石川県	中新川郡上市町
	立山町
	羽咋市
	かほく市
福井県	河北郡津幡町
	羽咋郡志賀町
山梨県	大飯郡高浜町
長野県	南巨摩郡富士川町
	伊那市
	南佐久郡川上村
	北佐久郡軽井沢町
	下伊那郡阿南町
	下條村
	豊丘村
	下高井郡野沢温泉村
	上水内郡小川村
	下水内郡栄村
岐阜県	高山市
	瑞浪市
	恵那市
	飛騨市
	下呂市
静岡県	加茂郡白川町
	東白川村
	掛川市
	藤枝市
	伊豆市
愛知県	岡崎市
三重県	熊野市
	いなべ市
	伊賀市
京都府	福知山市
	宮津市
大阪府	豊能郡能勢町
兵庫県	洲本市
	三木市
	朝来市
奈良県	川辺郡猪名川町
和歌山県	大和郡山市
鳥取県	日高郡由良町
	倉吉市
島根県	仁多郡奥出雲町
	松江市
	浜田市

岡山県	勝田	岡山市　津山市　真庭市　美作市
	勝央町	
広島県	三原市	府中市　三次市　庄原市　安芸高田市
世羅町	神石	神石高原町
山口県	阿武	宇部市　萩市
	阿武町	
徳島県	那賀	阿武町
香川県		那賀町
高知県		丸亀市
		安芸市　四万十市　香美市
	高岡	四万十町
	幡多	黒潮町
福岡県		北九州市　直方市　田川市　八女市　宗像市　福津市　宮若市　嘉麻市
	糟屋	篠栗町
	遠賀	岡垣町
	嘉穂	桂川町
	田川	添田町
		多久市　赤村　武雄市　鹿島市
佐賀県	西松浦	有田町
	杵島	江北町
	藤津	太良町
長崎県		長崎市　佐世保市　大村市　松浦市　対馬市　西海市　雲仙市
	東彼杵	東彼杵町　波佐見町
熊本県		熊本市　玉名市　山鹿市　宇土市　上天草市　宇城市　阿蘇市　天草市　合志市
	玉名	玉東町
	菊池	大津町
	阿蘇	南小国町　小国町　産山村　南阿蘇村
	上益城	御船町　甲佐町　山都町
	八代	氷川町
	天草	苓北町
大分県		日田市　竹田市　宇佐市
	玖珠	九重町
		都城市　延岡市　串間市　西都市
宮崎県	東諸県	綾町
	児湯	新富町　川南町　都農町
	東臼杵	諸塚村　椎葉村　美郷町
	西臼杵	日之影町
鹿児島県		鹿児島市　出水市　日置市　いちき串木野市　南さつま市　伊佐市　姶良市
	薩摩	さつま町
	姶良	湧水町
	曽於	大崎町
	肝属	東串良町　錦江町　南大隅町
	熊毛	中種子町　南種子町　屋久島町
		石垣市
	島尻	北大東村
沖縄県		

備考　この告示に掲げる地域は、令和七年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

○農林水産省告示第三百七十四号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十二号）第五条の三第二項の規定に基づき、令和七年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る同条第一項の市町村を次のように告示する。

令和八年三月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

都道府県名	郡名	市町村名
秋田県		大館市
	北秋田	上小阿仁村
	山本	三種町
	南秋田	五城目町
		鶴岡市
山形県		
福島県	耶麻	西会津町
群馬県		渋川市
	利根	みなかみ町
		富津市
千葉県		柏崎市　十日町市　村上市　糸魚川市
新潟県		
	東蒲原	阿賀町
	岩船	関川村
富山県		富山市　滑川市　黒部市　砺波市　南砺市　射水市
石川県		金沢市　七尾市　小松市　珠洲市
	羽咋	宝達志水町
	鳳珠	穴水町　能登町
福井県		あわら市
長野県		長野市　飯田市
	南佐久	南牧村
	下伊那	泰阜村
	北安曇	池田町
	上水内	飯綱町
岐阜県		中津川市　郡上市
	揖斐	揖斐川町
静岡県		沼津市
愛知県		新城市
三重県	多気	大台町
大阪府		茨木市
兵庫県		養父市　宍粟市
奈良県		宇陀市
和歌山県		橋本市　有田市　田辺市
	海草	紀美野町
	有田	広川町　有田川町
	日高	日高川町
		鳥取市
鳥取県		
	岩美	岩美町
	東伯	琴浦町
	日野	日南町

島根県　出雲市　益田市　大田市　雲南市
飯石　飯南町
邑智　邑南町
岡山県　高梁市　新見市
苫田　鏡野町
加賀　吉備中央町
広島県　東広島市
山県　北広島町
山口県　下関市　岩国市　柳井市　美祢市　周南市
香川県　小豆　土庄町
綾歌　綾川町
愛媛県　大洲市　西予市
喜多　内子町
高知県　吾川　いの町
福岡県　飯塚市　柳川市　行橋市　うきは市　朝倉市　糸島市
京都　みやこ町
佐賀県　佐賀市　唐津市　鳥栖市　伊万里市　小城市　神埼市
長崎県　島原市　諫早市　平戸市　壱岐市　南島原市
北松浦　佐々町
熊本県　八代市　菊池市
下益城　美里町
玉名　南関町　長洲町　和水町
阿蘇　西原村
上益城　益城町
球磨　多良木町
大分県　佐伯市　豊後大野市　由布市
玖珠　玖珠町
宮崎県　宮崎市　日南市　日向市　えびの市
東諸県　国富町
西臼杵　高千穂町　五ヶ瀬町
鹿児島県　鹿屋市　枕崎市　阿久根市　西之表市　薩摩川内市　曽於市　霧島市　志布志市　南九州市

備考　この告示に掲げる地域は、令和七年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

○農林水産省告示第三百七十五号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第十四条第二項の規定に基づき、令和七年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る同条第一項の区域を次のように告示する。

令和八年三月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

都道府県名	郡名	市町村名
北海道	爾志	乙部町
	留萌	小平町
	白老	白老町

青森県　五所川原市　十和田市
西津軽　鰺ヶ沢町
三戸　三戸町
盛岡市
九戸　九戸村
大館市　鹿角市　北秋田市　仙北市
北秋田　上小阿仁村
山本　三種町　八峰町
南秋田　五城目町
耶麻　西会津町
河沼　柳津町
沼田市　渋川市
利根　みなかみ町
富津市
八丈町
村上市　糸魚川市　上越市　佐渡市　南魚沼市
中魚沼　津南町
岩船　関川村
富山市　高岡市　魚津市　氷見市　滑川市　黒部市　砺波市　小矢部市　南砺市
中新川　上市町　立山町
金沢市　羽咋市　かほく市
河北　津幡町
羽咋　志賀町　宝達志水町
鳳珠　穴水町　能登町
大飯　高浜町
飯田市
南佐久　川上村
下伊那　阿南町　下條村　泰阜村　豊丘村
下高井　野沢温泉村
下水内　栄村
瑞浪市　恵那市　下呂市
加茂　白川町　東白川村
掛川市　藤枝市　伊豆市
岡崎市　新城市
熊野市　伊賀市
福知山市　宮津市
茨木市
豊能　能勢町
洲本市　三木市　朝来市　宍粟市
海草　紀美野町
橋本市
東伯　琴浦町　鳥取市　倉吉市
日野　日南町

島根県
仁多　奥出雲町
飯石　飯南町
邑智　邑南町
岡山県
勝田　勝央町
加賀　吉備中央町
世羅　世羅町
神石　神石高原町
広島県
山口県
小豆　土庄町
綾歌　綾川町
香川県
愛媛県
喜多　内子町
高知県
高岡　四万十町
幡多　黒潮町
福岡県
糟屋　篠栗町
遠賀　岡垣町
嘉穂　桂川町
田川　添田町
京都　みやこ町
佐賀県
西松浦　有田町
杵島　江北町
藤津　太良町
長崎県
東彼杵　東彼杵町
北松浦　佐々町
熊本県
下益城　美里町
玉名　玉東町
菊池　大津町
阿蘇　南小国町
上益城　御船町
八代　氷川町
球磨　多良木町
玖珠　九重町
大分県

松江市　浜田市　出雲市　大田市　雲南市
奥出雲町　飯南町　邑南町　津山市　高梁市　新見市　真庭市　美作市
勝央町　吉備中央町　三原市　府中市　三次市　庄原市　東広島市　安芸高田市
世羅町　神石高原町　下関市　宇部市　萩市　岩国市　柳井市　美祢市　周南市
阿武町　丸亀市　土庄町　綾川町　大洲市　西予市
内子町　四万十市　香美市
黒潮町　北九州市　直方市　飯塚市　田川市　柳川市　八女市　行橋市　宗像市　福津市　うきは市　宮若市　嘉麻市　朝倉市　糸島市
岡垣町　桂川町　赤村　唐津市　多久市　伊万里市　武雄市　鹿島市　小城市　神埼市
みやこ町　佐賀市　長崎市　佐世保市　島原市　諫早市　大村市　平戸市　松浦市　壱岐市　西海市　雲仙市　南島原市
東彼杵町　波佐見町　熊本市　八代市　玉名市　山鹿市　菊池市　宇土市　上天草市　宇城市　阿蘇市　天草市　合志市
佐々町　玉東町　南関町　長洲町　和水町　大津町　菊陽町　南小国町　小国町　産山村　西原村　南阿蘇村　御船町　益城町　甲佐町　山都町
氷川町　多良木町　日田市　佐伯市　竹田市　宇佐市　豊後大野市　由布市
九重町　玖珠町

宮崎県
児湯　新富町　川南町　都農町
東臼杵　諸塚村　椎葉村　美郷町
西臼杵　日之影町　五ヶ瀬町
鹿児島県
薩摩　さつま町
姶良　湧水町
肝属　錦江町　南大隅町
宮崎市　都城市　延岡市　日南市　日向市　串間市　えびの市
鹿児島市　枕崎市　出水市　西之表市　薩摩川内市　日置市　曽於市　霧島市　いちき串木野市　南さつま市　志布志市　南九州市　伊佐市　姶良市

備考
この告示に掲げる地域は、令和七年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

○農林水産省告示第三百七十六号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）第三条第四項の規定に基づき、令和七年に発生した林道についての災害に係る同条第三項の地域を次のとおり指定する。

令和八年三月十三日

都道府県名　郡名　市町村名　農林水産大臣　鈴木　憲和

北海道
爾志　乙部町
天塩　天塩町
勇払　厚真町
中川　豊頃町
牡鹿　女川町
本吉　南三陸町
秋田県　仙北市
山形県　米沢市
新潟県　柏崎市
富山県　高岡市　魚津市　南砺市
石川県　羽咋　宝達志水町
長野県　木曽　南木曽町　中津川市
岐阜県
揖斐　揖斐川町
静岡県　静岡市　掛川市　藤枝市
三重県　度会　度会町　南丹市
京都府
和歌山県　東牟婁　串本町　田辺市
岡山県　真庭　新庄村
苫田　鏡野町　三次市　庄原市　下関市　周南市
広島県
山口県
愛媛県　上浮穴　久万高原町　伊予市
高知県　土佐　大川村　吾川　いの町
高岡　越知町
釧路市
釧路市　根室市　標津町　羅臼町

福岡県　北九州市　宗像市
長崎県　田川郡　添田町
熊本県　対馬市
八代市　上天草市　阿蘇市
玉名郡　和水町
上益城郡　山都町
球磨郡　球磨村
天草郡　苓北町
宮崎県　延岡市　日向市　西都市
東臼杵郡　門川町　諸塚村　美郷町
鹿児島県　薩摩川内市　日置市　伊佐市　姶良市
薩摩郡　さつま町

備考
この告示に掲げる地域は、令和七年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

○農林水産省告示第三百七十七号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十二号）第五条の三第二項の規定に基づき、令和七年に発生した林道についての災害に係る同条第一項の市町村を次のように告示する。

令和八年三月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

都道府県名	郡名	市町村名
北海道	様似郡	様似町
	白糠郡	白糠町
秋田県	大館市	大館市
	北秋田市	北秋田市
	北秋田郡	上小阿仁村
	山本郡	三種町
	南秋田郡	五城目町
		井川町
山形県	鶴岡市	鶴岡市
新潟県	村上市	村上市
	佐渡市	佐渡市
富山県	氷見市	氷見市
	中新川郡	立山町
石川県	輪島市	輪島市
	珠洲市	珠洲市
	白山市	白山市
	鳳珠郡	穴水町
		能登町
山梨県	南巨摩郡	身延町
岐阜県	加茂郡	白川町
	下呂市	下呂市
静岡県	浜松市	浜松市
	島田市	島田市
三重県	榛原郡	川根本町
	熊野市	熊野市
島根県	松江市	松江市
岡山県	新見市	新見市
徳島県	美馬市	美馬市
	三好市	三好市
愛媛県	那賀郡	那賀町
	海部郡	海陽町
	西予市	西予市

高知県　香美市
福岡県　高岡郡　津野町
佐賀県　福津市　朝倉市
唐津市　多久市
熊本県　三養基郡　上峰町
下益城郡　美里町
上益城郡　御船町
球磨郡　甲佐町
五木村
大分県　日田市
宮崎県　西臼杵郡　五ヶ瀬町
鹿児島県　鹿屋市　霧島市　いちき串木野市
熊毛郡　屋久島町
沖縄県　国頭郡　大宜見村

備考
この告示に掲げる市町村は、令和七年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

○農林水産省告示第三百七十八号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第十四条第二項の規定に基づき、令和七年に発生した林道についての災害に係る同条第一項の区域を次のように告示する。

令和八年三月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

都道府県名	郡名	市町村名
北海道	釧路市	釧路市
	爾志郡	乙部町
	天塩郡	天塩町
	勇払郡	厚真町
	中川郡	豊頃町
	白糠郡	白糠町
秋田県	北秋田市	北秋田市
	山本郡	三種町
	南秋田郡	五城目町
		井川町
山形県	鶴岡市	鶴岡市
新潟県	村上市	村上市
	佐渡市	佐渡市
富山県	高岡市	高岡市
	氷見市	氷見市
	南砺市	南砺市
	中新川郡	立山町
石川県	輪島市	輪島市
	珠洲市	珠洲市
	羽咋郡	宝達志水町
	鳳珠郡	穴水町
		能登町
山梨県	南巨摩郡	身延町
長野県	木曽郡	南木曽町
岐阜県	下呂市	下呂市
	加茂郡	八百津町
		白川町
静岡県	掛川市	掛川市
三重県	度会郡	熊野市
		度会町

京都府　南丹市
和歌山県　東牟婁　串本町
島根県　松江市
岡山県　高梁市
広島県　三次市　庄原市
山口県　下関市　周南市
徳島県　美馬市
愛媛県　那賀　那賀町
　　海部　海陽町
　　西予市
高知県　上浮穴　久万高原町
　　土佐　大川村
福岡県　高岡　越知町
　　北九州市　宗像市　福津市
佐賀県　田川　添田町
長崎県　藤津　太良町
　　対馬市
熊本県　八代市　上天草市　阿蘇市
　　下益城　美里町
　　玉名　和水町

○海上保安庁告示第九号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第四条第三項を実施するため、海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月十三日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

海上保安庁の航空機の番号及び標識（昭和二十八年海上保安庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表（第一条関係）

種別	番号	型式	国籍記号及び登録番号
（略）	（略）	（略）	（略）
中型回転翼航空機（最大着陸重量2,500kgを超え15,000kg以下のもの）	（略）	（略）	（略）
	MH908	同	JA908A
	MH924	同	JA924B
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

別表（第一条関係）

種別	番号	型式	国籍記号及び登録番号
（略）	（略）	（略）	（略）
中型回転翼航空機（最大着陸重量2,500kgを超え15,000kg以下のもの）	（略）	（略）	（略）
	MH908	同	JA908A
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この告示は、令和八年三月十三日から施行する。

上益城　御船町　甲佐町　山都町
球磨　五木村
天草　苓北町
大分県　日田市
宮崎県　延岡市　日向市　西都市
　　東臼杵　門川町　諸塚村　美郷町
鹿児島県　薩摩川内市　日置市　霧島市　いちき串木野市　伊佐市　姶良市
　　薩摩　さつま町

備考

この告示に掲げる区域は、令和七年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

○農林水産省告示第三百七十九号

激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第十九条第二項の規定に基づき、令和七年に発生した農林水産業共同利用施設についての災害に係る同条第一項第一号の区域を次のように告示する。

令和八年三月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

都道府県名	郡名	市町村名
鹿児島県	霧島市	

備考

この告示に掲げる地域は、令和七年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

官　報　告

官　庁　事　項

官報サービスセンターの変更の公表について

令和８年３月13日　　内閣総理大臣　高市　早苗

官報の発行に関する内閣府令（令和６年内閣府令第80号）第28条第６項の規定に基づき、書面等による官報掲載事項の提供及び書面官報の頒布の委託事項について、変更があったことから、令和７年１月７日付け官報号外第２号に掲載した官報サービスセンターの公表についての一部を次のように変更し、令和８年４月１日から適用することとしたので、公表する。

官報サービスセンターの公表について（令和６年12月16日（令和８年３月１日変更））の一部を次のように変更する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改正する。

改正後	改正前
官報サービスセンターの公表について 令和６年12月16日（令和８年４月１日変更）　内閣総理大臣　石破　茂	官報サービスセンターの公表について 令和６年12月16日（令和８年３月１日変更）　内閣総理大臣　石破　茂
官報の発行に関する法律（令和５年法律第85号）第14条第１項の規定に基づき、書面等による官報掲載事項の提供及び書面官報の頒布については、令和７年４月１日以降、以下の者に委託することとしたので、同条第２項並びに官報の発行に関する内閣府令（令和６年内閣府令第80号）第26条第３項及び第39条の規定に基づき、公表する。なお、当該委託を受けた者は、官報サービスセンターと称する。	［同左］

改正後

名称又は氏名	担当区域	事務所の所在地	事業時間	休業日	電話番号
［略］					
有限会社郁文堂書店	岐阜県	岐阜市泉町５	９：00～18：00	土・日・祝日及び12／29～１／３	058―262―9897
［略］					
有限会社愛知県第一官報販売所	愛知県	名古屋市中区丸の内３―22―７　丸の内ＯＳビル１階	９：00～17：00	土・日・祝日及び12／29～１／３	052―961―9011
［略］					
有限会社大分県官報販売所	大分県	大分市中春日町５―22	９：00～17：00	土・日・祝日及び12／29～１／３	097―532―4308
［略］					

（備考）　［略］

改正前

名称又は氏名	担当区域	事務所の所在地	事業時間	休業日	電話番号
［同左］					
有限会社郁文堂書店	岐阜県	岐阜市泉町５	平日　９：00～18：00 土　９：00～17：00	日・祝日及び12／29～１／３	058―262―9897
［同左］					
有限会社愛知県第一官報販売所	愛知県	名古屋市中区丸の内３―22―７　丸の内ＯＳビル１階	９：30～17：30	土・日・祝日及び12／29～１／３	052―961―9011
［同左］					
有限会社大分県官報販売所	大分県	大分市中春日町５―22	８：30～17：00	土・日・祝日及び12／29～１／３	097―532―4308
［同左］					

（備考）　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

国家試験

令和７年度技術士第二次試験合格者

技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第13条の規定により、令和７年度技術士第二次試験の合格者を次のとおり公告する。

令和８年３月13日　文部科学大臣　松本　洋平

受験番号	氏名	受験番号	氏名	受験番号	氏名
機械部門					
機械設計					
0101B0003	茂山　正明	0101B0005	大原　清孝	0101B0007	中村　友彦
0101B0008	柴田新之介	0101B0009	天川　恵佑	0101B0011	齋藤　哲
0101B0015	遊佐　丈二	0101B0016	堀﨑　孝	0101B0017	村松誠二郎
0101B0019	安部　貴	0101B0020	加納　勇	0101B0021	山本　栄道
0101B0022	大平　浩之	0101B0032	菅原　福郎	0101B0034	松本　康平
0101B0041	小野寺康之	0101B0045	野村　夏樹	0101B0046	内山　勝
0101B0049	小平　洸嗣	0101B0052	川真田高大	0101B0055	鈴木　純
0101B0059	鈴木　健介	0101B0068	赤塚　直	0101B0069	久保　裕之
0101B0070	海住健太郎	0101B0078	福井　悟	0101B0081	朝田　大貴
0101B0090	甘利　友也	0101B0093	後藤　寛	0101B0096	川榮　健太
0101B0104	堀江　亮介	0101B0110	井上　知之	0101B0114	深澤　奏
0101B0121	深井健太郎	0101B0129	黒木　康洋	0101B0133	中野　潤一
0101B0136	菅野　仁史	0101C0002	松本　大世	0101C0004	宮原遼太郎
0101C0010	藤本　有三	0101C0017	岡　浩	0101C0021	長岡　書悟
0101C0028	石本　陽一	0101C0029	熊本　真大	0101C0036	鈴木　和馬
0101C0040	大菅　一毅	0101C0044	佐々木悠人	0101C0050	森野　久康
0101C0051	翁　昂平	0101C0059	田口　哲也	0101C0073	水田　康秀
0101C0078	熊谷　健吾	0101C0083	田原　稔弘	0101C0088	志子田繁一
0101C0092	石川　修平	0101C0099	平山　敏弘	0101D0011	朝永　靖史
0101D0016	川崎　洋平	0101D0024	西川　修作	0101D0025	吉田　和貴
0101E0005	井上　順之	0101E0008	鈴木　秀之	0101F0003	枝村　真司
0101K0010	村田　将範	0101M0021	池上　崇	0101M0040	石川　智朗
0101M0043	大谷　流葵				
材料強度・信頼性					
0102A0001	宮部　芳春	0102B0008	古川　祐治	0102B0009	吉本　大介
0102B0023	市村　拓也	0102B0042	永田　恵輔	0102B0059	戸村　好貴
0102C0002	宇津木　覚	0102C0004	横関　正志	0102C0008	福田　高弘
0102C0015	杉野　正明	0102C0021	津村　洋祐	0102C0024	今井　貴大
0102C0027	川島　勝之	0102C0031	村井　克成	0102D0002	片渕　紘希
0102E0006	水野　智広	0102E0013	森田　謙一	0102K0002	高木　英輔
0102K0004	北岡　恒行	0102K0005	山岡　正和	0102L0002	吉松　秀隼
0102L0003	青木　辰郎	0102L0004	濱田　誠也	0102M0001	犬丸　清美
0102M0008	西山　英俊				
機構ダイナミクス・制御					
0103B0012	風戸　昭人	0103B0014	棚垣　貴光	0103B0016	三好　尚
0103B0018	森田　康洋	0103B0020	保田　一馬	0103B0025	原田　素規
0103B0029	加藤　幸夫	0103B0033	岡野　翔太	0103B0036	濱口　裕
0103B0037	熊谷　尚孝	0103C0002	鈴木　進介	0103C0006	高橋　知靖
0103D0005	山元　雄太	0103K0001	古谷　了	0103M0001	吉田　昌弘
0103M0012	千葉　剛	0103M0022	野口　敦信		
熱・動力エネルギー機器					
0104B0008	高木　紀和	0104B0019	小林　穂高	0104B0022	岡本　卓也
0104B0023	稲月　仁哉	0104C0003	奥村　拓也	0104C0035	甲田　和之
0104D0010	新家谷英之	0104E0003	本田　秀昭	0104E0007	中川　雅弘
0104M0001	稲田　聖也				
流体機器					
0105B0006	山下　浩和	0105B0010	尾山　雄亮	0105B5001	橋本こずえ
0105C0005	馬場　利秋	0105C0023	堀川　裕之	0105D0002	赤木　将平
0105D0003	細野　和樹	0105E0002	石川　勝利	0105F0002	宍戸　正明
0105M0007	金子　大地				
加工・生産システム・産業機械					
0106B0012	大塚　泰史	0106B0015	稲田　明彦	0106B0016	入谷　浩司
0106B0018	田中　悠輔	0106B0019	関　歓揮	0106B0032	阿部　太郎
0106B0037	青木健太郎	0106C0002	藤田　裕也	0106C0003	渋谷　俊夫
0106C0021	田中　高宏	0106D0001	綿貫　裕二	0106E0011	高村　啓吾
0106J0001	山田　尚徳	0106M0002	市川健太郎		
船舶・海洋部門					
船舶・海洋					
0201B0003	吉田　正則	0201D0002	田村　浩	0201M0001	萱嶋　孝一
航空・宇宙部門					
航空宇宙システム					
0301B0001	船坂　直哉	0301B0012	辻元　允人	0301B0021	山本　健一
0301B0026	丹羽　史彰	0301E0001	北爪　克也	0301E0006	吉田　圭一
0301E0012	荒川　稜平	0301M0001	矢嶋　達生		
電気電子部門					
電力・エネルギーシステム					
0401A0004	宮内　克治	0401A0006	林　剛史	0401A0009	藤田　直人
0401B0013	中川　直樹	0401B0014	新井　史男	0401B0016	堀内　高円
0401B0022	大羽　裕喜	0401B0024	大谷　暁	0401B0026	根岸　巧
0401B0027	八代　幸夫	0401B0030	矢島　直輝	0401B0042	藤戸　一令
0401B0044	藤岡　崇雄	0401B0046	宮沢　晃	0401B0051	出井　孝広
0401B0055	板倉　貴之	0401B0057	新美　宏昭	0401B0067	美浦　健
0401B0068	荒谷　貴洋	0401B0071	山﨑　隆行	0401C0009	内田　隆士
0401C0013	草場健一郎	0401C0014	笹岡　佳代	0401D0012	森山　和貴
0401D0013	中川　義夫	0401D0020	藤田　雄己	0401E0002	加藤　祐智
0401F0003	横澤　信行	0401F0004	目黒　初雄	0401H0003	覚田　陽一
0401J0002	石丸　哲也	0401K0003	山本　公介		

電気応用
0402B0007 伊藤　敦行　0402B0011 森　大輔　0402B0018 横田　政明
0402B0025 清水　拓　0402B0032 西畑　昭史　0402B0040 青木　佑己
0402B0041 村上　大智　0402B0077 中川　功　0402B0082 石川　勉
0402B0083 山田　哲也　0402C0001 江本　純一　0402C0002 七呂　真
0402C0012 宮本　佳典　0402C0038 福田　陽一　0402E5001 石井　貴之
0402F0001 三束　芳央
電子応用
0403A0003 島崎　健　0403B0018 藤間　一郎　0403B0041 濵松　昌宗
0403B0047 深澤　裕　0403C0025 小川　博　0403D0003 中山　真二
0403E0001 礒野　友輔　0403E0011 有末　知矢　0403K0002 神田　信之
0403M0015 山内　明
情報通信
0404B0002 藤尾　忠司　0404B0012 武井　則道　0404B0013 片山　洋平
0404B0015 木崎　正明　0404B0019 佐藤　晃一　0404B0028 飯田　守
0404B0032 赤坂陽一郎　0404B0035 川島　真一　0404B0036 吉田　紘
0404B0039 川崎　修介　0404B0040 宮永　悠平　0404B0041 田本　哲也
0404B0054 木川　堅司　0404B0057 福井　伸晃　0404B0074 石田　克義
0404B0077 天田　将太　0404B0081 村井　竜也　0404B0082 吉田　智一
0404C0002 山本　悠暉　0404C0008 芝田　裕　0404C0013 大原　浩
0404C0023 北嶋　一欽　0404C0030 山本　恭弘　0404E0002 福井　徹
0404E0003 村上　知也　0404E0013 平岡　幹浩　0404E0014 田中　清野
0404F0013 髙橋　昭博　0404M0003 筒井　正文
電気設備
0405A0007 植村　啓　0405B0009 松山　広喜　0405B0043 平松　照悟
0405B0074 磯﨑　真一　0405B0084 杉本　洋　0405C0004 河南　信治
0405C0055 三原　克暢　0405C0056 前田　直英　0405C0057 樋口　靖展
0405C0058 小林　真也　0405E0012 鷲見　章　0405E0019 野田　芳弘
0405J0002 坂　茂樹　0405K0005 道脇　一　0405L0004 橋本　正信
0405L0007 大塚　省三　0405M0033 木村　壮陽
化学部門
無機化学及びセラミックス
0501C0002 兒玉　大志　0501C0007 吉谷　真哉　0501E0007 小林　法之
0501M0007 大槻　茂　0501M0011 神谷　広幸
有機化学及び燃料
0502B0012 大橋　賢二　0502C0002 太刀川祥平　0502L0002 行待　芳浩
0502M0004 田所　真一
高分子化学
0503B0001 小林　聖幸　0503B0004 宮島健太郎　0503C0009 松岡　龍一
0503C0011 齊藤　秀哉　0503C5001 三井　宏暉　0503M0002 平社　英之
化学プロセス
0504B0003 内田　大貴　0504B0005 村田　秀之　0504B0008 四戸　政博
0504B0014 紺野　義広　0504D0001 松田　直樹　0504E0001 前納　一裕
繊維部門
紡糸・加工糸及び紡績・製布
0601B0002 藤田　優佳　0601J0001 川端　聡史
繊維加工及び二次製品
0602B0005 坂本　博之
金属部門
金属材料・生産システム
0701B0003 松橋　昌平　0701C0002 小山　達也　0701C5001 石神　健太
0701K0003 国信　祐樹　0701M0001 是永　宗祐　0701M0003 許　育甄
表面技術
0702C0001 亀井　裕次　0702C0005 稲葉　康介　0702M0003 日野　武久
0702M0005 篠﨑　一平
金属加工
0703C0003 疋田　泰成　0703C0007 徳岡　輝和　0703M0004 田中　怜
資源工学部門
資源の開発及び生産
0801B0001 光岡　健　0801B0007 草川　遥　0801C0002 向里　祐哉
資源循環及び環境浄化
0802B0001 時津総一郎
建設部門
土質及び基礎
0901A0002 青木　稔弥　0901A0018 白河部　匠　0901A0074 早坂　翼
0901B0003 森本　逸紀　0901B0012 GE PINGLAN
0901B0017 小川ななね
0901B0036 川原　知也　0901B0092 副島浩太郎　0901B0093 中西　智哉
0901B0114 内藤　哲郎　0901B0119 北田　良平　0901B0122 渡部　耕平
0901B0126 原　良輔　0901B0127 徳江　大　0901B0166 今泉　遼
0901B0212 松田　淳　0901B0213 山中　美怜　0901B0218 米木　梨奈
0901B0233 萩村　俊司　0901B0262 東　広憲　0901B0289 髙松　亮佑
0901B0353 宮下隆太郎　0901B0370 西脇　博也　0901B0399 向市　清司
0901B0491 静　正太郎　0901B0496 村田　拓海　0901B0497 黄　灝
0901C0031 武田　侑也　0901C0033 村田宗一郎　0901C0050 古谷　利男
0901C0053 東　慎一郎　0901C0059 陣内　綾音　0901C0085 平　幸蔵
0901C0103 執行　晃　0901C0153 畑山　諒人　0901C0154 佐藤　翔
0901C0157 井上　丈嗣　0901C0188 露口　勇介　0901D0035 波多　優佑
0901D0057 九十九　督　0901D0067 植山　隆義　0901D0080 山中雄二郎
0901D0100 板井　久義　0901D0131 山本　直輝　0901D0132 江藤　諒
0901E0006 宮川　卓也　0901E0020 土肥　聖平　0901E0047 中戸川達矢
0901E0061 三浦　亨　0901E0073 篠原　義典　0901E0087 飯沼　瑞希
0901E0102 吉田　真也　0901E0112 日下部真佑　0901F0046 戸田　明良
0901F0077 齊藤　貴　0901F0086 杉本　記哉　0901G0003 橋本　拓実
0901G0013 宮城　祥平　0901H0011 小林　秀幸　0901H0019 梨本　恭平
0901J0005 細川　良峰　0901J0015 田子　京子　0901J0018 山本　恭也
0901K0044 藤村　隆弘　0901K0046 瀧口　知弘　0901K0070 岩下　渓
0901K0075 道財　健斗　0901K0082 石亀　芳樹　0901L0008 坪井　瑠唯
0901L0069 佐藤　悦史　0901M0015 八百　勇介　0901M0018 羽成　琢磨
0901M0022 前田　亮　0901M0057 關　泰史

鋼構造及びコンクリート

0902A0001	加藤　輝美	0902A0034	廣島　匠	0902A0056	松尾　優子
0902A0066	髙堂　渉	0902A0077	寺西　翔平	0902A0154	橋本　佳祐
0902A0158	恩田　駿秀	0902A0167	菅原　寛	0902A0174	若杉　洋
0902B0002	押川　亮彦	0902B0004	蒲田　幸穂	0902B0013	田淵　航
0902B0033	井川　裕太	0902B0046	范　舒	0902B0062	小寺　拓実
0902B0078	丸本　悠真	0902B0117	望月　大蔵	0902B0139	柳瀬　匡雄
0902B0175	笹　祐也	0902B0176	吉野　貴仁	0902B0177	櫻井　拓也
0902B0186	竹田　京子	0902B0197	佐藤　耕介	0902B0206	菊地　晃平
0902B0237	野崎　峻	0902B0238	侯　陳偉	0902B0274	渡邊　凌
0902B0315	森山　洋紀	0902B0336	河角　由香	0902B0362	森塚　圭一
0902B0364	千賀　年浩	0902B0375	田上　英明	0902B0401	河村　恵梨
0902B0417	河瀬　和生	0902B0423	中鉢　竜太	0902B0425	茂呂　吉司
0902B0459	小池　雅也	0902B0472	張谷　篤史	0902B0483	礒部　善隆
0902B0490	勝又　啓雄	0902B0501	井戸　康浩	0902B0511	丸山　貴広
0902B0514	澤田　明大	0902B0535	澤村　淳美	0902B0552	垣本　徹
0902B0577	板垣由美子	0902B0591	仲野　弘識	0902B0595	田口　雅智
0902B0614	犬島　秀治	0902B0636	江口　一成	0902B0668	室井　佑介
0902B0717	小笠原康介	0902B0721	松井　喜昭	0902B0774	今野　大輔
0902B0780	浦田　智仁	0902B0783	國分笑美子	0902B0797	郡司　浩之
0902B0838	鈴木　利尚	0902B0877	斉藤　敬志	0902B0882	平山　武志
0902B0901	西志村和芳	0902B0909	肥後　星輝	0902B0933	辻　大輔
0902B0950	大谷　隆之	0902B0951	原　飛鳥	0902B0960	中野　裕太
0902B0970	福波　珠恵	0902B0997	桑原　健	0902B1057	野島　省吾
0902B1059	村田　知也	0902B1069	瀧本奈々絵	0902B1073	相田　悟
0902B1114	津田　大輔	0902B1143	松井　淳史	0902B1144	多和田　寛
0902B1152	西村　陽平	0902B1232	根岸　悠哉	0902B1274	佐々木優介
0902B1284	髙木　祐介	0902C0002	築山　秀明	0902C0053	片田　芳浩
0902C0056	久門　祐介	0902C0074	本橋　政宏	0902C0106	角　裕介
0902C0121	斧田　朋也	0902C0150	大石　英夫	0902C0153	浅野　貴弘
0902C0166	澤田　尚久	0902C0180	岩橋　啓行	0902C0185	上田　良一
0902C0193	清本　翔太	0902C0244	米谷　晋	0902C0245	小林　聖二
0902C0275	髙田　光真	0902C0303	中條　潤一	0902C0310	香川　耀平
0902C0340	河井　勇樹	0902C0376	村澤　朋基	0902C0389	城所　勇哉
0902C0408	寺坂　政登	0902C0424	内田　悠介	0902C0428	金子　優華
0902C0436	假屋　隆生	0902C0453	八木　悟	0902C0466	儀賀　大己
0902C0508	木村　朋弘	0902C0516	井口　貴	0902C0528	杉本　浩志
0902C0535	川崎裕太郎	0902C0540	山本　厚貴	0902C0556	鍋島　渉
0902C0560	金羽木悠一郎	0902C0647	亀崎　令	0902D0073	中嶋　大介
0902D0082	林　謙介	0902D0091	上野　雄太	0902D0116	川原　孝次
0902D0123	若松　隆	0902D0143	福場　雄樹	0902D0189	寺﨑　信行
0902D0276	橋西　雅也	0902D0315	黒木　孝司	0902D0328	山下　亮輔
0902D0396	守口　祥平	0902D0423	丸山　健太	0902E0072	山田可南子
0902E0088	伊藤　康治	0902E0097	北河　正行	0902E0113	太田　旭
0902E0127	戸嶋　龍	0902E0128	増田　智哉	0902E0190	畑中　栄太
0902F0038	斉藤　輝	0902F0062	安部　達也	0902F0067	岡本　亮
0902F0122	宮田　和実	0902F0129	大宮　宏之	0902F0147	米田　敦
0902F0178	蓬田　真吾	0902F0183	阿部紗希子	0902F0215	佛川　隆晃
0902G0006	橋口　和哉	0902H0005	溝口　淳史	0902H0010	秋山　由樹
0902H0015	山﨑　康貴	0902H0022	吉原　大貴	0902J0003	稗田　拓海
0902J0013	佐藤　拓郎	0902J0063	横川真寿清	0902J0068	坂田　雅之
0902K0002	小澤　亮介	0902K0005	川﨑　雄貴	0902K0032	清水　勇司
0902K0039	太田　祐平	0902K0042	吉田　晋司	0902K0045	井手　敏夫
0902K0061	津丸　徳宏	0902K0062	田川　和宏	0902K0068	中尾　誉
0902K0071	池森　徹	0902L0005	松田　椋汰	0902L0023	秋山　英毅
0902L0031	小林　弘昌	0902L0039	鈴木　拓朗	0902L0065	吉良美知宏
0902L0067	田中　秀和	0902L0068	中河　哲郎	0902L0101	児玉　翔
0902L0122	松田　良介	0902M0002	廣岡　拓海	0902M0012	蔵本　佳南
0902M0030	大塚　秀一	0902M0051	松宮かおる	0902M0060	平野　周
0902M0061	本多　克行	0902M0062	川端　一嘉	0902M0070	沢田　泰直
0902M0075	山階　清永	0902M0095	山本　泰介	0902M0102	幸良　淳志
0902M0104	下条　亮介	0902M0109	栗原　雅和	0902M0138	山口　陽司
0902M0148	小林　尚哉				

都市及び地方計画

0903A0003	丹野　健斗	0903A0029	渡邉　皓太	0903A0034	廣瀬　允也
0903A0041	遠藤　圭治	0903A0043	浅野　篤	0903B0002	鈴村　雅彦
0903B0010	大沼亮太郎	0903B0024	塚越さと実	0903B0030	今本健太郎
0903B0033	谷口　賢太	0903B0034	堺　桃子	0903B0041	上林　就
0903B0046	右寺　智哉	0903B0049	若梅　匠吾	0903B0057	山田　夏歩
0903B0073	鈴木　雄大	0903B0079	渡邉ちひろ	0903B0087	須賀佑実子
0903B0095	氏家　一世	0903B0098	小倉　華子	0903B0111	横山　理紗
0903B0116	藪崎琳太郎	0903B0117	小川　瑠衣	0903B0119	川本　佑奈
0903B0124	吉田　政弘	0903B0131	川上　哲平	0903B0139	高野　葵
0903B0144	田中　美有	0903B0177	横尾　拓実	0903B0197	矢野　貴之
0903B0199	加藤　久人	0903B0201	荻野茉由佳	0903B0206	谷　亮太
0903B0213	松原　康介	0903B0231	福田　由佳	0903B0235	瀬畑　尚紘
0903B0256	上條　由紀	0903B0265	阪根　真唯	0903B0267	遠藤　慎之
0903B0318	中　遼太郎	0903B0365	喜渡真理子	0903B0374	源　慧大
0903B0381	小川　隆夫	0903B0383	林　正樹	0903B0390	伊藤　大
0903B0401	臼井　絢一	0903B0411	荒木　幸枝	0903B0412	伊月　和歩
0903B0413	長澤　将男	0903B0419	青木　幸一	0903B0421	徳橋真梨子
0903B0434	甲田　亮輔	0903B0442	竹本　佑梨	0903B0444	我妻　寿顕
0903B0448	河内　あゆ	0903B0472	越野　暢彦	0903B0476	岡村　卓麻
0903B0480	宮地　創	0903B0498	大塚　眞子	0903B0502	加藤　直也
0903B0557	猪股　亮平	0903B0579	青木　隆道	0903B0581	山本　聖子
0903B0597	高橋　靖	0903C0002	松田　紗良	0903C0013	宮本　知佳
0903C0020	平野のどか	0903C0035	高岡奈々恵	0903C0037	柳川　篤志
0903C0052	神原　隆聖	0903C0056	前田　彩花	0903C0075	樋野　敦子
0903C0077	松田　弦	0903C0094	古八　健夫	0903C0108	馬淵　好司
0903C0129	山本　英之	0903C0162	石田素代香	0903C0167	清谷　康平
0903C0198	北村　将之	0903C0217	野村　はな	0903D0008	武田　陸

0903D0018　西山　翔汰　0903D0022　山本　啓太　0903D0027　池田　昌弘
0903D0028　山邊　矢嗣　0903D0057　原　啓介　0903D0062　助川　直人
0903D0065　藤井　涼　0903D0076　田嶋　亮太　0903D0086　梅下　利幸
0903E0026　内田　昂希　0903E0045　杉本　淳　0903E0049　井上　智
0903E0076　西脇　巧　0903E0089　野田三知代　0903E0091　高木　智之
0903E0105　稲永　哲　0903E0110　黒羽　康正　0903E0120　木村　裕蔵
0903E0123　小久保豪和　0903E0135　鳥澤　陵　0903F0010　新宮　透
0903F0017　笹沼　政行　0903F0018　西尾　洸毅　0903F0040　菅原　大助
0903F0051　丸山　菜摘　0903F0054　泉山　翔平　0903G0010　佐藤　美雪
0903G0012　末吉　司　0903G0030　寺田　晶　0903G0033　島袋　葵
0903H0003　松本　陽　0903H0008　真下　雄樹　0903H0015　堀江　宏伸
0903J0006　中宮　雅貴　0903J0043　山谷　清椰　0903J0052　村田　匠
0903K0008　中野　友弘　0903K0010　金井れもん　0903K0015　山滝　佳子
0903K0036　増山　晃太　0903L0023　高橋　篤史　0903M0023　武田　光史
0903M0048　芦田　浩史

河川、砂防及び海岸・海洋

0904A0004　落合麻理奈　0904A0012　沖野　航介　0904A0018　山田世理香
0904A0020　田仲　大悟　0904A0031　森本　茜　0904A0035　増田　健太
0904A0041　笠見　幸大　0904A0063　佐藤　拓也　0904A0074　福津　向基
0904A0081　堀川　源太　0904A0082　谷本　英徳　0904A0087　麻生　直斗
0904A0089　鴇田　幹人　0904A0092　米坂　俊介　0904A0101　大塚　恭平
0904A0127　石川　博基　0904A0138　金子　佳弘　0904A0152　白川　康平
0904A0169　北藤　幸恵　0904A0179　柏谷　和久　0904A0180　沼山　大輔
0904B0011　平川　孔星　0904B0014　到津　春樹　0904B0020　松下　晃生
0904B0068　外丸　広大　0904B0071　大西　左海　0904B0078　諏訪園胡楠
0904B0084　大滝　寿一　0904B0086　前田　弘晃　0904B0088　古山　太一
0904B0094　徳間　達也　0904B0108　徐　冰潔　0904B0113　横田　拓也
0904B0119　相川　信幸　0904B0122　草野　魁叶　0904B0151　勝原　亮介
0904B0159　村木　昌弘　0904B0163　渡邉　卓弥　0904B0173　太田　皓陽
0904B0181　西俣　淳一　0904B0182　後藤　厳河　0904B0184　山本　航
0904B0197　清水　朱美　0904B0222　竹田　海渡　0904B0229　岩田　敦行
0904B0234　池田すみれ　0904B0292　穂刈健太郎　0904B0293　赤羽　祐也
0904B0310　渡辺　剛史　0904B0322　浅野　祐一　0904B0337　田中　利昌
0904B0369　出田　一史　0904B0375　斉藤　充紀　0904B0382　茂木　健一
0904B0385　小林　哲也　0904B0399　田中　智　0904B0405　大根田七子
0904B0407　森田　一彦　0904B0408　佐々木亮人　0904B0413　里村　真吾
0904B0436　中島　貴司　0904B0441　人見　寿　0904B0455　齋藤　達也
0904B0473　市川　祐一　0904B0482　重村　一馬　0904B0511　小正　実奈
0904B0512　近藤　正樹　0904B0513　池上　龍　0904B0523　菊池　将人
0904B0533　池田　貴洋　0904B0542　平田　航　0904B0544　石井　智樹
0904B0600　平松　佑一　0904B0601　尾﨑　泰輔　0904B0628　井手　香
0904B0639　大島　千和　0904B0651　河合　利巳　0904B0657　生田　浩一
0904B0670　石川　直樹　0904B0706　村山　雅昭　0904B0746　小林　優太
0904B0752　須賀　正志　0904B0758　窪田　慎一　0904B0763　川上　学
0904C0006　一谷　浩史　0904C0007　山本　健人　0904C0027　楠　慶人
0904C0033　藤原　望　0904C0035　梶原　弘樹　0904C0052　藤山　朋樹
0904C0074　速見　智　0904C0082　中西　一宏　0904C0083　福嶋　克武
0904C0088　牧野　友軌　0904C0105　片岡　健吾　0904C0108　濱口　新
0904C0111　清水万莉子　0904C0130　藤田　輝　0904C0131　新原　輝
0904C0138　山本　隼也　0904C0155　水谷　夏樹　0904C0182　三皷　晃
0904C0191　佐藤　昭史　0904C0210　平林　詩朗　0904C0228　山口祐貴子
0904C0229　酒本　勇一　0904C0266　大角　和輝　0904C0278　小泉　和也
0904C0302　出尾　陽一　0904C0321　室井　直人　0904C0322　原田　正彦
0904C0356　土屋　健司　0904C0361　林　見比古　0904C0373　藤原　大基
0904C0374　松井　愛海　0904C0378　竹内　昌司　0904C0390　佐々木昌俊
0904C0396　竹島　雄介　0904C0403　齋藤　綾　0904D0020　伊波泰一斗
0904D0057　坂本　將　0904D0059　中山　一樹　0904D0062　片山　和紬
0904D0079　和田　有花　0904D0106　井野　秀義　0904D0113　上村　雅文
0904D0114　森　光伸　0904D0122　若松　聖　0904D0126　古賀　達哉
0904D0166　佐藤　亜彦　0904D0221　秋月　亮一　0904D0257　矢倉　貴文
0904D0275　嶋田　剛士　0904D0289　荒金　司　0904D0328　遠山　哲生
0904D0338　小嶋竜太郎　0904D0353　篠塚　一正　0904D0366　栗田　彩乃
0904D0377　青木　拓　0904E0009　大嶋　謙介　0904E0018　高木　駿
0904E0022　鷲見　直樹　0904E0028　御手洗翔太　0904E0031　丸山　貴世
0904E0052　神野　駿也　0904E0059　福永　葵衣　0904E0063　坂下　輝匡
0904E0077　河端建次郎　0904E0159　内山沙誉子　0904E0185　西山由紀子
0904E0204　大野　真輝　0904F0010　髙橋　凪人　0904F0030　八重樫　匠
0904F0039　内海　太希　0904F0045　比嘉　達也　0904F0051　末永　博
0904F0065　大粒来茂樹　0904F0076　熊田　泰幸　0904F0080　冨樫　圭亮
0904F0081　佐々木克幸　0904F0093　堀口　礼顕　0904F0094　奈良　港
0904F0104　小田嶋健太　0904F0114　伊藤　靖雄　0904F0115　工藤　聖也
0904F0118　花田　一二　0904F0126　麻生あすみ　0904F0134　宮本　重弥
0904F0152　寺沢　純司　0904F0160　長友　淳一　0904F0161　保坂　尚志
0904F0163　萩原　照通　0904F0178　山野辺　豊　0904F0182　鈴木　聡
0904F0187　今野　正美　0904F0192　宮本　祐成　0904F0195　金子　秀人
0904F0199　中山　一紀　0904F0216　江藤　崇　0904G0003　鑓溝遼治郎
0904H0007　海野万葉香　0904H0020　渡邉　尚斗　0904J0012　江守　護
0904J0013　浅野　治朗　0904J0017　川下　将克　0904J0026　清水　善浩
0904J0038　伊藤　大司　0904J0046　高橋あゆみ　0904J0054　田淵　陽介
0904K0025　森川　裕基　0904K0033　坂本　大騎　0904K0035　佐藤　学
0904K0061　井手野裕美　0904K0100　細澤　豪志　0904K0123　原田　達也
0904K0124　安渡　之訓　0904K0128　森山　拓士　0904K0136　小杉　翔
0904K0138　木村　圭佑　0904L0002　島村優香子　0904L0007　青木　有咲
0904L0009　井内　拓実　0904L0011　岡山　創一　0904L0016　岡野　将希
0904L0020　小野　史義　0904L0022　久保　喬　0904L0027　長楽　和也
0904L0029　新家　研蔵　0904L0046　川又　友和　0904L0050　小谷口雅義
0904L0074　中川　卓弥　0904L0092　武智　健二　0904L0095　土居　源介
0904L0099　小野　雄輝　0904L0111　青木　信利　0904L0115　福田　裕気
0904L0125　三原　一哲　0904M0007　鈴木はるか　0904M0017　長田　一輝
0904M0033　岡部　遼　0904M0063　桃井明日香　0904M0077　栗田　昌博
0904M0081　豊島　克亘

港湾及び空港

0905A0008	青井　晃樹	0905A0012	横山　大介	0905B0030	坂上　知弥
0905B0035	小玉　朋恵	0905B0039	小林　祐司	0905B0059	鈴木　啓介
0905B0091	勝谷　一則	0905B0106	金城　信隆	0905B0108	立場　晴司
0905B0109	大谷　寛	0905B0127	西　広人	0905B0134	髙橋ひろ子
0905B0143	森橋　真	0905B0161	村上　学	0905B0180	滝川　尚樹
0905B0190	児玉　浩惇	0905B0206	三浦　健	0905C0009	弓場　雅斗
0905C0020	村上健一郎	0905C0021	松本　遼	0905C0022	辻村　幸弘
0905C0024	箱田　厚	0905C0048	江野　翔紀	0905C0050	池田　英
0905C0059	水口　祐太	0905D0001	久保奨太郎	0905D0009	田谷　和樹
0905D0029	兵等　達也	0905D0031	轟　豊和	0905D0037	川島　徳光
0905E0007	畔柳　陽介	0905E0011	江口　拓生	0905E0016	田中　大司
0905F0010	小山内大祐	0905F0020	丹野　慶汰	0905G0004	喜種　将
0905G0005	古牧　大樹	0905K0009	木村　裕行	0905L0022	藤原　良
0905M0008	村上　陸	0905M0011	関口　翔也	0905M0032	河合　航輝
0905M0037	森　弘継	0905M0055	日高　征俊	0905M0069	小俣　哲平
0905M0072	西澤　峻祐				

電力土木

0906B0003	居駒　恒太	0906B0018	神田　典昭	0906B0030	井関　宏崇
0906B0031	松塚　直也	0906C0004	山本　健史	0906D0004	吉武　宏晃
0906F0001	工藤　宏樹	0906F0017	菊地　慶太	0906H0004	星　智浩
0906K0006	高橋　裕徳	0906L0004	安部　雄大	0906M0002	大平　浩之

道路

0907A0001	田村　駿介	0907A0008	中山　大地	0907A0018	井川　恭兵
0907A0026	藤川　未有	0907A0037	髙橋　祥紀	0907A0043	佐藤　主章
0907A0056	泉野　敏則	0907A0065	川村　拓史	0907A0068	菊田　重行
0907A0089	渕上　翔志	0907A0139	谷野　淳	0907A0145	菊池　俊介
0907A0197	唐神　東吾	0907B0004	吉川　優	0907B0009	河合晃太郎
0907B0017	大槻　聖子	0907B0023	福山　主磨	0907B0029	小暮　悠介
0907B0030	秋葉　奨大	0907B0031	川原裕美子	0907B0038	早見　俊紀
0907B0040	任　佳瑩	0907B0048	内藤　隼哉	0907B0059	小池　駿佑
0907B0097	木村　綾	0907B0102	蒋　美玲	0907B0105	八幡　昌樹
0907B0119	遠藤　貴樹	0907B0133	太田　詩織	0907B0141	二木　健人
0907B0150	奥宮　祥太	0907B0160	永吉　修輔	0907B0161	金子　辰也
0907B0162	田中　秀人	0907B0176	吉田　愼也	0907B0192	岩崎　真純
0907B0208	笠原　隆弘	0907B0224	磯海　佳那	0907B0241	足立　晃一
0907B0247	草苅大五郎	0907B0264	渡邊　尚貴	0907B0293	安藤　紀彦
0907B0306	土橋　大輔	0907B0312	石川　義人	0907B0322	原　徹也
0907B0339	鈴木　健太	0907B0365	荒川　務	0907B0371	稲葉　昇吾
0907B0372	荒井　寿文	0907B0376	久保田晃嗣	0907B0386	岸本　周平
0907B0387	遠藤　蔵人	0907B0396	櫻井頌太郎	0907B0409	松田　雄太
0907B0411	熊井　亮太	0907B0415	渡邊　正典	0907B0421	橋本　公学
0907B0428	大川　智之	0907B0433	河井　英次	0907B0439	葛西　泰雅
0907B0446	仲達　友美	0907B0449	長谷川国宏	0907B0455	荒木　雅史
0907B0475	佐藤　和久	0907B0480	山本　浩之	0907B0515	大嶋　精一
0907B0517	大塚　雅昭	0907B0527	網代　謙治	0907B0554	川﨑　牧人
0907B0564	根岸　進	0907B0570	柏　貴裕	0907B0581	髙瀬　卓弥
0907B0612	霞　真一	0907B0651	好見　一馬	0907B0671	植野　公博
0907B0726	向山　潤	0907B0728	西躰　剛太	0907B0732	高橋　健一
0907B0740	佐藤　公紀	0907B0748	松元　涼子	0907B0807	萩原　和也
0907B0813	森田　哲夫	0907B0821	湯浅　正祥	0907B0826	田代　英久
0907B0828	平田　大希	0907B0850	三留　英之	0907B0851	作田　莉子
0907B5001	木村　大輔	0907C0003	中井　智仁	0907C0013	山本　壮恭
0907C0014	山本　翔太	0907C0019	受田　勇輝	0907C0025	服部　友哉
0907C0042	三荒　智也	0907C0043	吉永　敦音	0907C0053	石川　湧裕
0907C0083	永江　大右	0907C0084	松田　麗央	0907C0096	田中　隆広
0907C0097	藤井　浩都	0907C0114	廣末　龍馬	0907C0125	津田　亮太
0907C0129	藤田　卓弥	0907C0135	下脇　猛司	0907C0139	南條　耕平
0907C0176	山本健太郎	0907C0179	宮本　慎也	0907C0185	伊藤　太祐
0907C0204	恒松　誠也	0907C0226	木村　貴圭	0907C0250	渡部　弘文
0907C0257	堀江　利樹	0907C0266	谷口　惺	0907C0275	中本　啓太
0907C0284	萩原　純也	0907C0308	森　布代	0907C0317	糸賀　司宜
0907C0318	山本　侑弥	0907C0347	濱田　直樹	0907C0350	池田　智也
0907C0371	山﨑　誠之	0907C0377	南尾　一広	0907C0387	友村ゆり香
0907C0390	木下　貴裕	0907C0396	渡邉　大輝	0907C0415	鳥羽　純雄
0907C0429	大橋　俊介	0907C0436	古守　将也	0907D0025	井田　敦広
0907D0051	神崎　健	0907D0053	西　誠広	0907D0058	田中　和樹
0907D0060	酒井　拓未	0907D0073	横矢　萌	0907D0104	長友　和也
0907D0108	関谷　安男	0907D0112	大谷　真宏	0907D0183	中條　信也
0907D0191	猪井　知明	0907D0209	川口勇太郎	0907D0242	牧本　亮太
0907D0304	福田　博一	0907D0336	片岡　健	0907D0339	大上　翔平
0907D0342	鹿子木勝博	0907D0350	佐藤公史郎	0907D0367	齋藤友利愛
0907E0004	矢野　稜典	0907E0022	山中　勇生	0907E0026	澤村　悠貴
0907E0027	山口　隼弥	0907E0036	加納　壮貴	0907E0037	今井田直也
0907E0047	北川　誉	0907E0058	古家　陽一	0907E0062	小玉　由人
0907E0065	小川　浩生	0907E0071	大勝　友貴	0907E0075	三宅　伸吾
0907E0090	岡田　幸勇	0907E0095	大野　拓郎	0907E0112	飯干　健太
0907E0113	髙橋　政孝	0907E0134	吉田　聖平	0907E0147	大久保仁人
0907E0162	川原晃士郎	0907E0207	鈴村　勇季	0907E0219	村田　侑史
0907E0265	葉山　怜	0907F0011	落合　佑亮	0907F0012	渡辺　善仁
0907F0032	髙田　直樹	0907F0047	高橋　遼	0907F0053	岡部　晃之
0907F0054	石田宗一郎	0907F0059	鈴木　直人	0907F0061	三國　奨
0907F0068	兼田　雅晴	0907F0089	黒川　優太	0907F0111	棚瀬　智彦
0907F0112	内山　俊二	0907F0113	齋藤　裕二	0907F0132	今野　渉史
0907F0137	佐野真利子	0907F0176	笠原　芳美	0907F0178	糟谷　周平

0907F0208	小山　甫	0907F0224	西本　彩香	0907F0241	後藤　亮
0907G0018	岡本　敏彦	0907G0025	内山　鉄平	0907H0001	北浦　優
0907H0018	中村　友樹	0907H0019	髙橋　治生	0907H0022	関　拓馬
0907H0034	中村　昭夫	0907H0046	江藤　秀治	0907H0048	沼田　政稔
0907H0060	和田　守純	0907H0075	塗茂　正和	0907H0079	渡辺　直利
0907J0010	徳田　大樹	0907J0016	安田　尚美	0907J0017	棒田　大介
0907J0019	松井　義弘	0907J0030	町口　敦志	0907J0039	中山　勝嘉
0907J0063	萩原　貞宏	0907K0001	水谷　俊夫	0907K0014	久場　貴博
0907K0019	増井　優哉	0907K0024	村上　悠斗	0907K0029	大和健大朗
0907K0035	熊野　光司	0907K0039	大野　峻	0907K0071	秋友　隆二
0907K0079	尾土井将健	0907K0083	青木　栄治	0907K0130	吉岡　宏樹
0907K0137	上手　雅之	0907K0144	伊藤　浩和	0907K0147	松尾　光流
0907K0148	傅　梟雄	0907L0012	井上　恭一	0907L0013	西岡　健太
0907L0022	河口真一郎	0907L0027	野上　直樹	0907L0028	田口　真
0907L0029	八木　徹二	0907L0030	廣瀬　治	0907L0034	守谷　隆志
0907L0039	村上　僚希	0907L0042	大西　良明	0907L0047	河野　夏樹
0907L0050	田中　清	0907L0056	宮本　道郎	0907L0076	三好　征治
0907L0082	坂井　克巳	0907L0091	小倉　晃一	0907L0133	井上　洋
0907M0018	仲澤　勝行	0907M0022	平岩　達紀	0907M0041	三浦　雅彦
0907M0044	木村　智洋	0907M0058	織地　啓	0907M0069	今西　健治
0907M0077	藤嶋　恵輔	0907M0089	白井　崇晴	0907M0092	江口　莉沙
0907M0107	伊藤　聖	0907M0108	細田　義敬	0907M0109	池田　香澄

鉄道

0908A0004	河村　佳英	0908B0018	井上　一樹	0908B0034	米原　慎
0908B0048	重富　康児	0908B0049	榎　千佳	0908B0050	俊成　優太
0908B0051	佐藤　咲	0908B0053	両角　智貴	0908B0063	秋間　将宏
0908B0066	小泉　佳祐	0908B0071	森田　卓	0908B0074	松下　英稔
0908B0076	中山　亮二	0908B0099	塚田　健一	0908B0100	井伊　悠
0908B0101	淵上　洋輔	0908B0102	清水　康晴	0908B0104	河原　吉秀
0908B0111	河辺　恵介	0908B0134	平澤　遼	0908B0154	佐藤　保大
0908B0161	加藤　佑基	0908B0192	川口　徹朗	0908B0199	山下　雄大
0908B0218	西宮　裕騎	0908C0001	佐藤　友哉	0908C0018	小松　健史
0908C0032	西谷　興季	0908C0042	山田　辰男	0908C0047	三輪　陽彦
0908C0065	長谷川一志	0908C0094	奥村謙一郎	0908C0103	佐々木俊明
0908C0112	林　政宏	0908C0122	籔井　量子	0908D0003	大野　拓摩
0908D0014	鳥巣　陽平	0908D0020	山口　寛史	0908D0021	梅田　祐樹
0908D0031	高原　恵男	0908D0040	池邉　開	0908E0012	前田　大輔
0908E0014	児島　智浩	0908E0017	増田　清美	0908E0026	藤村　伸智
0908E0028	盛　高志	0908E0040	上山　博満	0908E0051	川合　良治
0908F0012	細川　将	0908H0011	立石　和也	0908K0001	吉村　海斗
0908M0005	髙地　亮介	0908M0018	山田　徹		

トンネル

0909A0010	小林　優太	0909A0014	大西　吉実	0909A0016	横山　洋司
0909B0004	古賀　弘将	0909B0009	時津　茜	0909B0042	掛川　直樹
0909B0071	屋代　瑞希	0909B0076	石川　巧	0909B0082	原島　大
0909B0093	黒澤　弘光	0909B0094	松田　和幸	0909B0097	高橋　悟
0909B0103	福井　隆介	0909B0104	高橋　謙一	0909B0106	山仲俊一朗
0909B0113	篠原　哲也	0909B0117	舟橋　孝仁	0909B0126	山本　浩平
0909B0135	尾﨑　麻衣	0909B0136	山田　勝己	0909B0156	古屋　諒
0909B0167	吉川　亙司	0909B0169	涌井　遼平	0909B0221	平井　健太
0909B0236	平野　豪	0909B0251	田島　恵	0909B0272	片桐　智浩
0909C0002	原田　朋典	0909C0006	石井　貴大	0909C0009	臼井　朗
0909C0018	藤原　勇輝	0909C0023	勘定　茂	0909C0044	藤村　亮太
0909C0049	小野　稔和	0909C0052	井岡　政俊	0909C0062	新藤　秀記
0909C0089	金本　康宏	0909D0001	濵田拳太郎	0909D0002	南　あすか
0909D0006	大川　修司	0909D0032	郡司　恭志	0909E0007	三浦　正樹
0909E0025	湯本　健寛	0909E0027	野村　洋人	0909F0011	熊谷　雄一
0909F0019	浦橋　伴仁	0909H0012	椎谷　成孝	0909J0003	加藤　千智
0909J0017	玉村　直之	0909K0001	門脇　悠太	0909K0006	鈴木　大貴
0909K0012	佐藤　芳宣	0909K0020	松岡　誠二	0909M0013	酒井　大輔
0909M0015	松本　修平	0909M0018	熊谷　至康	0909M0019	中瀬　繁明
0909M0024	兼子　尚也	0909M0029	寺尾　陽明		

施工計画、施工設備及び積算

0910A0007	下山　雅俊	0910A0009	齊藤　良隆	0910A0011	星野　隆之
0910A0014	稲船　晃	0910A0030	髙橋伸次郎	0910A0031	助野　聡明
0910A0106	三条　肇	0910A0131	春田　紘志	0910A0133	槇原　貴之
0910A5001	石塚　昌秀	0910B0002	山中　啓資	0910B0007	岡本ひかる
0910B0020	内藤　雅之	0910B0029	樋口　和朗	0910B0079	長野　正悟
0910B0091	川口　雄一	0910B0094	北野　優介	0910B0096	芳賀　俊和
0910B0099	早瀬勘太郎	0910B0107	川東　靖	0910B0130	尾山　雄基
0910B0137	立原　克俊	0910B0138	二川　祥一	0910B0143	石川　毅王
0910B0145	竹内　雅俊	0910B0149	北神　洋介	0910B0155	小林　拓生
0910B0169	大木　理森	0910B0177	田頭　貴志	0910B0180	大里　公洋
0910B0193	岡本　岳宏	0910B0201	石澤　隆之	0910B0207	菅井　崇正
0910B0215	倉知　星人	0910B0225	桑原　直哉	0910B0227	田中　廉
0910B0251	雨倉みどり	0910B0266	遊座　啓史	0910B0271	久柴　慶典
0910B0273	堂園　浩一	0910B0285	野田　浩己	0910B0308	縄野　惇郎
0910B0318	杉島　修平	0910B0330	榊原　将	0910B0331	矢澤　雄介
0910B0343	土居　勇登	0910B0393	寺田　亮介	0910B0409	刈間　亘二
0910B0423	菅井　英一	0910B0433	今給黎　修	0910B0442	杉野　宗太
0910B0448	小野　正之	0910B0478	小野　友也	0910B0479	竹本真理子
0910B0512	柳井　泰司	0910B0527	鈴木　智也	0910B0529	吉岡　真治
0910B0535	坂野　桂輔	0910B0560	土屋　善靖	0910B0563	直塚彦太郎
0910B0596	安達　茂樹	0910B0603	大坂　栄寿	0910B0607	鈴木　浩太
0910B0620	小張　裕介	0910B0627	岡田　成昇	0910B0636	遠山　秀春
0910B0638	大野　孝太	0910B0660	池水新一郎	0910B0705	米田　和生
0910B0714	倉増　敬	0910B0720	小泉　俊昌	0910B0723	辻上　和輝
0910B0778	由元　哲也	0910B0807	内海　崇晴	0910B0832	山本　浩輔
0910B0862	青木　克郎	0910B0870	佐藤　周太	0910B0918	齋藤耕太郎

0910B0925	正本　美佳	0910B0953	古谷　晴英	0910B0966	長谷　啓司
0910C0007	爪丸　公太	0910C0028	古閑　　昇	0910C0031	栗山　真純
0910C0034	牧村　雄平	0910C0066	羽子田憲作	0910C0089	松永　英郁
0910C0100	太古　一貴	0910C0114	生島　直輝	0910C0122	星野　智史
0910C0135	吉永　晴哉	0910C0179	氏家　大輝	0910C0194	岩坪　智史
0910C0214	岡本　隆宏	0910C0226	伊世健太郎	0910C0227	林　　渉
0910C0233	山脇　徹也	0910C0265	藤岡　　聡	0910C0279	大﨑　貴大
0910C0283	藤原　　力	0910C0299	佐藤　俊介	0910C0320	原田　竜也
0910C0323	明定　俊行	0910C0325	大熊　広樹	0910C0335	中居　圭二
0910C0378	樋口　悠生	0910C5001	川田　哲平	0910D0010	森田　　智
0910D0020	髙橋　善郎	0910D0023	吉元　雅浩	0910D0029	植村　潤一
0910D0044	田中　洋平	0910D0049	和田　正寛	0910D0077	亀井　敏和
0910D0079	和田　伸一	0910D0083	西村麻由人	0910D0112	牟田　貴裕
0910D0113	平井　賢二	0910D0114	高田　泰二	0910D0116	中山　洋祐
0910D0117	増野　光男	0910D0128	島﨑　英治	0910D0137	熊本　　健
0910D0138	笠田　雄司	0910D0169	國生　　譲	0910D0185	川野　恭章
0910D0202	水田　大介	0910D0211	岸川　康則	0910E0019	西田　裕昭
0910E0020	藤川　和也	0910E0040	太田　和幸	0910E0051	坂本　祥太
0910E0078	山﨑　大輔	0910E0081	宮内　貴正	0910E0083	鈴木　洋右
0910E0084	田代　晃基	0910E0085	松尾　和彦	0910E0087	森　　翔一
0910E0096	碓井真一郎	0910E0100	菊池　真司	0910E0102	八木　一浩
0910E0121	今峰　新平	0910E0127	江坂　　優	0910F0006	源　　崇志
0910F0012	大坊　元一	0910F0023	木村　仁郎	0910F0032	畑田　裕司
0910F0035	中村　清人	0910F0038	渡邉　浩二	0910F0045	太田代　徹
0910F0055	佐伯　英敬	0910F0063	白澤　　諒	0910F0064	尾崎　　崇
0910F0067	相馬　雄祐	0910F0097	髙下　直人	0910F0106	後藤　　実
0910F0108	津田　正樹	0910F0110	狩野　淳一	0910F0130	高木　　努
0910F0146	館野　裕孝	0910F0155	中原　哲郎	0910F0179	渋谷　慎兵
0910G0004	山城憲三郎	0910G0035	安部雄治郎	0910H0002	松本　啓司
0910J0001	山本　隆一	0910J0009	橋場　繁章	0910J0012	西行　　和
0910J0015	伊東　和久	0910J0016	竹俣　裕行	0910J0028	春日　秀文
0910J0031	岡島　明宏	0910K0006	本家　秀樹	0910K0011	青山　孝之
0910K0012	千葉　洋平	0910K0015	和氣　英雄	0910K0019	垂井　敬寛
0910K0056	岡田　　猛	0910K0057	竹中　信博	0910K0061	花本孝一郎
0910K0072	勝部　吉昭	0910L0004	末田　将大	0910L0012	木下　正弘
0910L0013	岡田　康平	0910L0034	大庭　嵩史	0910L0041	和田　智行
0910L0062	髙島　　優	0910L0063	濱田　康司	0910M0014	遠藤　　真
0910M0016	渡邉慎太郎	0910M0049	竹山衣利子	0910M0057	石田　純一
0910M0067	関　　春彦	0910M0071	沖野　浩司	0910M0076	冨田　昌志
0910M0094	川口健太郎	0910M0095	竹中　宏光	0910M0098	澁谷　浩平
0910M0100	木内　崇偉	0910M0107	太田　圭彦	0910M0108	濱田　　誠
0910M0117	川畑　吉輝	0910M0166	原　　稔		

建設環境

0911A0003	榊原　貴之	0911A0037	橋本　綾佳	0911A0039	渋谷　裕和
0911A0052	野村美紀子	0911A0055	中島　卓也	0911A0060	横田　和弥
0911A0062	漆原　　強	0911B0001	中川　武彦	0911B0004	佐藤　充人
0911B0016	橋川　遼人	0911B0025	山田　夏希	0911B0035	山田　洋介
0911B0056	山本　怜南	0911B0090	戸田賢太朗	0911B0112	福西　淳一
0911B0113	向井　一洋	0911B0121	山本　　凌	0911B0129	小寺　岳彦
0911B0134	後藤可南子	0911B0145	千葉　直子	0911B0154	前島　洸大
0911B0157	金澤絵里奈	0911B0175	飯田　　岳	0911B0185	田畑　　裕
0911B0226	有元　太朗	0911B0247	中村　謙仁	0911B0254	近藤　翔伍
0911C0005	小野　花純	0911C0008	山本　涼太	0911C0011	富田　悠貴
0911C0013	松寺　　駿	0911C0023	横地　　駿	0911C0025	岡井　陽平
0911C0028	一山　智也	0911C0050	家島　義宜	0911C0088	藤原　沙織
0911C0097	河北　智美	0911C0120	山口　祥伸	0911D0014	山中　潤一
0911D0017	鶴田　秋衣	0911D0019	齊藤　一則	0911D0023	勝間　信之
0911D0038	三品　裕史	0911D0056	松下　　慎	0911D0061	山崎　　勉
0911D0066	佐藤　　暁	0911E0001	羽生　健志	0911E0002	井上　僚平
0911E0012	陸浦　昂起	0911E0034	井上　遼祐	0911E0045	鈴木　雄也
0911E0052	武田　和明	0911E0068	金井　亮介	0911E0070	水谷　吉希
0911F0003	加藤　優樹	0911F0007	橋本　　凌	0911F0011	三宅　孝明
0911F0018	新野　　聡	0911F0024	細谷　治夫	0911F0028	中村　謙治
0911F0032	佐々木　淳	0911F0034	坂本　　淳	0911G0004	仲吉　将一
0911G0021	中尾　芳典	0911G0033	安里　　祥	0911H0005	横井　　力
0911H0006	栂井　龍一	0911J0005	北村　敏宏	0911K0006	岡田　隆佑
0911K0013	富田　　智	0911K0022	細井　啓示	0911L0006	磯本　英孝
0911L0009	太田　　亮	0911M0019	岡田　知也		

上下水道部門

上水道及び工業用水道

1001A0005	高澤　　晃	1001A0020	川上美由紀	1001B0060	福間　　匠
1001B0061	佐藤　匡史	1001B0076	三浦　知也	1001B0084	立岡　伸一
1001B0088	柏瀬　智久	1001B0114	本間　　司	1001B0116	丸山　拓也
1001B0126	小寺　　翼	1001B0137	山岸　裕之	1001B0196	山下　元気
1001B0225	松谷　礼生	1001B0247	中島　一優	1001B0248	長　　尚希
1001C0001	谷　　響介	1001C0037	小西　康太	1001C0044	林　　和志
1001C0065	伊佐治秀紀	1001C0068	太田　智也	1001C0072	久保　拓也
1001C0082	竹内　洋祐	1001C0086	森野　友彦	1001C0095	岩田　和隆
1001C0098	三田村良典	1001C0107	村上　　豪	1001C0115	濵﨑　　豊
1001C0125	菊池　智博	1001C0134	片山　幸宏	1001C0144	北田　　聡
1001C0166	井元　康文	1001D0016	松田亮一郎	1001D0034	宮原　裕享
1001D0057	森　　雅佳	1001D0064	内田　淳也	1001D0072	樋口　雅之
1001E0010	北村　亮平	1001E0012	水野　善郎	1001E0014	峰野　成人
1001E0017	髙御堂順也	1001E0020	高沢　　直	1001E0021	寺西　寿弘
1001E0029	澁谷　典子	1001E0037	川井　　望	1001E0045	丹羽　正彦
1001E0055	成川　一郎	1001F0013	渡邉　壮馬	1001F0016	佐藤　貴拡
1001F0020	八百　翔栄	1001F0028	木村　悠航	1001F0034	北島　大地
1001F0040	高橋　毅哲	1001G0006	小橋川直哉	1001J0006	村　　一翔
1001J0007	木谷　桃子	1001J0010	平田　哲郎	1001J0011	冨田　雅俊

1001J0018	荒木　裕甫	1001J0023	加藤　洋道	1001K0019	内海　力哉
1001L0001	難波　尚樹	1001L0008	浅野　啓一	1001L0013	池田　位文
1001L0022	酒井　和也	1001L0023	納冨　将吾	1001L0025	相方　克彦
1001M0003	林　寛之	1001M0006	阿久根正宗	1001M0012	松永　慎
1001M0016	宮村富士子	1001M0021	深瀬閑太郎	1001M0023	鈴木　貴晶
1001M0041	池田　直生	1001M5001	村尾　聡		
下水道					
1002A0001	佐藤　翼	1002A0012	本田　雅之	1002B0002	久保　宜之
1002B0009	飯田梨紗子	1002B0012	伊藤　将生	1002B0025	矢野　慶一
1002B0034	星野　裕也	1002B0037	福永　昇平	1002B0057	杉山　良治
1002B0074	杉江　瞭	1002B0108	桑原　佑介	1002B0116	山川　岳志
1002B0119	小野　正文	1002B0123	菅原　匡志	1002B0131	荒川　清志
1002B0134	野口　秀和	1002B0146	山本　厚	1002B0155	髙瀬　遼介
1002B0163	山本　晃裕	1002B0165	中嶋　卓	1002B0175	吉橋　知一
1002B0185	田中　幹人	1002B0193	井上　伍央	1002B0204	荒川　恭平
1002B0208	岩永　秀	1002B0221	鈴木　勝也	1002B0230	古屋　哲志
1002B0254	青島　亘佐	1002B0267	扇原　博	1002B0281	山口　昌祐
1002B0291	清水　雅弘	1002B0306	松原　弘和	1002B0308	酒井　亮
1002B0333	小田嶋龍飛	1002B0390	関根　晋也	1002C0002	金子　稜
1002C0005	喜多村淳也	1002C0010	近藤　泰仁	1002C0014	各務　絢香
1002C0021	阪本　凌一	1002C0025	宮前　知弘	1002C0031	笹川　武暉
1002C0038	高橋　展	1002C0048	森川公一朗	1002C0053	斎藤　智哉
1002C0065	早川　明宏	1002C0069	内藤　真穂	1002C0082	三品　祐也
1002C0092	土肥　雅史	1002C0110	細川　亮平	1002C0136	塩田　直人
1002C0147	鳥居　広典	1002C0168	水上　育太	1002C0177	三浦　達生
1002C0178	渡邉　航介	1002C0179	大槻　建明	1002C0191	前田　信也
1002C0193	片山　秀雄	1002C0203	松宮　知	1002C0225	益　一平
1002C0229	柴田峻太朗	1002C0239	池田　泰	1002C0242	服部　浩樹
1002C0244	前岡　美紀	1002C0264	名越収二郎	1002C0272	水野　滋
1002D0007	尾﨑　慎一	1002D0008	夏井　琉那	1002D0032	森脇　潔
1002D0047	蒲原　崇	1002D0059	山田　直樹	1002D0072	森　玲央
1002D0082	村上　英明	1002D0103	高橋　直樹	1002D0106	河北　洋平
1002E0007	足立日登美	1002E0016	荒木　雄介	1002E0021	林　一貴
1002E0042	金子　光秀	1002F0020	三田村浩昭	1002F0027	坂井　康記
1002F0036	岡田　浩幸	1002F0051	川地　博康	1002J0019	横井　正宏
1002J0020	石橋　和代	1002J0031	竹川　裕也	1002J0033	西嶋　真幸
1002K0001	白木日奈子	1002K0013	大上　英之	1002K0024	坂本　和隆
1002K0025	宮原　誠	1002K0037	上原　洋平	1002K0049	茶谷　素史
1002M0003	岸　文香	1002M0011	片原　啓佑	1002M0013	森下啓太郎
1002M0015	柴田　朝葉	1002M0016	足立　幸太	1002M0024	野田　康江
1002M0041	山田　暁子				
衛生工学部門					
水質管理					
1101B0002	吉澤　学	1101B0016	高橋　弘	1101B0020	住田　一郎
1101D0003	濱田　恭暢	1101L0005	久米　祐介	1101M0001	小林　和樹
廃棄物・資源循環					
1102A0007	朝倉　愛	1102B0010	平岡　夏生	1102B0013	木下　政彦
1102B0015	權田　恭平	1102B0020	本田　岳士	1102B0031	鈴木俊太郎
1102B0045	林田　泰和	1102B0075	上村　愛優	1102B0086	鈴木　隆央
1102C0011	中辻　真由	1102C0012	樫村　直樹	1102C0013	伊藤浩二朗
1102D0001	竹井　敦志	1102D0010	西　隆行	1102D0012	伊藤　拓也
1102D0039	福田　尚倫	1102E0015	蒲池　謙治	1102J0001	渡邉　高志
1102J0008	西田　直史	1102M0028	髙橋　賢人		
建築物環境衛生管理					
1103A0005	伏水　聖	1103B0013	若松　潤一	1103B0016	水野　泰朗
1103B0021	吉橋　緑	1103B0038	竹下健二郎	1103B0051	青木　庄作
1103B0056	高林　篤	1103B0058	山口　慧祐	1103B0059	大熊　敦
1103B0062	伊藤　祐輝	1103B0063	阿部　琢哉	1103B0075	堤　淳祥
1103B0077	高橋　世能	1103B0094	佐藤　出	1103B0095	小濵　翔馬
1103B0098	山内　崇志	1103B0103	加藤　亮	1103B0104	松浦　吉剛
1103B0105	小川　英樹	1103B0117	此下　慎悟	1103C0005	清水　伸
1103C0021	千原　崇	1103M0006	川村　昌彦		
農業部門					
農業・食品					
1202A0002	輿水　美奈	1202B0001	末吉　孝大	1202B0010	小串　真樹
1202B0015	相子　大海	1202D0004	宮原　克典	1202M0001	藤山　直子
1202M0002	瀧口　武	1202M0007	梶　智光		
農業農村工学					
1203A0002	石川　貴大	1203A0013	渡辺　友美	1203A0024	木内　正彦
1203A0026	相川　和哉	1203A0031	岡田　卓大	1203A0055	阪元　浩貴
1203A0061	大杉　周作	1203A0074	長島　繁男	1203A0079	田中　雅人
1203A0086	松坂　佳祐	1203A0092	岡崎　諒	1203A0140	大澤　陽
1203B0002	原　香澄	1203B0005	松本　悠志	1203B0016	川村　純
1203B0025	白戸　央臣	1203B0027	吉川　航	1203B0029	村山　直康
1203B0032	髙橋　徹	1203B0038	安藤　昌文	1203B0040	齊藤　武
1203B0042	田中　卓二	1203B0044	三上　雄也	1203B0052	香山　泰久
1203B0055	源久　岳人	1203B0056	五十嵐文典	1203B0060	山下　裕貴
1203B0062	高梨　雄貴	1203B0064	北川　陽介	1203B0077	宮本健太郎
1203B0080	牧野　哲也	1203B0090	和田　夏樹	1203B0106	永田　浩章
1203B0125	星　一樹	1203B0135	末永　隆裕	1203B0139	桃澤　靖
1203B0168	浅野　絵美	1203B0171	中西　大介	1203B0172	山村　研吾
1203B0174	松本　直也	1203C0002	大西　環	1203C0008	一阪　郁久
1203C0011	松本　康平	1203C0012	高橋　夏実	1203C0022	村西　将英
1203C0024	弓岡　大亮	1203C0038	大田垣知己	1203C0045	西本　貴之
1203C0048	柳田　博司	1203C0050	鵜沢　和弘	1203C0055	織田　敏成
1203C0059	松岡　浩司	1203C0089	糸谷　公宏	1203D0003	箱石　寛太
1203D0008	小田島毅尚	1203D0010	黒谷　透	1203D0032	大迫　稔尚
1203D0061	坂元　隆雄	1203D0072	黒岩　裕一	1203D0076	武藤　正澄
1203D0097	藤山　健人	1203D0110	原田　雄一	1203D0118	今道　智郎

1203D0151	髙村しのぶ	1203D0170	林　貴史	1203E0001	坂本　祐輔
1203E0003	谷川　英司	1203E0004	中谷　祐哉	1203E0069	兼松真弓美
1203E0082	坂　征樹	1203E0119	小林　照男	1203F0002	伊藤　孝則
1203F0026	藤田新二郎	1203F0027	庄司　光宏	1203F0060	板垣　正彦
1203F0081	伊藤美紀雄	1203F0095	谷　悠一郎	1203F0129	竹林　雅弘
1203G0006	久貝　一文	1203G0010	吉本　和貴	1203G0020	佐和田健一郎
1203H0012	小林　信彦	1203H0037	片岡　弘行	1203J0004	西村　竹生
1203J0021	堀米　大樹	1203K0004	吉村　香織	1203K0006	武美　伸宗
1203K0012	小林　典子	1203K0016	赤井　英則	1203K0023	今岡　裕作
1203K0030	小野寺勇太	1203L0003	喜多　愛	1203L0029	光崎　則昭
1203M0005	秋山亜由美	1203M0006	池ノ谷　亮	1203M0011	田澤　諒一

農村地域・資源計画

1204A0003	髙井　直人	1204A0004	酒井　功	1204B0008	杉山　正広
1204B0009	小林　未希	1204B0012	松野　康夫	1204B0014	柳澤　貴雄
1204B0024	リエラ麻子	1204D0002	堀内　佳孝	1204E0001	青島　龍
1204H0001	本間　勝考				

植物保護

1205B0006	杉本　遼平	1205B0007	田邉可奈子	1205J0001	松田絵里子

森林部門

林業・林産

1301B0001	大西由美子	1301B0005	牧野　結衣	1301B0013	西沢　亮太
1301B0036	藤原　寛晃	1301C0005	辻　貴文	1301F0007	石塚　勇太
1301J0001	得能　将平	1301M0001	牧江　岳		

森林土木

1302A0002	青木　大輔	1302A0014	早見　好弘	1302B0012	春日　智
1302B0028	村松　義昭	1302C0006	清水　賢	1302C0007	原田　紹臣
1302C0024	澤　徹	1302D0022	佐藤　博文	1302D0033	上野　勝巳
1302E0003	佐野　理	1302E0004	安田　政彦	1302E0013	木村　玲夢
1302E0017	下川　祥市	1302F0005	海老根拓也	1302F0009	澤部孝一郎
1302H0008	田中　靖政	1302J0002	松原　芳樹	1302K0001	張　大鵬
1302L0006	冨士見佳門				

森林環境

1303B0003	若月　優姫	1303B0010	金森　匡彦	1303B0014	伴　武彦
1303B0018	弓山　大輔	1303D0002	井上　太樹	1303F0002	若林　昌嘉
1303J0002	一二三悠穂				

水産部門

水産資源及び水域環境

1401B0007	濱本　大地	1401D0002	石松　将武		

水産食品及び流通

1402B0003	林　昭彦				

水産土木

1403A0003	小野　雄	1403A0015	金井　紀暁	1403A0016	木口　輝
1403B0001	安達　直希	1403B0020	本橋　啓良	1403D0004	草場　智哉
1403E0001	堀田　昌	1403F0001	古川　達也	1403G0003	長田　紀晃
1403J0001	毎田　篤嗣	1403M0001	須田　祐次		

経営工学部門

生産・物流マネジメント

1501B0003	佐野公一朗	1501B0004	青柳　琢也	1501B0006	島村　拓也
1501B0007	中田　幸男	1501B0027	石山　和義	1501B0028	添田　英敬
1501C0009	鷲塚　敏之	1501C0014	大藤　友也	1501C0017	廣田　智一
1501E0008	杉本　明広	1501E0009	星野　弘行	1501E5001	加藤　泰子
1501F0005	高橋　綾美	1501M0007	岡本　一彦	1501M0017	宮前　暢彦
1501M0018	鮒谷　鮎				

サービスマネジメント

1502B0004	渡邉　哲雄	1502B0009	山田　浩介	1502B0010	岩井　隆典
1502B0014	大場　敬仁	1502B0020	藤塚　正光	1502B0032	鈴木　真介
1502B0036	鳥居　英児	1502B0042	志田　航介	1502C0002	武内　郁夫
1502C0004	広瀬　政晴	1502C0016	佐々木建豪	1502E0004	桑野　敏宏
1502F0002	齋藤　峻太	1502M5001	山森　聡		

情報工学部門

コンピュータ工学

1601B0016	平塚　和宏	1601J5001	増山　和則		

ソフトウェア工学

1602B0013	西巻　明美	1602B0029	井手上健一	1602B0041	宮崎　達也
1602C0011	江口　重行	1602E0005	吉田　寛	1602E0010	坂　光敏
1602M0011	小市　良祐				

情報システム

1603B0019	後藤　竜也	1603B0024	野田　和宏	1603C0019	吉井　迪利
1603M0014	山森　直樹				

情報基盤

1604B0013	池田　樹俊	1604B0027	村松　孝治	1604K0003	野津　久靖
1604M0002	竹田　邦生	1604M0004	廣岡　康夫		

応用理学部門

物理及び化学

1701B0004	塩澤　恵子	1701B0009	山本　征生	1701C0001	吉武　直毅

地球物理及び地球化学

1702B0005	若泉　拓磨	1702B0019	葩島　大資	1702B0025	酒本　真先
1702M0010	太田　光				

地質

1703A0007	田中康士朗	1703A0010	濱谷　直樹	1703A0012	西﨑　聖史
1703A0013	佐藤　隼人	1703B0006	木下　英樹	1703B0010	森光　悠馬
1703B0024	青柳　朋希	1703B0029	大山　琢	1703B0037	田中　風羽
1703B0038	平塚　貴大	1703B0042	高中　一希	1703B0054	大竹　重則
1703B0060	井上　雄介	1703B0062	佐志　啓未	1703B0072	角田　裕一
1703B0077	東條　秀	1703B0085	尾嵜　聡史	1703B0090	中島　亮
1703B0119	倉田　桃香	1703B0138	小野　謙弥	1703B0145	櫻井　宏樹
1703B0199	永田　丈也	1703C0025	戎　秀梧	1703C0031	業田　顕行
1703C0041	西山　浩平	1703C0052	鈴木　和也	1703D0002	愛甲　健太
1703D0013	沼　優里奈	1703D0014	山口　剛史	1703D0028	清水　史也

1703D0029	小早川慶次	1703D0036	冨永　隆志	1703D0061	小椋　隆馬
1703D0065	河内　弘次	1703E0015	柴山　秀俊	1703E0020	福本　崇大
1703F0015	三浦光太郎	1703F0019	石川　正樹	1703H0005	草谷　恭行
1703H0009	椿　　和弘	1703H0016	草野　　亙	1703J0008	佐藤　拓実
1703J0017	池田　知也	1703K0010	秋元　貴幸	1703K0027	松下　直寛
1703K0029	稲田　徳之	1703K0033	山田　幸一	1703K0041	淺田　雄哉
1703L0003	眞壁　豊治	1703L0006	大園　宣明	1703L0008	長岡　弘晃
1703L0020	松本　直大	1703L0028	美馬　智久	1703M0003	徳永　貴大
1703M0007	稲垣　宏和	1703M0008	中神　康一	1703M0017	増岡健太郎

生物工学部門

生物機能工学

1801B0008	堀　　優作	1801B0009	織原　健人	1801B0011	田村晃太郎
1801B0014	平田　智也	1801K0001	田村　啓太		

生物プロセス工学

1802B0006	永山啓太郎	1802B0009	藤井　雄太	1802B0011	瀧沢　　岳

環境部門

環境保全計画

1901B0004	知高　美羽	1901B0006	永友　　佑	1901B0010	丸山　多聞
1901B0025	武田　桃子	1901B0039	折笠　和彦	1901B0048	穴吹　太陽
1901B0050	登内　美紀	1901B0059	川村　功一	1901B0065	瀧澤　　洸
1901B0069	髙木　寛人	1901B0085	三橋　寛太	1901B0092	田中　喬士
1901C0003	梁田　雄太	1901C0009	山田　鉄二	1901C0015	中西　　正
1901C0017	諫本　徳子	1901C0021	井上　優里	1901E0003	松山　純也
1901E0012	西村　　真	1901F0010	兼子　裕崇	1901G0001	天野　雪菜
1901J0002	笹野　勝裕				

環境測定

1902A0005	高木　健志	1902B0001	竹野　浩一	1902D0004	安武　大輔
1902E0008	小川　洸平	1902J0001	杉田　大輔	1902M0004	倉本　敏克

自然環境保全

1903B0013	笠原　　綾	1903B0026	鈴木　茉矢	1903B0049	原　千鶴子
1903B0053	石井　正人	1903C0004	岸上　真子	1903C0010	浦久保雄平
1903D0001	城戸美智子	1903E0014	村山　早紀	1903F0002	貝塚　雅文
1903G0005	迫田　裕子	1903M0005	小村　健人	1903M0021	佐藤　三和

環境影響評価

1904B0010	小川　麻衣	1904B0011	恵崎　晃太	1904B0030	川原　直樹
1904D0002	石貫　泰三	1904E0003	大西　菜月	1904E0004	渡邉　祐介
1904E0005	内山　侑樹	1904H0001	風間十二朗		

原子力・放射線部門

原子炉システム・施設

2001C0002	渡邉　孟士	2001E0001	辻　　建二	2001K0001	二見　恭介
2001M0004	谷口　　敦				

核燃料サイクル及び放射性廃棄物の処理・処分

2002B0002	伊藤　歩夢	2002F0002	岡本　　貢		

放射線防護及び利用

2003B0002	小林　祐介	2003B0016	田中聖一朗	2003F0001	工藤　知子

総合技術監理部門

機械―機械設計

210101B0001	大槻　康彦	210101B0006	浦上　慶民	210101B0008	大瀧　智久
210101B0009	雪本　隆幸	210101C0006	中嶋　信二	210101E0001	野方　美歩
210101E0002	藤田　洋平	210101K0004	双和　祥二	210101M0001	片岡　隆仁
210101M0003	井上　道信				

機械―材料強度・信頼性

210102B0001	久保田　修	210102C0002	田窪　　毅	210102E0002	横山　和秀
210102M0001	森　　祐真	210102M0003	出井　貴士		

機械―機構ダイナミクス・制御

210103B0001	鈴木　　敦	210103B0002	本橋　弘光	210103B0006	潮見　俊輔
210103C0003	木村　優典	210103M0001	小林　洸貴	210103M0002	上野　隆雄
210103M0003	近藤　康裕				

機械―熱・動力エネルギー機器

210104C0001	平畑　弘樹	210104D0001	吉岡　泰介	210104D0002	上村　昌己
210104E0001	薮下　雅崇	210104E0002	田中　　良		

機械―流体機器

210105B0003	井出雄一朗	210105B5001	橋本こずえ	210105C0002	横手　　静
210105C0003	乾　　真規				

機械―加工・生産システム・産業機械

210106C0003	内海　　勉	210106E0002	松浦　　淳	210106J0001	金子　義幸
210106M0001	和田　　隆	210106M0002	冨田　　賢		

航空・宇宙―航空宇宙システム

210301B0004	舟根　　司	210301M0001	駒井　繁利		

電気電子―電力・エネルギーシステム

210401B0001	内山　陽介	210401B0003	近藤　和晃	210401C0003	村上　公一
210401D0001	立山　　誠	210401E0003	野本　佳典		

電気電子―電気応用

210402B0009	斉藤　　晋	210402E0001	加藤　直文	210402F0001	橋本　直樹
210402M0002	佐々木雄佑	210402M0003	中村　岳彦		

電気電子―電子応用

210403C0001	片山　雄介	210403C0003	前川　繁登		

電気電子―情報通信

210404B0003	杉本　岳大	210404B0004	吉川　英隆	210404B0005	岩瀬　康政
210404B0010	清水　敬司	210404C0002	早川　祥史	210404M0001	河内　毅彦

電気電子―電気設備

210405A0001	榛澤　　映	210405B0005	大槻　和哉	210405B0006	中野　卓哉
210405B0011	中村　史男	210405C0002	木田　　聡	210405E0003	青山　泰宏
210405E0007	藤田　　悠	210405F0002	佐藤　寿実	210405M0003	萬　　拓之
210405M0004	石原　弘一				

化学―無機化学及びセラミックス

210501M0002	田上　　梓				

化学―有機化学及び燃料

210502B0001	伊藤　雄佑				

金属一金属材料・生産システム
210701B0002　石橋　良　210701C0001　坂本　充
金属一表面技術
210702C0001　西　拓哉　210702M0001　津田　崇弘
金属一金属加工
210703B0001　加藤　友則　210703C0001　酒本　昌子　210703L0001　谷澤　彰彦
資源工学一資源の開発及び生産
210801B0001　川島　裕貴
建設一土質及び基礎
210901B0004　田中　博之　210901B0005　児島　理士　210901B0010　神崎　真吾
210901B0011　仲井　幹雄　210901B0012　江口　浩敬　210901B0022　和田　旭弘
210901B0023　光吉　泰生　210901B0032　林　一智　210901B0033　林　雅人
210901B0040　須田　洋　210901B0045　飯塚　大介　210901C0003　髙瀬　宏典
210901C0005　新谷　剛　210901C0008　後藤　優典　210901D0006　山田　敏郎
210901D0007　神薗　宏美　210901D0012　平江　文武　210901E0003　瀬古　聖士
210901E0004　永瀬　貴俊　210901F0007　小野寺　勝　210901J0002　佐藤　理世
210901L0002　増尾　敬　210901M0003　杉森　健作　210901M0004　沼田　太樹
建設一鋼構造及びコンクリート
210902A0002　密山　彰浩　210902A0013　平島　博樹　210902B0003　岩村　信貴
210902B0005　浅川　匡　210902B0006　吉田　勝利　210902B0008　安藤　佑介
210902B0009　村野　益巳　210902B0011　中村　壮輔　210902B0012　前田健一郎
210902B0018　四ツ井裕治　210902B0021　三木　孝則　210902B0025　高徳　裕平
210902B0028　宇田　昌樹　210902B0032　土肥　博　210902B0034　塩田　博之
210902B0047　田中　大介　210902B0052　杉野　亨　210902B0061　原島　実
210902B0080　相浦　宏紀　210902B0082　栗山　照雄　210902B0085　西村　隆義
210902B0094　有馬　俊　210902B0099　岩川　貴志　210902B0101　原　紘一朗
210902B0107　野﨑　隆人　210902B0113　前田　英俊　210902B0116　芳賀　尭
210902B0119　岡田　紘明　210902C0001　福元　駿平　210902C0003　下野　一行
210902C0004　築城　英生　210902C0006　土手　寛隆　210902C0007　福田　雅人
210902C0008　黒瀬　勝文　210902C0009　井野　哲思　210902C0010　高田孝史朗
210902C0012　前川　雅俊　210902C0015　森　賀紀　210902C0018　倉良　和也
210902C0034　松本　修平　210902C0045　伊藤　安男　210902C0046　川畑　智亮
210902C0053　鈴木　耕史　210902C0055　佐土原淳史　210902D0006　宇都宮　隆
210902D0008　別府　次郎　210902D0016　末吉　智宏　210902D0023　川原　太郎
210902D0024　中村　初男　210902D0026　平原　慎也　210902E0021　小澤　貴生
210902F0011　佐々木栄洋　210902F0013　村上　尚紀　210902F0014　遊田　勝
210902F0015　吉田　直樹　210902F0016　伊藤　克紀　210902F0020　山田　努
210902H0001　北浦　優　210902J0007　細野　恭成　210902L0004　渡邉　賢二
210902L0005　川原　桂史　210902M0003　中島　浩亮　210902M0004　秋山　崇
210902M0011　野崎　渉太　210902M0013　片野　俊一　210902M0020　橋口　健一
210902M0024　阿部　和浩
建設一都市及び地方計画
210903A0002　山田　学　210903B0002　香野　雅之　210903B0013　齋藤　紗代
210903B0016　柳　亮平　210903B0017　中津　好徳　210903B0019　荻野　彩子
210903B0024　田村　隆彦　210903B0028　尾崎　健人　210903B0034　石井　雅彦
210903B0044　新城　龍成　210903B0045　津島　葉子　210903B0048　山﨑　慎也
210903B0049　小尾口　敦　210903C0002　青柳淳之介　210903C0009　西倉　優子
210903C0021　芳仲　敏典　210903C0025　西村　和記　210903D0004　久保　三男
210903D0009　山本　陽　210903E0002　小栗　裕行　210903E0006　髙橋　祐哉
210903E0007　木村　晃一　210903E0010　小柳　太二　210903F0004　村木　宏彰
210903F0005　松川　剛　210903G0001　江田　知史　210903L0002　田渕　俊郎
210903L0003　松熊　修吾　210903M0006　河合啓太郎
建設一河川、砂防及び海岸・海洋
210904A0004　高木　隼人　210904A0021　見延　聡　210904A0023　石井光太郎
210904A0030　田中　真也　210904A0031　六浦　和明　210904B0002　久保　宜之
210904B0013　田中　秀基　210904B0017　伊藤　壮大　210904B0018　加賀屋博文
210904B0020　宮山　泰明　210904B0031　関根　英樹　210904B0033　小西　啓介
210904B0040　河村　善徳　210904B0053　倉田　雅史　210904B0054　赤澤　史顕
210904B0056　宍戸　彩　210904B0066　奥野　峻也　210904B0068　日下部隆昭
210904B0070　野尻　翔太　210904B0076　酒井　雄弘　210904C0003　戊亥　俊介
210904C0004　清水　浩　210904C0005　今田　省吾　210904C0006　江本　眞吾
210904C0008　渡部　壽弘　210904C0010　相良　亮輔　210904C0011　東出　唯
210904C0026　田邊　晋　210904C0034　田中　武徳　210904D0017　原口　和行
210904D0022　米村　浩介　210904E0007　長谷川健一　210904E0009　上嶌　鉄也
210904F0003　中本　篤嗣　210904F0004　髙橋　正人　210904F0009　伊藤　和典
210904F0017　酒井　健吾　210904H0002　坂井　亨　210904H0004　三木　公一
210904H0008　遠藤　希実　210904J0003　柴田　悠平　210904M0001　長田　仁
210904M0002　矢下　誠人　210904M0004　森永　泰司　210904M0005　古瀬　達馬
210904M0006　太田　博文
建設一港湾及び空港
210905A0001　奥野　正洋　210905B0003　橋本　健　210905B0009　井鳥　聖也
210905D0001　疋田　心平　210905D0003　結城　要　210905D0005　工藤　寛之
210905E0001　藤澤　友晴　210905H0002　伊藤　義将　210905K0003　木下　真吾
建設一電力土木
210906B0004　山岸　勝俊　210906D0001　山根　崇　210906K0002　松井　章弘
建設一道路
210907A0041　原口　征人　210907B0005　渡部　正浩　210907B0009　堀内　仁
210907B0011　近藤　久二　210907B0025　小泉　裕樹　210907B0028　別府　亮
210907B0032　田中　敦士　210907B0034　酒井由紀子　210907B0037　林　真
210907B0041　山口　大輔　210907B0055　青山　佳子　210907B0056　木島　和也
210907B0058　黒瀬　雄亮　210907B0065　増澤　昌　210907B0070　笹木　和彦
210907B0078　持田　治郎　210907B0079　高馬　克治　210907B0084　鈴木　孝
210907B0095　熊﨑　文宣　210907B0109　中井　諒　210907B0115　藤井　道登
210907B5001　木村　大輔　210907C0003　藤井　充　210907C0005　玉置　栄
210907C0006　渡部　博嗣　210907C0012　箱﨑　寿幸　210907C0013　髙橋　恵司
210907C0014　當坂　康紘　210907C0015　森　清太郎　210907C0018　谷口　祥基
210907C0019　平井　義博　210907C0021　太田　宜伸　210907C0025　横川　大輔
210907C0027　庄野　武朗　210907C0029　北村啓太朗　210907C0030　谷　和博
210907C0033　徳永　晋哉　210907C0035　辻　健太郎　210907C0040　難波　雄二

210907C0045　久利　良夫　210907C0046　井波　丈明　210907C0051　井原　拓二
210907C0053　山田　将義　210907C0057　山口　修平　210907C0060　岡本　信也
210907C0064　柴田　皓平　210907C0069　堀田　論　210907D0002　塚本　祐嗣
210907D0004　堤　清　210907D0008　江崎　浩二　210907D0012　児玉　広文
210907D0013　本田かおり　210907D0016　赤嶺　雄一　210907D0024　渡辺　祥平
210907D0026　吉田　泰明　210907D0031　森脇　寛透　210907D0043　馬場　一孝
210907E0004　関　皓介　210907E0007　宮澤　徹　210907E0008　松枝　真吾
210907E0009　浅岡　弘暢　210907E0010　小林　寛功　210907E0041　藤田　健仁
210907E0049　水谷　和真　210907F0003　吉田　大将　210907F0005　鈴木　雅裕
210907F0011　田川　啓司　210907F0014　大宮　幸司　210907F0015　荒木　悟
210907F0018　三文字美彦　210907F0022　工藤　智子　210907G0004　志良堂貴紘
210907H0013　村田　亨　210907H0014　小島　崇幸　210907J0003　河合　勇人
210907K0023　河合　和義　210907L0006　石田　浩司　210907L0007　越智　正
210907M0002　佐野　陽介　210907M0003　土屋　貴佳　210907M0004　伊藤　淳
210907M0013　仁藤　健

建設―鉄道

210908B0001　大隅　祐史　210908B0003　染谷　祐輔　210908B0005　新井　逸郎
210908B0006　友竹　幸治　210908B0009　徳江　裕司　210908B0011　梅内　一行
210908B0013　松浦　和也　210908B0020　髙見　満　210908B0021　水野　寿行
210908C0006　三浦　真一　210908D0002　福村　周郎　210908F0001　佐藤　拓也
210908K0001　吉川　秀平　210908K0002　松尾　遼　210908K0005　波多野裕侍
210908M0001　渡邉　大輔　210908M0002　川田　大武

建設―トンネル

210909B0004　辻川　泰人　210909B0005　藤村　智　210909B0008　藤原　浩一
210909B0010　末松　幸人　210909B0011　山田　隆博　210909B0012　志鹿　達哉
210909B0017　古澤　剛　210909B0022　横井　康人　210909B0026　石原　廣和
210909B0035　黒澤　保　210909B0037　柴山敬三郎　210909B0039　望戸　健雄
210909B0043　谷口　翔　210909C0006　岡山　栄　210909D0001　遠山　国彦
210909D0006　新宮　信也　210909F0002　髙松　雅宏　210909J0003　林　快宗
210909M0005　渋間　康生　210909M0006　福山　拓郎

建設―施工計画、施工設備及び積算

210910B0001　田中　一弘　210910B0004　森本　保　210910B0005　河又　剛
210910B0006　東　紀昭　210910B0008　田中　琢　210910B0013　齋藤　拡
210910B0014　向井　寿　210910B0023　碓井　裕介　210910B0034　保坂　征司
210910B0038　松尾　和茂　210910B0044　近藤　岳史　210910B0057　松本正一郎
210910B0059　小野　航　210910B0061　金子　淳　210910B0062　近藤　達也
210910B0064　荒谷　拓主　210910B0069　清水　良純　210910B0085　大西　勝利
210910B0087　徳丸　大介　210910B0088　黒石　真一　210910B0089　杉目　雅範
210910B0090　本田　直也　210910B0095　木村　弘昭　210910B0105　鎌田　大徹
210910C0004　森山　秀一　210910C0005　髙橋　敏夫　210910C0012　大橋　正明
210910C0020　坂白　淳一　210910C0031　加藤　浩久　210910C5001　川田　哲平
210910D0013　津留　秀明　210910E0006　中島　大樹　210910E0007　田口　敬範
210910E0011　須田　貴之　210910E0018　秦　裕彰　210910F0012　仁村　誠司
210910F0013　池田　隆則　210910G0002　井上　道雄　210910G0003　上江洲　司
210910J0003　三浦　学　210910K0002　迫坪　竜郎　210910L0001　片岡　聡
210910M0004　平澤　英俊　210910M0009　楠　隆志　210910M0017　徳永　大輔

建設―建設環境

210911A0003　宮坂　啓樹　210911B0001　門田　寛　210911B0014　兵藤　要
210911B0018　三家本史郎　210911B0024　細見　耕一　210911B0025　榎並万里子
210911B0029　中田　俊宏　210911C0012　上野山直樹　210911D0001　本地　雄一
210911E0002　國生　麻未　210911E0006　鳥居　和樹　210911E0007　棚橋　幸則
210911F0003　利部　哲　210911F0006　多賀　大輔　210911K0006　浦　藍子
210911L0001　畠山　敦志　210911M0003　柏倉　志乃

上下水道―上水道及び工業用水道

211001B0003　東　和己　211001B0005　八代　大輔　211001B0016　川戸　隆行
211001B0022　小林　祐衣　211001B0028　森本　恭史　211001C0004　武田　侑也
211001C0005　谷口　一郎　211001C0008　谷屋　秀一　211001D0005　松林　良典
211001E0002　黒田　俊雅　211001E0007　矢口　健治　211001F0001　早瀬　久司
211001F0013　畠山　善一　211001J0003　桑野　守晶　211001M0001　山田　一人
211001M0002　関根　章吾　211001M0005　内田　圭祐　211001M0006　新田　和宏

上下水道―下水道

211002A0001　相良　保　211002B0001　松葉　匡利　211002B0005　井上　貴仁
211002B0011　飯田　雅弘　211002B0014　名取　哲平　211002B0035　中井谷桃子
211002B0043　松崎　康彰　211002B0046　田中　幸生　211002B0048　徳原　俊介
211002B0050　松本　幹太　211002B0051　宮原　弘光　211002B0052　小松　友和
211002B0053　島田　浩司　211002B0061　小林　駿　211002B0063　小林　将大
211002B0066　三村　裕　211002B0067　馬島かなえ　211002B0083　田村健太朗
211002C0003　今道　洋　211002C0005　長久　武司　211002C0007　村岡　賢
211002C0008　廣瀬　大輔　211002C0009　田中　未悠　211002C0012　佐藤　生規
211002C0014　河原　響　211002C0019　野田　敏之　211002C0021　宇城　佑希
211002C0023　野口　博史　211002C0036　岩浅　衛治　211002C0040　永田　仁
211002C0041　加藤　章　211002D0006　渕上　弘樹　211002D0029　八木　孝志
211002D0031　大嶋　義章　211002E0001　池田　弘美　211002E0002　角野　浩靖
211002E0004　佐野　嘉彦　211002E0005　浅野　礼彦　211002E0007　松葉　秀樹
211002E0027　酒井　駿治　211002F0004　龍神　健太　211002F0010　滝本　康裕
211002G0001　平安山明彦　211002J0003　矢野陽一郎　211002J0004　辻本　勝彦
211002J0009　中川　嘉文　211002K0006　河上　智行　211002M0001　岩崎　充宏
211002M0003　近藤　好信　211002M0005　服部　賢宏　211002M0006　山賀　秀昭
211002M0008　高橋　雅之　211002M0012　谷井　信夫　211002M0013　文野　昭

衛生工学―水質管理

211101M0001　片山美津瑠

衛生工学―廃棄物・資源循環

211102A0001　小熊　裕和　211102B0001　岡部　史岳　211102B0003　村田　賢志
211102B0004　井上三喜夫　211102B0008　叶　琢磨　211102B0010　後藤まなみ
211102B0012　坂井友里江　211102B0015　渡邉　唯亜　211102B0017　西村　富男
211102C0001　黒澤　之　211102H0001　西元　宏任

衛生工学―建築物環境衛生管理

211103B0004　田坂　朋彦　211103C0003　松本　淳司　211103D0001　米戸　健
211103F0001　柳内　伸介　211103F0002　阿部　孝一

農業―農業農村工学

211203B0008　熊﨑　政之　211203D0001　安永　昌史　211203E0001　溝田　靖
211203E0003　北川　剛　211203F0001　小野寺健一　211203F0002　大山　結輝
211203J0001　寺島　聡　211203L0003　澤　麻衣子　211203L0004　一村　章夫

農業―植物保護
211205B0001　澤田　康介　211205E0001　北林　聡
森林―林業・林産
211301D0001　岩田　彰隆　211301D0003　安東　靖司　211301F0001　上部　明広
森林―森林土木
211302B0001　喜　力哉　211302D0002　日髙　和孝　211302K0002　川﨑　耕作
211302M0001　宮﨑　裕之
森林―森林環境
211303B0001　川島　裕
水産―水産食品及び流通
211402M0001　植西　洋平
水産―水産土木
211403A0001　加嶋　慎也　211403M0001　藤田　孝康
経営工学―生産・物流マネジメント
211501B0003　本橋　七　211501E5001　加藤　泰子
経営工学―サービスマネジメント
211502B0001　牛久保智宏　211502M0001　山岸　拓也　211502M5001　山森　聡
情報工学―コンピュータ工学
211601J5001　増山　和則
情報工学―ソフトウェア工学
211602C0001　桝一　憲生
情報工学―情報システム
211603B0003　皆上　康幸　211603K0002　菅　令子
応用理学―地球物理及び地球化学
211702B0001　竹野　浩一　211702B0002　髙原　宏明　211702B0004　大辻　喜典
211702C0002　實村　昂士　211702H0001　宮本　義明
応用理学―地質
211703A0006　大山　朝之　211703B0009　吉見　瑤子　211703B0012　阿部　秀幸
211703B0029　庄司　瑞彦　211703B0032　杉本　映湖　211703D0002　潮﨑　大
211703D0005　中倉　弘道　211703D0006　中川　将　211703E0002　海野　真秀
211703E0005　大塚　隆司
環境―環境保全計画
211901B0004　藤原真太郎　211901B0006　近藤　隼人　211901B0008　小西　亮輔
環境―環境測定
211902B0001　中川　武彦　211902B0002　中村　和弘　211902F0001　堀内　匠
211902M0001　太田　寛展
環境―自然環境保全
211903F0002　佐々木長徳
環境―環境影響評価
211904B0001　土田　政行　211904B0004　田中　亨　211904F0001　佐藤　久成
原子力・放射線―原子炉システム・施設
212001H0001　小山田大祐　212001M0001　福山　旭
原子力・放射線―放射線防護及び利用
212003B0001　高橋　一智

第 21 回紛争解決手続代理業務試験合格者

社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第１号）第９条の７において準用する同規則第８条の規定に基づき、令和７年11月22日に実施した第21回紛争解決手続代理業務試験の合格者を次のとおり公告する。

令和８年３月13日

厚生労働大臣　上野賢一郎

試験地　北海道

21010001	21010002	21010003
21010004	21010007	21010008
21010009	21010011	21010012
21010013	21010014	21010015
21010016	21010017	21010018
21010020	21010021	21010023

試験地　宮城県

21020001	21020002	21020004
21020010	21020011	21020014
21020015	21020016	21020019
21020021	21020022	21020023
21020030		

試験地　東京都

21030002	21030003	21030005
21030007	21030008	21030009
21030010	21030011	21030012
21030013	21030015	21030016
21030019	21030020	21030021
21030023	21030024	21030025
21030026	21030029	21030035
21030036	21030037	21030038
21030039	21030040	21030042
21030044	21030045	21030046
21030047	21030048	21030049
21030051	21030057	21030059
21030060	21030061	21030062
21030063	21030065	21030066
21030067	21030068	21030070
21030071	21030074	21030076
21030078	21030079	21030080
21030083	21030084	21030086
21030089	21030090	21030091
21030092	21030093	21030095
21030096	21030098	21030099
21030101	21030102	21030103
21030104	21030106	21030109
21030110	21030112	21030113
21030114	21030115	21030116
21030117	21030118	21030119
21030121	21030123	21030124
21030125	21030126	21030127
21030129	21030130	21030131
21030132	21030133	21030136
21030140	21030142	21030143
21030144	21030145	21030147
21030150	21030161	21030163
21030164	21030165	21030166
21030168	21030169	21030170
21030172	21030174	21030175
21030177	21030178	21030180
21030183	21030184	21030187
21030188	21030191	21030196
21030197	21030199	21030200
21030201	21030208	21030209
21030210	21030211	21030212
21030213	21030214	21030215
21030216	21030217	21030218
21030220	21030221	21030224
21030225	21030228	21030229
21030233	21030234	21030236
21030237	21030238	21030239
21030242	21030243	21030244
21030246	21030247	21030250
21030251	21030253	21030255
21030258	21030259	21030261
21030263	21030264	21030265
21030267	21030269	21030270
21030272	21030273	21030274
21030280	21030281	21030283
21030284	21030287	21030290
21030291	21030293	21030295
21030296	21030299	21030300
21030311	21030314	21030315

21030321　21030322　21030325
21030326　21030328　21030329
21030330　21030331　21030335
21030336　21030338　21030340
21030342　21030343　21030345
21030346　21030347　21030348
21030349　21030350　21030351
21030353　21030355　21030357
21030358　21030360　21030364
21030365　21030366　21030369
21030373　21030374　21030375
21030378　21030379　21030384
21030386　21030393　21030409
21030412　21030413　21030414
21030415　21030416　21030417
21030418　21030419　21030420
21030423　21030424　21030429
21030430　21030433　21030438
21030440　21030442　21030443
21030444　21030448　21030449
21030450　21030453　21030454
21030455　21030456　21030458
21030464　21030465　21030469
21030470　21030473　21030480
21030483　21030484　21030486
21030487　21030489　21030490
21030491　21030496　21030501
21030505　21030506　21030507
21030510　21030511　21030512
21030517　21030521　21030522
21030525　21030532　21030533
21030535　21030536

試験地　愛知県

21040001　21040002　21040003
21040004　21040006　21040007
21040008　21040010　21040011
21040012　21040013　21040014
21040015　21040016　21040017
21040018　21040019　21040020
21040021　21040022　21040023
21040024　21040025　21040026
21040027　21040028　21040029
21040030　21040031　21040032
21040036　21040038　21040047
21040048　21040053　21040056
21040059　21040060　21040061
21040062　21040065　21040067
21040068　21040069　21040071
21040072　21040084　21040089
21040090　21040097　21040098
21040102　21040109　21040111
21040113　21040116

試験地　大阪府

21050002　21050004　21050005
21050007　21050008　21050010
21050011　21050012　21050015
21050018　21050023　21050024
21050025　21050028　21050030
21050032　21050033　21050034
21050037　21050044　21050045
21050047　21050049　21050053
21050054　21050055　21050056
21050062　21050063　21050064
21050066　21050067　21050069
21050070　21050072　21050073
21050074　21050077　21050078
21050079　21050082　21050083
21050084　21050085　21050086
21050088　21050093　21050094
21050095　21050097　21050101
21050103　21050105　21050107
21050108　21050113　21050116
21050120　21050122　21050124
21050127　21050128　21050130
21050131　21050133　21050134
21050136　21050137　21050138
21050139　21050140　21050141
21050144　21050145　21050149
21050150　21050153　21050156
21050158　21050159　21050165
21050166　21050167　21050169
21050171　21050175　21050177
21050178　21050179　21050181
21050187　21050194　21050195
21050198　21050201

試験地　広島県

21060004　21060005　21060012
21060022　21060023　21060025
21060027　21060029　21060033
21060034　21060035　21060038
21060041　21060042　21060046
21060048　21060049　21060051
21060053　21060054　21060055
21060061　21060062　21060069
21060073　21060075　21060077

試験地　福岡県

21070004　21070005　21070006
21070007　21070008　21070009
21070011　21070012　21070014
21070017　21070018　21070020
21070021　21070023　21070024
21070025　21070027　21070029
21070033　21070036　21070037
21070041　21070042　21070044
21070046　21070052　21070058
21070060　21070064　21070065
21070072　21070074　21070077
21070078　21070080　21070083
21070084　21070086　21070087
21070090　21070091　21070092

令和８年度裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分）公告

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第47条の規定に基づき、次のとおり告知する。

令和８年３月13日　最高裁判所

第１　試験の名称

裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分）

第２　対象官職

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則（平成21年最高裁判所規則第６号）の別表１の項第３欄第６号、第11号及び第15号に規定する職制上の段階に属する裁判所事務官のうち、特に高度の知識又は経験を必要とする事務を行うことをその職務とする官職

第３　給与

この試験に合格して採用された場合には、原則として、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律第６条に規定する行政職俸給表㈠の２級11号俸の俸給が支給される。このほか、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の定めるところにより、諸手当が支給される。

第４　受験資格

１　平成８年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

⑴　大学院の修士課程又は専門職大学院の課程を修了した者及び令和９年３月までに大学院の修士課程又は専門職大学院の課程を修了する見込みの者

⑵　最高裁判所が⑴に掲げる者と同等の資格があると認める者

２　欠格事由

１の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

⑴　日本の国籍を有しない者

⑵　国家公務員法第38条の規定に該当する者

第５　受験の特例

この試験の受験者は、申込みに際して、併せて令和８年度裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）の受験者としての取扱いを希望することができる。

第６　試験種目及び出題分野等

１　第１次試験　基礎能力試験及び専門試験

⑴　対象者　受験申込者全員

⑵　方法

ア　基礎能力試験　知能及び一般的知識について、多肢選択式による筆記試験を行う。

イ　専門試験　専門的知識等について、多肢選択式により、次の科目の筆記試験を行う。

㋐　憲法

㋑　民法

㋒　次に掲げる科目のうち、受験者が選択する１科目

ａ　行政法

ｂ　刑法

ｃ　経済理論

⑶　試験期日　令和８年５月９日（土）

⑷　試験地　札幌市、函館市、釧路市、仙台市、福島市、盛岡市、秋田市、青森市、東京都、横浜市、さいたま市、千葉市、水戸市、宇都宮市、前橋市、静岡市、甲府市、長野市、新潟市、名古屋市、津市、金沢市、富山市、大阪市、京都市、神戸市、広島市、山口市、岡山市、鳥取市、松江市、高松市、高知市、松山市、福岡市、長崎市、大分市、熊本市、鹿児島市、宮崎市及び那覇市

㈱　試験場は原則として上記の都市内に設けるが、その都市の周辺地に設けることがある。

⑸　第１次試験合格者発表　令和８年５月28日（木）に、合格者の受験番号をウェブサイトに掲載する方法で発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

２　第２次試験　専門試験、政策論文試験及び人物試験。ただし、受験の特例希望者については、一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）における合否判定用として、論文試験を加える。

⑴　対象者　第１次試験の合格者。ただし、⑵のエについては、第１次試験の有効受験者に対して行う。

⑵　方法

ア　専門試験　専門的知識等について、記述式により、次の科目の筆記試験を行う。

㋐　憲法

㋑　民法

㋒　刑法

㋓　次に掲げる科目のうち、受験者が選択する１科目

ａ　民事訴訟法

ｂ　刑事訴訟法

イ　政策論文試験　組織運営上の課題を理解し、解決策を企画立案する能力等について、記述式による筆記試験を行う。

ウ　人物試験　人柄、資質、能力等について、個別面接による試験を行う。

エ　論文試験　文章による表現力、課題に対する理解力等について、記述式による筆記試験を行う。

⑶　試験期日

ア　論文試験　令和８年５月９日（土）

イ　専門試験及び政策論文試験　令和８年６月６日（土）

ウ　人物試験　令和８年６月８日（月）から同月19日（金）までの間で、第１次試験合格者に送付する人物試験受験票により指定する日

⑷　試験地

ア　専門試験、政策論文試験及び論文試験　第１次試験の試験地に同じ。

なお、受験者ごとの試験地は、第１次試験を受験した試験地と同一の試験地とする。

イ　人物試験　次の表の「受験者の区分」欄に掲げる受験者に応じ、「試験地」欄に定める試験地とする。

㈱　試験場は原則として同表の「試験地」欄に定める都市内に設けるが、その都市の周辺地に設けることがある。

受験者の区分	試験地
札幌高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	札幌市
仙台高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	仙台市
東京高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	東京都
名古屋高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	名古屋市
大阪高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	大阪市
広島高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	広島市
高松高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	高松市
福岡高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	福岡市

⑸　第２次試験合格者発表　令和８年７月２日（木）に、合格者の受験番号をウェブサイトに掲載する方法で発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

３　第３次試験　人物試験

⑴　対象者　第２次試験の合格者

⑵　方法　人柄、資質、能力等について、集団討論及び個別面接による試験を行う。

⑶　試験期日　令和８年７月13日（月）又は同月14日（火）のいずれかの日で、第２次試験合格者に送付する人物試験受験票により指定する日

⑷　試験地　東京都

⑸　最終合格者発表　令和８年７月29日（水）に、合格者の受験番号をウェブサイトに掲載する方法で発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

第７　採用候補者名簿の作成方法及び採用方法

採用候補者名簿は、希望する勤務地を管轄する高等裁判所ごとに作成し、最終合格者の氏名を高点順に記載する。採用は、採用候補者名簿に記載された者の中から行う。

第８　受験申込手続

１　裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトを利用する方法による申込みの場合

⑴　受験の申込み　受験希望者は、裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトのアドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込受付サイトアドレス［https://www-shiken.courts.go.jp/］）

⑵　申込受付期間　令和８年３月13日（金）午前10時00分から４月６日（月）まで

なお、申込みは、令和８年４月６日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

２　申込書を郵送する方法による申込みの場合

⑴　受験申込書の交付　受験申込書は、最高裁判所で交付する。

なお、郵便により受験申込書を請求する場合には、封筒の表に「受験申込書請求（総合職）」と朱書し、宛先及び郵便番号を明記して180円切手を貼付した返信用封筒（角形２号）を同封する。

⑵　受験申込先　最高裁判所

⑶　受験申込方法　受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、受験申込先に簡易書留郵便で提出する。

なお、封筒の表に「総合職（裁判所事務官）受験」と朱書する。

⑷　申込受付期間　令和８年３月13日（金）から同月16日（月）まで

なお、令和８年３月16日（月）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

３　受験票の発行

受験の申込みを受理した場合は受験票を発行する。受験者は、第１次試験の際に、申込受付サイトからダウンロードした受験票を提示すること。申込受付サイトから本人の写真をアップロードしていない受験者は、第１次試験の際に、本人の写真を印刷して必ず持参すること。写真をアップロードせず、かつ持参しない場合や写真の写りが不鮮明で受験用として適当でない場合には、受験を認めない。

４　受験申込後の試験地等の変更の禁止

受験申込後は、申込みをした試験の種類、受験の特例希望の有無、希望する勤務地を管轄する高等裁判所及び試験地の変更は認めない。

第９　その他

１　受験申込手続その他受験についての問い合わせは、最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係（03―3264―5758）に行うこと。

２　受験に際し、身体の障害等があるため何らかの配慮を希望する者は、受験申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

３　試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。

令和８年度裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分）公告

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第47条の規定に基づき、次のとおり告知する。

令和８年３月13日　　最高裁判所

第１　試験の名称
　裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分）
第２　対象官職
　裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則（平成21年最高裁判所規則第６号）の別表３の項第３欄第４号に規定する職制上の段階に属する家庭裁判所調査官補
第３　給与
　この試験に合格して採用された場合には、原則として、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律第６条に規定する行政職俸給表㈠の２級11号俸の俸給が支給される。このほか、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の定めるところにより、諸手当が支給される。
第４　受験資格
　１　平成８年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの
　⑴　大学院の修士課程又は専門職大学院の課程を修了した者及び令和９年３月までに大学院の修士課程又は専門職大学院の課程を修了する見込みの者
　⑵　最高裁判所が⑴に掲げる者と同等の資格があると認める者
　２　欠格事由
　１の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。
　⑴　日本の国籍を有しない者
　⑵　国家公務員法第38条の規定に該当する者
第５　試験種目及び出題分野等
　１　第１次試験　基礎能力試験
　⑴　対象者　受験申込者全員
　⑵　方法　知能及び一般的知識について、多肢選択式による筆記試験を行う。
　⑶　試験期日　令和８年５月９日（土）
　⑷　試験地　札幌市、函館市、釧路市、仙台市、福島市、盛岡市、秋田市、青森市、東京都、横浜市、さいたま市、千葉市、水戸市、宇都宮市、前橋市、静岡市、甲府市、長野市、新潟市、名古屋市、津市、金沢市、富山市、大阪市、京都市、神戸市、広島市、山口市、岡山市、鳥取市、松江市、高松市、高知市、松山市、福岡市、長崎市、大分市、熊本市、鹿児島市、宮崎市及び那覇市
　㈱　試験場は原則として上記の都市内に設けるが、その都市の周辺地に設けることがある。
　⑸　第１次試験合格者発表　令和８年５月28日（木）に、合格者の受験番号をウェブサイトに掲載する方法で発表する。
　なお、合格者には書面で通知する。
　２　第２次試験　専門試験、政策論文試験、人物試験Ⅰ及び人物試験Ⅱ
　⑴　対象者　第１次試験の合格者
　⑵　方法
　ア　専門試験　専門的知識等について、記述式により、次に掲げる５領域のうち、受験者が選択する１領域又は２領域の筆記試験を行う。
　㋐　心理学に関する領域
　㋑　教育学に関する領域
　㋒　福祉に関する領域
　㋓　社会学に関する領域
　㋔　法律学に関する領域
　イ　政策論文試験　組織運営上の課題を理解し、解決策を企画立案する能力等について、記述式による筆記試験を行う。
　ウ　人物試験Ⅰ　人柄、資質、能力等について、個別面接による試験を行う。
　エ　人物試験Ⅱ　人柄、資質、能力等について、集団討論及び個別面接による試験を行う。
　⑶　試験期日
　ア　専門試験及び政策論文試験　令和８年６月６日（土）
　イ　人物試験Ⅰ及び人物試験Ⅱ　令和８年６月８日（月）から同月22日（月）までの間で、第１次試験合格者に送付する人物試験受験票により指定する日
　⑷　試験地
　ア　専門試験及び政策論文試験
　第１次試験の試験地に同じ。
　なお、受験者ごとの試験地は、第１次試験を受験した試験地と同一の試験地とする。
　イ　人物試験Ⅰ及び人物試験Ⅱ　次の表の「第１次試験地」欄に掲げる試験地で第１次試験を受験した者の試験地は、「第１次試験地」欄の区分ごとに、同表の「試験地」欄に定める試験地とする。ただし、試験地は他の試験地と集約されることがある。
　㈱　試験場は原則として同表の「試験地」欄に定める都市内に設けるが、その都市の周辺地に設けることがある。

第１次試験地	試験地
札幌市　函館市　釧路市	札幌市
仙台市　福島市　盛岡市　秋田市　青森市	仙台市
東京都　横浜市　さいたま市　千葉市　水戸市　宇都宮市　前橋市　静岡市　甲府市　長野市　新潟市	東京都
名古屋市　津市　金沢市　富山市	名古屋市
大阪市　京都市　神戸市	大阪市
広島市　山口市　岡山市　鳥取市　松江市	広島市
高松市　高知市　松山市	高松市
福岡市　長崎市　大分市　熊本市　鹿児島市　宮崎市　那覇市	福岡市

　⑸　最終合格者発表　令和８年７月９日（木）に、合格者の受験番号をウェブサイトに掲載する方法で発表する。
　なお、合格者には書面で通知する。
第６　採用候補者名簿の作成方法及び採用方法
　採用候補者名簿は、最終合格者の氏名を高点順に記載して作成する。採用は、採用候補者名簿に記載された者の中から行う。
第７　受験申込手続
　１　裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトを利用する方法による申込みの場合
　⑴　受験の申込み　受験希望者は、裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトのアドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込受付サイトアドレス［https://www-shiken.courts.go.jp/］）
　⑵　申込受付期間　令和８年３月13日（金）午前10時00分から４月６日（月）まで
　なお、申込みは、令和８年４月６日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。
　２　申込書を郵送する方法による申込みの場合
　⑴　受験申込書の交付　受験申込書は、最高裁判所で交付する。
　なお、郵便により受験申込書を請求する場合には、封筒の表に「受験申込書請求（総合職）」と朱書し、宛先及び郵便番号を明記して180円切手を貼付した返信用封筒（角形２号）を同封する。
　⑵　受験申込先　最高裁判所
　⑶　受験申込方法　受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、受験申込先に簡易書留郵便で提出する。
　なお、封筒の表に「総合職（家庭裁判所調査官補）受験」と朱書する。
　⑷　申込受付期間　令和８年３月13日（金）から同月16日（月）まで
　なお、令和８年３月16日（月）までの消印のあるものに限り、受け付ける。
　３　受験票の発行
　受験の申込みを受理した場合は受験票を発行する。受験者は、第１次試験の際に、申込受付サイトからダウンロードした受験票を提示すること。申込受付サイトから本人の写真をアップロードしていない受験者は、第１次試験の際に、本人の写真を印刷して必ず持参すること。写真をアップロードせず、かつ持参しない場合や写真の写りが不鮮明で受験用として適当でない場合には、受験を認めない。
　４　受験申込後の試験地等の変更の禁止
　受験申込後は、申込みをした試験の種類及び試験地の変更は認めない。

第８　その他

１　受験申込手続その他受験についての問い合わせは、最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係（03―3264―5758）に行うこと。

２　受験に際し、身体の障害等があるため何らかの配慮を希望する者は、受験申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

３　試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。

令和８年度裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）公告

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第47条の規定に基づき、次のとおり告知する。

令和８年３月13日　　最高裁判所

第１　試験の名称

裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）

第２　対象官職

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則（平成21年最高裁判所規則第６号）の別表１の項第３欄第６号、第11号及び第15号に規定する職制上の段階に属する裁判所事務官のうち、特に高度の知識又は経験を必要とする事務を行うことをその職務とする官職

第３　給与

この試験に合格して採用された場合には、原則として、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律第６条に規定する行政職俸給表㈠の２級１号俸の俸給が支給される。このほか、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の定めるところにより、諸手当が支給される。

第４　受験資格

１　次に掲げる者

⑴　平成８年４月２日から平成17年４月１日までに生まれた者

⑵　平成17年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

ア　大学を卒業した者及び令和９年３月までに大学を卒業する見込みの者

イ　最高裁判所がアに掲げる者と同等の資格があると認める者

２　欠格事由

１の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

⑴　日本の国籍を有しない者

⑵　国家公務員法第38条の規定に該当する者

第５　受験の特例

この試験の受験者は、申込みに際して、併せて令和８年度裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）の受験者としての取扱いを希望することができる。

第６　試験種目及び出題分野等

１　第１次試験　基礎能力試験及び専門試験

⑴　対象者　受験申込者全員

⑵　方法

ア　基礎能力試験　知能及び一般的知識について、多肢選択式による筆記試験を行う。

イ　専門試験　専門的知識等について、多肢選択式により、次の科目の筆記試験を行う。

㋐　憲法

㋑　民法

㋒　次に掲げる科目のうち、受験者が選択する１科目

ａ　行政法

ｂ　刑法

ｃ　経済理論

⑶　試験期日　令和８年５月９日（土）

⑷　試験地　札幌市、函館市、釧路市、仙台市、福島市、盛岡市、秋田市、青森市、東京都、横浜市、さいたま市、千葉市、水戸市、宇都宮市、前橋市、静岡市、甲府市、長野市、新潟市、名古屋市、津市、金沢市、富山市、大阪市、京都市、神戸市、広島市、山口市、岡山市、鳥取市、松江市、高松市、高知市、松山市、福岡市、長崎市、大分市、熊本市、鹿児島市、宮崎市及び那覇市

㈱　試験場は原則として上記の都市内に設けるが、その都市の周辺地に設けることがある。

⑸　第１次試験合格者発表　令和８年５月28日（木）に、合格者の受験番号をウェブサイトに掲載する方法で発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

２　第２次試験　専門試験、政策論文試験及び人物試験。ただし、受験の特例希望者については、一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）における合否判定用として、論文試験を加える。

⑴　対象者　第１次試験の合格者。ただし、⑵のエについては、第１次試験の有効受験者に対して行う。

⑵　方法

ア　専門試験　専門的知識等について、記述式により、次の科目の筆記試験を行う。

㋐　憲法

㋑　民法

㋒　刑法

イ　政策論文試験　組織運営上の課題を理解し、解決策を企画立案する能力等について、記述式による筆記試験を行う。

ウ　人物試験　人柄、資質、能力等について、個別面接による試験を行う。

エ　論文試験　文章による表現力、課題に対する理解力等について、記述式による筆記試験を行う。

⑶　試験期日

ア　論文試験　令和８年５月９日（土）

イ　専門試験及び政策論文試験　令和８年６月６日（土）

ウ　人物試験　令和８年６月８日（月）から同月19日（金）までの間で、第１次試験合格者に送付する人物試験受験票により指定する日

⑷　試験地

ア　専門試験、政策論文試験及び論文試験　第１次試験の試験地に同じ。

なお、受験者ごとの試験地は、第１次試験を受験した試験地と同一の試験地とする。

イ　人物試験　次の表の「受験者の区分」欄に掲げる受験者に応じ、「試験地」欄に定める試験地とする。

㈱　試験場は原則として同表の「試験地」欄に定める都市内に設けるが、その都市の周辺地に設けることがある。

受験者の区分	試験地
札幌高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	札幌市
仙台高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	仙台市
東京高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	東京都
名古屋高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	名古屋市
大阪高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	大阪市
広島高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	広島市
高松高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	高松市
福岡高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	福岡市

⑸　第２次試験合格者発表　令和８年７月２日（木）に、合格者の受験番号をウェブサイトに掲載する方法で発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

３　第３次試験　人物試験

⑴　対象者　第２次試験の合格者

⑵　方法　人柄、資質、能力等について、集団討論及び個別面接による試験を行う。

⑶　試験期日　令和８年７月13日（月）又は同月14日（火）のいずれかの日で、第２次試験合格者に送付する人物試験受験票により指定する日

⑷　試験地　東京都

⑸　最終合格者発表　令和８年７月29日（水）に、合格者の受験番号をウェブサイトに掲載する方法で発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

第７　採用候補者名簿の作成方法及び採用方法

採用候補者名簿は、希望する勤務地を管轄する高等裁判所ごとに作成し、最終合格者の氏名を高点順に記載する。採用は、採用候補者名簿に記載された者の中から行う。

第８　受験申込手続

１　裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトを利用する方法による申込みの場合

⑴　受験の申込み　受験希望者は、裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトのアドレスにアクセスして申込手続を行うこと。(申込受付サイトアドレス［https://www-shiken.courts.go.jp/］)

⑵　申込受付期間　令和８年３月13日（金）午前10時00分から４月６日（月）まで

なお、申込みは、令和８年４月６日(月)までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

２　申込書を郵送する方法による申込みの場合

⑴　受験申込書の交付　受験申込書は、最高裁判所で交付する。

なお、郵便により受験申込書を請求する場合には、封筒の表に「受験申込書請求(総合職)」と朱書し、宛先及び郵便番号を明記して180円切手を貼付した返信用封筒（角形２号）を同封する。

⑵　受験申込先　最高裁判所

⑶　受験申込方法　受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、受験申込先に簡易書留郵便で提出する。

なお、封筒の表に「総合職（裁判所事務官）受験」と朱書する。

⑷　申込受付期間　令和８年３月13日（金）から同月16日（月）まで

なお、令和８年３月16日（月）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

３　受験票の発行

受験の申込みを受理した場合は受験票を発行する。受験者は、第１次試験の際に、申込受付サイトからダウンロードした受験票を提示すること。申込受付サイトから本人の写真をアップロードしていない受験者は、第１次試験の際に、本人の写真を印刷して必ず持参すること。写真をアップロードせず、かつ持参しない場合や写真の写りが不鮮明で受験用として適当でない場合には、受験を認めない。

４　受験申込後の試験地等の変更の禁止

受験申込後は、申込みをした試験の種類、受験の特例希望の有無、希望する勤務地を管轄する高等裁判所及び試験地の変更は認めない。

第９　その他

１　受験申込手続その他受験についての問い合わせは、最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係（03―3264―5758)に行うこと。

２　受験に際し、身体の障害等があるため何らかの配慮を希望する者は、受験申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

３　試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。

令和８年度裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補、大卒程度区分）公告

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第47条の規定に基づき、次のとおり告知する。

令和８年３月13日　最高裁判所

第１　試験の名称

裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補、大卒程度区分）

第２　対象官職

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則（平成21年最高裁判所規則第６号）の別表３の項第３欄第４号に規定する職制上の段階に属する家庭裁判所調査官補

第３　給与

この試験に合格して採用された場合には、原則として、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律第６条に規定する行政職俸給表㈠の２級１号俸の俸給が支給される。このほか、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の定めるところにより、諸手当が支給される。

第４　受験資格

１　次に掲げる者

⑴　平成８年４月２日から平成17年４月１日までに生まれた者

⑵　平成17年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

ア　大学を卒業した者及び令和９年３月までに大学を卒業する見込みの者

イ　最高裁判所がアに掲げる者と同等の資格があると認める者

２　欠格事由

１の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

⑴　日本の国籍を有しない者

⑵　国家公務員法第38条の規定に該当する者

第５　試験種目及び出題分野等

１　第１次試験　基礎能力試験

⑴　対象者　受験申込者全員

⑵　方法　知能及び一般的知識について、多肢選択式による筆記試験を行う。

⑶　試験期日　令和８年５月９日（土）

⑷　試験地　札幌市、函館市、釧路市、仙台市、福島市、盛岡市、秋田市、青森市、東京都、横浜市、さいたま市、千葉市、水戸市、宇都宮市、前橋市、静岡市、甲府市、長野市、新潟市、名古屋市、津市、金沢市、富山市、大阪市、京都市、神戸市、広島市、山口市、岡山市、鳥取市、松江市、高松市、高知市、松山市、福岡市、長崎市、大分市、熊本市、鹿児島市、宮崎市及び那覇市

㈱　試験場は原則として上記の都市内に設けるが、その都市の周辺地に設けることがある。

⑸　第１次試験合格者発表　令和８年５月28日（木）に、合格者の受験番号をウェブサイトに掲載する方法で発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

２　第２次試験　専門試験、政策論文試験、人物試験Ⅰ及び人物試験Ⅱ

⑴　対象者　第１次試験の合格者

⑵　方法

ア　専門試験　専門的知識等について、記述式により、次に掲げる５領域のうち、受験者が選択する１領域又は２領域の筆記試験を行う。

㋐　心理学に関する領域

㋑　教育学に関する領域

㋒　福祉に関する領域

㋓　社会学に関する領域

㋔　法律学に関する領域

イ　政策論文試験　組織運営上の課題を理解し、解決策を企画立案する能力等について、記述式による筆記試験を行う。

ウ　人物試験Ⅰ　人柄、資質、能力等について、個別面接による試験を行う。

エ　人物試験Ⅱ　人柄、資質、能力等について、集団討論及び個別面接による試験を行う。

⑶　試験期日

ア　専門試験及び政策論文試験　令和８年６月６日（土）

イ　人物試験Ⅰ及び人物試験Ⅱ　令和８年６月８日（月）から同月22日（月）までの間で、第１次試験合格者に送付する人物試験受験票により指定する日

⑷　試験地

ア　専門試験及び政策論文試験

第１次試験の試験地に同じ。

なお、受験者ごとの試験地は、第１次試験を受験した試験地と同一の試験地とする。

イ　人物試験Ⅰ及び人物試験Ⅱ　次の表の「第１次試験地」欄に掲げる試験地で第１次試験を受験した者の試験地は、「第１次試験地」欄の区分ごとに、同表の「試験地」欄に定める試験地とする。ただし、試験地は他の試験地と集約されることがある。

㈱　試験場は原則として同表の「試験地」欄に定める都市内に設けるが、その都市の周辺地に設けることがある。

第１次試験地	試験地
札幌市　函館市　釧路市	札幌市
仙台市　福島市　盛岡市 秋田市　青森市	仙台市

東京都　横浜市　さいたま市　千葉市　水戸市　宇都宮市　前橋市　静岡市　甲府市　長野市　新潟市	東京都
名古屋市　津市　金沢市　富山市	名古屋市
大阪市　京都市　神戸市	大阪市
広島市　山口市　岡山市　鳥取市　松江市	広島市
高松市　高知市　松山市	高松市
福岡市　長崎市　大分市　熊本市　鹿児島市　宮崎市　那覇市	福岡市

⑸　最終合格者発表　令和８年７月９日(木)に、合格者の受験番号をウェブサイトに掲載する方法で発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

第６　採用候補者名簿の作成方法及び採用方法

採用候補者名簿は、最終合格者の氏名を高点順に記載して作成する。採用は、採用候補者名簿に記載された者の中から行う。

第７　受験申込手続

１　裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトを利用する方法による申込みの場合

⑴　受験の申込み　受験希望者は、裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトのアドレスにアクセスして申込手続を行うこと。(申込受付サイトアドレス［https://www-shiken.courts.go.jp/］)

⑵　申込受付期間　令和８年３月13日（金）午前10時00分から４月６日（月）まで

なお、申込みは、令和８年４月６日(月)までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

２　申込書を郵送する方法による申込みの場合

⑴　受験申込書の交付　受験申込書は、最高裁判所で交付する。

なお、郵便により受験申込書を請求する場合には、封筒の表に「受験申込書請求(総合職)」と朱書し、宛先及び郵便番号を明記して180円切手を貼付した返信用封筒（角形２号）を同封する。

⑵　受験申込先　最高裁判所

⑶　受験申込方法　受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、受験申込先に簡易書留郵便で提出する。

なお、封筒の表に「総合職（家庭裁判所調査官補）受験」と朱書する。

⑷　申込受付期間　令和８年３月13日（金）から同月16日（月）まで

なお、令和８年３月16日（月）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

３　受験票の発行

受験の申込みを受理した場合は受験票を発行する。受験者は、第１次試験の際に、申込受付サイトからダウンロードした受験票を提示すること。申込受付サイトから本人の写真をアップロードしていない受験者は、第１次試験の際に、本人の写真を印刷して必ず持参すること。写真をアップロードせず、かつ持参しない場合や写真の写りが不鮮明で受験用として適当でない場合には、受験を認めない。

４　受験申込後の試験地等の変更の禁止

受験申込後は、申込みをした試験の種類及び試験地の変更は認めない。

第８　その他

１　受験申込手続その他受験についての問い合わせは、最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係（03―3264―5758)に行うこと。

２　受験に際し、身体の障害等があるため何らかの配慮を希望する者は、受験申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

３　試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。

令和８年度裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）公告

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第47条の規定に基づき、次のとおり告知する。

令和８年３月13日　最高裁判所

第１　試験の名称

裁判所職員採用一般職試験(裁判所事務官、大卒程度区分)

第２　対象官職

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則（平成21年最高裁判所規則第６号）の別表１の項第３欄第６号、第11号及び第15号に規定する職制上の段階に属する裁判所事務官のうち、定型的な事務を行うことをその職務とする官職

第３　給与

この試験に合格して採用された場合には、原則として、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律第６条に規定する行政職俸給表㈠の１級25号俸の俸給が支給される。このほか、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の定めるところにより、諸手当が支給される。

第４　受験資格

１　次に掲げる者

⑴　平成８年４月２日から平成17年４月１日までに生まれた者

⑵　平成17年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

ア　大学を卒業した者及び令和９年３月までに大学を卒業する見込みの者並びに最高裁判所がこれらの者と同等の資格があると認める者

イ　学校教育法に基づく短期大学(以下「短期大学」という。)又は同法に基づく高等専門学校（以下「高等専門学校」という。）を卒業した者及び令和９年３月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに最高裁判所がこれらの者と同等の資格があると認める者

２　欠格事由

１の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

⑴　日本の国籍を有しない者

⑵　国家公務員法第38条の規定に該当する者

第５　試験種目及び出題分野等

１　第１次試験　基礎能力試験及び専門試験

⑴　対象者　受験申込者全員

⑵　方法

ア　基礎能力試験　知能及び一般的知識について、多肢選択式による筆記試験を行う。

イ　専門試験　専門的知識等について、多肢選択式により、次の科目の筆記試験を行う。

㋐　憲法

㋑　民法

㋒　次に掲げる科目のうち、受験者が選択する１科目

ａ　行政法

ｂ　刑法

ｃ　経済理論

⑶　試験期日　令和８年５月９日（土）

⑷　試験地　札幌市、函館市、釧路市、仙台市、福島市、盛岡市、秋田市、青森市、東京都、横浜市、さいたま市、千葉市、水戸市、宇都宮市、前橋市、静岡市、甲府市、長野市、新潟市、名古屋市、津市、金沢市、富山市、大阪市、京都市、神戸市、広島市、山口市、岡山市、鳥取市、松江市、高松市、高知市、松山市、福岡市、長崎市、大分市、熊本市、鹿児島市、宮崎市及び那覇市

㈱　試験場は原則として上記の都市内に設けるが、その都市の周辺地に設けることがある。

⑸　第１次試験合格者発表　令和８年５月28日（木）に、合格者の受験番号をウェブサイトに掲載する方法で発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

２　第２次試験　論文試験及び人物試験

⑴　対象者　第１次試験の合格者。ただし、⑵のアについては、第１次試験の有効受験者に対して行う。

⑵　方法

ア　論文試験　文章による表現力、課題に対する理解力等について、記述式による筆記試験を行う。

イ　人物試験　人柄、資質、能力等について、個別面接による試験を行う。

⑶　試験期日

ア　論文試験　令和８年５月９日（土）

イ　人物試験　令和８年６月８日（月）から７月３日（金）までの間で、第１次試験合格者に送付する人物試験受験票により指定する日

⑷　試験地

ア　論文試験

第１次試験の試験地に同じ。

なお、受験者ごとの試験地は、第１次試験を受験した試験地と同一の試験地とする。

イ　人物試験　次の表の「受験者の区分」欄に掲げる受験者に応じ、「試験地」欄に掲げる試験地とする。ただし、第１次試験を受験した試験地が、希望する勤務地を管轄する高等裁判所の管轄内にある場合の当該受験者の試験地は、第１次試験と同一の試験地とする。

㈱　試験場は原則として同表の「試験地」欄に定める都市内に設けるが、その都市の周辺地に設けることがある。

受験者の区分	試験地
札幌高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	札幌市　函館市 釧路市
仙台高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	仙台市　福島市 盛岡市　秋田市 青森市
東京高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	東京都　横浜市 さいたま市　千葉市　水戸市　宇都宮市　前橋市　静岡市　甲府市　長野市　新潟市
名古屋高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	名古屋市　津市 金沢市　富山市
大阪高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	大阪市　京都市 神戸市
広島高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	広島市　山口市 岡山市　鳥取市 松江市
高松高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	高松市　高知市 松山市
福岡高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	福岡市　長崎市 大分市　熊本市 鹿児島市　宮崎市 那覇市

⑸　最終合格者発表　令和８年７月29日（水）に、合格者の受験番号をウェブサイトに掲載する方法で発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

第６　採用候補者名簿の作成方法及び採用方法

採用候補者名簿は、希望する勤務地を管轄する高等裁判所ごとに作成し、最終合格者の氏名を高点順に記載する。採用は、採用候補者名簿に記載された者の中から行う。

第７　受験申込手続

１　裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトを利用する方法による申込みの場合

⑴　受験の申込み　受験希望者は、裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトのアドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込受付サイトアドレス［https://www-shiken.courts.go.jp/］）

⑵　申込受付期間　令和８年３月13日（金）午前10時00分から４月６日（月）まで

なお、申込みは、令和８年４月６日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

２　申込書を郵送する方法による申込みの場合

⑴　受験申込書の交付　受験申込書は、最高裁判所で交付する。

なお、郵便により受験申込書を請求する場合には、封筒の表に「受験申込書請求（一般職（大卒程度））」と朱書し、宛先及び郵便番号を明記して180円切手を貼付した返信用封筒（角形２号）を同封する。

⑵　受験申込先　最高裁判所

⑶　受験申込方法　受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、受験申込先に簡易書留郵便で提出する。

なお、封筒の表に「一般職（裁判所事務官）受験」と朱書する。

⑷　申込受付期間　令和８年３月13日（金）から同月16日（月）まで

なお、令和８年３月16日（月）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

３　受験票の発行

受験の申込みを受理した場合は受験票を発行する。受験者は、第１次試験の際に、申込受付サイトからダウンロードした受験票を提示すること。申込受付サイトから本人の写真をアップロードしていない受験者は、第１次試験の際に、本人の写真を印刷して必ず持参すること。写真をアップロードせず、かつ持参しない場合や写真の写りが不鮮明で受験用として適当でない場合には、受験を認めない。

４　受験申込後の試験地等の変更の禁止

受験申込後は、申込みをした試験の種類、希望する勤務地を管轄する高等裁判所及び試験地の変更は認めない。

第８　その他

１　受験申込手続その他受験についての問い合わせは、最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係（03―3264―5758）に行うこと。

２　受験に際し、身体の障害等があるため何らかの配慮を希望する者は、受験申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

３　試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。

令和８年度裁判所書記官等試験委員会臨時委員

令和８年度裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官）及び一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）（以下「一般職試験（裁判所事務官）」という。）の試験事務に参画する者として裁判所書記官等試験委員会臨時委員に任命した者は、次のとおりである。

令和８年３月13日　最高裁判所

１　総合職試験（裁判所事務官）及び一般職試験（裁判所事務官）の第１次試験専門試験（多肢選択式）担当

経済理論

創価大学准教授　小島　健

２　総合職試験（裁判所事務官）の第２次試験専門試験（記述式）担当

憲法

一橋大学大学院教授　只野　雅人

民法

神戸大学大学院教授　田中　洋

刑法

東京都立大学教授　星　周一郎

民事訴訟法

神戸大学大学院教授　八田　卓也

刑事訴訟法

東京大学大学院教授　成瀬　剛

令和８年度家庭裁判所調査官試験委員会臨時委員

令和８年度裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補）の試験事務に参画する者として家庭裁判所調査官試験委員会臨時委員に任命した者は、次のとおりである。

令和８年３月13日　最高裁判所

第２次試験専門試験（記述式）担当

心理学に関する領域

上智大学教授　横山　恭子

奈良女子大学教授　黒川　嘉子

宇都宮大学准教授　久保田愛子

お茶の水女子大学准教授　伊藤　大幸

専修大学教授　下斗米　淳

東洋大学准教授　大髙　瑞郁

教育学に関する領域

東京大学大学院教授　藤江　康彦

福島大学准教授　坂本　篤史

山梨大学大学院准教授　小野田亮介

群馬大学大学院准教授　鈴木　豪

日本女子大学教授　清水　睦美

お茶の水女子大学教授　大多和直樹

福祉に関する領域

武庫川女子大学教授　半羽利美佳

関西学院大学教授　髙井由起子

日本福祉大学教授　堀場　純矢

静岡県立大学短期大学部准教授　松浦　崇

桜美林大学大学院教授　中谷　陽明

武蔵野大学教授　渡辺　裕一

社会学に関する領域

大阪産業大学教授　菊地　真理

和洋女子大学准教授　大日　義晴

淑徳大学教授　山本　功

京都大学大学院教授　岡邊　健

法律学に関する領域

慶應義塾大学教授　田高　寛貴

東京都立大学准教授　山科　麻衣

公　告

諸事項

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和８年３月13日

関東地方整備局長　橋本　雅道

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本業務に係る見積決定及び契約締結は、当該業務に係る令和８年度予算（暫定予算を含む。）が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年３月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加点）する対象案件です。

１．当該招請の主旨

本業務は、ETC2.0プローブデータ収集装置からの情報を集約、管理及び処理するプローブ統合処理設備において、ETC2.0の普及に伴う収集データ量の増加により、集約、管理等の処理の遅延が生じていることから、負荷分散処理機能の向上を図るため、処理の基盤となる各種サーバの増設及び刷新を行い、処理能力を16億測位から18億測位へ向上させる改良を行うものである。業務の実施にあたっては、運用に支障を与えないよう本システムに精通し、かつ、関連システムとの連携内容等についても熟知している必要がある。

これらのことから、本業務の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の者を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の者との契約手続に移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の者と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

２．業務概要

⑴　業務名　Ｒ７プローブ統合処理設備改良業務

⑵　業務内容　①ハードウェア機能向上
②分散処理基盤増強（18億測位対応）
③ミドルウェア（分散処理基盤）ライセンス更新
④RHELライセンス更新

⑶　履行期間　契約締結日の翌日から令和９年３月31日

３．業務目的

本業務は、ETC2.0プローブデータ収集装置からの情報を集約、管理及び処理するプローブ統合処理設備において、ETC2.0の普及に伴う収集データ量の増加により、集約、管理等の処理の遅延が生じていることから、負荷分散処理機能の向上を図るため、処理の基盤となる各種サーバの増設及び刷新を行い、処理能力を16億測位から18億測位へ向上させる改良を行うものである。

４．参加者に求める応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

⑴　基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお「競争参加者の資格に関する公示」（令和７年３月31日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

③　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。

④　関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥　説明書の交付を直接受けた者であること。

⑦　参加意思確認書を提出しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

Ⅰ　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

㋐　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。㋑において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。㋑において同じ。）の関係にある場合

㋑　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

Ⅱ　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし㋐については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

㋐　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ⅰ　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ　会社法第２条第15号に規定する社外取締役

ニ　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ⅱ　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ⅲ　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ⅳ　組合の理事

ⅴ　その他業務を執行する者であってⅰからⅳまでに掲げる者に準ずる者

㋑　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

㋒　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

⑵　技術力に関する要件

①　本番環境に準じたテスト環境（テストデータの作成を含む。）を契約締結時点において受注者自ら構築できること。

②　契約締結時点において稼働している機能に障害が発生した場合、迅速な対応をとれる体制を構築できること。

⑶　設備・システムに関する要件

①　開発に必要な場所は、受注者自ら準備できること。

②　開発に必要な機器等については、受注者自ら準備（動作環境の設定を含む）できること。

⑷　業務執行体制に関する要件

業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請負わせないこと。

⑸　業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、平成27年度以降参加意思確認書の提出期限までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において１件以上実績を有していること。

・同種業務：道路情報処理に関するシステムの開発又は改良を行った実績（業務、工事又は製造）

・類似業務：情報処理に関するシステムの開発又は改良を行った実績（業務、工事又は製造）(同種業務を除く)

⑹　配置予定技術者に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、平成27年度以降参加意思確認書の提出期限までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において１件以上の実績を有していること。

・同種業務：道路情報処理に関するシステムの開発又は改良を行った実績（業務、工事又は製造）

・類似業務：情報処理に関するシステムの開発又は改良を行った実績（業務、工事又は製造）(同種業務を除く)

５．手続等

⑴　担当部局

①　契約関係

〒330―9724　埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１　さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課購買第一係

電話：048―601―3151

②　技術関係（特記仕様書等の照会先）

〒330―9724　埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１　さいたま新都心合同庁舎２号館18階　関東地方整備局企画部情報通信技術課道路情報係

電話：048―600―1339

メールアドレス：ktr-jyouhou@mlit.go.jp

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法

①　交付場所及び方法

交付を希望する者には、郵送（着払い・希望者の負担）又は、窓口で紙面での交付を行う。郵送を希望する者は、上記⑴②に申し出ること。

ただし、電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め上記⑴②に事前連絡を行うこと。

また、電子データでの交付を希望する者には、電子メールにより電子データを交付するので、上記⑴②に電子メールにて依頼を行うこと。

②　窓口での交付期間

令和８年３月13日から令和８年３月27日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日）を除く毎日、９時15分から18時00分まで（最終日は16時まで）とする。

⑶　参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和８年３月27日（金）16時00分

提出場所：上記⑴②に同じ。

提出方法：原則として電子メールにより提出すること。

なお、押印を省略する場合は「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を参加意思確認書に必ず記載すること。

６．その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　関連情報を入手するための照会窓口

５．⑴に同じ。

⑶　当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限

令和８年４月22日（水）16時00分

⑷　令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない者も５．⑶により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合に、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出期限の日において、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑸　なお、これらの日時までに令和８年度予算の執行が可能とならない場合には、別途連絡する日時とする。

⑹　詳細は説明書による。

７．Summary

⑴　Subject matter of service : R7 Probe Integrated Processing Facility Improvement Project 1 set

⑵　Time-limit to express interests : 16 : 00 27 March 2026

⑶　Contact point of documentation relating to the proposal : Training Section, Engineering, Affairs Survey Division, Planning Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1 Shintoshin Chuo-Ku, Saitama-Shi, Saitama-Ken, 330―9724, Japan TEL 048―600―1339

⑷　Contact point for the notice : No.1 Purchase Section, Contract Division, General Affairs Department, Kanto Regional Department Bureau

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

会社その他の公告

解散公告

当法人は、令和七年九月二十二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

北海道網走市南八条西三丁目一番地の一二

一般社団法人ラブアバ

清算人　北山　美里

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

北海道天塩郡遠別町字本町六丁目二六番地

有限会社花田板金興業

清算人　花田久美夫

解散公告

当社は、令和七年十二月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

北海道斜里郡斜里町ウトロ西四番地

有限会社ワイズ

清算人　砂子　章彦

解散公告

当社は、令和八年二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

北海道虻田郡倶知安町南四条東四丁目一番地二六

日之光株式会社

代表清算人　千村ひろ美

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

岩手県花巻市星が丘一丁目一四番一六号

有限会社中村測量設計事務所

清算人　中村　一夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

宮城県名取市那智が丘四丁目一―七

イーストキャリア合同会社

清算人　遠藤　照雄

解散公告

当社は、令和八年二月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

宮城県栗原市若柳字川南南大通一八番地の一〇

有限会社阿部忠

清算人　阿部　尚

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

宮城県仙台市青葉区赤坂二丁目九番地の二

合同会社水巧社

清算人　福島　良弘

解散公告

当社は、令和八年二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

宮城県角田市角田字田町一三二番地の一

有限会社善

清算人　引地　延美

解散公告

当社は、令和八年二月四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

埼玉県上尾市上八七五―一

合同会社エムエーエス

清算人　林　美代子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

千葉県船橋市西習志野一丁目一番一六号

株式会社ＣＨＩＮＯ

代表清算人　千野　実

解散公告

当社は、令和七年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

千葉県松戸市八ケ崎二丁目一六番地の一二

株式会社由伊企画

代表清算人　須賀　達之

解散公告

当社は、令和八年二月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

千葉県勝浦市墨名六九七番地四外房アパート三〇一号室

ミレーニア株式会社

代表清算人　板倉　健太

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

千葉県千葉市中央区中央二丁目三番一六号

特定非営利活動法人ＪＰ・メディカルハーブ協会

清算人　大貫ゆかり

解散公告

当法人は、令和八年二月二十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

東京都港区新橋四丁目三〇番六号京急中はらビル五Ｆ

一般社団法人アフリカンラグーン

代表清算人　飯田　律

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年二月二十五日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

東京都千代田区永田町二丁目一四番二号山王グランドビル三階スリーアイズキャピタル株式会社内

Ａｐｏｌｌｏ株式会社

代表清算人　末岡　聖教

解散公告

当社は、令和八年二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

東京都千代田区神田紺屋町一六ＮＡＳビル二〇一

向陽精密機械株式会社

代表清算人　盛田　春雄

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

東京都中央区日本橋兜町九番五号

株式会社メインフォース

代表清算人　山田　操

解散公告

当社は、令和七年十二月十一日付でみなし解散により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

東京都千代田区麹町六丁目四番六号一六〇二

株式会社沼田商事

代表清算人　沼田　順太

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

東京都千代田区富士見一―三―一〇ＣＦ一三一〇

株式会社シロップ

代表清算人　松井裕紀子

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

東京都三鷹市下連雀四―二―三二リムテラス三鷹下連雀ザ・グラン一〇四号室

株式会社ｄａｗｇ

代表清算人　諫山　陸

解散公告

当社は、令和八年一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

東京都千代田区神田多町二丁目三番五号

株式会社ウエルズ

代表清算人　正木　健司

解散公告

当法人は、令和七年二月二十八日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

東京都目黒区祐天寺一丁目一八番九号ヒルトップ武島Ⅱ－一〇二号室

特定非営利活動法人日本自然治癒力推進協会

清算人　武島えりさ

解散公告

当社は、令和八年一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

東京都練馬区東大泉二丁目一五番一二号

株式会社ウォンツ制作所

代表清算人　齋藤　雅俊

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

東京都武蔵野市西久保二丁目二九番一六号

有限会社かくだぁ

清算人　岡本淳之介

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

東京都中央区銀座七丁目五番五号

株式会社ジャパンリテールイノベーション

代表清算人　五利江康司

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

神奈川県相模原市中央区上溝一九一六番地一

株式会社エンゼルランプ

代表清算人　林　梅

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年三月十三日

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目五番地一四ワイズネクスト新横浜三階

ＨＦＩ　Ｊａｐａｎ合同会社

清算人　ブライアン・ウィリアム・グレイディー

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

東京都新宿区西落合一－一三－一六ＢＣＩＴＹＡＰＡＲＴＭＥＮＴＳＨＩＮＪＵＫＵ四〇一

株式会社Ｇｒｏｏｖｅ　Ｗｏｒｋｓ

代表清算人　近藤　啓太

解散公告

当社は、令和八年三月一日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

東京都渋谷区代々木一丁目三〇番一五号

Ｎｅｏｔｅｃ　Ｓｏｌｕｔｉｏｎｓ合同会社

清算人　シー・シャオビーン

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

東京都港区虎ノ門一丁目一五番一〇号名和ビル四階

ＡｃｃｌａｒｏＪａｐａｎ株式会社

代表清算人　大久保昭平

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

東京都港区虎ノ門一丁目一五番一〇号名和ビル四階

ヨンカーズトランスレーションアンドエンジニアリング株式会社

代表清算人　大久保昭平

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

東京都杉並区高円寺南一丁目二八番七号一〇一号室

株式会社ソーサリーエンターテインメント

代表清算人　林　宗慶

解散公告

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

グローリーリミテッド一般社団法人

清算人　鄭　武壽

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

グローリーリミテッド合同会社

清算人　鄭　武壽

解散公告

当社は、令和七年十一月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

東京都港区南青山二丁目二番一五号

株式会社サイバーファクトリー

代表清算人　新村　綾子

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日、会社法第三百十九条第一項の規定に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

第51期決算公告

令和８年３月13日

宮城県気仙沼市本郷22番地の５

アーバン株式会社

代表取締役　谷村　明信

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,609,410
	固定資産	4,259,276
	繰延資産	13
	合計	5,868,699
負債及び純資産の部	流動負債	135,117
	固定負債	5,399,717
	株主資本	333,865
	資本金	20,000
	資本剰余金	51,000
	利益剰余金	262,865
	その他利益剰余金	262,865
	（うち当期純利益）	(3,352)
	合計	5,868,699

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

神奈川県愛甲郡愛川町中津七九六番地の六

有限会社愛中木材

清算人　小林　芳明

解散公告

当社は、令和八年二月二十日開催の株主総会の決議により、同日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

新潟市西区坂井東一丁目三番二四号

有限会社新潟北研水質管理社

清算人　田邊　宏

解散公告

当会社は、令和七年八月二十七日、総社員の同意により解散いたしました。

つきましては、債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、期間内にお申し出のないときは、清算から除斥いたします。

令和八年三月十三日

静岡県富士市中丸六〇六―二

合同会社ＤＸＹ　Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ

清算人　笹川　優来

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

名古屋市北区平安二丁目一三番二一号

ニュー平安ビル三階

ＲＥＮコンストラクト株式会社

代表清算人　加藤　治輝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

愛知県名古屋市中区金山一丁目一五番一四号

トーカン金山八〇一号　愛昇産業株式会社

代表清算人　平山　賢輔

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

滋賀県守山市梅田町八番一八号

株式会社コープ

代表清算人　川村　邦雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町一〇一番地

ＴｒａｎｓＴｅｃｈｎｏｌｏｇｙ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　千田　好之

解散公告

当社は、令和八年二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

京都市山科区日ノ岡石塚町三七―三五Ｂ

蘭亭株式会社

代表清算人　吉田　克弘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

京都市伏見区桃山町駿河八五番

コスモホーム株式会社

代表清算人　髙松　利治

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

京都市南区唐橋高田町三六番地七

株式会社光陽印刷所

代表清算人　木村　芳樹

解散公告

当社は、令和八年二月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

京都府京丹後市網野町網野二四〇番地

イトエツ酒販有限会社

清算人　糸井　直隆

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

大阪市東淀川区上新庄三丁目一番三―一四一〇号

株式会社アルガ

代表清算人　小林　健一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

大阪市中央区今橋二丁目五番八号

ＳＤファクトリー株式会社

代表清算人　山本　公義

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

大阪市中央区今橋二丁目五番八号

株式会社ウィルライブ

代表清算人　山本　公義

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

大阪府泉北郡忠岡町忠岡北一丁目四番四〇号

泉大津板紙有限会社

清算人　宮崎　裕二

解散公告

当社は、令和八年二月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

大阪市天王寺区上本町七丁目一番一六―三六〇五号

株式会社志機マシンサプライ

代表清算人　山﨑　真一

第25期決算公告　2026年３月13日

栃木県小山市駅東通り二丁目37番３号

株式会社

アイ・エヌ・ジーコミュニケーションズ

代表取締役社長　西ヶ谷貴治

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	133,148
	固定資産	24,302
	合計	157,451
負債及び純資産の部	流動負債	12,279
	固定負債	7,525
	退職給付引当金	7,525
	株主資本	137,646
	資本金	50,000
	利益剰余金	87,646
	その他利益剰余金	87,646
	（うち当期純利益）	(8,988)
	合計	157,451

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

大阪市中央区本町四丁目六番二七―四〇二号

キンダイ株式会社

代表清算人　王　偉華

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

大阪府和泉市府中町四丁目五番一六号

合同会社ＷＥＬＬｉＴＹ

清算人　倉石龍太郎

解散公告

当社は、令和八年二月十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

兵庫県赤穂市片浜町一五七番地

合同会社周技研

清算人　堤　周作

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

兵庫県芦屋市打出小槌町一三番一五号

株式会社鹿島敏正事務所

代表清算人　鹿島　敏正

解散公告

当社は、令和六年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

奈良県桜井市大字西之宮二二八番地の一〇五

株式会社わかばライフケアーサービス

代表清算人　中平美智雄

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日の総社員の同意により解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

奈良県香芝市別所二番地二三

Ｋ's Space合同会社

清算人　菱木　研

解散公告

当社は、令和八年二月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

岡山県岡山市中区藤原光町一丁目一五番三号

株式会社モス

代表清算人　前橋　伸治

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

広島県府中市府中町八三番地

株式会社日本アート

代表清算人　稲尾　豪一

解散公告

当社は、令和一年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

山口県下関市武久町二丁目七五―二

高峰建設株式会社

代表清算人　若松　敏幸

解散公告

当組合は、令和七年九月二十五日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

香川県観音寺市観音寺町甲三二八五番地

三陽商工協同組合

清算人　中上　裕喜

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

福岡県行橋市西宮市四丁目一八九番地九

有限会社恵光会

清算人　西村　直子

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

北九州市小倉北区鍛冶町一丁目一番一号

竹内電商合同会社

清算人　竹内　昭典

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

佐賀県武雄市武雄町大字武雄二二八二番地三

株式会社ほむら

代表清算人　渡辺　和彦

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

長崎市畝刈町一六一三番地二三九

株式会社オートコム

代表清算人　坂田美知子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

大分市大字猪野一二三一番四

プラスエネルギーハウス株式会社

代表清算人　中津留博史

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月二日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和八年二月二十四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

東京都北区西ケ原二丁目四四番七号

医療法人社団山之内医院

清算人　山之内由紀子

第２期決算公告

令和８年３月13日

埼玉県朝霞市東弁財１丁目２番26号
アンビシャスプラザ朝霞台201

オーエン株式会社

代表取締役　中村　功

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	23,237
	固定資産	11,488
	繰延資産	14
	資産合計	**34,739**
純資産の部負債及び	流動負債	7,042
	固定負債	5,800
	株主資本	21,897
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,897
	（うち当期純利益）	(3,729)
	負債・純資産合計	**34,739**

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年一月三十日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

山梨県南巨摩郡身延町釜額七八二番地
宗教法人長澤寺
清算人　弁護士　田中　謙一
連絡先　山梨県甲府市相生二丁目五番一七号鈴木屋ビル三階

解散公告（第一回）

当法人は、解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

名古屋市南区戸部町三丁目一番地
医療法人芙蓉会
清算人　横瀬かおる

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年一月二十一日仙台地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年三月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

宮城県仙台市太白区向山二丁目八番一号
宗教法人世界友愛会教団
清算人　佐藤　律子

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年二月十五日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

滋賀県近江八幡市竹町三二二番地
農事組合法人竹町農業生産組合
清算人　北川　誠次

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年二月十八日南丹市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年三月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

京都府南丹市園部町小桜町四七番地（南丹市役所内）
八木駅西土地区画整理組合
代表清算人　八木　啓吾

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

熊本市西区島崎二丁目二番一三号
医療法人社団えとう小児科クリニック
清算人　江藤　仁治

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年一月八日農業協同組合法第七十三条第四項において準用する同法第六十四条の二第一項の規定により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

三重県桑名市大字増田五五二番地三
農事組合法人アグリ古野
清算人　水谷　俊吉

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年二月二十二日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十三日

広島県東広島市黒瀬町大多田八四二
農事組合法人おおただ
代表清算人　中野　恕

第十二期決算公告

令和七年十一月三十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部

流動資産	六四
固定資産	一
資産合計	六五

負債及び純資産の部

流動負債	四六
固定負債	一九〇
株主資本	△一七一
資本金	一〇
利益剰余金	△一八一
（その他利益剰余金）	（△一八一）
（当期純利益）	（一六）
負債及び純資産合計	六五

令和八年三月十三日

愛知県豊橋市駅前大通一丁目五五番地サーラタワー
サーラの水株式会社
代表取締役社長　鈴木　将孝

第 40 期 決 算 公 告

令和８年３月12日　東京都中央区日本橋箱崎町24番１号

株式会社アークシステム

代表取締役社長　戸北　宗朋

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,508,824	流動負債	652,431
固定資産	168,967	固定負債	22,945
有形固定資産	55,002	株主資本	1,003,570
無形固定資産	13,227	資本金	150,000
投資その他の資産	100,737	資本剰余金	1,342
		資本準備金	1,342
		利益剰余金	852,228
		利益準備金	37,660
		その他利益剰余金	814,568
		（うち当期純利益）	(319,021)
		評価・換算差額等	△1,155
		その他有価証券評価差額金	△1,155
資産合計	1,677,791	負債・純資産合計	1,677,791

第 28 期 決 算 公 告

2026 年 3 月 13 日

東京都世田谷区大蔵一丁目４番１号
株式会社東京砧花き園芸市場
代表取締役社長　尾﨑　　進

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	781,751	流動負債	404,211
固定資産	115,773	賞与引当金	21,523
		固定負債	177,980
		役員退職給付引当金	2,675
		退職給付引当金	34,905
		株主資本	315,332
		資本金	100,000
		利益剰余金	215,332
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	190,332
		（うち当期純利益）	(18,243)
合計	897,525	合計	897,525

第 63 期決算公告　令和８年３月13日
東京都品川区南品川４丁目１番15号
ニッペホームプロダクツ株式会社
代表取締役社長　上村祐一郎
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,157,551
	固定資産	266,728
	資産合計	**2,424,279**
負債及び純資産の部	流動負債	1,578,687
	賞与引当金	18,500
	固定負債	49,914
	株主資本	761,615
	資本金	99,840
	利益剰余金	661,775
	利益準備金	24,960
	その他利益剰余金	636,815
	（うち当期純利益）	(7,605)
	評価・換算差額等	34,064
	負債・純資産合計	**2,424,279**

第 15 期決算公告　令和８年３月13日
東京都港区西新橋二丁目20番１号
Ｎａｎ－ｏ、Ｂｌｄｇ．新虎６階
株式会社Ｕｉ２
代表取締役　崔　勇徹
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	485,022
	固定資産	39,288
	合計	**524,311**
負債及び純資産の部	流動負債	114,248
	工事損失引当金	11,971
	固定負債	142,418
	株主資本	267,644
	資本金	3,000
	利益剰余金	264,644
	その他利益剰余金	264,644
	（うち当期純利益）	(15,644)
	合計	**524,311**

第 10 期決算公告　2026年３月13日
千葉県夷隅郡大多喜町横山2450番１
株式会社グランプーケ大多喜
代表取締役社長　本川　浩史
貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	359,297
	固定資産	11,312
	合計	**370,610**
負債及び純資産の部	流動負債	35,214
	賞与引当金	3,916
	固定負債	75,155
	株主資本	260,239
	資本金	100,000
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	130,239
	その他利益剰余金	130,239
	（うち当期純利益）	(37,811)
	合計	**370,610**

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年３月13日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社プロスタイル　②三重県知事(1)第3776号　③代表取締役　木山幸宏　④三重県伊勢市岩渕２丁目５番37号　⑤1000万円　⑥三重県知事　⑦三重県伊勢市岩渕２丁目５番37号　株式会社プロスタイル　代表取締役　木山幸宏

千葉県住宅供給公社公告第１号

本公社において、公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第四十七条第１項の規定により公営住宅及び共同施設の管理を行うので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

一　事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う地方公共団体又は地方住宅供給公社の名称

千葉県住宅供給公社

二　事業主体に代わって管理を行う公営住宅又は共同施設の名称

千葉県県営住宅設置管理条例（昭和三十五年千葉県条例第三十九号）別表に掲げる県営住宅のうち一般県営住宅及びその共同施設

三　事業主体に代わって行う公営住宅又は共同施設の管理の内容

千葉県県営住宅設置管理条例第三十三条の十四第１項各号に掲げる権限を行うこと。

四　事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

令和八年三月十三日

千葉市中央区栄町１番１六号

千葉県住宅供給公社

理事長　吉田　篤史

第９期決算公告

2026年３月13日

東京都港区北青山二丁目５番８号

株式会社Ｅｃｏｎｅｔ

代表取締役社長　一井　克彦

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	77,076
	合計	77,076
負債純資産の部	流動負債	186
	株主資本	76,889
	資本金	55,000
	資本剰余金	45,000
	資本準備金	45,000
	利益剰余金	△23,110
	その他利益剰余金	△23,110
	（うち当期純損失）	(1,409)
	合計	77,076

第７期決算公告

2026年３月13日

東京都港区北青山二丁目５番８号

株式会社ストラテジックインサイト

代表取締役社長　石井光太郎

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	29,903
	固定資産	61
	合計	29,964
負債純資産の部	流動負債	21,696
	株主資本	8,267
	資本金	10,000
	利益剰余金	△1,732
	その他利益剰余金	△1,732
	（うち当期純利益）	(289)
	合計	29,964

第12期決算公告

令和８年２月24日

東京都港区赤坂二丁目13番５号

イニシアス株式会社

代表取締役　三浦　次郎

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	378,864
	固定資産	170,026
	資産合計	548,891
負債純資産の部	流動負債	195,167
	固定負債	200,212
	株主資本	153,319
	資本金	50,000
	資本剰余金	45,619
	資本準備金	45,619
	利益剰余金	57,700
	その他利益剰余金	57,700
	（うち当期純利益）	(57,700)
	新株予約権	192
	負債・純資産合計	548,891

第３期決算公告

令和８年３月13日

東京都渋谷区宇田川町１番12―3407号

株式会社ホムア

代表取締役　島田まゆみ

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	184,550
	固定資産	668,300
	資産合計	852,851
負債純資産の部	流動負債	127,353
	固定負債	278,260
	株主資本	447,237
	資本金	3,000
	資本剰余金	30,252
	資本準備金	30,252
	利益剰余金	413,984
	その他利益剰余金	413,984
	（うち当期純利益）	(20,986)
	負債・純資産合計	852,851

第10期決算公告

2026年３月13日

東京都港区北青山二丁目５番８号

株式会社オークネットアドバンス

代表取締役社長　土屋　貴幸

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	94,612
	固定資産	976
	合計	95,588
負債純資産の部	流動負債	35,691
	固定負債	14,865
	退職給付引当金	14,865
	株主資本	45,030
	資本金	10,000
	利益剰余金	35,030
	利益準備金	1,720
	その他利益剰余金	33,310
	（うち当期純損失）	(670)
	合計	95,588

第13期決算公告

2026年３月13日

東京都港区北青山二丁目５番８号

株式会社

オーク・フィナンシャル・パートナーズ

代表取締役社長　後藤　博文

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,046,829
	固定資産	12,287
	合計	1,059,116
負債純資産の部	流動負債	499,361
	賞与引当金	10,794
	固定負債	421,133
	株主資本	138,621
	資本金	10,000
	利益剰余金	128,621
	その他利益剰余金	128,621
	（うち当期純利益）	(84,577)
	合計	1,059,116

第71期決算公告

令和８年２月24日

東京都中央区東日本橋三丁目７番17号

株式会社前田製作所

代表取締役　前田　洋子

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,561	流動負債	2,624
固定資産	1,765	固定負債	799
		株主資本	1,903
		資本金	100
		資本剰余金	140
		その他資本剰余金	140
		利益剰余金	1,833
		利益準備金	86
		その他利益剰余金	1,747
		（うち当期純利益）	(275)
		自己株式	△170
資産合計	5,326	負債・純資産合計	5,326

第25期決算公告

2026年３月13日

東京都千代田区三番町８番１

株式会社アイオーク

代表取締役社長　大畑　智

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,671,136	流動負債	981,889
固定資産	504,412	賞与引当金	39,520
		固定負債	197,802
		役員退職給付引当金	10,149
		退職給付引当金	142,352
		株主資本	4,995,857
		資本金	100,000
		利益剰余金	4,895,857
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	4,870,857
		（うち当期純利益）	(1,107,382)
合計	6,175,548	合計	6,175,548

第24期決算公告

令和８年２月25日

岡山県倉敷市水島明神町80番21号

享栄シーイー株式会社

代表取締役　安田　央

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	202,290	流動負債	52,389
固定資産	11,727	固定負債	0
		株主資本	161,628
		資本金	20,000
		資本剰余金	4,500
		資本準備金	4,500
		利益剰余金	190,214
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	187,714
		（うち当期純損失）	(48,179)
		自己株式	△53,086
資産合計	214,017	負債・純資産合計	214,017

第68期決算公告

令和８年３月13日

和歌山市吹上二丁目３番36号

株式会社出雲殿冠婚葬祭互助センター

代表取締役　浅井　信雄

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,511,780	流動負債	784,636
固定資産	2,230,269	固定負債	2,203,424
有形固定資産	1,435,911	株主資本	753,989
無形固定資産	200	資本金	50,000
投資その他の資産	794,158	利益剰余金	703,989
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	688,989
		（うち当期純利益）	(1,055)
資産合計	3,742,049	負債・純資産合計	3,742,049

第２期決算公告

令和８年２月27日
東京都中央区銀座三丁目４番１号
大倉別館５階
Ｍ＆Ｃアセットマネジメント株式会社
代表取締役　坂本　俊彦

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	65,152
	固定資産	1,721
	資産合計	66,873
負債純資産の部	流動負債	4,771
	株主資本	62,102
	資本金	50,000
	資本剰余金	52,000
	資本準備金	52,000
	利益剰余金	△39,898
	その他利益剰余金	△39,898
	（うち当期純利益）	（11,289）
	負債・純資産合計	66,873

第２期決算公告

2026年３月13日
東京都港区北青山二丁目５番８号
一般社団法人日本マイスター検定協会
代表理事　有村　祐二

貸借対照表の要旨
（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,502
	合計	6,502
負債純資産の部	流動負債	521
	剰余金	5,980
	利益剰余金	5,980
	その他利益剰余金	5,980
	（うち当期純利益）	（1,351）
	合計	6,502

第７期決算公告

令和８年３月13日
福岡県築上郡上毛町大字下唐原379番地
株式会社ユカリナ
代表取締役　島田まゆみ

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	65,031
	固定資産	348,585
	資産合計	413,616
負債純資産の部	流動負債	107,780
	固定負債	260,885
	株主資本	44,950
	資本金	2,040
	利益剰余金	42,910
	その他利益剰余金	42,910
	（うち当期純利益）	（45）
	負債・純資産合計	413,616

第15期決算公告

令和８年３月13日　　千葉県袖ヶ浦市中袖20番１号
株式会社荏原エリオット
代表取締役　許斐　真

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
流動資産		27,970	流動負債	21,752
固定資産		8,356	固定負債	437
			（うち退職給付引当金）	（268）
			株主資本	14,174
			資本金	450
			資本剰余金	5,717
			資本準備金	5,717
			利益剰余金	8,007
			その他利益剰余金	8,007
			評価・換算差額等	△36
			繰延ヘッジ損益	△36
資産合計		36,327	負債・純資産合計	36,327

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	39,993
売上原価	26,277
売上総利益	13,715
販売費及び一般管理費	5,762
営業利益	7,953
営業外収益	2,554
営業外費用	255
経常利益	10,252
特別利益	0
特別損失	18
税引前当期純利益	10,235
法人税、住民税及び事業税	2,278
法人税等調整額	73
当期純利益	7,883

第21期決算公告

令和８年３月13日
東京都新宿区四谷四丁目28番14号
株式会社トラベルジップ
代表取締役　大泉　敏郎

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	565,692,028
	固定資産	79,661,329
	資産合計	645,353,357
負債純資産の部	流動負債	95,845,681
	株主資本	549,507,676
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	539,507,676
	その他利益剰余金	539,507,676
	（うち当期純利益）	（66,896,966）
	負債・純資産合計	645,353,357

第30期決算公告

令和８年３月13日
愛知県半田市奥町四丁目29番地
株式会社半田ファーム
代表取締役　栗木　鋭三

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	149
	固定資産	166
	合計	316
負債純資産の部	流動負債	190
	固定負債	20
	株主資本	105
	資本金	10
	利益剰余金	95
	その他利益剰余金	95
	（うち当期純利益）	（11）
	合計	316

第85期決算公告

令和８年３月６日
新潟県長岡市寺泊竹森字二ツ塚1411番地
株式会社鈴民精密工業所
代表取締役　鈴木　将義

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	747,861
	固定資産	449,664
	資産合計	1,197,525
負債純資産の部	流動負債	676,971
	固定負債	351,522
	退職給付引当金	22,088
	株主資本	169,032
	資本金	95,000
	利益剰余金	244,380
	利益準備金	23,750
	その他利益剰余金	220,630
	（うち当期純利益）	（22,777）
	自己株式	△170,348
	負債・純資産合計	1,197,525

第68期決算公告

令和８年３月13日
東京都千代田区神田錦町三丁目17番地
廣瀬ビルディング株式会社
取締役社長　**廣**瀬　直之

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,026,570
	固定資産	1,375,791
	資産合計	2,402,361
負債純資産の部	流動負債	466,289
	建物圧縮引当金	336,641
	固定負債	684,956
	株主資本	1,251,115
	資本金	20,000
	利益剰余金	2,031,515
	利益準備金	40,000
	その他利益剰余金	1,991,515
	（うち当期純利益）	（91,757）
	自己株式	△800,400
	負債・純資産合計	2,402,361

第55期決算公告

令和８年３月13日
大阪府茨木市島４丁目22番25号
株式会社住協
代表取締役　皆越　徹

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	664,676
	固定資産	150,018
	合計	814,694
負債純資産の部	流動負債	510,728
	固定負債	92,381
	株主資本	211,585
	資本金	20,000
	利益剰余金	191,585
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	186,585
	（うち当期純利益）	（34,526）
	合計	814,694

第50期決算公告

令和８年２月20日
青森県青森市第二問屋町三丁目10番26号
株式会社青森共同計算センター
代表取締役　石岡　一彦

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	718,991
	固定資産	492,216
	合計	1,211,207
負債純資産の部	流動負債	480,447
	固定負債	—
	株主資本	730,760
	資本金	50,000
	利益剰余金	680,760
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	668,260
	（うち当期純利益）	（100,283）
	合計	1,211,207

第 49 期 決 算 公 告

令和８年３月13日
青森県青森市古館一丁目10番７号
ミドリ安全青森株式会社
代表取締役　田村　昌寿

貸借対照表の要旨
（令和７年11月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	162,201
	固定資産	3,971
	合計	166,172
負純資産及び部	流動負債	106,610
	株主資本	59,562
	資本金	10,000
	利益剰余金	49,562
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	47,062
	（うち当期純利益）	(46,829)
	合計	166,172

第 9 期 決 算 公 告

令和８年３月13日
東京都中央区銀座一丁目６番11号土志田ビルディング３Ｆ
DH－CRUX Japan特定目的会社
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産の部	71,796,257	流動負債	12,630,130
固定資産	71,796,257	固定負債	29,721,807
その他資産の部	4,699,349	負債合計	42,351,937
流動資産	4,281,334	社員資本	34,143,670
固定資産	413,599	特定資本金	120
投資その他の資産	413,599	優先資本金	34,294,000
繰延資産	4,415	剰余金	△150,449
		当期未処理損失	150,449
		純資産合計	34,143,670
資産合計	76,495,607	負債・純資産合計	76,495,607

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,776,987
営業費用	1,874,055
営業損失	97,068
営業外収益	3,034
営業外費用	52
経常損失	94,086
税引前当期純損失	94,086
法人税、住民税及び事業税	605
当期純損失	94,691

第 9 期 決 算 公 告

令和８年３月13日
東京都渋谷区渋谷１－１－８
ｍｉｎｔ株式会社
代表取締役　田村健太郎

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,278
	資産合計	7,278
負純資産及び部	流動負債	2,213
	固定負債	177,088
	株主資本	△172,023
	資本金	10,000
	利益剰余金	△182,023
	その他利益剰余金	△182,023
	（うち当期純損失）	(4,257)
	負債・純資産合計	7,278

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億二六七一万円減少し一億円とすることにいたしました。
効力発生日は令和八年四月十四日であり、株主総会の決議は、令和八年一月三十日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十三日
東京都千代田区神田錦町三丁目二一番地七号
株式会社Ｅｃｏ―Ｐｏｒｋ
代表取締役　神林　隆

第８期決算公告

令和８年３月13日
東京都千代田区神田錦町三丁目21番地７号
株式会社Ｅｃｏ―Ｐｏｒｋ

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	447,731
	固定資産	96,709
	繰延資産	74,995
	資産合計	619,436
負純資産及び部	流動負債	198,472
	固定負債	147,460
	株主資本	273,503
	資本金	426,710
	資本剰余金	1,298,220
	資本準備金	859,965
	その他資本剰余金	438,255
	利益剰余金	△1,451,426
	その他利益剰余金	△1,451,426
	（うち当期純損失）	(234,105)
	負債・純資産合計	619,436

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千七百八十五万円、資本準備金の額を二億一千三百二十五万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十三日
東京都八王子市美山町二一六一番地二一
株式会社マグネイチャー
代表取締役　森下　明平

第 14 期決算公告

令和８年３月13日
東京都渋谷区渋谷１－１－８
株式会社ファンコミュニケーションズ・グローバル
代表取締役　遠藤　哲也

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	443,298
	固定資産	120
	資産合計	443,419
負純資産及び部	流動負債	152,220
	固定負債	60,000
	株主資本	231,198
	資本金	9,000
	資本剰余金	9,000
	資本準備金	9,000
	利益剰余金	213,198
	その他利益剰余金	213,198
	（うち当期純損失）	(75,746)
	負債・純資産合計	443,419

第７期決算公告

令和８年３月13日
東京都八王子市美山町2161番地21
株式会社マグネイチャー
代表取締役　森下　明平

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,678
	固定資産	10
	合計	12,688
負純資産及び部	流動負債	2,646
	固定負債	140,000
	株主資本	△129,958
	資本金	227,850
	新株式申込証拠金	10,000
	資本剰余金	183,250
	資本準備金	183,250
	利益剰余金	△551,058
	その他利益剰余金	△551,058
	（うち当期純損失）	(52,772)
	合計	12,688

第 42 期 決 算 公 告

令和８年２月２日
東京都台東区東上野４丁目26番８号
株式会社オズ・プロジェクト
代表取締役　山内　祐司

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	59,735
	固定資産	1,787
	資産合計	61,522
負純資産及び部	流動負債	32,153
	賞与引当金	265
	株主資本	29,369
	資本金	40,000
	資本剰余金	21,200
	その他資本剰余金	21,200
	利益剰余金	△31,830
	その他利益剰余金	△31,830
	（うち当期純損失）	(729)
	負債・純資産合計	61,522

第 20 期 決 算 公 告

令和８年３月13日

愛知県豊田市広田町谷口63番地１

株式会社サンテックシンワ

代表取締役　山形　正人

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	262,831
	固定資産	251,723
	合計	514,555
負債及び純資産の部	流動負債	32,610
	固定負債	162,076
	株主資本	319,868
	資本金	3,000
	利益剰余金	316,868
	その他利益剰余金	316,868
	（うち当期純利益）	(30,201)
	合計	514,555

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四億五千七万六千五百三円減少し〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十三日

愛知県豊田市広田町谷口六三番地一

株式会社サンテックシンワ

代表取締役　山形　正人

決　算　公　告

令和８年３月13日

東京都港区虎ノ門二丁目６番１号

ＭＢＫパートナーズ株式会社

代表取締役　池田　大輔

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,710,627
	固定資産	866,542
	繰延資産	10,712
	資産合計	2,587,883
負債及び純資産の部	流動負債	1,015,648
	株主資本	1,572,235
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,562,235
	その他利益剰余金	1,562,235
	（うち当期純利益）	(117,518)
	負債・純資産合計	2,587,883

第 3 期 決 算 公 告

令和８年３月13日

三重県熊野市井戸町446番地23

Ｉ＆Ａホールディングス株式会社

代表取締役　井本　伊織

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	292
	固定資産	666
	合計	958
負債及び純資産の部	流動負債	291
	株主資本	666
	資本金	8
	資本剰余金	658
	資本準備金	658
	利益剰余金	0
	その他利益剰余金	0
	（うち当期純損失）	(2)
	合計	958

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を六億五千八百五万五千五百五十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十三日

三重県熊野市井戸町四四六番地二三

Ｉ＆Ａホールディングス株式会社

代表取締役　井本　伊織

第 57 期 決 算 公 告

令和８年３月13日

東京都台東区台東三丁目42番７号

株式会社サンライズ

代表取締役　石井　恒久

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	503,920
	固定資産	85,603
	合計	589,523
負債及び純資産の部	流動負債	32,297
	固定負債	66
	株主資本	557,160
	資本金	23,000
	利益剰余金	534,160
	利益準備金	11,097
	その他利益剰余金	523,063
	（うち当期純利益）	(33,318)
	合計	589,523

第 56 期決算公告

令和８年３月13日

神戸市東灘区御影塚町一丁目８番17号

株式会社神戸酒心館

代表取締役　安福武之助

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	705,242
	固定資産	1,581,954
	繰延資産	20
	資産合計	2,287,217
負債及び純資産の部	流動負債	74,697
	固定負債	1,450,973
	株主資本	761,546
	資本金	60,000
	利益剰余金	753,313
	利益準備金	1,136
	その他利益剰余金	752,177
	（うち当期純利益）	(51,043)
	自己株式	△51,767
	負債・純資産合計	2,287,217

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千万円、資本準備金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十三日

神戸市東灘区御影塚町一丁目八番一七号

株式会社神戸酒心館

代表取締役　安福武之助

第 12 期 決 算 公 告

令和８年２月２日

愛知県一宮市三条字エグロ５番地

株式会社東洋モーターインターナショナル

代表取締役　丸山　博文

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	713,979
	固定資産	141,527
	資産合計	855,507
負債及び純資産の部	流動負債	176,386
	賞与引当金	1,361
	固定負債	167,064
	株主資本	512,057
	資本金	3,000
	利益剰余金	509,057
	その他利益剰余金	509,057
	（うち当期純利益）	(73,581)
	負債・純資産合計	855,507

第 29 期 決 算 公 告

令和８年３月13日

奈良県生駒市北田原町1207番地８

株式会社ウチムラ

代表取締役　内村　将鷹

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	74,345
	固定資産	167,233
	繰延資産	11,016
	資産合計	252,594
負債及び純資産の部	流動負債	39,106
	株主資本	213,488
	資本金	3,000
	利益剰余金	210,488
	その他利益剰余金	210,488
	（うち当期純利益）	(27,296)
	負債・純資産合計	252,594

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和八年四月十七日とする内村興産株式会社との株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十三日

奈良県生駒市北田原町一二〇七番地八

株式会社ウチムラ

代表取締役　内村　将鷹

第 64 期 決 算 公 告

令和８年２月２日

大阪府寝屋川市池田新町19番31号

株式会社ヤマト

代表取締役　山岸　勇治

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	65,214
	固定資産	279
	資産合計	65,494
負債及び純資産の部	流動負債	38,235
	賞与引当金	90
	株主資本	27,258
	資本金	6,000
	利益剰余金	21,258
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	19,758
	（うち当期純利益）	(11,573)
	負債・純資産合計	65,494

決　算　公　告

令和８年３月13日
大阪府大阪市西淀川区竹島四丁目10番８号
東京・日本交通株式会社
代表取締役　畠山　明秀

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	454,792
	固定資産	132,793
	資産合計	587,585
負純資産及び部	流動負債	406,772
	固定負債	749,479
	株主資本	△568,666
	資本金	1,000
	利益剰余金	△569,666
	その他利益剰余金	△569,666
	（うち当期純損失）	(178,464)
	負債・純資産合計	587,585

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

令和八年三月十三日
沖縄県宮古島市平良字下里一五五九番地七
代表取締役　（甲）株式会社喜山　邊土名清志
沖縄県宮古島市平良字島尻二二番地一
代表社員　（乙）合同会社島頭　邊土名清志

第９期決算公告

令和８年３月13日
沖縄県宮古島市平良字下里1559番地７
株式会社喜山
代表取締役　邊土名清志

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,495
	固定資産	27,511
	繰延資産	138
	合計	34,145
負純資産及び部	流動負債	18,952
	固定負債	25,413
	株主資本	△10,220
	資本金	2,000
	利益剰余金	△12,220
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	△12,220
	（うち当期純利益）	(8,240)
	合計	34,145

第 69 期決算公告

令和８年２月27日
大阪市東成区大今里西２丁目11番13号
株式会社林吾
代表取締役　林　靖範

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	192,432
	固定資産	25,831
	合計	218,263
負純資産及び部	流動負債	54,112
	固定負債	72,858
	株主資本	91,293
	資本金	30,328
	利益剰余金	68,195
	利益準備金	7,582
	その他利益剰余金	60,613
	（うち当期純損失）	(27,033)
	自己株式	△ 7,230
	合計	218,263

第 35 期 決 算 公 告

令和７年12月29日
東京都港区虎ノ門一丁目23番１号虎ノ門ヒルズ森タワー
ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社
代表取締役　日色　保

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	41,823	流動負債	28,144
固定資産	9,480	賞与引当金	969
		その他	27,175
		固定負債	3,048
		株主資本	20,111
		資本金	10
		資本剰余金	8
		資本準備金	8
		利益剰余金	20,093
		利益準備金	68
		繰越利益剰余金	20,026
資産合計	51,303	負債・純資産合計	51,303

損益計算書の要旨
（自　令和６年10月１日　至　令和７年９月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	135,004
売上原価	81,198
売上総利益	53,806
販売費及び一般管理費	42,932
営業利益	10,874
営業外収益	156
営業外費用	3
経常利益	11,027
税引前当期純利益	11,027
法人税、住民税及び事業税	2,973
法人税等調整額	833
当期純利益	7,220

第 48 期 決 算 公 告

令和８年３月13日
埼玉県行田市持田2213番地
ビットラン株式会社
代表取締役　松岡　利明

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	255,284
	固定資産	82
	合計	255,366
負純資産及び部	流動負債	4,402
	株主資本	250,964
	資本金	50,000
	利益剰余金	200,964
	利益準備金	6,300
	その他利益剰余金	194,664
	（うち当期純損失）	(18,110)
	合計	255,366

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千九百九十九万九千八百九十四円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりですが、期中に資本金の額が増加し、現在の資本金の額は三億四千九百九十九万九千八百九十四円となっております。

令和八年三月十三日
東京都渋谷区神宮前五丁目五二番二号
株式会社ＹＯＡＫＥ ｅｎｔｅｒｔａｉｎｍｅｎｔ
代表取締役　森山　聡太

第２期決算公告

2026年３月13日
東京都渋谷区神宮前五丁目52番２号
株式会社YOAKE entertainment
代表取締役　森山　聡太

貸借対照表の要旨（2025年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	216,476
	固定資産	46,234
	合計	262,710
負純資産及び部	流動負債	71,538
	固定負債	110,320
	株主資本	50,137
	資本金	100,000
	資本剰余金	4,950
	資本準備金	4,950
	利益剰余金	△54,812
	その他利益剰余金	△54,812
	（うち当期純損失）	(50,434)
	新株予約権	30,715
	合計	262,710

第 9 期 決 算 公 告

令和８年３月13日
東京都中央区銀座１―24―３
株式会社ロックビル
代表取締役　山本　泰大

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	873,519
	固定資産	27,421
	合計	900,940
負純資産及び部	流動負債	285,771
	固定負債	539,314
	株主資本	75,855
	資本金	5,000
	利益剰余金	70,855
	その他利益剰余金	70,855
	（うち当期純利益）	(38,697)
	合計	900,940

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

スマートフォン向けゲーム「King Arthur：伝説の誕生」のサービス終了にあたり、資金決済に関する法律第20条第１項の規定に基づき、未使用のゲーム内通貨の保有者に払戻しをいたします。

＜払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号＞
ネットマーブルジャパン株式会社
＜払戻し対象の前払式支払手段の種類＞
「King Arthur：伝説の誕生」用ゲーム内通貨「クリスタル」の未使用残高（有償発行分に限る）
＜払戻しの申出期間＞
令和８年３月13日金曜日11：00～令和８年６月12日金曜日11：00迄
当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続から除斥されます。
＜問い合わせ先＞
ネットマーブルカスタマーサポート：help_refund@netmarble.jp
令和８年３月13日
東京都港区新橋５丁目１番９号　ネットマーブルジャパン株式会社

第39期決算公告

令和８年３月12日
兵庫県淡路市中村134番地の１
ミツテック株式会社
代表取締役　東　　晃

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,780,620
	固定資産	819,034
	繰延資産	18
	合計	5,599,673
負債及び純資産の部	流動負債	1,007,541
	固定負債	14,734
	株主資本	4,577,397
	資本金	50,000
	利益剰余金	4,527,397
	利益準備金	14,000
	その他利益剰余金	4,513,397
	（うち当期純利益）	(343,063)
	合計	5,599,673

第３期決算公告

令和８年１月30日
東京都板橋区中丸町11番２号
ワコーレ要町ビル７階
株式会社アルドア
代表取締役　長谷川　崇

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	819
	合計	819
負債及び純資産の部	流動負債	72
	株主資本	747
	資本金	2,000
	利益剰余金	△1,252
	その他利益剰余金	△1,252
	（うち当期純損失）	(383)
	合計	819

第４期決算公告

令和８年３月13日
東京都品川区勝島１丁目６番22号
株式会社ｅパドック
代表取締役社長　小山　哲司

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,488
	固定資産	8
	合計	1,496
負債及び純資産の部	流動負債	443
	固定負債	700
	株主資本	353
	資本金	100
	利益剰余金	253
	その他利益剰余金	253
	（うち当期純利益）	(68)
	合計	1,496

第17期決算公告

令和８年３月13日
大阪府堺市美原区太井122番地１
上島珈琲貿易株式会社
代表取締役　上島　淳史

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	118,970
	固定資産	116,064
	合計	235,034
負債及び純資産の部	流動負債	28,936
	固定負債	311,602
	株主資本	△ 105,503
	資本金	10,000
	資本剰余金	567
	その他資本剰余金	567
	利益剰余金	△ 116,071
	その他利益剰余金	△ 116,071
	（うち当期純利益）	(1,645)
	合計	235,034

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する上島珈琲貿易株式会社（住所大阪府堺市美原区太井一二二番地一）に対して当社の業務用珈琲の卸売、喫茶店直営店の運営、フランチャイズ事業、EC販売及び珈琲豆の製造加工の各事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和八年三月二十八日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十三日
大阪府堺市美原区太井一二二番地一
上島珈琲貿易株式会社
代表取締役　上島　淳史

第５期決算公告

令和７年６月18日
兵庫県神崎郡福崎町西治498番地
石塚王子ペーパーパッケージング株式会社
代表取締役社長　田村　亮一

貸借対照表の要旨（令和７年３月20日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	4,608
	固定資産	920
	合計	5,529
負債及び純資産の部	流動負債	3,431
	固定負債	264
	株主資本	1,833
	資本金	100
	資本剰余金	1,922
	資本準備金	25
	その他資本剰余金	1,897
	利益剰余金	△189
	その他利益剰余金	△189
	（うち当期純利益）	(130)
	合計	5,529

第17期決算公告

令和８年３月13日
東京都港区西麻布四丁目11番７―306号
パイ・フィナンシャル・アンド・マネジメント株式会社
代表取締役　小山ナオコ

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	23,933
	固定資産	22,207
	合計	46,140
負債及び純資産の部	流動負債	16,330
	固定負債	44,866
	株主資本	△15,056
	資本金	3,000
	利益剰余金	△18,056
	その他利益剰余金	△18,056
	（うち当期純損失）	(4,899)
	合計	46,140

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしましたので公告します。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十三日
東京都港区西麻布四丁目一一番七―三〇六号
パイ・フィナンシャル・アンド・マネジメント株式会社
代表取締役　小山ナオコ

第44期決算公告

2026年３月13日

東京都千代田区五番町10番地７

ＪＢＴＶ五番町ビル

ＪＢＴＶ株式会社

代表取締役社長　小笠原政明

貸借対照表の要旨
（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	868,784
	固定資産	964,470
	合計	1,833,255
負債及び純資産の部	流動負債	156,700
	役員賞与引当金	1,800
	賞与引当金	31,898
	固定負債	73,566
	退職給付引当金	48,757
	役員退職慰労引当金	6,249
	株主資本	1,602,987
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	その他資本剰余金	100,000
	利益剰余金	1,402,987
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,377,987
	（うち当期純利益）	(60,435)
	合計	1,833,255

第20期決算公告

令和８年３月13日
神奈川県藤沢市片瀬山一丁目10番11号
ＤＳＫ株式会社
代表取締役　原　　大輔

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	15,051
	固定資産	5,510
	合計	20,561
負債及び純資産の部	流動負債	724
	固定負債	41,290
	株主資本	△21,452
	資本金	8,000
	利益剰余金	△29,452
	その他利益剰余金	△29,452
	（うち当期純利益）	(97)
	合計	20,561

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十三日
神奈川県藤沢市片瀬山一丁目一〇番一一号
ＤＳＫ株式会社
代表取締役　原　　大輔

第41期決算公告

令和８年３月２日

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪8650

株式会社伸和精工

代表取締役　佐藤　友治

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,598
	固定資産	856
	合計	2,454
負債及び純資産の部	流動負債	1,131
	（うち賞与引当金）	(6)
	固定負債	271
	（うち退職給付引当金）	(158)
	（うち役員退職慰労引当金）	(5)
	株主資本	1,049
	資本金	174
	資本剰余金	624
	資本準備金	164
	その他資本剰余金	460
	利益剰余金	828
	その他利益剰余金	828
	（うち当期純利益）	(154)
	自己株式	△ 577
	評価・換算差額等	3
	その他有価証券評価差額金	3
	合計	2,454

第10期決算公告

令和８年３月13日

横浜市中区不老町一丁目１番地５
横浜東芝ビル８階
ＩＹＯ　ＵＤＯＮ株式会社
代表取締役　藤井　健

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	141,735
	固定資産	1,078,757
	合計	1,220,492
負純資産の債及び部	流動負債	161,380
	固定負債	238,926
	株主資本	820,186
	資本金	10,000
	利益剰余金	810,186
	その他利益剰余金	810,186
	（うち当期純利益）	(103,783)
	合計	1,220,492

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、払込期日を令和八年四月十四日とする募集株式の発行が行われることを条件に、資本金の額を六億九千七百三十四万七千六十円、資本準備金の額を六億九千七百三十四万七千六十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十三日

横浜市中区不老町一丁目一番地五横浜東芝ビル八階
ＩＹＯ　ＵＤＯＮ株式会社
代表取締役　藤井　健

第21期決算公告

令和８年３月13日

福岡市東区多の津二丁目７－１
株式会社マインズ
代表取締役　東山　峰雄

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	909,652
	固定資産	618,913
	繰延資産	54,037
	合計	1,582,603
負純資産の債及び部	流動負債	553,759
	固定負債	868,681
	株主資本	160,163
	資本金	55,000
	利益剰余金	106,396
	その他利益剰余金	106,396
	（うち当期純利益）	(57,169)
	自己株式	△1,233
	合計	1,582,603

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十三日

福岡市東区多の津二丁目七―一
株式会社マインズ
代表取締役　東山　峰雄

第16期決算公告

令和８年３月13日

東京都東村山市萩山町一丁目８番地11
ラタージュ201
渡辺乳業株式会社
代表取締役　渡辺　昇

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	20,227
	固定資産	71,017
	資産合計	91,244
負純資産の債及び部	流動負債	12,776
	固定負債	79,815
	負債合計	92,592
	株主資本	△1,348
	資本金	1,000
	利益剰余金	△2,348
	その他利益剰余金	△2,348
	（うち当期純損失）	(195)
	純資産合計	△1,348
	負債・純資産合計	91,244

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は、乙が、株式会社明治と締結済みの牛乳等取引基本契約書に基づき、株式会社明治の処理、製造又は仕入にかかる牛乳、乳製品、清涼飲料及びその他食料品を購入し、乙と一宅配サービス一契約を締結した明治おいしい牛乳センター東久留米店地区内の顧客に販売し、宅配する事業に関して有する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月十日
掲載頁　九十一頁（号外第一五九号）

令和八年三月十三日
東京都東村山市萩山町一丁目八番地一
一ラタージュ二〇一
（甲）代表取締役　渡辺乳業株式会社
東京都北区豊島二丁目三番一号
（乙）株式会社ひとＳｍｉｌｅ
代表取締役　徳村　健

第66期決算公告

令和８年３月13日　福岡県田川郡香春町大字中津原1822番地２
古本建設株式会社
代表取締役　古本　啓子

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	189,624,769	流動負債	79,365,752
固定資産	245,716,531	固定負債	15,406,000
有形固定資産	193,821,929	負債合計	94,771,752
無形固定資産	1,969,263	株主資本	340,569,548
投資その他の資産	49,925,339	資本金	30,000,000
		利益剰余金	317,211,548
		利益準備金	7,500,000
		その他利益剰余金	309,711,548
		（うち当期純損失）	(43,063,662)
		自己株式	△6,642,000
		純資産合計	340,569,548
資産合計	435,341,300	負債・純資産合計	435,341,300

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年三月十三日
福岡県田川郡香春町大字中津原一八二二番地二
（甲）古本建設株式会社
代表取締役　古本　啓子
福岡県田川郡香春町大字中津原一八二二番地の二
（乙）有限会社エフ・トランスポート
代表取締役　古本　貴子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記とおりです。

令和八年三月十三日

岡山市中区倉富三四〇番地の一八

（甲）ナカウン株式会社

代表取締役　中　俊介

岡山市中区倉富三四〇番地の一八

（乙）ナカウン企画株式会社

代表取締役　中　光正

第72期決算公告　令和８年３月13日

岡山市中区倉富340番地の18

ナカウン株式会社

代表取締役　中　俊介

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,536,693
	固定資産	6,089,117
	合計	10,625,811
負債及び純資産の部	流動負債	510,213
	固定負債	8,006
	株主資本	10,107,591
	資本金	30,000
	資本剰余金	249,085
	利益剰余金	9,846,755
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	9,836,755
	（うち当期純利益）	(536,766)
	自己株式	△18,249
	合計	10,625,811

第22期決算公告

令和８年３月13日

岡山市中区倉富340番地の18

ナカウン企画株式会社

代表取締役　中　光正

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	68,457
	固定資産	0
	合計	68,457
負債及び純資産の部	流動負債	123
	固定負債	0
	株主資本	68,334
	資本金	10,000
	利益剰余金	58,334
	その他利益剰余金	58,334
	（うち当期純利益）	(1,334)
	合計	68,457

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年三月十三日

横浜市青葉区美しが丘一丁目一一番九号

（甲）株式会社保険コネクト

代表取締役　町田　辰英

横浜市青葉区美しが丘一丁目一一番九号

（乙）株式会社マイクコーポレーション

代表取締役　町田　辰英

第４期決算公告　令和８年３月13日

横浜市青葉区美しが丘一丁目11番９号

株式会社保険コネクト

代表取締役　町田　辰英

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	14,638
	固定資産	12,480
	資産合計	27,118
負債及び純資産の部	流動負債	696
	固定負債	161,666
	株主資本	△135,244
	資本金	9,000
	利益剰余金	△144,244
	その他利益剰余金	△144,244
	（うち当期純損失）	(22,665)
	負債・純資産合計	27,118

第11期決算公告　令和８年３月13日

横浜市青葉区美しが丘一丁目11番９号

株式会社マイクコーポレーション

代表取締役　町田　辰英

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	18,160
	固定資産	9,432
	資産合計	27,592
負債及び純資産の部	流動負債	4,282
	固定負債	550
	株主資本	22,760
	資本金	10
	利益剰余金	22,750
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	22,748
	（うち当期純利益）	(7,463)
	負債・純資産合計	27,592

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十三日

大阪市中央区南船場四丁目一一番二八号

（甲）株式会社ディースパーク

代表取締役　森下　篤史

東京都大田区東蒲田二丁目三〇番一七号

（乙）株式会社プロフィット・ラボラトリー

代表取締役　森下　篤史

第22期決算公告　令和８年３月13日

大阪市中央区南船場四丁目11番28号

株式会社ディースパーク

代表取締役　森下　篤史

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	476,475
	固定資産	132,537
	資産合計	609,012
負債及び純資産の部	流動負債	206,086
	固定負債	19,203
	株主資本	383,721
	資本金	78,015
	資本剰余金	179,011
	資本準備金	163,620
	その他資本剰余金	15,390
	利益剰余金	126,695
	その他利益剰余金	126,695
	（うち当期純利益）	(40,108)
	負債・純資産合計	609,012

第19期決算公告

令和８年３月13日

東京都大田区東蒲田二丁目30番17号

株式会社プロフィット・ラボラトリー

代表取締役　森下　篤史

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	155,817
	資産合計	155,817
負債及び純資産の部	流動負債	1,560
	株主資本	154,256
	資本金	10,000
	利益剰余金	144,256
	利益準備金	1,270
	その他利益剰余金	142,986
	（うち当期純利益）	(1,761)
	負債・純資産合計	155,817

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十三日

兵庫県西宮市浜甲子園三丁目五番三号

（甲）松井金網工業株式会社

代表取締役　松井　良介

兵庫県西宮市浜甲子園三丁目五番三号

（乙）松井金網工事株式会社

代表取締役　松井　良介

第83期決算公告

令和８年３月13日

兵庫県西宮市浜甲子園三丁目５番３号

松井金網工業株式会社

代表取締役　松井　良介

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	794,161
	固定資産	838,508
	合計	1,632,669
負債及び純資産の部	流動負債	510,563
	株主資本	1,122,105
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,343,014
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,335,514
	（うち当期純利益）	(65,472)
	自己株式	△ 250,909
	合計	1,632,669

第４期決算公告

令和８年３月13日

兵庫県西宮市浜甲子園三丁目５番３号

松井金網工事株式会社

代表取締役　松井　良介

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	183,582
	固定資産	9,483
	合計	193,065
負債及び純資産の部	流動負債	241,773
	株主資本	△ 48,707
	資本金	30,000
	利益剰余金	△ 78,707
	その他利益剰余金	△ 78,707
	（うち当期純損失）	(29,107)
	合計	193,065

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十三日

兵庫県明石市魚住町清水二二七五番地の七

（甲）ファイブスタータクシー株式会社

代表取締役　金子　健作

神戸市長田区長尾町二丁目七番四号

（乙）富士恵タクシー株式会社

代表取締役　金子　健作

第61期決算公告

令和８年３月13日

神戸市長田区長尾町二丁目７番４号

富士恵タクシー株式会社

代表取締役　金子　健作

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	57,256
	固定資産	41,189
	合計	98,445
負純資債及産のび部	流動負債	111,233
	固定負債	17,239
	株主資本	△ 30,027
	資本金	25,000
	利益剰余金	△ 55,027
	利益準備金	300
	その他利益剰余金	△ 55,327
	（うち当期純損失）	(12,536)
	合計	98,445

第71期決算公告　令和８年３月13日

兵庫県明石市魚住町清水2275番地の７

ファイブスタータクシー株式会社

代表取締役　金子　健作

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	89,265
	固定資産	52,689
	合計	141,954
負純資債及産のび部	流動負債	117,225
	固定負債	55,709
	株主資本	△ 30,980
	資本金	10,000
	資本剰余金	42,099
	その他資本剰余金	42,099
	利益剰余金	△ 83,080
	その他利益剰余金	△ 83,080
	（うち当期純損失）	(20,540)
	合計	141,954

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十三日

新潟県新発田市荒町字大宝地二三六四番二

（甲）株式会社ｋａｎｄａｉ

代表取締役　大沢　明寛

新潟県新発田市荒町字大宝地二三六四番二

（乙）株式会社寛大

代表取締役　大沢　明寛

第４期決算公告

令和８年３月13日

新潟県新発田市荒町字大宝地2364番２

株式会社ｋａｎｄａｉ

代表取締役　大沢　明寛

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	26,101
	固定資産	15,664
	合計	41,765
負純資債及産のび部	流動負債	8,954
	固定負債	21,279
	株主資本	11,532
	資本金	5,000
	利益剰余金	6,532
	繰越利益剰余金	6,532
	（うち当期純利益）	(2,608)
	合計	41,765

第12期決算公告

令和８年３月13日

新潟県新発田市荒町字大宝地2364番２

株式会社寛大

代表取締役　大沢　明寛

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	20,357
	固定資産	889
	合計	21,246
負純資債及産のび部	流動負債	16,966
	固定負債	13,393
	株主資本	△ 9,113
	資本金	5,000
	利益剰余金	△ 14,113
	繰越利益剰余金	△ 14,113
	（うち当期純損失）	(15,632)
	合計	21,246

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十三日

大阪府東大阪市宝持一丁目二番一六号

（甲）有限会社一鐵

代表取締役　伊藤　正身

大阪府東大阪市宝持一丁目九番一四号

（乙）株式会社ＴｏｐＳｏｎ

代表取締役　伊藤　正身

第21期決算公告

令和８年３月13日

大阪府東大阪市宝持一丁目２番16号

有限会社一鐵

代表取締役　伊藤　正身

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	181,120
	固定資産	243,904
	合計	425,025
負純資債及産のび部	流動負債	5,713
	固定負債	287,577
	株主資本	131,733
	資本金	3,000
	利益剰余金	128,733
	利益準備金	450
	その他利益剰余金	128,283
	（うち当期純損失）	(12,971)
	合計	425,025

第５期決算公告

令和８年３月13日

大阪府東大阪市宝持一丁目９番14号

株式会社ＴｏｐＳｏｎ

代表取締役　伊藤　正身

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	10,434
	合計	10,434
負純資債及産のび部	流動負債	3,615
	固定負債	55,060
	株主資本	△ 48,240
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 58,240
	その他利益剰余金	△ 58,240
	（うち当期純損失）	(23,961)
	合計	10,434

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十三日

宮崎県延岡市栄町二―一〇　二Ｆ

（甲）株式会社ＮＯＶＥＬ

代表取締役　工藤　嵩生

宮崎県延岡市北川町長井五二六八―二

（乙）キラ株式会社

代表取締役　吉良　隆一

決　算　公　告

令和８年３月13日

宮崎県延岡市栄町２―10　２Ｆ

株式会社ＮＯＶＥＬ

代表取締役　工藤　嵩生

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	15,656
	固定資産	6,027
	資産合計	21,684
負純資債及産のび部	流動負債	13,268
	固定負債	11,220
	株主資本	△2,804
	資本金	10
	利益剰余金	△2,814
	その他利益剰余金	△2,814
	（うち当期純損失）	(7,424)
	負債・純資産合計	21,684

決　算　公　告

令和８年３月13日

宮崎県延岡市北川町長井5268―２

キラ株式会社

代表取締役　吉良　隆一

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,660
	固定資産	3,159
	繰延資産	254
	資産合計	6,074
負純資債及産のび部	流動負債	3,470
	固定負債	5,415
	株主資本	△2,811
	資本金	1,000
	利益剰余金	△3,811
	繰越利益剰余金	△3,811
	（うち当期純損失）	(1,630)
	負債・純資産合計	6,074

第 44 期 決 算 公 告

令和８年３月13日

静岡県掛川市中央高町54番地

株式会社健康第一調剤薬局

代表取締役　角皆　　忍

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	628,132
	固定資産	851,643
	繰延資産	8
	資産合計	**1,479,784**
負債及び純資産の部	流動負債	198,400
	固定負債	585,543
	株主資本	695,840
	資本金	30,000
	資本剰余金	9,703
	資本準備金	9,703
	利益剰余金	656,137
	利益準備金	2,838
	その他利益剰余金	653,299
	（うち当期純利益）	(52,579)
	負債・純資産合計	**1,479,784**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）下記のとおりです。

令和八年三月十三日

静岡県掛川市中央高町五四番地

（甲）株式会社健康第一調剤薬局

代表取締役　角皆　　忍

静岡県掛川市中央高町五四番地

（乙）薬匠株式会社

代表取締役　角皆　　忍

第 17 期決算公告　令和８年３月13日

静岡県掛川市中央高町54番地

薬匠株式会社

代表取締役　角皆　　忍

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	72,965
	固定資産	4,317
	資産合計	**77,282**
負純資産の債及び部	流動負債	28,078
	固定負債	45,000
	株主資本	4,204
	資本金	3,000
	利益剰余金	1,204
	その他利益剰余金	1,204
	（うち当期純利益）	(8,625)
	負債・純資産合計	**77,282**

第 18 期 決 算 公 告

令和８年２月27日

東京都板橋区中丸町11番２号

ワコーレ要町ビル８階

株式会社ＣＣＨ

代表取締役　高鍬　仁一

貸借対照表の要旨

（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,115,631
	固定資産	2,888,279
	資産合計	**4,003,910**
負債及び純資産の部	流動負債	190,621
	固定負債	43,633
	負債合計	**234,254**
	株主資本	3,528,481
	資本金	84,000
	資本剰余金	132,008
	資本準備金	105,431
	その他資本剰余金	26,577
	利益剰余金	3,312,473
	利益準備金	1,295
	その他利益剰余金	3,311,178
	（うち当期純利益）	(118,431)
	評価・換算差額等	241,174
	その他有価証券評価差額金	241,174
	純資産合計	**3,769,656**
	負債・純資産合計	**4,003,910**

決　算　公　告

令和８年３月13日

三重県津市広明町112番地の５

株式会社アイケーディ

代表取締役　池田　和司

貸借対照表の要旨

（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,436,553
	固定資産	1,165,729
	資産合計	**2,602,282**
負債及び純資産の部	流動負債	968,755
	固定負債	29,151
	負債合計	**997,907**
	株主資本	1,604,374
	資本金	50,000
	資本剰余金	1,945
	資本準備金	886
	その他資本剰余金	1,078
	利益剰余金	1,552,429
	利益準備金	9,472
	その他利益剰余金	1,542,957
	（うち当期純利益）	(46,563)
	純資産合計	**1,604,374**
	負債・純資産合計	**2,602,282**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年三月十三日

三重県津市広明町一一二番地の五

（甲）株式会社アイケーディ

代表取締役　池田　和司

三重県津市広明町一一二番地五

（乙）池田土地開発株式会社

代表取締役　池田　彰公

決　算　公　告

令和８年３月13日

三重県津市広明町112番地５

池田土地開発株式会社

代表取締役　池田　彰公

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	42,561
	固定資産	337,085
	繰延資産	184
	資産合計	**379,832**
負純資産の債及び部	流動負債	27,163
	負債合計	**27,163**
	株主資本	352,669
	資本金	10,000
	利益剰余金	342,669
	その他利益剰余金	342,669
	（うち当期純利益）	(17,892)
	純資産合計	**352,669**
	負債・純資産合計	**379,832**

決　算　公　告

2026年３月13日

大阪市天王寺区清水谷町５番16号

株式会社ＴＫＸ

代表取締役　橋本圭一郎

貸借対照表の要旨

（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,069,804
	固定資産	673,983
	資産合計	**2,743,787**
負債及び純資産の部	流動負債	793,369
	賞与引当金	10,056
	固定負債	1,273,130
	株主資本	661,696
	資本金	100,000
	資本剰余金	400,000
	その他資本剰余金	400,000
	利益剰余金	161,696
	利益準備金	841
	その他利益剰余金	160,854
	（うち当期純利益）	(100,149)
	評価・換算差額等	15,591
	その他有価証券評価差額金	15,591
	負債・純資産合計	**2,743,787**